

平成 28 年度

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

平成 28 年 2 月 29 日 開 会

平成 28 年 3 月 3 日 閉 会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

平成28年度予算特別委員会会議録目次

【平成28年2月29日（月）】

1日目

正副委員長互選	3
議案説明（議案第19号から第42号まで）	4
資料要求	
伊勢由典委員	33
阿部かほる委員	36
志子田吉晃委員	36

【平成28年3月1日（火）】

2日目

質疑

〔一般会計〕

菅原善幸委員	43
小高洋委員	50
志子田吉晃委員	66
小野幸男委員	81
土見大介委員	96
伊勢由典委員	113

【平成28年3月2日（水）】

3日目

質疑

〔一般会計〕

阿部かほる委員	131
山本進委員	142
菊地進委員	157
浅野敏江委員	168
西村勝男委員	183

曾 我 ミ ヨ 委員	193
志 賀 勝 利 委員	207
阿 部 眞 喜 委員	225

【平成28年3月3日（木）】 4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

伊 勢 由 典 委員	239
菅 原 善 幸 委員	247
志子田 吉 晃 委員	256
志 賀 勝 利 委員	264
阿 部 かほる 委員	274
浅 野 敏 江 委員	283
小 高 洋 委員	291
土 見 大 介 委員	295
曾 我 ミ ヨ 委員	305
菊 地 進 委員	312
西 村 勝 男 委員	320
山 本 進 委員	325

採決	331
----	-----

平成28年2月29日（月曜日）

平成28年度予算特別委員会

（第1日目）

平成28年度予算特別委員会第1日目

平成28年2月29日（月曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（全会計・一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	水道部長	赤間忠良君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君

水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	産業環境部 浦戸振興課長	草野弘一君
建設部 下水道課長	佐藤寛之君	市立病院事務部 業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君
水道部 業務課長	村上昭弘君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	管原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開会

○香取臨時委員長 ただいまから平成28年度予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしましょうか、お諮りいたします。

小野幸男委員。

○小野委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただきまして、選考をお願いしたいと思います。以上であります。

○香取臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がございました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましてはさよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。選考委員には小野幸男委員、阿部かほる委員、山本進委員、志子田吉晃委員、伊勢由典委員、以上5名の方に選考委員をお願いをいたします。

それでは、別室にて選考をお願いをいたします。暫時休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時18分 再開

○香取臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より選考結果のご報告をお願いをいたします。

阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には鎌田礼二委員、副委員長には菅原善幸委員のご兩名を選考いたしました。

以上、ご報告いたします。

○香取臨時委員長 ただいま阿部かほる委員の報告のとおり、委員長には鎌田礼二君、副委員長

には菅原善幸君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、鎌田礼二君に委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○鎌田委員長 本年度の予算ですが、約、総額で630億円、昨年度の予算に比較しますとそこまでは及びませんけれども、かなりの金額だと私は思います。これについては、今回、新規事業も結構盛り込まれておりますし、皆さんの協力を得てしっかりと審議をしていきたいと思しますので、ご協力をひとつよろしく申し上げます。

○香取臨時委員長 次に、菅原善幸君に副委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○菅原副委員長 ただいま皆さんのほうから推挙いただきました菅原善幸でございます。28年度の予算を活発な審議ができますよう、何とぞよろしく願いいたします。

○香取臨時委員長 それでは、鎌田委員長と交代をいたします。

○鎌田委員長 これより平成28年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第19号ないし第42号の24件であります。

それでは、まず平成28年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。日程については2月29日、3月1日ないし3日の4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は2月29日、3月1日ないし3日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、最初に市当局から説明を求め、次にさきに配付しました、予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。なお、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 私からは議案第23号「塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号1、平成28年度第1回塩竈市議会定例会議案と資料番号10、第1回市議会定例会議案資料その2をご用意ください。

初めに、資料番号1の46ページをお開きください。資料番号1の46ページでございます。

こちらの下段に本条例の提案理由といたしまして、高度衛生管理型荷さばき所の整備に伴いまして、所要の改正を行おうとするものと記載してございます。資料番号1の46ページのほうに提案理由を記載しております。

内容につきまして、続けて説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料番号12の51ページをお開き願いたいと思います。

1の概要についてでございますが、ことしの8月にC棟、9月、10月にA棟の一部が完成して供用するというようになっておりますので、新施設におけます使用料を定めるなどの所要の改正を行うというものとなっております。

2の使用料についてですが、こちらの1、施設使用料の表をごらんいただきたいと思います。施設区分ごとに新使用料と旧使用料の比較を記載しております。表の右端の図表番号という欄につきましては、同じ資料の53ページにありますA3版の織り込みの図表、こちらの丸数字の番号と対応するものとなっております。施設使用料の単価の算定につきましては、新魚市場の整備費用でありますとか、減価償却費、維持管理コスト等を総合的に勘案した上で、各施設の使用料を算定して設定してございます。

次に、新施設の使用料を主なものについてご説明いたします。

機能支援施設のうち、A棟の2階に整備いたします卸売業者貸事務室につきましてですが、A棟の整備には国の補助金を活用しておりますことから、市の単独費として持ち出す分は少ない状況でございます。なので、施設の使用料の設定につきましては、減価償却費をもとに算定しております。新施設の使用料、1平方メートル当たりの月額料金としましては840円としております。こちらの占有面積が764平方メートルになりますことから、月の使用料といたしましては、64万2,000円ということになります。占有面積は異なっておりますが、旧市場での使用料、こちらが44万1,000円でしたので、月当たりに換算しますと20万円ほどの増加ということになります。

次に、C棟に整備いたします市場関係者貸し事務室、こちらにつきましては、整備するに当たりまして、関係者の皆様からご要望をいただき、市の単独費用で整備しておりますことから、整備に係る起債償還費用でありますとか、減価償却費、これらを合わせたもの、経費をもとに

算定をしております。ですので、卸売業者の貸事務所と比較しますと、月の単価が高額な設定になっております。また、部屋の大きさ等につきましても、いただいたご要望を整理した上で調整して整備を行っております。

1平方メートル当たりの新使用料としましては、月額で2,480円に設定しております。1部屋当たりの使用料といたしましては、最も小さいもので13平方メートルほどになりますが、こちらですと月3万2,000円。標準的なものとして一番多いものが21平方メートル、こちらのもので5万2,000円。それより大き目の36平方メートルのもので8万9,000円。最も大きいものは64平方メートルというご要望をいただいております。こちらにつきましては15万9,000円ほどになります。一部屋当たりの面積は異なりますが、平均的な旧魚市場での貸事務所使用料と比較いたしますと、旧市場ですと1万8,000円だったものが、新魚市場21平米のもので5万2,000円となりますので、月当たり3万4,000円の増加ということになります。

また、食堂と地魚販売施設につきましては、公共性を考慮いたしまして、他の施設に比べますと安価な設定とさせていただきます。1平方メートル当たりは200円、両施設合わせた面積が256平方メートルとなりますので、月額としては5万1,000円となります。なお、事業者の公募につきましては、施設の全体が完成する平成29年秋から営業いただけるように実施をしてみたいと考えております。

次に、会議室につきましては、大中小3つを整備しております。料金設定をそれぞれ1時間単位に改めまして、より実態に即した無駄のない使い方がいただけるように配慮しております。

なお、本条例の施行日につきましては、こちらの52ページの3に記載のとおり、施設の完成に合わせて施行してまいりますので、A棟に整備します卸売業者貸事務所、こちらのみが10月1日から、他の施設につきましては、先行して8月1日から施行を予定しております。

また、同じ資料の47ページから50ページ、こちらには新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

議案第23号についての説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○鎌田委員長 高橋教育委員会学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 私のほうからは、議案第25号「塩竈市いじめ防止対策推進条例」の概要についてご説明いたします。

資料番号1の48ページをごらん願います。

初めに、提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を推進するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、本条例の策定に当たりましての基本的な考え方につきましてご説明申し上げます。いじめを防止し、子供が安心して学び成長できる環境を整えるための基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び教職員、保護者並びに市民等の責務などを規定するとともに、いじめの未然防止を目的とした方策を実施することなどを盛り込むことによりまして、塩竈市全体としていじめの防止に取り組む姿勢を明確にした条例とするべく、今回提案するものでございます。

前文では、全ての子供はそれぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、次代の社会を担う大切な宝である。社会の宝である子供に対するいじめは、いじめを受けた子供の心と体に苦しみや痛みをもたらし、子供が人間として尊重され成長する権利を著しく侵害し、その身心生命に重大な危険を生じさせるものであり、許される行為ではございません。このような基本理念に基づきまして、互いを尊重し、いじめを許さない文化と風土を全市でつくり上げるため、いじめ防止についての規範を定め、全てのものでいじめ防止のための施策を推進していくためにこの条例を制定するものであります。

では、次に、条例の概要についてご説明申し上げます。

第1章は、総則でありますので、条例の目的、いじめの定義、基本理念、市、教育委員会、学校及び教職員、保護者並びに市民等の責務や役割等、その他インターネットを通じて行われるいじめ対策について規定しているものでございます。

次に、52ページをごらん願います。

第2章では、いじめ防止基本方針の策定の狙いと内容について規定しております。

第3章では、塩竈市いじめ問題対策連絡協議会の設置に関する規定でございまして、教育委員会が設置することとなっております。協議会の所掌事務については、関係機関等がいじめの防止対策を共有し、相互の連携を図ってまいります。

次に、53ページをごらん願います。

第4章では、塩竈市いじめ防止等対策委員会の設置に関する規定でございまして、教育委員会が設置いたします。対策委員会の所掌事務につきましては、各項における具体的ないじめ事案とその対応やいじめの防止等の具体的な対策を審議するものでございます。

なお、万が一、自死等の重大事態が発生した場合につきましては、第三者からなる臨時委員を加え、調査を行うこともこの章で規定しております。

次に、第5章でございますが、塩竈市いじめ問題再調査委員会の設置に関する規定でございます。市長が設置いたします。再調査委員会の所掌事務につきましては、先ほども申し上げた重大な事態に対する調査の報告に関しまして、必要に応じて第三者からなる再調査を行うものでございます。

以上で塩竈市いじめ防止対策推進条例についての説明は終わりとさせていただきます。ご審議につきまして、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、続きまして、議案第27号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料番号1、定例会議案及び資料番号12、議案資料その2をご用意いただきたいと存じます。

まず、資料番号1、定例会議案の62ページをお開きいただきたいと思います。資料番号1の62ページでございます。

提案理由にございますように、本条例は、特別職の職員、市議会の議員の皆様及び市立病院事業管理者の期末手当等の支給月数を引き上げますとともに、塩竈市特別職給料等審議会の新設審議事項に教育長に関する事項を追加するものでございます。

まず、特別職給与等の取り扱いについてご説明いたします。

資料番号12、議案資料その2の72ページをお開きいただきたいと思います。資料No.12の72ページでございます。

2の期末手当等の改正をごらんいただきたいと思います。改正内容といたしましては、(1)の市長、副市長、教育長並びに(2)の市議会議員の皆様につきましては、いずれも期末手当の支給月数を6月期と12月期でそれぞれ0.10月分ずつ、計0.20月分引き上げ、年間合計を現行の「2.95月分」から「3.15月分」にしようとするものでございます。

3の市立病院事業管理者につきましては、勤勉手当の支給月数を6月期と12月期それぞれで0.125月分ずつ、計0.25月分引き上げ、期末勤勉手当年間合計で「4.20月分」にしようとするものでございます。

同じ資料の70ページから71ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

次に、新旧対照表の71ページをごらんいただきたいと思います。

隣のページでございます。中段に特別職給料等審議会条例の一部改正部分を掲載してございます。教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、28年4月から新しい制度のもとでの教育長となりますので、その給料の額を改めようとする場合、塩竈市特別職給料等審議会の意見を聞く対象として追加しようするものでございます。

条例の施行は、平成28年4月1日からとしてございます。

議案第27号については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 遠藤長寿社会課長 続きまして、議案第28号「塩竈市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び塩竈市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正をする条例」についてご説明申し上げます。平成28年第1回塩竈市議会定例会議案資料No.1と資料No.12をご用意願います。主に資料No.12でご説明申し上げさせていただきます。

119ページをお開き願います。

説明の都合上、ここでの件名ですけれども、長い改正条例の名称ですので、「基準等の一部の改正に伴う条例改正」と短く記載してありますので、ご了解をお願いいたします。

まず、最初の1は、条例改正の趣旨であります。このたび指定地域密着型サービス事業の人員、設備等に係る国の基準が改正されたことに伴いまして、本市関係条例の改正を行おうとするものでございます。

(1)の改正の内容は大きく2点になっています。1点目は、①の現在、国が行っている利用定員18人以下の小規模の通所介護事業所、いわゆる「デイサービスセンター」の指定監督は本市が行うことになること。2点目ですけれども、②の認知症対応型通所介護に地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議を設置することの2つになります。

(2)の施行時期ですけれども、平成28年4月1日からになっております。

(3)の国の基準改正の経過ですけれども、本年2月5日に厚生労働省令の改正省令が公布されましたことによりまして、今回の条例改正となったものでございます。

(4)の市内の対象事業所ですけれども、①の定員18人以下の通所介護事業所が12事業所、②の認知症対応型通所介護事業所が2事業所を予定しております。

次に、2の改正する条例と関係する基準省令は、今回改正される本市条例と基準となる厚生

労働省令をあらわしています。

隣のページ、120ページをごらん願います。

3の条例改正の内容です。具体的な基準一覧表の上に、国の省令で示された従うべき基準など基準区分を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、具体的な基準ですが、(1)が一つ目の改正条例で、この条例には地域密着型通所介護に関する規定が新たに加えられるものです。①の基本方針、②の人員、③の設備に関する基準以下、地域密着型通所介護に係る基準を項目、国の基準、基準区分、本市の基準と対比できるように記載しております。このうち、本市の基準は、施設や事業所が国が示した基準を守ればそれぞれの設備や運営がしっかり確保されると考えますので、基本的には国が示した基準としております。

128ページ、お開き願います。

ウの表に記載の非常災害対策と記録の整備に係る基準については、これらに係る本市の取り組み状況から、本市独自の基準として上乘せをしております。

恐れ入ります。129ページ、お開き願います。

こちらはもう一つの条例改正でございます。アとして、この条例の指定介護予防、認知症対応型通所介護に係る現行規定の部分に、事業所、事業者に6カ月に1回の割で運営推進会議を義務づける規定を追加するものでございます。

以上が条例改正の概要ですが、73ページには新旧対照表がありますので、後ほどご参照願います。議案第28号の説明は以上でございます。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 それでは、議案第29号「平成28年度塩竈市一般会計予算」から議案第39号「平成28年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算」について概要を説明いたします。説明の都合上、議案資料No.12、今使用しております資料No.12の130ページをごらんいただければと思います。130ページでございます。

この表は、一般会計及び特別会計当初予算の総括表でございます。平成28年度の一般会計当初予算は392億9,000万円で、前年度比73億2,000万円、15.7%の減となっております。高度衛生管理型荷さばき所整備事業など震災関連事業の減によりまして、当初予算としましては、震災後初の減少となりました。特に特別会計ですが、10の特別会計の予算総額は236億150万円で、前年度比11億8,300万円、4.8%の減となっております。

一般会計、特別会計を合わせた総額は、下段にありますように、628億9,150万円で、前年度比85億300万円、11.9%の減となっております。

次の131、132ページをお開き願います。

一般会計の歳入についての前年度比較表でございます。主な歳入の内容については、予算説明書にてご説明いたしますので、増減の多い内容を説明します。

費目6の地方消費税交付金は1億4,810万円の増で、従来分、引き上げ分、それぞれ増となっております。

費目10の地方交付税は42億4,952万6,000円の減で、主に新魚市場整備事業の財源でありました震災復興特別交付税の大幅な減によるものであります。費目14の国庫支出金は70億5,059万9,000円の減で、主に同じく新魚市場整備事業の財源であります水産流通基盤整備事業補助金の大幅な減によるものであります。費目18の繰入金金は40億2,715万7,000円の増で、震災関連事業の財源として東日本大震災復興交付金基金やふるさとしおがま復興基金からの繰入金金の増によるものであります。費目21の市債は2億2,520万円の減で、借換債が大きく減となったためでございます。

次に、133、134ページをお開き願います。

一般会計の歳出につきまして目的別に前年度と比較をしておりますが、主な内容は後ほど予算説明書でご説明させていただきます。

次に、135、136ページをお開き願います。

主要な財政指標に影響する義務的経費の動きについてご説明させていただきます。まず、費目の1の人件費でございますが、職員数の減に伴います給料及び災害派遣職員負担金の減によりまして、前年度比1,831万4,000円の減となっております。費目4の扶助費につきましては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付費等支給事業の増などによりまして、前年度比4,919万5,000円の増となっております。費目8の公債費につきましては、借換債が減となったことにより前年度比12億9,474万3,000円の減となっております。

次に、投資的経費の主な予算では、費目6の普通建設事業費ですが、内訳にございまして、補助事業が大幅に減となったことにより、40億5,125万3,000円の減となっております。新魚市場整備事業高度衛生管理型荷さばき所整備事業の減が主な理由でございます。費目7の災害復旧費は、道路橋梁災害復旧費、漁港施設災害復旧費の減により、前年度から8億590万4,000円の減となっております。

次に、137、138ページをお開き願います。

平成28年度一般会計当初予算の投資的経費の内訳一覧表でございます。138ページの合計の下の内訳でございますとおり、普通建設事業費は14億9,164万8,000円、復興交付金事業が119億9,434万円、災害復旧事業が10億4,600万円、合計145億3,198万8,000円と、前年度よりも48億5,715万7,000円の減となっております。

次に、議案第29号「平成28年度一般会計予算」の内訳をご説明いたしますので、議案資料のNo.8をご用意願います。資料No.8でございます。

1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を392億9,000万円と定めるものであります。第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明いたします。第4条、一時借入金でございますが、災害復旧事業費や災害関連事業費の計上など大規模な予算でありますことから、27年度に引き続き50億円と設定しております。第5条は、人件費の各項の間の流用について規定をしております。

次の2ページから5ページにつきましては、歳入歳出予算の款ごとの区分でありますので、詳細は後ほど予算説明書で説明させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。6ページでございます。

「第2表 債務負担行為」は、中小企業振興資金損失補償など、例年と同様の内容となりますが、計16件、限度額合計1億1,534万5,000円となりまして、前年度の限度額9億3,441万5,000円から大きく減となっております。

7ページの「第3表」、地方債につきましては、議会中継システム設備更新事業1,660万円から最下段臨時財政対策債6億5,990万円まで、計16件を計上しております。主なものでは、災害関連としまして、中段にあります公営住宅整備事業11億5,470万円、下から2番目の借換債3億4,990万円などが大きな限度額となっております。

続きまして、平成28年度一般会計予算説明書についてご説明いたします。議案資料No.9をご用意願います。資料No.9でございます。

まず、1ページ、2ページをお開き願います。

こちらは一般会計歳入歳出予算事項別明細書の総括表であります。款別に前年度と比較しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。3ページ、4ページです。

平成28年度の特徴点を中心に、ご説明いたします。

まず、1款市税は55億4,757万9,000円を計上し、前年度から4,913万8,000円の増としております。これは、法人市民税が地方法人税の影響や収益減により6,114万7,000円の減となるものの、個人市民税及び固定資産税で増を見込みましたことから、市税全体で増となるものであります。

5ページ、6ページの2款地方譲与税から、次の7ページ、8ページの9款地方特例交付金までは、国の地方財政計画の内容や県通知額に基づきまして試算した数字となっております。特に6款地方消費税交付金につきましては、10億2,770万円を計上し、従来分が5億8,540万円引き上げ分が4億4,230万円となっております。なお、引き上げ分につきましては、国からの使途の明確化についての通知に基づきまして、説明欄にその充当事業を記載しております。

このページの下段をごらんください。

10款地方交付税につきましては83億3,995万6,000円と、前年度から42億4,952万6,000円の減を見込んでおります。これは復旧復興事業の地方負担分を補填する財源として交付されます震災復興特別交付税が新魚市場整備事業の進捗などにより、40億4,750万1,000円の大幅な減となったことが主な要因でございます。

13ページ、14ページをお開き願います。

14款国庫支出金につきましては40億6,608万2,000円で、70億5,059万9,000円の減となっております。これは、恐れ入りますが、17、18ページをお開きください。17ページ、18ページです。

2項7目の農林水産費国庫補助金の比較欄のところにありますとおり、62億888万8,000円の大幅な減によるものでございまして、新魚市場整備事業の財源であります水産流通基盤整備事業補助金が減となったことによるものでございます。

次に、25ページ、26ページをお開き願います。25ページ、26ページです。

18款繰入金につきましては、146億6,194万1,000円を計上し、前年度から40億2,715万7,000円の増となっております。

次のページの27ページ、28ページをお開きください。

8目東日本大震災復興交付金基金繰入金で、災害公営住宅整備事業等の進捗に伴いまして、その財源として基金繰入金が37億131万円の増となったことによるものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

35ページ、36ページをお開き願います。35ページ、36ページでございます。

1 款議会費は 2 億 5,312 万 9,000 円で、前年度から 2,599 万 4,000 円の増でございます。これは 36 ページの下のほう、13 節の委託料でございます議場等設備及び議会中継システム構築業務委託 198 万 3,000 円及び 15 節の工事請負費 2,217 万 2,000 円の合計、2,415 万 5,000 円の増によるものであります。

次に、39 ページ、40 ページをお開き願います。

2 款総務費でございますが、27 億 3,294 万 6,000 円で、前年度から 8,167 万 2,000 円の増となっております。主な理由としましては、恐れ入りますが、48 ページをお開きください。

48 ページの上のほうの右端、事業内訳欄でございます総合交通体系整備事業は、NEW しおナビ 100 円バスの路線拡大に伴いまして、前年度から 1,120 万 6,000 円の増となりましたほか、1 つ飛ばして、地域おこし協力隊活用事業及び復興支援員活用事業が新規計上となったことによります。

その他、57 ページ、58 ページの下段でございます選挙費、それと、飛んで 61 ページ、62 ページの下段でございます統計調査費につきましては、前年度の市議市長選挙費及び国勢調査費の減によりまして減となっております。

次に、67 ページ、68 ページをお開き願います。

3 款民生費は 78 億 2,830 万 5,000 円で、前年度から 2 億 9,829 万 7,000 円の増となっております。主な理由としましては、72 ページをお開き願います。

こちらは、1 項 3 目老人福祉費の内訳となっておりますが、19 節の負担金補助及び交付金の説明欄の最下段でございます地域医療介護総合確保事業補助金 2 億 98 万 7,000 円が新規計上されたことによるものであります。

そのほか、79 ページ、80 ページをお開き願います。79、80 ページ。

2 項 1 目児童福祉総務費では、主に子ども医療助成事業の拡大により前年度から 2,256 万 2,000 円の増となりましたほか、2 目児童措置費で、主に施設型給付費等支給事業の増により 4,823 万 1,000 円の増となっております。

また、87 ページ、88 ページに飛んでいただければと思います。87 ページ、88 ページ。

3 項 2 目の生活保護扶助費につきましては、前年度から 3,824 万 5,000 円の減となっており、これは医療扶助の減によるものであります。

次に、89 ページ、90 ページをお開き願います。

4 款衛生費につきましては 16 億 9,571 万 8,000 円で、前年度から 2 億 5,192 万 6,000 円の減とな

っております。

恐れ入りますが、103ページ、104ページをお開きください。

103ページ、104ページの下段、3項3目病院整備費におきます市立病院事業会計繰出金が病院特例債償還繰り出しなどの終了に伴いまして、1億9,516万4,000円の減となりましたほか、4項1目上水費におきます水道事業会計繰出金が主に災害復旧費の減に伴い、1億247万1,000円の減となったことによるものであります。

105ページ、106ページをお開き願います。

5款労働費につきましては9,842万7,000円で、前年度から1億918万4,000円の減となっております。これは県支出金を原資として取り組んでまいりました重点分野雇用創造事業の事業縮小に伴うものであります。

次に、107ページ、108ページをお開き願います。

6款農林水産業費は25億6,941万2,000円で、前年度から113億1,690万1,000円の大幅減となっております。主な理由としましては、恐れ入りますが、113ページ、114ページをお開き願います。2項8目復興事業費におきまして、高度衛生管理型荷さばき所整備事業及びC棟保管施設整備事業が減となりまして、前年度から104億9,762万5,000円の減となったことによります。

また、申しわけございませんが、ページをお戻りいただきまして、前のページ、111ページ、112ページの最下段、7目復興交付金事業費におきまして、前年度に予算化しました新浜地区漁業集落防災機能強化事業が減となったことにより、前年度から7億4,515万円の減となっております。

次に、115ページ、116ページをお開き願います。

7款商工費は6億4,236万8,000円で、前年度から4,520万3,000円の増となっております。主な理由は、同ページの中段、1項2目商工振興費におきまして割増商品券事業4,500万円を計上したことにより、前年度から4,309万9,000円の増となったものでございます。なお、同事業は、平成27年度に引き続き実施するものですが、平成27年度実施に係る予算は平成26年度の2月補正にてお認めいただいた予算を繰り越して実施したものでありますことから、当初予算比較ではこのように増減となって出てくるものでございます。

次に、121ページ、122ページをお開き願います。

8款土木費は174億2,750万9,000円で、前年度から60億990万7,000円の増でございます。

恐れ入りますが125ページ、126ページをお開き願います。125ページ、126ページです。

2項2目道路維持費につきましては、道路維持費及び道路維持補修工事費の増額によりまして、2,069万6,000円の増となっております。

次のページ、127ページ、128ページをお開き願います。

2項2目橋りょう整備費につきましては、JRに対する跨線橋等の点検委託費の計上や大規模修繕更新事業の増により、前年度から7,600万円の増となっております。

飛びまして、133ページ、134ページをお開きください。

5項4目下水道費につきましては、下水道事業特別会計における復興交付金事業予算の減に伴いまして繰出金が11億3,077万4,000円の大幅な減となっております。また、同じページの6目土地区画整理費につきましても、北浜地区、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計におけます事業予算の減に伴いまして繰出金が減となり、前年度から3億574万8,000円の減となっております。

次のページ、135ページ、136ページをお開きください。

6項住宅費につきましては90億1,632万9,000円で、前年度から73億6,998万1,000円の増であります。これは次の行にございます1目住宅管理費で、市営住宅改修事業費が外壁改修事業の完了などにより5,659万9,000円の減となるものの、次のページ、137ページ、138ページの下段にございます復興交付金事業費が災害公営住宅取得費など大幅な増により、前年度から74億2,658万円の大幅増となったことによるものでございます。

次に、139ページ、140ページをお開き願います

9款商工費は7億1,956万2,000円で、前年度から784万6,000円の増となっております。これは5目の非常備消防費が消火栓設置負担金の減などにより前年度から1,748万2,000円の減となるものの、同じページの下段、3目の防災費におきまして指定避難所トイレ整備費などの増により前年度から2,346万5,000円の増となったことによります。

次に、143ページ、144ページをお開き願います。

10款教育費は15億508万6,000円で、前年度から2,900万6,000円の減となっております。まず、1項2目事務局費では子どもの心のケアハウス運営事業や小中一貫教育推進事業、「神戸招待プログラム」塩竈交流事業などの新規事業の計上により、前年度から3,474万1,000円の増となっております。

しかしながら、ページ飛びますが、167ページ、168ページにございます、5項1目保健体育総務費が平成27年度に実施しました再生可能エネルギー等導入補助金を活用した温水プール太

陽光発電設備等導入事業の皆減によりまして、前年度から4,627万9,000円の減となっております。

次に、171ページ、172ページをお開き願います。171ページ、172ページです。

11款災害復旧費につきましては、10億4,600万円余で、前年度から8億590万4,000円の減となっております。内訳としまして、1項1目漁港施設災害復旧費が前年度から4億2,433万6,000円の減となりましたほか、道路橋りょう災害復旧費が3億8,156万8,000円の皆減となったことによるものでございます。

173ページ、174ページをお開き願います。

12款公債費は25億4,272万円で、前年度から12億9,474万3,000円の減となっております。これは元金償還のうち、借換分が3億4,990万円で、前年度の借り換え15億7,860万円から大きく減となったことが主な要因でございます。しかしながら、借換分を除いた純粋な元利償還金につきましても、前年度から6,604万3,000円の減でありまして、前年度に引き続き公債費の減となっております。

次に、175ページ、176ページをお開き願います。

13款諸支出金は2億1,381万8,000円で、前年度から1,874万5,000円の増となっております。これは交通事業特別会計への繰出金が前年度から1,945万5,000円の減となった一方で、公共用地先行取得事業特別会計への繰出金は、特別会計の公債費が増となったため、前年度から3,820万円の増となったことによるものでございます。

179ページ以降につきましては、給与費明細書、債務負担行為、地方債現在高の調書でございますので、後ほどご参照いただければと思います。

長くなりましたが、一般会計予算の内容につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは、続きまして議案第30号「平成28年度塩竈市交通事業特別会計予算」についてご説明させていただきます。同じく資料No.9、厚い資料の9番の194ページ、195ページをお開き願いたいと存じます。

こちらが平成28年度の予算の事項別明細書となりまして、本中の本年度予算額の欄にありますとおり、歳入歳出ともに1億9,330万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして2,830万円の減となるものでございます。

続きまして、各予算の主な内容について説明いたしますので、都合上、歳出のほうから説明させていただきます。

198ページ、199ページをお開き願います。

第1款事業費に1億9,330万円を計上いたしております。前年度と比較しまして1,660万円の減となっております。内訳といたしましては、1項離島定期運航費1目総務管理費に1億5,884万5,000円を計上しております。前年度に比較し918万2,000円の減となり、その主な理由は、船舶職の職員にかかります人件費の減によるものでございます。

続きまして、200ページ、201ページをお開き願います。次のページになります。

1款1項2目運航費には3,445万5,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして741万8,000円の減となります。主な理由は、船舶の各種検査に伴う修繕費及び燃料費が減額となったこと等によるものでございます。

続きまして、次の202ページ、203ページをお開き願います。

こちらは公債費になりますが、公債費につきましては、平成17年度に建造しました小型船舶「うらと」の起債償還が平成27年度をもちまして終了したことに伴い、本年度は皆減となるものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、196ページ、197ページにお戻り願いたいと思います。

1款事業収入には8,510万9,000円を計上しております。前年度と比較しまして533万7,000円の増となっております。主な理由といたしましては、桂島海水浴場の一部再開によります観光入込客の増等を踏まえまして、昨年の実績等を一定の参考にしながらか乗船料の増額を見込んだという内容でございます。

第2款国庫支出金は3,750万5,000円を計上してございます。前年度より1,521万8,000円の減となっております。この理由は、離島航路の補助金の算定基礎となります「標準単価」というものが改正されまして、国庫補助の対象となります収支欠損額、こちらが縮小したため減額となったものでございます。

第3款繰入金には7,031万8,000円を計上しております。前年度より1,945万5,000円の減額となっております。この理由につきましては、まず、歳出内におきましては、職員人件費あるいは船舶の人件費、それに起債の償還が終了したということで、歳出が減額になったと。一方、歳入側では、事業収入は増加いたしましたので、会計全体の収支が幾分改善されたになります。

ので、それで減額になっているということでございます。

第4款諸収入には、36万8,000円を計上いたしております。前年度より3万6,000円の増となり、内訳は、ページの右側でございますとおり、広告料収入として2万4,000円、会場バリアフリー施設の整備助成金として34万4,000円を計上しております。当該の助成金につきましては、野々島の栈橋に常備いたしますアルミ製のタラップ、こちらの建造費43万円を予定してございますが、その80%分を計上したという内容でございます。

交通事業特別会計予算につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 続きまして、私のほうから、議案第31号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」についてご説明いたします。資料番号8と9のほうをご用意いたします。

まず初めに、資料番号8の12ページのほうをお開きください。資料番号8の12ページをお開きください。

平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ前年度と比べまして4億7,440万円減の73億5,030万円と定めております。第2条につきましては、一時借入金の借入額の最高額を5億円と規定しております。

次に、主な内容についてご説明いたします。

資料番号9の210ページ並びに211ページをお開き願います。資料番号9の210、211ページでございます。こちらに記載しております歳入歳出予算事項別明細書の総括を使いましてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。211ページのほうです。主なものを説明させていただきます。

第2款保険給付費につきましては、1人当たりの医療費は増加傾向が続くものの、被保険者数の減少幅が大きいことから、全体としては減額していくものと考えており、前年度と比べまして8,667万9,000円の減となります46億3,247万5,000円を計上しております。

次に、第3款後期高齢者支援金等につきましては、被保険者数の減少に加えまして1人当たりの後期高齢者支援金の伸びが抑えられたことに伴いまして、前年度より1億371万6,000円減といたしまして、7億5,342万6,000円を計上しております。

次に、第6款介護納付金につきましては、国保に加入し納付を要する2号被保険者数が減少

しておりますことから、前年度より2,023万7,000円減となります2億8,991万6,000円を計上しております。

次に、第7款共同事業拠出金につきましては、前年度から拡大した事業対象医療費の実績に基づき、前年度より2億7,113万9,000円の減となります14億6,987万6,000円を計上しております。

次に、第8款保健事業費につきましては、人間ドック、脳ドック、特定健診の受診率向上及びデータヘルス計画に沿った事業実施に伴う経費を計上しましたことから、前年度より309万2,000円増となります1億1,506万9,000円を計上しております。

次に、第11款諸支出金につきましては、国保の資格管理適正化に伴います国保税還付金分などを踏まえまして300万円増となります1,240万2,000円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

210ページのほうをごらんください。

まず、第1款国民健康保険税につきましては、平成28年度の収納率を現年分88%、滞納繰越分25%と設定して計上しております。しかしながら、平成28年度につきましても税率の引き下げを行いますことや被保険者数の減少から、前年度より1億3,809万5,000円減となります12億4,241万8,000円を計上しております。

次に、第4款国庫支出金につきましては、被保険者数の減少に伴う保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の減少に伴います、定率の国庫負担分の減額要素がございますことから、1億4,761万2,000円減の16億2,333万2,000円を計上しております。

次に、第5款療養給付費交付金につきましては、退職被保険者制度が廃止され、現在加入者が65歳に達するまでの間のみ対象となりますため、前年度より1億1,771万8,000円の減となります1億5,528万9,000円を計上しております。

次に、第6款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の国保の被保険者の加入割合によって交付されるものでございますが、前年度より5,501万6,000円増となります17億1,257万7,000円を計上しております。

第7款県支出金につきましては、医療給付費の減少から前年度より1,376万7,000円減となります2億9,558万1,000円を計上しております。

第8款共同事業交付金につきましては、歳出の7款の共同事業拠出金と対をなすものでございます。歳入の第7款でご説明させていただきましたが、前年度から拡大した事業対象医療費

の実績に基づきまして、前年度より 2 億7,217万7,000円減となります14億6,986万6,000円を計上しております。

次に、第10款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の支援分につきまして、支援対象と支援率が拡大しましたこと、被災者向け一部負担金減免措置に対する国の財政支援措置が一部終了する部分を基金で補うことなどから、1 億5,195万3,000円の増となります8 億3,991万8,000円を計上しております。

第12款諸収入につきましては、国保税滞納延滞金分などの実績を踏まえ、760万円増となります1,001万6,000円を計上しております。

国民健康保険事業特別会計についての説明は以上となります。よろしくご審査くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 続いて、私から議案第32号「平成28年度塩竈市魚市場事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。

同じ資料番号 9 番、249ページ、250ページをお開きください。

まず、歳入歳出の合計でございますが、前年度に比べまして 2 億3,980万円の減となります2 億5,780万円を計上してございます。

次に、歳出の内容についてご説明いたします。

255ページ、256ページをお開き願います。

1 款市場費といたしまして、2 億4,735万6,000円を計上しております。内訳といたしましては、1 項市場管理費といたしまして 1 億1,067万8,000円を計上しております。

次のページにお進みください。

2 項漁船対策費といたしまして、1,157万8,000円を計上しております。

3 項市場建設費といたしましては、前年度より 2 億5,180万円減となります1 億2,510万円を計上しております。減額の理由でございますが、新魚市場整備に係ります建設工事契約等の予算措置、こちらのほうが平成27年度予算の中で全て対応させていただいておりまして、平成28年度分の経費につきましても、本定例会初日にお認めいただきました平成27年度補正予算に計上しました繰越明許、こちらのほうで対応させていただくというふうになっておりますので、その分が減となっておりますものです。また、新規事業分といたしまして、施設設備工事費用といたしまして、自動魚体選別機の導入に係る費用 1 億2,000万円を計上させていただいてお

ります。

次のページにお進みください。

2款公債費につきましては、前年より302万3,000円増となります1,044万4,000円を計上しております。これは東日本大震災に関連します旧魚市場施設の応急復旧に係る元金償還が始まったために増額になっているものでございます。

次に、歳入の内容についてご説明いたします。

251ページ、252ページにお戻り願います。251ページ、252ページでございます。

1款の使用料及び手数料につきましては、6,641万6,000円を計上しております。本年7月にC棟、9月にA棟の一部が完成することに伴いまして、貸事務室使用料等の使用料、議案第23号によって上程しております卸売市場条例の一部改正後の単価で積算をしておりますことから、前年に比べまして761万3,000円の増額となっております。

2款の県支出金といたしましては100万4,000円、3款財産収入につきましては、科目設定として1,000円、4款繰入金といたしまして一般会計からの繰入金を708万円増となります6,737万8,000円、5款諸収入といたしまして300万1,000円を計上させていただいております。

次のページにお進みください。253ページ、254ページでございます。

6款の市債といたしまして、自動魚体選別機導入に係ります市の負担分といたしまして6,000万円を計上しております。前年と比較いたしまして3億1,480万円の減となっておりますが、これは現在工事中の新魚市場整備に係ります工事費用の予算措置を平成27年度予算で全額計上しておることによるものでございます。

7款の国庫支出金につきましては、自動魚体選別機導入に係る国庫補助分として6,000万円を計上しております。

魚市場事業特別会計につきましては以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 それでは、議案第33号「塩竈市下水道事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

同じ資料になります。資料番号9 予算説明書の268ページ、269ページをお開き願います。

歳入歳出同額といたしまして、88億8,540万円を計上してございます。前年度と比較いたしますと5,040万円の増額となっております。

説明の都合上、歳出からご説明を申し上げますので、274ページ、275ページをお開き願います。

1 款総務費でございます。6 億6,895万円を計上してございます。13節委託料では1 億7,568万5,000円を計上し、ポンプ場等の施設管理委託や公営企業会計法適用移行事業などが主な内容となっております。

次のページにお進みいただきまして、19節負担金補助金及び交付金といたしまして3 億2,087万5,000円を計上してございます。これは汚水の最終処理に係る仙塩浄化センターの維持管理負担金でございまして、3 億1,981万2,000円が主な内容となっております。

次のページにお進みいただきます。

2 款事業費といたしまして、1 億4,229万円を計上してございます。主に市内各所の下水道築造費並びに仙塩流域下水道の施設の建設負担金の内容となっております。

次のページにお進み願います。

3 款公債費でございます。公債費といたしまして35億5,453万3,000円を計上してございます。

次のページにお進み願います。

4 款災害復旧費、こちらにつきましては10億7,800万円を計上しております。これは主に北浜公園周辺の雨水施設の災害復旧を行う費用となっております。

次のページにお進み願います。

5 款復興事業費でございます。34億4,162万7,000円を計上してございます。主に15節の工事費でございます。越の浦ポンプ場や中央第二ポンプ場、土地区画整理事業に合わせました雨水汚水施設の整備に地引き続き取り組む内容となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、戻りまして270ページ、271ページをお開き願います。

まず、1 款分担金及び負担金でございますが、こちらにつきましては下水道事業の受益者負担金として292万5,000円を計上してございます。

次に、2 款使用料及び手数料でございますが、こちらにつきましては主に下水道の使用料の収入でございます。12億5,600万6,000円を計上してございます。

続きまして、4 款繰入金でございます。一般会計からの繰入金としまして46億3,403万円を計上してございます。復興交付金事業に係ります交付金基金繰入金、また震災復興特別交付税等も含まれる内容となっております。

続きまして5款諸収入でございますが、3,423万9,000円を計上してございます。これは、公共下水道の汚水に係ります隣接の多賀城市、利府町からの相互利用に係ります収入でございます。

さらに、同じ資料290ページ、291ページの債務負担行為調書、292ページのほうには年度末におきます地方債残高見込額をお示しさせていただいておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

下水道会計については以上でございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 続きまして、議案第34号「平成28年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計」についてご説明をいたします。

同じ資料、資料番号9の293ページ、294ページをお開き願います。

まず、歳入歳出の合計でございますが、前年度と比べ910万円増となります1億3,960万円を計上しております。

次に、歳出の内容についてでございます。

297ページ、298ページをごらんいただきたいと存じます。

1款総務費といたしまして、総務管理費と水洗化普及費を合わせまして647万6,000円を計上しております。

次のページにお進みいただきまして、2款公債費といたしまして1,962万1,000円を計上しております。

次のページにお進みいただきまして、3款災害復旧費といたしまして、野々島・寒風沢島の管路復旧等の工事費、前年度から973万7,000円減となります1億1,350万3,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明をいたします。

295ページ、296ページにお戻り願います。295ページ、296ページでございます。

1款使用料及び手数料といたしまして260万9,000円を計上しております。

2款繰入金といたしましては、一般会計からの繰入金として4,111万9,000円を計上しております。

3款諸収入といたしましては6,000円を計上しております。

4款国庫支出金といたしまして災害復旧費の補助金として9,586万6,000円を計上しております。

す。

その下に、款のところはアスタリスクで表示されている部分で、市債につきましては、本事業におきます災害復旧費、こちらが国の規定によります事業会計での負担限度を超過しておりますことから、これ以降の災害復旧費につきましては市債を発行せずに、全て一般会計からの繰入金で補填をいたすということになっております。なお、振りかえ分につきましては、別途交付税措置がされるものというふうにされております。

また、その下の分担金及び負担金につきましては、全ての賦課収納が終わりまして完納もされているということになっておりますので、今回この2件につきましては、科目設定をしております。

漁業集落排水事業特別会計については以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、引き続きまして、「塩竈市公共用地先行取得事業特別会計」につきましてご説明申し上げます。

同じ資料No.9で説明させていただきます。

305ページ、306ページをお開き願います。305ページ、306ページです。

平成28年度の前年度額は1億4,350万円とするもので、前年度比較で2億9,650万円の減となっております。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

311ページ、312ページをお開き願います。

2款1項1目の公債費利子では、公共用地の取得に係る長期債償還利子としまして155万9,000円を計上しております。2目の元金は1億4,914万円でありまして、前年度との比較で2億9,423万円の減であります。これは前年度に地方債の借りかえ分3億4,370万円を計上していたことによる減でございます。したがって、純粋な元金償還金は前年度から4,047万円の増となっております。なお、財源内訳にございますとおり、元金、利子、ともに一般財源、すなわち一般会計繰入金が充てられております。

次に、歳入でございます。

307ページ、308ページにお戻り願います。307ページ、308ページです。

1款1項1目一般会計繰入金では、長期債償還利子及び償還元金の財源として一般会計から

の1億4,350万円の繰入金を計上しております。また、下段のアスタリスクになっております市債につきましては、平成28年度は借換債は発行しないことから、ゼロ計上となっております。

説明は以上でございます。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第36号「平成28年度介護保険事業特別会計予算」についてご説明いたします。

同じく資料No.9の314ページ、315ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計では、2つの事業勘定を設けておりますけれども、初めに、介護保険事業勘定に関する歳入歳出予算事項別明細書であります。この勘定は、介護保険の保険者としての事業勘定でありまして、下段の数字になりますが歳入歳出合計それぞれ20億3,870万円を計上しております。前年度と比較しますと9,720万円の増額であります。

説明の都合上、歳出の主なる部分からご説明させていただきます。恐れ入ります、324ページ、325ページをお開き願います。

第2款介護給付費です。上段の数字でありますけれども、46億9,394万9,000円で、前年度と比較して3,437万8,000円の減額を見込んでおります。これは主なるものとして介護予防日常生活支援総合事業を平成28年度から開始することにより、要支援認定者が利用している介護給付費、予防給付費の部分が地域支援事業に移行するために減額になるものであります。なお、要介護認定者の増加による給付費増もありますので、数字的には一部相殺されております。

続きまして、330ページ、331ページをお開き願います。

第5款地域支援事業費です。上段の数字2億4,875万2,000円、前年度と比較しますと1億4,264万7,000円の増額であり、大きく伸びております。主なものとしては、ただいまご説明したとおり、要支援認定者の介護給付費が地域支援事業に移行され、新たに5款1項の介護予防・生活支援サービス事業で経費を計上しております。このほか、5款2項一般介護予防事業費としても、新たなものであり、全ての高齢者を対象に介護予防事業を行うための経費でございます。

恐れ入りますが、334ページ、335ページをお開き願います。

こちら、4目の在宅医療・介護連携推進事業、5目の生活支援体制整備事業、6目の認知症総合支援事業の部分は、特に地域包括ケアシステムの構築を見据えた経費の計上になります。

次に、歳入の主なる部分につきましてご説明いたします。

316ページ、317ページにお戻り願います。

上段の第1款保険料であります。10億2,261万4,000円で、前年度と比較して2,743万9,000円の増額を見込んでおります。増の要因は、65歳になった年齢到達者の増加によるものです。

次に、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金ですが、歳出であります介護給付費並びに地域支援事業の法的負担に基づく割合により計上しております。

次に、318ページ、319ページをお開き願います。

第7款繰入金をごらんください。7億4,257万3,000円で、前年度と比較して920万5,000円の増額です。

7款1項1目一般会計繰入金では7億2,967万9,000円で、前年度と比べ1,256万3,000円の増額であります。これは歳出の介護給付費・地域支援事業などにかかわる本市の負担割合分であります。また、2項1目の財政調整基金繰入金では1,289万4,000円と、前年度と比較して335万8,000円の減額であり、歳入歳出の補填財源としての計上であります。

続きまして、飛びまして、350ページ、351ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定に係る歳入歳出予算事項別明細書であります。この勘定は、本市直営の浦戸地区地域包括支援センターが実施しております、要支援1・2で認定された方に対する介護予防支援事業としての、いわゆるケアプラン作成に係る事業勘定であります。歳入歳出合計それぞれ120万円を計上し、前年度と比較しますと40万円の減額であります。

介護保険事業特別会計の予算の説明は以上でございます。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 それでは、続きまして私から、議案第37号「平成28年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」についてご説明いたします。

引き続き資料番号9のほうになります。資料番号9の365ページ、366ページをお開き願います。

こちらに総括表で記載しております平成28年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ前年度より540万円増となります7億3,670万円を計上しております。

次に、主な内容についてご説明いたします。

1ページめくっていただきまして、367ページ、368ページをごらんください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、高齢人口の増加に伴います被保険者数の増加が見込まれますことから、前年度より225万2,000円増となります5億5,950万5,000円を計上しております。

飛びまして、第4款繰入金につきましては、一般会計からの法定繰入金、保険基盤安定繰入金などになりますけれども、こちらが前年度より314万8,000円増となります1億7,608万7,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

2枚めくっていただきまして、371ページ、372ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入1款の後期高齢者医療保険料などと連動しておりまして、高齢人口の増加に伴います被保険者数の増加が見込まれますことから、前年度より541万6,000円増となります7億709万6,000円を計上しております。

以上のことから、歳入歳出とも前年度より540万円増となります7億3,670万円を計上しております。

後期高齢者医療事業特別会計についての説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○鎌田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 続きまして、議案第38号「平成28年度北浜地区復興土地区画整理事業特別会計予算」についてご説明いたします。

同じ資料、予算説明書の378、379ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出それぞれ4億9,500万円を計上いたしておりますして、前年度より2億1,000万円の減となっております。

382、383ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳出予算のほうからご説明をいたします。

第1款事業費といたしまして4億9,500万円を計上いたしておりますして、前年度と比較いたしますと、工事にかかる経費の減により2億1,000万円の減となっております。主な内容といたしましては、13節委託料に1億1,490万3,000円、15節工事請負費に1億2,814万円、22節補償補填及び賠償金に2億4,500万円を計上いたしております。

380、381ページにお戻り願いたいと思います。

歳入予算をご説明いたします。

第1款繰入金ですけれども、一般会計繰入金4億9,500万円を計上いたしております。一般会計繰入金につきましては、東日本大震災復興交付金及び震災復興特別交付税で全額が国費措置となるものでございます。

続きまして、議案第39号「平成28年度藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計」についてご説明いたします。385、386ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出それぞれ3億6,000万円を計上いたしております、前年度より9,570万円の減となっております。

続きまして、389、390ページをお開き願いたいと思います。

歳出予算からご説明いたします。

第1款事業費といたしまして3億6,000万円を計上いたしており、前年度と比較し移転にかかる経費の減により9,570万円の減となっております。

主な内容といたしまして、13節委託料に9,371万7,000円、15節工事請負費に1億6,630万円、22節補償補填及び賠償金に9,478万円を計上いたしております。

事業内訳欄に記載しておりますけれども、区画整理事業関連分が2億6,160万円、区画整理関連の新浜町杉の下線改良事業といたしまして、この分が9,840万円となっております。

387、388ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入予算についてご説明いたします。

第1款繰入金ですけれども、一般会計繰入金3億6,000万円を計上いたしております。一般会計繰入金につきましては、北浜区画と同様に東日本大震災復興交付金及び震災復興特別交付税で全額が国費措置となります。

北浜地区・藤倉地区土地区画整理事業特別会計予算につきましては以上でございますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 続きまして、議案第40号「平成28年度塩竈市立病院事業会計予算」についてご説明いたします。

資料番号10をご用意願いたいと思います。資料番号10の1ページをまずお開き願いたいと思います。

こちらには、今年度に策定いたしました戦略プランに基づき5カ年間の目標値を平成28年度の業務の予定量として記載してございます。

まず、第2条(1)の病床数でございます。一般病床123床、療養病床38床、全体で161床となっております。(2)の年間患者数でございます。入院患者数は5万5,208人、外来患者数は6万7,143人を予定してございます。(3)の1日の平均の患者数でございますが、入院の診療日数は平成28年度は365日になります。365日で1日当たりの患者数は151.3人、病床利用率は93.9%を予定してございます。外来の診療日数につきましては243日で、1日当たりの患者数は276.3人を予定してございます。(4)の主要な建設改良でございます。医療器械購入費といたしまして、治療用の内視鏡器機や電動ベッドの購入など6,880万円を予定してございます。また、施設改良費といたしまして、老朽化いたしましたエレベーターの更新事業などに2億102万円を予定してございます。

続きまして、2ページをお開き願いたいと思います。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入は、第1款病院事業収益といたしまして29億5,195万6,000円を予定しております。なお、第3項の特別利益でございますが、不良債務解消のための特例償還金などに対します一般会計からの繰入金で27年度で終了いたしますことから、平成27年度の予算から大きく減少し、100万円の予算というふうになってございます。

支出は、第1款病院事業費用といたしまして29億985万8,000円を予定しております。この結果、後ほど数字が出てまいります。予定損益では、本年度純利益5,810万9,000円を見込んでございます。

第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入は、第1款資本的収入といたしまして2億9,914万円を予定しております。第2項の企業債につきましては、エレベーターの更新事業や医療機器の購入の財源となる起債でございます。

支出でございます。

第1款資本的支出といたしましては3億5,523万5,000円を予定しております。第1項の建設改良費はエレベーターの更新事業や医療機器の購入などの予算でございます。第2項の企業債償還金は、企業債の元金償還分でございます。第3項の長期借入金償還金につきましては、一般会計及び水道部からの長期借入金に対する元金償還金分でございます。この収支の差し引きといたしまして5,609万5,000円が不足いたしますが、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしてございます。

第5条につきましては債務負担行為でございます。医療機器のリース等7件に係ります期間、

限度額等を定めるものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第6条につきましては企業債でございます。建設改良費の財源といたしました企業債の限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

第7条につきましては、一時借入金の限度額でございます。今年度は、前年度分12億円から2億円減少いたしまして10億円というところで、こちらに限度額を定めてございます。

第8条につきましては予定支出の各項目で流用ができる範囲を定めるものでございます。

第9条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第10条につきましては、棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

4ページにつきましては収益的収入及び支出の予算実施計画を、5ページにつきましては資本的収入及び支出の予算実施計画を記載してございます。収益的収入と資本的収入の備考欄に括弧書きで一般会計繰入金額を記載しております。これらを合計いたしますと、平成28年度の一般会計繰入金は4億2,602万円となるものでございます。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。6ページでございます。

こちらには平成28年度のキャッシュ・フロー計算書が記載してございます。

一番上の1の営業活動によるキャッシュ・フロー、その下に当年度純利益というところがございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、予定損益における当年度の純利益が2,810万9,000円という線を予定しているという数字になってございます。

続きまして、ページを飛んでいただきまして、12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

12ページ、13ページにつきましては、平成28年度末の予定貸借対照表でございます。

続きまして、14ページをお開き願いたいと思います。

14ページにつきましては、平成27年度の予定損益計算書でございます。

続きまして、15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、平成27年度末の予定貸借対照表となっております。

なお、予算編成の取り扱い方法等について、注記といたしまして、22ページ、23ページに掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上で市立病院事業会計予算の説明を終わらせていただきたいと思います。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 それでは、私から議案第41号「平成28年度塩竈市水道事業会計予算」についてご説明させていただきます。

資料No.11の1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条は、平成28年度の経営目標とする業務の予定量を記載してございます。内容としまして、給水戸数を2万6,200戸、年間総給水量を718万5,902立方メートル、1日平均給水量を1万9,687立方メートルとしております。また、主要な建設改良事業といたしまして、第6次配水管整備事業5,328万6,000円、老朽管更新事業1億7,389万円、災害復旧事業3億1,100万円、排水処理施設及び電気計装類更新事業3億4,213万3,000円を予定してございます。

次に、第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、第1款水道事業収益が前年度比マイナス3.0%、5,323万6,000円減の17億1,709万4,000円を予定してございます。第1項の営業収益として、水道料金、水道加入金などで15億6,847万6,000円、第2項の営業外収益として他会計補助金、受託工事収益、長期前受金戻入などで1億4,860万7,000円を計上してございます。

支出は、第1款水道事業費用が前年度比マイナス2.6%、4,257万3,000円減の15億7,111万3,000円を予定してございます。この結果、予定損益では当年度純利益1億4,598万1,000円を見込んでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款資本的収入は、7億7,155万7,000円でございます。建設改良事業の財源として企業債、一般会計負担金、国庫補助金及び他会計補助金などを計上してございます。

支出の第1款資本的支出は13億2,334万1,000円でございます。業務の予定量でご説明いたしました主要な建設改良事業の第6次配水管整備事業費、老朽管更新事業費、災害復旧事業費、排水処理施設及び電気計装類更新事業費、企業債償還金などを予定してございます。

この結果、収支として不足する5億5,178万4,000円は、当年度損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金、消費税資本的収支調整額で補填する内容のものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第5条は、債務負担行為でございます。公用車両賃借及び排水処理施設更新工事費などとな

ります。

第6条は、企業債です。第6次配水管整備事業及び老朽管更新事業、災害復旧事業、排水処理施設更新事業の財源としまして、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額で、1億円としてございます。

第8条は、予定支出の各項目で流用ができる範囲を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第10条は、災害復旧事業などのための一般会計から補助を受ける金額で、3,245万3,000円の補助を受けるものでございます。

第11条は、棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

3ページ以降は予算に関する説明書となっております。

6ページをお開き願います。

6ページからは、キャッシュ・フロー計算書となっております。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページ及び12ページは、平成28年度予定貸借対照表となっております。

続きまして、13ページをお開き願います。

13ページは、平成27年度予定損益計算書となっております。

続きまして、14ページをお開き願います。

14、15ページは平成27年度予定貸借対照表となっております。なお、予算編成の取扱方法などを注記として、23、24ページに掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○鎌田委員長 以上で、各議案及び各会計予算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたらご発言をお願いいたします。

伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、平成28年度予算特別委員会の資料要求について、38項目になりますので、よろしくお願いたします。

まず、条例定数の配置数（平成27年度）、そして配置見込み数（平成28年度）です。

2つ目、職員の年齢構成（平成28年1月1日現在）。

3つ目、公立保育所、私立保育園の定員及び年齢別入所（園）状況並びに年齢別入所（園）

申し込み状況（平成27年2月1日現在、平成28年2月1日現在）でございます。

4つ目は、公立保育所職員の年齢構成（正職員、非常勤職員、臨時的任用職員）。

5つ目、学校給食の調理員の配置数（正職員、非常勤職員）、年齢構成（平成27年5月1日現在）

6つ目、平成28年度小中学校の修繕予定箇所と工事予定箇所。

7つ目、平成28年度市営住宅の修繕予定箇所。

8つ目、平成27年度救急概要。

9つ目、平成27年度県内市町村国民健康保険料あるいは税の率ということになります。

10番目、県内市町村の国民健康保険における1人当たりの国民健康保険税の調定額及び順位（平成26年度）

11番目、平成26年度における国民健康保険税の滞納世帯の所得階層別分布。

12番目は、二市三町における過去5年間の短期保険者証及び資格証明書の発行状況。

13番目、国民健康保険の資格証明書発行状況（所得階層別）です。

14番目、国民健康保険税の過去5年間の滞納世帯数と滞納額。

15番目、技能労務職（学校用務員並びに清掃工場、公園）の職員配置数（平成28年1月1日現在）でございます。

16番目、学校図書について。市内各小中学校の学校図書蔵書数及び児童1人当たりの学校図書蔵書数（平成23年度から27年度にわたって）でございます。そして、宮城県における児童1人当たりの学校図書蔵書数（平成23年度）になります。平成28年度における市内小中学校別の図書予算、購入予算の冊数、廃棄予定数。市内各小中学校別司書教諭、学校司書及び図書整備員の配置数（平成28年1月末現在）で伺います。

17番目、要支援者、要介護者の級別推移、平成25年から28年です。各年の1月末現在でございます。

続きまして、18番目、市内特別養護老人ホームの入所待機者数（平成27年1月末現在と平成28年1月末現在）でございます。

19番目、平成28年度復旧事業予算の状況です。

20番目、塩竈市復興交付金事業計画の第1回から第14回の採択状況でございます。

21番目、ハローワーク塩釜管内における雇用保険失業給付受給者数の推移（平成25年2月現在から平成26年2月現在、そして、平成27年2月、12月現在）という形でございます。

22番目、ハローワーク塩釜管内における求人・求職・求人倍率調（平成25年2月現在、平成26年2月現在、平成27年2月、12月現在）。

23番目、宮城県における東日本大震災被災商工業者営業調査結果（塩竈市分）です。平成24年から27年までです。商工会議所の加盟事業所、そして並びに営業継続、復旧済、仮復旧中、中止、廃業、不明なども含めて、23番目です。

24番目、塩竈市における住民基本台帳人口の推移（平成24年2月から28年1月、月別）でございます。

25番目、災害公営住宅の敷金、家賃の減免状況（県内13市の状況）。

26番目でございます。地方交付税（普通交付税、特別交付税、震災特別交付税、臨時財源対策債）の平成26年度から28年度の金額と増減率です。

27番目、浦戸地区における月別人口（平成23年2月末現在から平成27年12月末現在）。浦戸地区における月別、年齢別、0歳から9歳など10歳刻みの分布。そして人口の平成23年2月末現在から平成27年12月末でございます。

28番目、重点分野雇用創造事業の比較（平成26年度から28年度）です。

29番目、市内小中学校における心のケア及び図書整備業務員並びに小中学校特別教育支援員の配置数（平成27年度）

30番目、塩竈市介護保険事業財政調整基金について。平成27年度における残高見込み。平成27年度における介護保険事業財政調整基金の取り崩しについて。

続きまして、災害公営住宅、31番です。①現在の整備計画戸数。②住宅再建意向未定者に対する意向調査、これは平成27年12月から平成28年の1月までの結果と内容。仮設、みなし住宅ごとの世帯数。31番目で、③で市営住宅の入居申込書、それから身元引受承諾書及び自活状況申立書ということです。

32番目、①NEWしおナビ100円バスの現行ルートと新規ルートの図。それから、②地域公共交通会議の概要等について。そして、その中で地域公共交通会議の委員の方々。2つ目は、その中で2月12日に開催された地域公共交通会議の議事録。3つ目はその中での今後の予定等々です。

33番目、塩竈市障害児保育実施要綱。

34番目、塩竈市放課後児童クラブの入級案内時に配付した資料（抜粋）です。

35番目、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の一部負

担金等免除措置の対象者数と免除額。免除額については国や保険者等の負担額がわかるもの。
平成26年度から平成27年度でございます。

36番目、中心市街地商業活性化事業の実績（平成23年度から平成27年度）。その中で、塩竈商人塾並びにシャッターオープン・プラス事業)

37番目、塩竈市総合教育会議の議事録。これは1回から2回までの分でございます。

38番目です。全国、県内、市内小中学校のいじめ数及び不登校児童生徒数の推移、数について。平成23年度から平成26年度のこれまでの分でございます。

以上38項目です。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 それでは、オール塩竈の会を代表いたしまして9項目の資料請求をいたします。

まず第1に、地方債残高の推移（平成17年度から平成28年度）。

2番目に、地方債償還額の推移（平成17年度から平成28年度）。

3番目が、市税収入の推移（平成23年度から平成28年度）。

4番目に、職員（正職員、任期付職員、臨時的任用職員、非常勤職員）数の推移、（平成23年度から平成28年度）。

5番目に、施設介護サービス受給者数の推移（平成23年度から平成28年度）。

6番目、居宅介護（支援）サービス受給者数の推移（平成23年度から平成28年度）。

7番目が、市内各小中学校各学年の児童生徒数及びクラス数の推移（平成23年度から平成28年度）。

8番目、住民基本台帳人口の推移（平成23年4月から平成28年1月まで）。

9番目が、重点分野雇用創造事業の比較。（平成26年度から平成28年度）。これは委託事業者名も明記していただきたいと思ひます。以上でございます。

○鎌田委員地長 志子田委員。

○志子田委員 市民クラブから11点の資料請求をお願いしたいと思ひます。

まず、1点目、平成26年度、27年度における県内各市（仙台市を除く）の生活保護率表。

2点目、平成26年度、27年度における生活保護扶助別支給一覧表。受給者数及び年齢構成表を医療扶助の割合も含んだ資料でお願いいたします。

3点目、平成26年度・27年度における小中学校学年別の要保護・準要保護児童生徒数及び不

登校児童生徒数の一覧表。

4点目、平成27年度・28年度における繰出金一覧表。これは基準内と基準外に分けたものをお願いします。

5点目、平成27年度・28年度において、補助金、助成金の交付を受けた団体及び当該団体に交付した補助金、助成金の一覧表。一般会計もお願いします。これは補助金、助成金の交付を受けた団体の事務局を行政が引き受けている場合は、その記録も記載するようお願いいたします。

6点目、平成25年度、26年度、27年度において、追加工事を発注した入札工事に係る件名、金額（当初及び追加）及び業者名、また当初価格に対する落札率、お願いします。

7点目、臨時的任用職員、非常勤職員の人数と支給額。平成26年度から28年度までお願いします。

8点目、塩竈市の人口推移（過去5年分）、お願いいたします。内訳ですが、①転入・転出した人数。②出生・死亡した人数。③世帯数。④外国人の推移。それから、それについて浦戸分がわかるものを塩竈市の人口推移として、8点目、お願いします。

9点目、塩竈市職員の障がい者雇用率と採用年月日。

10点目、海岸通地区震災復興市街地再開発事業に係る工事費、補助金等の資料、これは施設ごとの延べ床面積、工事費、補助金、保留床処分金等の内訳をお願いいたします。

最後の11点目、子育て支援センター、市内3カ所の利用状況を過去5年間について月別でお願いいたします。以上です。

○鎌田委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

ただいま資料要求がありましたが、当局において内容の確認をお願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 それでは、各会派の方から資料請求ございました。確認させていただきます。

まず、日本共産党塩釜市議団さんのほうから38項目にわたる要求のうち、No.34、塩竈市放課後児童クラブの入級案内時に配付した資料につきましては、かなりのボリュームになりますので、会派さんとちょっと確認した上で、抜粋して提出させていただきたいと存じます。

また、35番目の東日本大震災の被災者に対する国保、介護、そして後期高齢者の一部負担金免除額、これにつきましては、27年度分についてはまだ決定してございませんので、対象の人数ということで、28年1月の末日現在として提出をさせていただきたいと存じます。

次に、オール塩竈の会さんからの9項目にわたるご要求でありました。このうち、No.1、No.2、地方債残額の推移、そして償還金の推移、平成17年度から28年度までの11カ年となりますが、これにつきましては、平成28年度分につきましては見込額で提出させていただきたいと存じます。

さらに、市民クラブさんのほうから11項目のご要求がございました。そのうち、No.10の海岸通地区震災復興市街地再開発事業に係る資料でございますが、御存じのとおり、組合施行の事業内容となっておりますので、再開発組合さんのほうからの資料を提出いただいた上で、提出をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○鎌田委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。（「ちょっとすみません」の声あり）志賀委員。

○志賀委員 今最後に、再開発組合の件で資料が何か提出できないという、おくれるというお話なんですけれども、違うんですか。その件、もう一回、ちょっと説明をお願いします。

○鎌田委員長 では、その辺の細かなところを、再度。では。内形副市長。

○内形副市長 ただいまは、市民クラブさんのNo.10につきましては、全て3会派さんのほうからご要求ございました資料につきましては、明日、3月1日の委員会冒頭に配付させていただきますが、今、ご質問ございました件につきましては、組合さんのほうから資料をいただいた上で、調整した上で、3月1日、明日、あわせて一緒に出したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○鎌田委員長 再度、お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありましたその内容で要求することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らうことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明3月1日午前10時より再開したいと思います。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、明3月1日は、審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまです。

午後0時19分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年2月29日

平成28年度予算特別委員会委員長 鎌田 礼二

平成28年3月1日（火曜日）

平成28年度予算特別委員会

（第2日目）

平成28年度予算特別委員会第2日目

平成28年3月1日（火曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 神谷統君	市民総務部 政策調整監 佐藤修一君
健康福祉部長 桜井史裕君	産業環境部長 小山浩幸君
建設部長 阿部徳和君	震災復興推進局長 荒井敏明君
建設部技監 兼震災復興推進局技監 熊谷滋雄君	市民総務部次長 兼総務課長 佐藤俊幸君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長 佐藤達也君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長 鈴木康則君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長 鈴木正信君

会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 市政策課長	川村淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
市民総務部 市民安全課長	伊藤英史君	健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 健康推進課長	相澤和広君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
産業環境部 浦戸振興課長	草野弘一君	建設部 都市計画課長	阿部光浩君
建設部 定住促進課長	佐々木誠君	建設部 土木課長	本多裕之君
建設部 下水道課長	佐藤寛之君	市立病院事務部 業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	管原靖彦君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君
教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊東英二君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開議

○鎌田委員長 おはようございます。

ただいまから平成28年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

これより、一般会計の審査に入ります。

当局に要求しておりました資料について、副市長から報告をお願いいたします。

内形副市長。

○内形副市長 昨日の予算特別委員会におきましてご要求のございました資料につきましては、資料No.15といたしまして取りまとめお手元にご配付申し上げておりますので、よろしく願いをいたします。私からは以上でございます。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね50分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

菅原委員。

○菅原委員 おはようございます。

今回予算特別委員会の質問、第1番目を務めさせていただきます公明党の菅原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これから始まります一般会計及び特別会計、企業会計の質問に対しまして、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。資料No.9の55ページでございます。住民基本台帳のほうから質問させていただきます。

先日、市長のほうから国勢調査の結果として、塩竈の人口が5万4,195人ということで示されました。この住民基本台帳もありまして、塩竈の人口でございますけれども、その数字が5万5,477人ということでございまして、その誤差が1,282人という本当にかかなりの誤差がございまして、その国勢調査とそれから住民基本台帳の違いについてちょっとお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回の国勢調査の結果と、あと住民基本台帳人口の違いというご質問でございます。国勢調査は、基本的に10月1日を基準日といたしておりまして、3カ月以上

その地域に居住しているというような条件に合致する方を調査してまいる形になります。住民登録と国勢調査人口の違いは、例えばですけれども住民基本台帳を塩竈市に置きながら東京・県外等に単身赴任をしていらっしゃる方、あるいは学生さんで県外の大学に通っている、住民登録を置きながら。そういう方は、生活の本拠となるところでの国勢調査を行うということになりますので、実際に1週間のうち5日間過ごされている県外のほうですとか、そういうところでの調査になります。そういうずれが生じるということもございます。

また、施設関係等も住民基本台帳を置きながらも、他市町村の施設に入居されている方もいらっしゃると思います。そういう方は、実際に今住んでいらっしゃる施設のほうでの調査ということになりますので、住民基本台帳と国勢調査人口にはずれが生じてくるというようなことになります。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。この人口の誤差といいますと、やはり違いはございますけれども、やはり国勢調査の数、人口として多分本市においてもさまざまな交付金とか、それが算出されると思うんですけれども、この国勢調査というのは多分5年くらいでやる、調査するという事をお伺いしたことがあるんですけれども、そうしますと毎年の住民基本台帳ではこれが塩竈の本当の人口でございまして、今住んでいる台帳の人口でございまして、5年ごとの国勢調査に関してさまざまないろいろ選挙に関しても、居住の問題もあると思うんですけれども、どのように国勢調査が役に立っていくのかというのをちょっとお聞きしたいと思えます。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 国勢調査の結果を、どのように市政運営のほうに役立てるかというようなご質問かと思えます。基本的に住民基本台帳の人口は実数で捉えているだけでございまして、その方の例えば職業ですとか、学校に通っている等々を調べることはできません。国勢調査は人数だけではなく、仕事につかれているかどうか、あるいは収入等についてはどうなのかという部分、あるいは持ち家なのか貸家なのかというような住居に関するような調査、そういったものをさまざまな観点から調査いたします。それを分析しながら、今の日本全国の人口動態がどうなのかというところを明らかにする資料となってまいりますので、こういった部分を基礎的な資料としながら5年に1度の調査ではございますが、本市においても国勢調査の結果を踏まえた中でいろいろ分析を重ねてまいりたいというふうに思います。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 それでは、マイナンバーも多分スタートされましたけれども、そのマイナンバーが今度個人番号がつけられると思うんですけれども、そのマイナンバーはきちっと住民の住所とか全部全て入っていると思うんですけれども、そうすると国勢調査がなくても済むのかという部分があるんですけれども、いかがですかね。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 本年1月からマイナンバー制度、本市におきましても各種手続等で運用が開始されてございます。このマイナンバーに関しましては、国勢調査の事務と直接的にかかわりがあるということは現段階では示されてございません。あくまでも各種行政手続の中で、その目的に応じた使用のみに限られているということでございますので、ご理解を頂戴できればというふうに思います。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。国勢調査とそれから住民基本台帳とマイナンバーと、本当にさまざまな分野で住所とか全て入ってくると思いまして、私も今回この住民台帳とそれから誤差がかなりあったものですから、ちょっとお聞きいたしました。多分、交付金とかさまざま国のその基準が、やはり法に基づいたものが国勢調査ということだと思っておりますので、その辺ちょっとお聞きさせていただきました。ありがとうございます。

続きまして、資料No.12の168ページの中からちょっと質問させていただきます。資料No.12の168ページ、小中一貫教育についてちょっと質問したいと思います。

先日、私もこの小中一貫教育について一般質問させていただきましたけれども、2回目の答弁ちょっと時間が足りなかったもので、質問できなかったんですけれども、質問させていただきます。この小中一貫教育について、本来今まで小学校は6年、それから中学校は3年という形で今まで教育がされていますけれども、この小中一貫教育の中での本当の狙いというものは何なのか、ちょっとお聞きいたしたいと思っております。

○鎌田委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 資料No.12の168ページにございますが、まず小中一貫教育の目的、それから狙いにつきましては、施政方針等の答弁においても教育長のほうからお話し申し上げたところでございますが、本来的な目的というのがその1番のところでございます。本市で掲げる小中一貫教育というのは、「志高く夢に挑戦し続ける意思」や、「困難な状況に

直面しても対応できる強い心と体」を育むためというところが一番の目指すところでございます。

なお、恐らく小学校6年間、そして中学校3年間という、今までは区切りというようなことでのカリキュラム編成というところで進めているのが通常のようにございますが、小中一貫教育ということを進めるに当たりましては、このようなカリキュラムの編成につきましても先生方で知恵を出し合って、各中学校区ごとの工夫ができるのではないかとこのように考えているところでございます。

例えばの話でございますが、浦戸小中学校におきましては浦戸科という、いわゆる「総合的な学習の時間」と「小学校における生活科」を少し統合しまして、カリキュラムを一部編成しております。また、外国語活動というのが従来であれば小学校の5、6年生で行うものなんです。が、小学1年生から4年生でも外国語活動が必要ではないかというようなことがございまして、9年間を通して外国語活動を子供たちが学習できるようなカリキュラム編成を組んでおりますので、各中学校区においてもそのような特色のある教育過程を編成できるのではないかとこのように目指しているところと。具体的にはそんなところが塩竈独自の小中一貫教育の肝に当たる部分ではないかというふうに考えているところでございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

よく言われる「中1ギャップ」という言葉が出てきます。小学6年生から中学1年生になると、さまざまな課題が起こってくる。クラブ活動もそうですけれども、そういった中で本市としてこの中学校までの9年間、スタイルを変えて小学校の4年までとあとミドルステージというんですかね、どこか中央で何かやっていた部分がありましたけれども、小学5年生から中学1年生までがミドル期間、それから小学1年生から小学4年生までがジュニアステージというような形もある。それから、ハイステージとして中学2年生から中学3年生ということで、4・3・2制をとっているところも中にあるとお聞きしましたが、この辺そういう考えもあるかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 ご質問いただきました。

小中一貫教育の学年の区切りにつきましては、さまざまな地区でさまざまな取り組みがなされていることは存じ上げております。ただ、本市におきましては各中学校区における分離型の

小中一貫校を考えておりますので、こちらにつきましては小学校・中学校、6・3という形は今のところ堅持した形で進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。というのは、出入りもございますので、そのときに他から入ってくる、出ていく子供たちが混乱をしないようにということも考えて、それからどうしても分離型ですのでその区切りを考えていかなないとなかなかできないだろうと。それから、人によっては小中の区切りが1つのステップアップになる、そういう考えの方もいらっしゃることは存じ上げてとりますけれども、当市においてはそこが中1ギャップという大きなネックになっているということも1つございまして、そういったことから小中一貫校を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

ちょっと最後にお聞きいたします。この資料の中に、168ページで事業費としてありますけれども470万4,000円ですけれども、これはやはりどういった取り組みでその予算を使われたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 それでは、その470万円の予算の内訳はということのご質問でございました。今現在考えておりますのが、大きく2つございます。平成28年度は初年度でございますので、準備の年度というふうに捉えておりますので、470万円のうち約300万円くらいの予算で専門の職員を配置したいというふうに思っております。教育委員会の学校教育課に所属していただいて、小中一貫教育の準備を進める中心的なコーディネーター的な立場でかかわっていただきたいというふうに考えておりました。1名分の報酬ということでございます。

それから、残りの170万円くらいの経費につきましては、いわゆる準備の年度ということもございますので、先進地区に視察に行って研修をしてきたいというふうにも考えております。本市のコーディネーター、名称は今仮に考えているところでございますが「小中一貫教育推進専門監」というふうな職名で考えているところでございますが、その専門監とそれから指導主事がございますので、市内の教職員と一緒に先進地区に出向いて視察及び研修をする経費、旅費等が主でございますが、最低でも二、三回は先進地区に行きたいなというふうに思っております。

それから、逆に市内の教職員対象に研修会をしていかなければいけないだろうと。それを行わなければ、教職員の意識の共通理解を図り、小中一貫教育についての理解を深めるだけではなくて、自分たちが今度はやる番だというふうな意識を高めていかなければいけませんので、そのような研修会に行うに当たっては逆に先進地区で推進役を担っていた方々に本市において、場合によっては校長先生や教頭先生など管理職対象の研修会にもおいでいただき、そして実際に試行的に取り組んでいる様子も見ていただくようなことも考えているところでございます。対象はそれぞれ違いますが、そのときの講師の旅費及び謝金に充てたいというふうなことで考えていたところでございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。ということは、教員の方を1名本市に招き入れて進めていくという形ですけれども、例えばモデルというかどちらのほうへ視察に行かれるのか、検討されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 今検討中ではあるんですが、当初は広島の高橋市が非常に大規模で28中学校区で全部やっているということがありまして、その教育長さんのお話なども伺ったことがあったんで、当初はそちらにというように考えていたんですが、どうしても遠過ぎるだろうということで、義務教育課を通して文部科学省のほうから先進地区として、非常に今現在そういう活動をしているところということでご推薦をいただきました。その結果、宇都宮市、それからさいたま市、ここが非常に今先進的に行っているということがわかりましたので、そちらと今アポイントメントを取りながら、ご指導いただけないかということで進めているところでございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。本当に塩竈独自の教育ということで、さまざまいろいろな先進地区のモデル地域もあると思いますので、ぜひともこの新しい教育の取り組みとして成功されることを祈っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。最後になりますけれども、先日今回公明党としてアンケートをさせていただきました資料No.12の165ページから、ちょっと質問させていただきます。

災害公営住宅の入居後のコミュニティについて、ちょっとお伺いしたいと思います。先日、会派としてアンケート調査をさせていただきました。仮設を含めて公営住宅の方々とお会いしまして、いろいろな意見も交わさせていただきました、さまざま悩みもお伺いいたしました。その中で一番、やはり皆さんが声を上げて言われたのが、なかなか隣のコミュニケーションが取れていないというのがやはり一番の問題でございまして、そういった積極的になかなか皆さんとおつき合いができていないというのもありました。今まで、仮設住宅に住んでいた方がおったんですけれども、その仮設住宅の生活の中ではやはり長屋みたいで、本当に近隣の人が隣の人が毎日のように顔を合わせておったんですけれども、今回公営住宅に住むことによって厚い壁ができたような感じがあったということで、どういう隣の人が住んでいるのか、名前までわからないというのが現状だったものですから、この辺に対してぜひとも、多分自治会長がいると思いますけれども積極的に声をかけられるように、市としてお声がけさせていただきたいなと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○鎌田委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 災害公営住宅のコミュニティということでご質問いただきました。

委員おっしゃるように、仮設にお住まいいただいていたころのコミュニティがそのまま持続できたかという、まだまだ問題があるかと市のほうとしても認識しております。ただ、災害公営住宅におきましても例えば自治会組織といたしまして、エレベーターの使用料とかそういうものを自治会をつくっていただいて納めていただいております。そういう自治会を利用して、お金を集めることが目的とはいえ顔を出して集金をしたり、あと環境整備ということで市のほうでは簡単な草取りなどは地域の方々をお願いしているという状況にございますので、市のほうとしてもその辺の草取り活動なんかも利用しながら、隣近所が協力して自分のお住まいの住環境をよりよくできるような方策を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 自治会もさまざまな、また町内会でも多分やはりお茶飲みとかそういった、先ほど言った草むしりとかそういった取り組みなんかもやっているんですけれども、仮設から公営住宅なんかに住まれる方というのは高齢者が多いということ、ひとり暮らしとかそういった意味でなかなか人に接することができない方が結構おるみたいなので、やはり声をかけて自治会長なりその公営住宅の中心者、誰になるかわかりませんが、そういった方が積極的に声を

かけていただいて、独居老人にならないような姿勢として自治会長なりに言っていただきたいなと思ひまして、今回アンケートの中で質問されたことでもございました。これが、一番皆さんやはり悩んでいることでもありまして、ほんとうにひとり暮らしで隣の人がけがしたとか、そういうことも本当にわからないままにきているということでもございましたので、その辺もお願いしたいなと思ひまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃあ、私のほうからの質問を終了させていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

○鎌田委員長 次に移ります。小高委員。

○小高委員 予算特別委員会の一般会計に係る部分で質疑を行ってまいります。日本共産党市議団を代表いたしまして質疑を行います、小高 洋でございます。

それでは前段、質問の関係とはちょっと別に1点お伺いをしたかったんですが、本日の朝9時ころ学童保育のほうからメールがありまして、仲よしクラブの運営というところで不審者情報ということがあったわけでもあります。2月29日午後4時ころ、吉津交差点付近で男子生徒が帰宅途中に庚塚方面から自転車に乗った50歳前後の男性に足を蹴られるといったような事案があったようでもございまして、質問の中でというわけではございませんが、どこかでご報告をいただければと思ひますので、前段そこを述べさせていただきます。

それでは、質問のほうに入ってまいりたいと思ひます。

1点目は、保育所の施策についてであります。それで、まず前段資料要求の中でいただきました資料の中で4ページ、No.15、資料要求でいただいた資料でございます。4ページのところになってまいります。公立・私立の保育所の申込状況の関係でありますけれども、大変前年度と比べても申し込みの人数がふえているということになっているかと思ひます。そしてその中身を見ると、先日の質問のご答弁でもいただきましたけれども、育児休業明けの1歳児のところの申し込みが大変多いということがここから見てとれます。そういった観点で、1つインターネット等でも保育所に落ちたということで、多少不適切な文言というところで批判もあるようではあります、そういった中で親御さんたちの悲痛な叫びといひますか、若い世代・子育て世代が貧困で苦しむ中において、当市においても我が子を保育園に預けて働きたいと、そういったあらわれがまずここで数字上ひとつあらわれているのではないかと思ひます。

そこで1点目ではありますが、この申し込み状況から見て率直にその待機児童、そういった観点で状況は今のところどうなるとお考えなのか、まずそこからお伺いをしたいと思ひます。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回平成28年度の公立、それから私立保育所の入所の申し込み状況を見ますと、委員おっしゃるように1歳児の申し込みが平成28年度は多い状況となっております。この部分に関しまして、今現在も保育所入所の児童の調整のほうも進めている段階でございます。4月1日に向けてどれだけの児童を入所させることができるか、この1歳児の中には現在求職中、中には求職中と言いましても育児休業中の方もいらっしゃいます。中には育児休業を延長するという方もいらっしゃいますので、そういった方々もおるということでございますので、中には育児休業の延長ということで対応される方もいらっしゃいます。そういったことも含めて、市のほうとしてはできるだけ入所できるような形で進めていきたいと考えているところでございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。言葉のあやだと思うんですが、できるだけ減らすという言い方ではなくて、なるべくできるだけ入所していただくという観点でぜひ進めていただきたいと思います。

そこで、問題となりますのは待機児童を減らすという結果に向けて、待機児童ゼロという結果に向けてどういうプロセスをたどるのかということが重要になってくるかと思えます。そういった観点から見た際に、今度は実施計画、いただいた資料番号はついておりませんが、実施計画の中の10ページのところがございます待機児童ゼロ推進事業、ここについて1点お伺いをいたします。予算にして515万6,000円、保育士2名確保のための事業費ということで上げられておりますけれども、もう少し深めたいと思えますので、こういった形で活用される予算なのかを具体的に教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 この待機児童ゼロ推進事業でございますが、こちらのほうにも書いてありますように保育士2名ということで、2名分の人件費として計上しているものでございます。この2名の配置につきましては低年齢児、特に申し込みの多い0歳、1歳、そういったところの低年齢児の部分に振り向ける保育士の確保ということで計上している事業でございます。そういったことで、低年齢児の部分の入所児童数をふやすということで行う事業でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。全国的にもやはり保育士が足りないということで、本市においても同様でございます。補正予算の関係では、保育士の待遇改善にかかわる事業ということも上げられておりましたけれども、いわゆる保育士の待遇という観点からも、さらなる積極的な施策をお願いをしてみたいと思います。

それで私立の保育園の関係ですが、人件費という点で職員の方、保育士の方の暮らしの保障を懸命に日々図りながら、保育園の責任というものを担うために日々ご尽力をいただいているわけでありましてけれども、それでも運営は非常に厳しいと、そういった実態もあるのが現実であります。日常的な保育士不足の中で、日々私立の保育園も懸命に努力をしていらっしゃるという中で、そのあたりを総合的にどのように捉えていらっしゃるのか、どういった施策が必要であるのか、そのあたりの考えをお聞かせいただきたいと思います。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、私立保育園の運営という部分でございます。まず、平成27年4月から開始されました子ども・子育て支援新制度、この中で私立保育園に対しましては市町村からの委託ということで、施設型給付というような形をとるような形になります。そういったところで、国のほうでは保育士の処遇改善ということで、給付額を保育士が勤務する年数に応じて段階的に引き上がる処遇改善加算というものを講じております。そういった部分で、保育士の確保の部分については私立保育園の部分についても確保してほしいという部分でありますので、給付額的には例年よりも上がっているというような状況はございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。当局におきましても、そのあたりしっかりと今後引き続きご尽力をいただきたいと思います。

それで、引き続きまして私立保育園への補助金という観点から、何点かお伺いをしたいと思います。施設の運営に対する補助、あるいは障害児に対する補助、こういった部分で何点か補助金のほうがあるかと思っておりますけれども、塩竈においてはこういった補助金が今現在ございますでしょうか。県の財源の部分も含めて、簡潔に教えていただきたいと思っております。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、障害児の保育の部分に関する補助金ということでございますが、今現在宮城県が補助を行っております市町村振興総合補助金の中で、「障害児保育

事業」というものがございませう。そういった中で県からの補助金、この部分については障害の程度が比較的軽度の部分の補助金になります。それから、市の補助といたしましては塩竈市認可保育所保育事業補助金ということで、その中でこの障害児保育の部分については見ているというような状況になっております。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

そこで、12月定例会におきまして日本共産党曾我議員も取り上げておりましたけれども、この障害児の受け入れに関する補助金をめぐって1つ問題が起きているということで、その観点からお伺いをしてまいります。その問題となっているのは、先ほどご答弁の中にもございました県からの市町村振興総合補助金、このうち障害児補助事業において事業要件に該当しない児童がいると、そういった県の指摘を受けた中で事業要件と照合した結果、過去5年間にわたって非該当の児童がいるということで補助金の返還を園が求められている、こういった件であります。

私も、県のほうに伺いまして事情を聞いてまいりましたけれども、まず1つ県は園ではなく市に対して返還を求めているということで、市のほうで園に対して返還を求めていくということがわかりました。それで、具体的には特別児童扶養手当、こういったものを受給されているお子さん、あるいはある程度障害が重度のお子さんに対してはこの補助金は該当しないということになっておりますが、園に対してこれまでこの5年間交付をされていたというものであります。それでこの中身を見ていきますと、過去5年間にわたって精査をした結果だということではありますが、つまりは平成21年の市の補助金の見直しがありまして、先ほどご答弁にございました塩竈市認可保育所保育事業補助金、この交付要綱改正があったわけでありませう。そして、返還を求められているのが平成22年から平成26年、この5年間にわたっているわけでありませう。

その経緯を少しお話しをしますと、平成14年度まで障害児保育を行う保育園に対して、特別児童手当支給対象児童に対して補助金が国から交付をされていた。これは国・県・市で3分の1ずつの負担で、交付をされていたわけでありませう。対象は、先ほど申し上げましたとおり特別児童扶養手当支給対象の児童と、つまりは障害の程度が中あるいは重度の児童に対してであります。それが平成15年度に一般財源化され、これが地方交付税の算定対象となりました。そういったことを受けまして、市では平成16年度よりこれが交付税措置となったことを受けて、特別児童扶養手当支給対象の児童に対して一般財源から補助金を交付していた。その一方で、

今度は平成17年度には県が市町村振興総合補助金として、特別児童扶養手当支給対象児童を除く障害児を受け入れる私立保育園に対して補助金を交付することとした。これが、今回返還を求められている部分でございます。

まず初めに率直にお聞きをしたいと思いますのですが、なぜこういったことが起きたとお考えなのか、そこをお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、県の市町村振興総合補助金の返還がなぜ起きたかというところでございますが、まずはこちらの県の市町村振興総合補助金の障害児保育事業につきましては、委員おっしゃるようにはまず特別児童扶養手当の支給対象児童を除くということが前提条件としてあります。それ以外にも、「身体障害者手帳4級・5級を有する児童で、集団保育になじむ者」ということと、それから「療育手帳Bを有する児童で、その障害の程度から集団保育になじむ者」、あるいは「児童相談所の判定書、または障害に応じた専門の医師の診断書等により集団保育を行うことが望ましいとされた者」が、県の市町村振興総合補助金のほうで補助金が交付されるというものでございます。

まず、平成26年度分の補助金、平成27年の4月に入りまして実績報告書を県のほうに提出させていただきました。その際に県のほうで確認をしたところ、特別児童扶養手当を受給している児童が含まれているのではないかというような話がございました。そういった点で、こちらでも再確認をしましたところ、委員おっしゃるようには何人かそういった該当する児童がおったということでございます。そういったことも含めまして、市のほうでも検討しましたが、県のほうからは過去5年にさかのぼってまず調査をしてくれというような話がございました。そういったこともございまして5年さかのぼりましたが、平成26年度から5年間さかのぼりまして平成22年度までさかのぼった形で調査をしたところでございますが、平成22年度は該当する児童はございませんでしたので、平成23年度から平成26年度までの4カ年間の部分が該当する児童がいたということになります。

そういった部分で、こちらのほうでもまず県の交付要綱に該当しない部分がございますので、私立保育園のほうに対しましても返還をお願いしたというような状況でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

今回のその経過をたどったときに、過去5年間というようなことがあったわけではありますが、

この過去5年間というのはどういう根拠の数字なんですか。そこをお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まずこの5年間という部分につきましては、県のほうと打ち合わせをさせていただいた部分では、国の補助金と同様に5年間さかのぼるといような形で話をされております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。過去5年間ということではありますが、市が補助金の見直しをしたと、要綱の改正を行い反映をさせていったのが平成21年、平成22年度のあたりかと思うんですが、この改正の中身を見ますと、それまで特別扶養児童手当の支給対象内の児童に対して交付していた障害保育に係る補助金を、その他の補助金と丸めて在籍する児童の人数当たり幾らというように補助金に市のほうで変更したわけでありまして。つまりは、その時点までは特別児童手当の支給対象児童、つまり中・重度の障害を持つお子さんと、そういった中・重度ではなくて比較的軽度のお子さんが、県の市町村振興総合補助金と市の一般財源の補助金というふうに分けてカバーをされていたということになるかと思いますが、それがこの改正によりその位置づけが変わったということによって1つの混乱が生まれたのではないかというふうに懸念をしております。

そして、保育園側のほうからも聞き取りをしてみましたが、この間園側のいわゆる補助金の交付に関する提出すべき様式に関しましては、その特別児童手当の支給対象児童、これについて一切書くところがないと。そういった中でさらに聞いた事情の中では、「市のほうでそこは振り分けるので、大丈夫だ」というふうに分言われてきたというふうに分言されております。そして、私のほうでも平成21年度改正の補助金要綱を見させていただきましたが、確かに特別児童手当云々、こういった文言は入っていないと。提出様式にもそういった項目はなかったと。そもそもの話をしますと、「預かる児童に対して、特別児童扶養手当の受給対象かどうか、園側で把握するということは現在していない。提出を求められたこともない」ということで、むしろ情報を持っているのは福祉の側であるかと思うんですが。

これ、園側にいわゆる手続上の瑕疵というものが全くないような、そういった感じがするのですが、いかがでしょうか。このままでは、再度同じことが起きると思いますが、そのあたり

どうお考えでしょうか。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、私立保育園側のほうで特別児童扶養手当の受給対象となる児童を把握しているかという内容でございますが、まず年度当初こちらの塩竈のほうから私立保育園のほうには連絡によりまして、各保育園に障害児に該当する児童がいるかどうかという照会をさせていただいております。その中で、特別児童扶養手当を受給しているかどうかという部分について、市側のほうのチェックが漏れていた部分もございましたけれども、園側に対しては障害児に該当する児童がいるかどうかという照会はさせていただいているところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

今回論点となっているのが障害児に該当する児童がいるかどうか、このあたりはいわゆるいろいろな手帳のコピーだとか、そういった部分で提出をするようではありますが、特別児童扶養手当を受給をしているかどうか、この部分に関しては園側にそういった責務がないということでお聞きをしておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 確かに委員おっしゃるように、特別児童扶養手当を受給されているかどうかというのは、園側ではご本人の保護者のほうから聞く以外知るすべはないかもしれません。その上で、本来ですとあの部分については市側でチェックをすべき部分であったかとは思いますが。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。そういった観点から見ますと、やはり今回の事案に関しましてはいわゆる特別児童手当の受給の有無が1つの大きな焦点でありますので、そのあたりどこに責任があつて、責任がないという話をしても前に進まないものであれですけれども、そのあたりしっかりと位置づけ、立ち位置、そういったものを決めながら今後話を進めていただきたいと思っております。

それで、保育園におきましてはこういった補助金を見込んで保育士を雇い、日々ぎりぎりの

状況で運営に当たっているということがあるわけであります。残念ながら、この補助金というところにおきましては、県の補助金を足しても保育士の加配等には決して見合わない、そういった額となっているのも現実であります。そういった中で、園としては持ち出しがふえたとしても、安心の保育を守るために加配というものを行っているわけでございます。それを、突然こういった形で返還を求められると。そういった中で、じゃあ雇った保育士はどうなるんだと。保護者からお預かりしている児童をこれからどうすればいいんだということで、悲痛な訴えをいただいております。これは、やはり待機児童ゼロの推進という観点から見ても、障害児保育、これをしっかりと充実させると、そういった観点から見ても、余りにも逆行したやり方ではないかと、余りにも一方的ではないかと言わざるを得ません。

それでこの間、保育所の関係のみならず、特別な事情を抱えるお子さんが非常に増加傾向にあると。こういった中で、いわゆる補助金のあり方、こういったところも議論をしなければいけないのではないのでしょうか。例えば大崎、仙台、多賀城、こういったところの要綱を拝見させていただきましたが、他市との違いは本市の補助金の要綱においては特別な事情を持つ児童の状況について、あらかじめ例えば園、こういったところで把握をしてしっかりと補助金で反映をさせていくと、こういった仕組みが今現在ない状況であります。平成21年度のこの補助金要綱の改正時とは、状況も変わりつつあるという中でご議論、ご検討の上、まず障害児保育、安心の保育というところで日々ご尽力をなさっている保育園の運営、これを市でもしっかりと支援をする、そういったあり方をぜひつくっていただきたいということと、先ほどの返還問題はぜひ園側の立場も考慮の上、今後のやり方というところをご検討をいただきたいと思っております。

時間の関係もありますので、次に移ってまいりたいと思っております。2点目は、放課後児童クラブについてであります。施政方針の質問の中で、新入学児童の入級申し込みに際して提出する各種資料、要求した資料No.15の56ページのところにその写しを今回提出をいただきました。この資料を見ますと、添付書類というものがございます。この表の最下段、児童の状況、児童の病気・障害診断書、障害者手帳、療育手帳、こういったものを提出書類として求めるということでもあります。

それで、先日お話を伺いましたところ、これは任意だというようなところもございましたが、この配付資料の中には上から何行目ですかね、申込受付何たらかんたら書いてあるところの3番目、提出書類、この中の④です。「添付書類を必ずそろえて、お子さんと同伴でおいでください」ということがありまして、この関係でお聞きをいたします。

先日の一般質問の中で、このデリケートな個人情報の取り扱いについて、どういった方々が閲覧し、どういった用途で使われるのか、何に基づいて取り扱われるべきなのかを先日お聞きをいたしました。「閲覧は特定の職員である」という中で、一定のルールに基づいて当局ではやっておられたようでありますが、残念ながらこの申込書においてはそういった丁寧な説明がなかったということで、先日申し上げましたとおり大きな懸念を生む一因となってしまったということでもあります。

このことについて、まず今後どのように対処をお考えなのか教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回のこちらの入級案内に記載させていただきました児童の状況の中で、診断書、それから障害者手帳、療育手帳等の写しを添付していただいた部分につきましては、児童の状況を把握するという意味で、その子にとってどういった保育をしていけばいいのかということ把握するために添付していただいたものでございます。今後も、今回こちらの入級案内のほうにはこういった診断書などの提出書類の部分については、説明が若干不足していた部分がございます。そういった部分も含めまして、今後は入級案内を配付する際には、十分な説明を行った上で提出していただくというような形をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

やはり、働きたいというような思いの中で懸命に預け先を探す中で、学童保育というものが選択肢に入ってくるということで、やはりその信頼関係というものが非常に大事になってくるかと思しますので、そのあたりはしっかりとお願いをいたします。そして、これも先日お聞きをしたことではありますが、基本的に再面談を行った児童に対してお断りをするケースはないということでご答弁をいただきました。資料No.12の149ページのところにもございます。入級申込時に提出していただいた診断書等の書類、就学前の様子、こういったところを総合的に勘案しながら個別配慮が必要かどうかを把握するとともに、例えば放課後デイサービスだとかそういうところも含めてよりよい方向へ導くように保護者の方と一緒に考えていくということではありますが、これをお断りだというふうに捉えてしまった保護者さんもいるという中で、お断りをしたケースはないということでご答弁をいただきました。あくまでも市と保護者の間

の話し合いの中で、特に事情のあるお子さんにとって最良の選択という部分で一応したのだというふうにおっしゃったというふうに、私のほうでは受けとめました。

しかしながら、現実にはお断りをされたというふうに捉えていらっしゃる保護者の方もおられます。または、障害を持つお子さんを学童から排除するんじゃないかと、こういった姿勢のあらわれではないかという意見をお持ちの保護者の方もおられます。さらには、余りに誠実さが無いということで申し込みの取り下げ、こういったものも現実起きてしまったというふうにもお聞きをいたしました。こういったことに対する対処というのはどういったことをお考えでしょうか。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回再面談をさせていただきました保護者の皆様方の部分で、まず先日答弁の中で断ったケースはないということで回答差し上げていたと思います。確かに断ったケースはございません。その子にとって一番いい方法は何かということで、今回保護者の方と面談をしまして児童の状況、あるいは家庭での状況、学校での状況などを伺いながら、あと継続されている児童につきましては仲よしクラブでの状況なども考慮しまして、いろいろな面で保護者の方と相談をさせていただきました。

その上で、例えば保護者の方が放課後等デイサービスを使うということで希望があれば、「そういった方法もありますよ」ということでご紹介させていただいたところでございます。そういった部分で、例えばその児童にとって早い段階でそういった放課後等デイサービスを使うことによって社会的な適応性を身につけていただくということも、1つの方法としてご紹介したものでございます。今回の部分におきましては、入級できるかできないかの通知文書の発送のほう、若干この再面談を行わせていただいた方々には、「2月末までおくれます」ということで回答差し上げていたわけなんですけれども、先週末には各家庭のほうには通知を差し上げておりますので、そういった部分では放課後等デイサービスと併用する方、あるいは仲よしのみを利用する方、そういった部分で通知は差し上げたところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。そういった中で、例えば申し込みを取り下げってしまったというようなケースもあるわけでありますが、そういった保護者の方に対しても今回のやり方について、例えば誤解という言い方でいいのかわかりませんが、そういったところでやは

り申し込みをしたいと、そういったようなお声があった場合には、ぜひこれは真摯にご対応をお願いしたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 申し込みを取り下げたという方の中で、もしまだ放課後児童クラブ・仲よしクラブを利用したいということであれば、再度申し込みをしていただくという形になるかと思います。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。そういったところ、ぜひ真摯な寄り添った対応をお願いをしたいと思います。

それで、やはりこの問題と申しますか、根本にありますのは支援員・補助員さんの慢性的な不足、そして事情をお持ちのお子さんに対してどのように接していけばいいのかというところで専門的なスキルと申しますか、そういったものをいかに身につけていただくかということにまずひとつは尽きるのかなというふうに思います。安心の受入体制をいかに構築をするのかというところで、当然ながら児童に対して最もいい環境を提供すると、そういった観点から見た際に放課後デイサービスの拡充、これも必要なことであります。しかしながら、やはりまずは放課後児童クラブというところで、予算をかけてでもここはぜひお願いをしたい。やはりしっかり受入体制というものを確立をした上で、その前提に立って子供たちにとって最適な選択肢を提供していくと、これがまさに行政として保育の責任を全うするということになるかと思えます。

通常学級で過ごすお子さんもいれば、通級指導を受けながら通常学級の中で過ごす、そういったお子さんもおられる。特に発達障害という観点で見ますと、これはケースごとに本当に幅広い特性があるわけでありまして。クールダウンのためのスペースづくり、こういった施策も上げられておりますけれども、ぜひ専門家の方に加えて保護者の方々の意見というものを聞く場、これもぜひ設けていただきたいと思います。そのあたりいかがでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、放課後児童クラブの児童の受け入れに当たりましては、安心な受入体制という部分では、まず年に数回臨床心理士の先生を各学校回っていただきまし

て、各支援員・補助員に対しましてもどういった対応をしていけばいいのかということ、研修を積んでいるところでございます。それに以外にも、専門職員ということで広報あるいはハローワークを通じて職員の募集等を行っているわけなんですけれども、その部分に対しては残念ながら今のところ応募がないような状況でございます。そういった専門的な立場の職員を配置することによって、少しずつでも放課後児童クラブの運営を改善していければと考えているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。学童保育のあり方というところに関して今まさに瀬戸際であると、そのように感じております。そういったところ、ぜひ引き続きご対応し、ご尽力していただくことを強くお願いをいたしまして、次に移ってまいりたいと思います。

それで、続きましていじめ防止に向けた取り組みについて何点かお伺いをいたします。資料No.1番の、ちょっとごめんなさい、ページ数あれなんですけど、条例の部分でお聞きをしてみたいと思います。48ページにございます条例のところ、何点かお伺いをしていきたいと思っています。

2011年、大津市の中学2年生の生徒さんが、いじめを理由にみずから死を選んでしまったというような痛ましい事件がございました。このことから、2013年にいじめ防止対策推進法というものが成立をし、これを施行されたことを受けての今回の条例の制定ということでもありますけれども、まず初めに申し上げておきたいのは条例をつくったから、あるいは責務・役割を明確にしたから、さらに言うならば子供にいじめを禁じたからということで、いじめがなくなるわけではないということでもあります。また、いじめが起きた際に、先生や保護者が今回役割・責務を明確にされたわけでもありますけれども、その役割を果たさなかったからだというふうに短絡的に結論づけられることも、あってはならないというふうに思います。そういった点を踏まえながら、何点かお聞きをしたいと思っています。

まず1点目ではありますが、今回の条例は基本的にはいじめ防止対策推進法の中身に沿って定められるものだと思いますけれども、まず本条例のいわゆる前文のところにおきまして第2段落のところ、「社会の宝である子供に対するいじめは許される行為ではない」と、そのように記述がございまして。当然ながら、いじめという行為そのものは許される行為ではないというふうに思います。そして第4段落を見ますと、「互いを尊重し、いじめを許さない文化と風土を市全体でつくり上げる」という記述がございまして。「いじめを許さない」と、この表現

において当然ながら先ほど申し上げましたとおり、いじめは許されるものではありませんけれども、これ一步間違えるといじめを行ったほうの生徒児童を追い込むということにもなりかねないのかなというふうに感じました。そのあたりの観点におきまして、まず1つ条例全体にわたっての考えというものを初めにお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 塩竈のいじめ防止対策推進条例について、「いじめを許さない文化と風土をつくり上げていく」ということについて、この「いじめを許さない」という文言で加害者を追い込むような結果になるのではないかという懸念をお持ちだということですが、基本的には大まかな関係者の責務と役割について今回は、きのうもご説明したとおりでございますが第1章の中では明らかにしたところではございます。

しかしながら、教育委員会のほうでは既にいじめ防止の基本方針という、この条例をさらに細かく記載した具体的な内容のもの、これをまだ案ではございますがつくったところございまして、そちらのほうには例えばいじめについて今懸念されているような、例えば好意を持ったと、子供同士の人間関係の中ではトラブルとかというのはよくありがちでございます。特に小学校の低学年であれば、未熟な友達の人格的なこととか、友達の性格的なこととかについての認知は非常に未熟でございますので、ちょっとしたからかいとかあだ名を平気で言ったりとか、そういったレベルのやりとりというのが実際にはございます。そういったことを踏まえて、例えば友達に好意を持っていて、意地悪をするということもございます。これも、しかしながらいじめの初期的なものとしての捉えはございます。

ですから、そういった中で育まれていくというか学びとっていくという面もございますので、一方的に加害者を「あなたがやった行為はいじめであって、これは絶対に許されないことであって、もう人間として生きていく価値がないよ」なんていうような追い込み方は絶対しないものですよというようなことで、これは学校の基本方針においてもそういった「加害者・被害者を区別して、追求したりするものではないですよ。あくまでも子供の人格を、人権を尊重しながら進めていって、慎重に進めていきなさいよ」という、いわゆるどちらかと言えば子供自身のためのというよりは、子供を取り巻く大人が心得ていくべき方針について定めておりますので、その点については心配がないかというふうには捉えているところでございます。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ご答弁ありがとうございます。そういった中でいじめの原因を究明して、原因に対する手だてを講じるという視点、この観点におきましては国のいじめ防止対策推進法の中身もざっと見させていただきましたが、そういった中では国のいじめ防止対策推進法の中身においてそういった視点が薄かったということもあります。やはり、先ほど調べたようにその原因となる悩みや葛藤、こういった部分を十分にご考慮いただきながら受けとめるという視点、あるいは共感するという視点をぜひ持ちながら進めていただきたいと思います。

それで、ちょっと細かい部分に入りますが、第7条2項におきまして「早期発見のために定期的な調査、その他必要な措置」とうたわれておりますが、この定期的な調査というのは主として何を念頭に置いてのものなのか、ちょっと簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○鎌田委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 これは、現在も行っておりますが、毎月各学校で行っている「いじめのアンケート調査」という名称ではないんです、「生活に関するアンケート」ということで、前にもお答えしたいと思うんですが、4つの質問を無記名で子供たちに答えさせる、そのアンケートをもってこの調査と考へ、これはずっと毎月全ての学校で継続してもらう予定でおります。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

今回、条例の中でこういった文言がありましたものですから、例えばいじめそのものの有無を問うようなアンケート、これが定期的に仮に行われてしまった場合に、児童等に常にいじめを行っていないかと、そういったふうに疑われるだとか、そういった部分で集団の閉塞感を生みかねないと、こういった意見を目にしたものですから、お聞きをさせていただきました。やはり、いじめをしているかしていないかというところから一步踏み込んで、自己肯定感を持って日常生活を送れているのか、あるいは人間関係については悩みを持っていないかというようなところで、すくい上げるような内容でそのあたりはお願いをしてまいりたいと思います。

それで、さらに深めてまいりますが、第8条において「保護者は市教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努めなければならない」というような文言がございます。これは、こういった考へに基づくものなのかを教えてくださいたいと思います。

○鎌田委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 施政方針の質問の際にも、概略的なことについては教育長が答弁したところではございますが、この保護者の役割の中に第8条に今議員がご質問した内容があるわけではございますが、要するに家庭での役割という親の役割については基本的な考え方をそこに示したところではございますが、いわゆる学校のほうでも家庭教育との連携というのは非常に重要視しているところでございます。

ただし、こういった条例を決めて、そして基本方針にのっとっていじめ防止についての取り組み等について、次年度から啓発活動はどんどん積極的に行われていくことになろうかと思えます。例えば、これまで行われていたPTAの授業参観等につづけた保護者会等の資料に、こういったいじめの条例を少しわかりやすくした内容について啓発していく中で、保護者のほうに「家庭ではこんな感じで会話を大切にしてください」というようなお願いをすることがあるかと思えます。また、そういったものに類似したお願いや、こんなことを、例えば「意見交換会などを行いますので、ぜひご参加ください。そのテーマはいじめです」とか、そういったところへの参加協力をお願いなどをすることがあるかと思うんですね。そういったこと「ぜひ協力お願いします」というような、具体的なイメージとしてはそんなところで考えているところでございます。

○鎌田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 基本的なところは子供を、全ての親も含め、地域の方も含めて、みんなで見守っていきましょうというのが根本であります。学校だけで、確かに学校の中でいじめは行われるわけではございますが、そういった情報が学校だけでは見えないところもある。この間滝沢市の自死の事件について研修をしてみましたけれども、やっぱりさまざまところでそういった情報は、後から見るとあることがあります。そういった情報を全て集約して、子供たちを守っていきましょうというのがこの趣旨でございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

国のいじめ防止対策推進法の中身の議論の中で、ある程度きょう組み立ててきたものですから、ある意味で少し安心した部分もあれば、今後注視をしていかなくてはいけないなというふうに感じております。やはり、いじめを受けたお子さん・保護者への支援、この観点も当然

でありますし、それに加えていじめを行った児童生徒・保護者に対しても対峙的な観点で見るとはなくて、むしろともに支援をしながら複雑に絡まり合ったいじめの原因、こういったものを取り除いていくような本当に実効性のあるものというふうにしていただくために、今後も引き続き議論の方をお願いをしたいと思います。私どもも、今後とも注視を続けてまいります。

それで、観点を少し変えまして簡潔にお答えいただければと思いますが、35人学級・少人数学級の取り組みにおいていじめをなくすという観点からどうお考えなのか、ぜひ一言でお答えをいただきたいと思います。

○鎌田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 前回の答弁でも申し上げました、私たちも35人学級について文部科学省のほうに要請をしているところでございます。

以上であります。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。データのにも、やはりその少人数学級というところの有効性というところ、ある程度出ているかと思えます。財務省のほうでは「40人学級に戻せ」と、こういった議論もあったわけではありますが、そのあたりしっかりと数字だけにとどまらない部分の効果等も踏まえながら、ぜひ進めていただきたいというふうをお願いを申し上げます。

間もなく時間となりますので、最後にお聞きをいたします。先日も質問の中で、教員の多忙化という観点でお伺いといいますか、発言をいたしました。そこで、やはり事務の共同化というところがどうしても気になるわけではありますが、いじめ防止という観点から見て、あるいは先生の多忙化という観点から見て、事務の共同実施、特に集中配置、この部分に関しての現時点のお考えをお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 事務の共同実施につきまして、目的については前にお話ししたとおりであります。事務の効果的な効率的な運用、それから事務職員の資質の向上、そして時間があれば教職員のというお話を申し上げました。今現在1年目、間もなく終わろうとしておりまして、最終は人事についての整理ということで間もなく始まるところであります。さまざまな成果もでございます。それから、当然今まで各学校にいた人間がいなくなるわけですので、さまざまな弊害もあることはわかっております。ただし、始まる1年前からそういったものを予見しまして、そういったものに対する対応をしてきたところでございます。間もなく1年終わるわ

けですので、そういったものを全て集約しながら、改めるべきところは改めて、それから推進するところは推進するというので、ただこの体制を始めてまだ1年でありますので、これを進める中でご理解をいただけるように進めてまいりたいと思っております。

また、先生方の多忙化解消についてはもう1点、中学校における部活動の問題もあります。これについては、本市においては外部指導者の運用ということでかなり力を入れて対応を考えておるところでございますし、これは県のほうでも今推進している事業でございます。さまざま多忙の原因はありますが、そういったもの一つ一つに耳を傾けながら、今後推進をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○鎌田委員長 先ほど小高委員の質問の冒頭の中で、子供が足を蹴られるという件がありました。この件について、子育て支援課長より回答がありますので、お願いします。

○木村健康福祉部子育て支援課長 それでは、小高委員のほうから冒頭で、不審者情報ということでお話がありました。2月29日16時ころ、吉津交差点付近で第一中学校2年男子生徒1名が下校途中、50代くらいの自転車に乗った男性に遭遇し、男性とすれ違うときににらまれ、足を蹴られたというような事案が発生しております。そういった情報を学校教育課のほうから児童館にも情報が流れまして、その注意喚起ということで児童館から放課後児童クラブの保護者に対してメール配信したというような内容になっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 では、次の質問者に移ります。志子田委員。

○志子田委員 おはようございます。市民クラブの志子田です。

私も、何点かお尋ねしたいと思います。きょうは審査区分1ということで、一般会計の予算及び関連議案ということでございますので、その中から質問させていただきます。

最初に、さきほど小高委員が言われました議案第25号の塩竈いじめ防止対策推進条例について、私も大枠でお聞きしたいと思います。資料は1番の48ページ、それから資料番号12の55ページ見ていただきますと、こちらのほうが大枠書いてあるのでわかりやすいかなと思うんですけども。

それで、私も議員になりましたから、この教育問題の中でも特にこのいじめ防止のことについていろいろ質問させていただいておまして、そして「塩竈でも早くそういういじめ防止のための対策をやられてください」ということで、今度の平成28年度の予算の議案としていじめ

防止対策推進条例が塩竈でつくられることになったということについては、私は大変うれしく思っております。

それで、この策定に当たっての経緯というものをちょっとお聞かせ願いたいなと思うんです。よろしくをお願いします。

○鎌田委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行されてから2年少したったところでございますが、本市におきましてもそのいじめ防止対策推進法を受けて準備は進めてきたところでございます。総務課のほうとのやりとりなどもございましたし、そして先ほど申し上げていた方針の策定に向けて策定委員会もちょうど一昨年に2回ほど行いまして、パブリックコメントも行い、そして大事な条例化をするかしないかについても内部でかなり検討したというような経緯がございます。いわゆる他市町村では、条例化していないところもあったりするんですが、本市においてはやはり地方自治法の規定によりまして調査の機関を設置するに当たりましては、やはり条例化するべきであろうというようなこともございましたし、そして3つの組織についてきのうもご説明申し上げたところがございますが、3つの組織をただ設置するための条例でいいのかと。この辺につきましても、総務課のほうとも大分協議しまして、やはりいじめ防止を市全体で進めていくべきではないかというような結論に至りまして、12月の議会でもご質問いただいたところございましたが、いわゆる防止を目的とした総合的な条例にするべきではないかということで、第1章に基本理念や責務や役割等を盛り込む。そして、第2章ではいじめ防止基本方針についても盛り込む。そして、残り3章・4章・5章ではその大事な会議の設置を規定するような内容のものにするというようなことで、このような条例にしたというようなところが簡単な経緯でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そういうことで、しっかり進めていただいて、やっとな条例の上程までこぎつけていただいたということだと思んですけども。

それで、この辺の宮城県内だと条例化されているところ、どこかあったら教えてください。

○鎌田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 県内では、大体が設置条例という形で条例化してございます。県内で、うちのほうだけが唯一「総合的な」と先ほど申し上げましたが、総合的な条例ということで設置をしているところであります。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 そういうことでしっかり総合的に塩竈の場合は、そういう条例ですから一歩進んだ環境づくりができるものと期待しております。

それで、今度中身のことなんですけれども、資料No.12の55ページでいう3つの協議会とか委員会でございます。それで、特にこの3番目のいじめ問題再調査委員会、このところ「重大事態」ということが書いてあります。それで、「重大事態」とはどういうものかなと思って、今度の条例案を見ましたところ、資料No.1の49ページですか。「重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう」と。これ、どういうことかなと思えば、それから法第28条は「市長は第30条第1項に基づきどうのこうの」と、法第30条第3項を見れば「調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない」、結局重大事態というものがくるくる回っているところで決められて、どういうものが重大事態なのかちょっと検討がつかない事態になっておりまして。多分私が察するには、重大事態というとやっぱりけがしたとか、今騒がれているようなそういう大きな死亡事件じゃなくて傷害事件、要するに警察沙汰になるようなもの、刑事事件に該当するようなもの、そういうものが重大事態かなというふうに考えているんですけれども。どのように重大事態というものをお考えになって、どのように対処なさるのか。その辺のところ、「もしも」ということですが、その辺お聞かせ願えれば安心なので、よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 重大事態の捉え方というようなことで、委員が今ご質問された例については今後検討していかなければいけない、具体的な一個一個の事例についてそれを重大事態と捉えるかどうかについてまでは詰めているわけではございませんが、今考えているところでお答えしたいというふうに思っております。

まず、重大事態は大まかに2つと考えております。1つ目は、いじめによりまして児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときでございます。この中には児童生徒が自殺を企図した場合、いわゆる一般的には自殺未遂というようなものも含めて考えているところでございます。2つ目は、いじめを原因として児童生徒が相当の期間学校を余儀なく休まざるを得ないような状況というような疑いがあると認めるときと。大まかには、この2つの捉え方で重大自体を考えているところでございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました、そのように対処していただきたいと思います。

先ほど、小高委員は被害者と加害者のことで、「加害者のほうには余り指導が入らない」みたいな、私はそういうイメージで聞いたんですけれども、私は逆に被害者と加害者のほうをどちらがよくてどちらが悪いのか、要するに教育上の善悪というものはっきりしないと、なかなかなくなるんじゃないかという、私は考えを持っております。そういう意味ではしっかりと、最近では学校の中でもそういう傷害事件になるときは、新聞の記事にも出ていますし警察が取り調べて、そういうふうにはちゃんとやっているということですので、そういうふうには実際に加害者になって傷害事件、あるいは刑事事件に当たるようなときは、警察につかまるんですよというような教育も1つの防止策だと思いますからね。その辺のところをしっかりと確立したほうが、どうもこれまで全国的にいじめに遭っている方というのは、いじめに遭った人だけが学校の外に出されて、加害者のほうはずっと学校にいて何も指導が入らないということが全国的な傾向で、それが長らく続いているこういう自殺問題につながる重大ないじめ問題に発展してきたんだというふうには私は捉えておりますので、その辺のところのお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 48ページの前文のところにも書いてありますとおり、「全ての子供は大切な宝である」ということが一番の根本でございます。ただし、さまざま子供たちは失敗をするわけでありますので、その失敗したときに深く心の中に入って、今おっしゃいました善悪を教えるであるとか、人に対する思いやりを喚起するとか、そういったことで教育していくのが学校現場であるというふうに思っておりますので、そのためにはきちんと調査をして事実を確認することで、そのことに対する例えば加害になった子供の心を変えていく、それから被害になった子供たちを守っていくということになるかと思っておりますので、そういう方針でもって、ただ根本にありますのはどちらも全て塩竈の子供たち、これを大切にすることが根本でございます。

以上であります。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 教育長さんらしく、教育の観点からということで、よろしくこれは進めていただきたいと思います。

これで、いじめのほうの条例のことは質問終わりにして、議案第29号の一般会計のほうから

何点かお聞きしたいと思います、資料の12番を使いまして。最初に大枠聞きたいので、資料No.12の130ページ総括表で今年度、平成28年度のことしの当初予算の特徴はどういうものかというものを市民の方にお知らせ願いたいと思います。特に、ことしも相当金額大きいです。一般会計で392億9,000万円、それと復興事業の関係とあわせて聞きたいので、資料No.15の23、24ページですか、きょう先ほどいただいたばかりの資料でございますけれども。

このところの24ページでいきますと、198億9,500万円というような復興予算の状況になっております。ですから、当初予算から通常時が193億円ほどで震災関連が198億円余り、そして合計で392億9,000万円になるのだなと思うので、その辺のところ本年度の大きな予算、大ざっぱにどういうところにこれだけ使われるというところの説明を、よろしくお願いします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。平成28年度の当初予算の特徴点というところで、大きなくくりで説明させていただきます。

まず、1つの政策的見地からの説明としまして、人口減少対策と町の活力再生のための予算に重点配分したこと、あとは震災復興計画を大きく進捗させるための予算、安心できる暮らしの実現と好循環を生み出す事業の推進ということで、3つの大きな特徴点がございます。また、重点戦略に基づきます政策パッケージとしまして、人口減少対策の推進、まちの活力再生を目的としたさまざまな新規事業・継続事業を限られた予算の中で最大限に計上しているというのが、政策的な意味合いからの説明になるかと思えます。

次に、財政的な見地からの説明をさせていただきます。

まず、今回の予算の特徴点でございますけれども、平成27年度予算というのは過去最大規模の予算でございました。その予算に次いで、過去2番目の予算というのが、平成28年度の当初予算になってございます。内訳としましては、復興予算・通常予算とも平成27年度と比較しますとどちらも大きく減少している状況でございます。

まず復興予算でございますけれども、今の資料のほうにも書いておりましたが、内訳として198億9,591万1,000円でございます、これは前年度から62億5,182万円の減額でございます。まず主な要因でございますけれども、災害公営住宅が前年度に対して88億8,158万円ということで、74億円ほど大きく計上されております。しかしながら、平成27年度に計上していた新魚市場整備事業、高度衛生管理型荷さばき所整備事業が前年度から104億9,762万5,000円の減となったことから、最終的にはプラスマイナスということで大きく減になったというのが特徴に

なっております。あわせて、新魚市場整備事業の財源でございます震災復興特別交付税ですとか、国庫補助金が同じように大きく減となりましたけれども、災害公営住宅の財源でございます復興交付金基金からの繰入金、あと市債のうちの土木債が非常に大きくなっております。これで、歳入歳出それぞれ大きく動いているというような中身になっております。

まず、この平成28年度復興予算を大きく捉えるポイントとは、この2つの事業の数字の動きというのが大きな特徴点になっているかなというふうには考えております。この2つの事業というのは、どちらの事業も平成28年度には一定のめどがつく見込みでございます。そのほか、復興予算の中では海岸通り地区の市街地再開発事業予算、それと北浜・藤倉地区の区画整理事業予算も本格化してきたところでございます、個々の事業については答弁復興はまだ途上ではございますけれども、魚市場整備事業ですとか災害公営住宅、本市のいわゆる超大型事業予算のめどが一定程度立っているということから、発災から6年目の当初予算でございますけれども、当市の復旧・復興事業が大詰めを迎えてきているのが見えてきた予算かなというふうには考えております。

あと、あわせて通常事業分でございますけれども、これは数字としては193億9,408万9,000円で、前年度から10億6,818万円の減となっております。これのまず大きな要因というのは、平成27年度は借換債が12億2,870万円大幅に減となっております。このため、予算規模としては大きく減となっているというものでございます。通常事業に関しましても、その限られた予算の中で国の制度の活用ですとか基金の活用などによりまして、一層の市民サービスの向上に寄与する事業を予算化しております。

具体的には、先ほど申しました政策パッケージなどの事業を展開しておりますので、こういったことから復興予算・通常予算、どちらも事業規模としては、予算規模としては減にはなっておりますけれども、きちんと本市の復旧・復興、それと行政サービスの向上に向けた予算ということで今回の特徴点と説明させていただきます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。初日のときの説明にも、そういうふうに言っていただきましたから、改めて大ざっぱ、大きな流れを聞きました。

それで、この資料No.15の23ページのところを見ると、こう一覧表で出していただいた5億円以上の事業を見ると、確かに魚市場のほうの大事業はなくなったんですけれども、それ以外の

ところで5億円以上の事業というと、下水道の復興交付金関係の事業とか、海岸通地区震災復興市街地再開発事業とか、港町地区津波復興拠点整備事業とか、それから大きなところで88億円と言われている災害公営住宅整備事業、それから24ページにいて寒風沢ですか、漁港施設災害復旧費。こういうことで198億円、大きな毎年、平年ですと塩竈の平常の一般会計予算に匹敵する分、同じくらいの額が、それ以上の額がことしで言えばついているということで、相当今年度この事業が1年間うまくスムーズに進めば、相当事業が進むんじゃないかと思います。

それで、きのうの新聞でしたかね、大分復興が、よそはどうですかといったら、塩竈のほうには宮城県で言うと宮城県は全部があと5年くらいは復興が完了するまでかかるんじゃないかというような、そういうアンケートが出ていたと思います。それから、災害公営住宅に入る人は塩竈が高齢化率が一番高い56%だから、「ほかのところの市町村よりも、塩竈だけが何かうんと高齢化率高いですよ」みたいな記事が出ていたみたいでございませうけれども。そういう意味で、ことしのこの予算が認められて、これが執行されて事業も順調に行くと、どうなんですかね、復興の進捗率っていったらどの辺まで来たことになるのか。平成27年度までが50%とすると、ことしであと15%くらい進んで、このくらいになる。そうすると、平成32年度を目標に復興が完了するという予想なんですか。その辺のところの、復興状況の進捗率をお聞かせください。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 志子田委員にお答えいたします。

復興予算、災害公営住宅等を含めまして非常に多い予算になっております。執行率のお尋ねでございませうけれども、平成27年度末で災害復旧事業・復興交付金事業全て合わせますと、大体83%くらいまで平成27年度末では終わるのかなというふうに私どもは見ております。これに、今回の平成28年度の新年度予算を加えますと、かなりの進捗率まで行くのかなということで見ているので、ちょっと平成28年度末で何%までというのはまだ計算していませんけれども、平成27年度末で83%という予算になっております。

また、災害公営住宅につきましては、この88億円の事業費終わりますと、復旧率が93%まで完成率ができるということで、平成28年度が災害公営住宅の山場なのかなと認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鎌田委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 今次長がお話し申し上げたのは、ちょっと全体に災害関連復旧、それ

から復興全てということのお話だったんですが、復興事業に関して言うと実は平成27年度7割以上を目指そうということで予算化させていただきました。ただ、残念ながら進捗状況、思うように進まないところがございます、2月補正で減額28億円ほどさせていただいたという経緯がございます。そういったことから、復興事業だけ見ますと、平成27年度末では大体66%の予算執行上の進捗率にとどまるというふうな今見込みになってございます。

これを、先ほど財政課長から説明ありました平成28年度の復興予算の計上、これによりまして来年度は85%をなるべく目指すというふうな予算組にしてございます。今説明ありました災害公営住宅の整備もかなり大きく進捗いたしますし、港町のほうの道路あるいは拠点施設・デッキの完成も、もう4月にデッキのほう完成するとか、平成28年度は大きく本土側のほうでは進捗いたします。

残念ながら、まだちょっと進み具合が遅いのが離島関係のほうの集落道関係、こういったところは県の事業との取り合いでありますとか、あと工事の施工の材料なんかの置場、そういったところの調整がかなり難航してございまして、ちょっと浦戸地区のほう重点的に平成28年度は進捗させていきたいというふうな考えでございます。

以上です。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そういうことで、予算ついたところとあと工事のおくれとか、実際に完成するまでのどちらのほうの数字を取るかでそういうことになったと思うんですけども、順調に進んでいるんでないかなとは、私は思います。ほかの近所の市町村と比べてね。

それで、新聞に書いてあったから聞くんですけども、塩竈市も被災市町村ということでアンケート来たと思うんですけども、塩竈はどの辺で、何年くらいたったら復興が完成するというふうにそのアンケートには答えたことになっているんですか。その辺、教えてください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 志子田委員から震災復旧・復興についてご質問いただきました。私はその際に、「平成27年度末で、大体70%くらいの進捗状況ではないのか」というふうなお話をさせていただきました。先ほど局長のほうから「66%くらいの」というような話でありましたが、全体的なものを総括すると、7割くらいは行っているだろうというふうに考えております。

今後につきましてであります。ご案内のとおり、後期復興期間については平成32年までの5

カ年間ではありますが、私は職員に対しまして、3年間で復旧・復興の形をぜひ市民の皆様方に
ごらんいただくような努力をしてまいりましょうということを申し上げさせていただいており
ます。ただ1点、例えばまだ防潮堤の高さが未調整でありますとか、その他道路整備等につい
ても一部用地取得ができないでありますとか、さまざまな個別・個々の事情がありますことも
事実であります。そういったものも早期に解決して、できますれば平成30年度までには復旧・
復興の概成ということで取り組みをさせていただきたいということで、アンケートにはお答え
をいたしております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。あと5年と言わないで、3年でやってもらいたいとい
うことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、中身のことをちょっと聞きたいですけれども、気になったのだけつまみ食いして聞き
ますので、全般的に聞きたいと思ひます。

資料No.8の1に、1ページに一時借入枠50億円というふうになっております。これが借り入
れなくてないことがあり得るのかな、そういうことはないんじゃないかなと思ひんですが、今
年度の大型予算だからそういう割合で、基準ということだけで50億円となされたのか、どうい
うことなのか、その辺のところの一時借入枠の理由をお願いします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

一時借入金ということで、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、最高額50億
円ということで一般会計のほうで設定しております。現実に、今ご心配されましたような形
の一時借入というのは、一切していない状況でございます。ご承知のとおり主にまず復興交付
金事業等につきまして、前段事業がもう確定したら一度国費が市のほうに全額来ております。
それを基金にプールして、日々運用しているというような状況でございますので、その中での
現金での収支の不足というのは現在発生していないというような状況でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 そうしたら、あと何も50億円じゃなくて10億円でもよかったんでないかなとか思
ひんですけれども、その辺のところ何か規定があつて、予算の何%以上にはしておかなきゃない

とかつてあるんですかと聞いたんですけれども、お願いします。基準。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 もともと、これは当然発災前から条項としては議会のほうにかけておまして、もともと数字としては標準財政規模のおよそ20%程度というのは数字として計上しておりました。ただ、その中で発災後一時的にでも資金が不足するんじゃないかとか、そういう恐れが当時はあったものですから、たしか数年前ですけれども5億円程度の金額を上げたと思いますけれども、このまま一時借入金としての条項としては現在も残させていただいている状況でございます。

ただ先ほども申しましたように、一借自体は実際に発生しておりませんので、事実上条項がなぜあるのかと言われれば、それ以上の回答はちょっとできませんけれども、そういうわけでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。だから、標準財政規模の20%程度くらいにはしておくという目安はあるんだよね。そういうことで、念のためということでしょうけれども。要らないんじゃないかなと思ったんですけれども、書かなきゃないかなという、ちょっと不思議に思ったので聞きました。

資料No.9から何点かお尋ねします。資料No.9の3ページで、市税と法人税のことがちょっと。特に、ここの法人税のところを見たら、比較で前年度と今年度を見たら、今年度比較で6,100万円ほど当初予算で減っているのね、法人税ね。それで、それから比較するのは資料No.、きょういただいた15の87ページがいいんでしょうかね、詳しく書いてあるんで、流れ的に6年間書いてありますから。

それでちょっと不思議に思ったのは、どうしてほかのところの平成28年度当初予算では市民税、個人のほうとか固定資産税とか、そのほかみんな平成27年度よりも平成28年度のほうが当初予算高いのに、ここの法人税だけは低いのかね。景気が悪いからなのか、法人税の納付率が今悪くなっているのか、あるいは税制の改正で塩竈は平成28年度は法人税率を下げたのか、その辺どういう理由で平成28年度低めに設定されたのか、その辺の理由をお聞かせください。

○鎌田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 法人税の推移の件でご質問いただきました。前年度の当初予算と比

較しますと前年度比17%の減、2億7,253万7,000円と6,114万7,000円の減というふうになっております。その理由といたしましては、これまで震災後企業収益の増があったところなんですが、今後そういった震災復興の企業収益の減、あるいは一番大きいところで地方税法の地方法人税という税が新たに創設されまして、市の法人税のほうが税率改正というふうになっております。その中で、改正されたことによりまして減というふうに見込んでおります。

以上です。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 最後に言われたところ、もう1回詳しく聞きたいのね。だから景気悪くなって、もうことしは塩竈の会社はもうかりそうもないから下げておけという予算なのか、税制の改定だけでそうなったのか、仕組み上そういうふうになったのか。でないと心配するから、その辺のところだけもう一度よろしく願います。

○鎌田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ちょっと詳しくご説明させていただきますと、均等割と税割というふうな税目に分かれておりますけれども、均等割につきましてはほぼ前年度と同様の推移で考えておりますけれども、税割ですね、収益に応じた部分につきましては6,000万円ほどの減のうち約2,500万円が税率改正に伴う減だと。あと、そのほかの3,500万円につきましては、ちょっと減収になるのではないかといた部分での見込みとなっております。

以上です。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃあ、わかりました。そういうことをいろいろ考えて、今年度は法人税のほうは予算上ですからね、決算が最終的には決まるんでしょうけれども、予算としてはそのところを低めに設定されたというのはわかりました。

じゃあ、あと別なところ。確認のためですけれども、資料No.9の25ページで繰入金全体のこと書いてあります。前年度106億円、今年度146億円で、40億円繰入金がふえたということは、ことしの大きな特徴だと思います。その中でもふるさとしおがま復興基金繰入金、前年度4億円のところ本年度は6億8,000万円ですから、復興基金を使っていろいろことし事業するという、そういう予算案になっていると思いますね。あと27ページを見ると、復興交付金の基金を今までストックしていた分をいっぱい使ってということで、前年度の95億円が平成28年度は132億円と大幅にふえています。

だから、こういうのを使って40億円ふえた分繰り入れる、その分事業が実際にはふえてくるというふうに喜んだらいいのか、基金の残高がなくなって苦しいというふうに考えたらいいのか、その辺の残高がわかるといいんですけども。ことしはいっぱい今までためていた基金を使って事業をするというふうに私は理解しているんですけども、その辺の考え方をよろしく説明をお願いします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 繰入金のご質問でございました。今回、繰入金は平成27年度から40億2,715万7,000円の増ということになっております。内訳としましては、今委員ご指摘のとおりふるさとしおがま復興基金から2億4,800万円の平成27年よりも増、東日本大震災復興基金から繰入金としては37億131万円の増ということになっております。それぞれにつきましては、やはり今回の新規事業ですとか、もしくは継続事業もありますけれども、そういった事業展開のための財源としてそれぞれ基金として繰り入れしているものでございます。そのほかの基金としましては、大きいところでは財政調整基金の繰入金、これは純粋な全体予算の財源調整のための繰入金でございます。減債基金繰入金に関しましては、文字通り公債費に対する充当するための繰り入れというものでございます。そしてもう1つ大きいのが、1つ飛ばしましたミナト塩竈まちづくり基金繰入金、これが7,500万円ということで今回前年度よりも7,400万円の増となっております。これ、横の説明欄にございますとおり、海岸通地区の震災復興市街地再開発事業の財源の一部として充当させていただいているものでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

それで今課長言われた海岸通地区震災復興市街地再開発事業、これは今いわれたミナト塩竈まちづくり基金繰入金から出ていますね。それから、同じページで真ん中ころに1億3,950万6,000円出ていますね。それから、28ページも同じように再開発事業で4億5,693万3,000円、こう3項目分かれているんですけども、どうしてこれは別々から出る、その辺のところ。これは、再開発はしていただきたいんですけども、あらゆる基金を使って、いろいろな制約があって、こういうところこの事業には同じ1つの事業でも分けるということなんですか。その辺、3つに分かれた理由をお願いします。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 海岸通地区震災復興市街地再開発事業の内訳をお答えいたしたいと思います。資料番号12番の160ページをお開きいただければと思います。

160ページの3番のところに事業の区分がございまして、ここに事業費等の内訳が載っております。ここの上から2番目、海岸通地区市街地再開発事業支援補助金、事業費が2億1,450万6,000円と載っております。これの財源内訳の中のその他、ここが2億1,450万6,000円になっておりますけれども、この部分が26ページに記載しておりますミナト塩竈まちづくり基金の7,500万円、それとその下のふるさと塩竈復興基金繰入金の海岸通地区震災復興市街地再開発事業の1億3,950万6,000円、これを合わせました額がここの2億1,400万円という額になるのがまず1つでございます。

その次の28ページの海岸通地区震災復興市街地再開発事業は、復興交付金基金からの繰入金、これが4億5,693万円でございます。これにつきましては、資料番号14の160ページ、ここに通常が一番上にあります海岸通地区震災復興市街地再開発事業費補助金5億9,613万4,000円のうちの復興交付金基金の繰入金4億4,653万3,000円に、一番下にあります商業復興に係る調査・計画（まちなか再生計画）策定業務委託費、ここの事業費1,300万円のうち1,040万円が基金からの繰入金で、合わせますと4億5,693万3,000円になるという内訳になっておりまして、こういった基金からの繰り入れの中身になっているというものでございます。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

じゃあ、次のことを聞きます。資料No.9の48ページ、それときょういただいた資料No.15の50ページのほうが確認するのにはいいんでしょうか。ルート図が書いてあります、100円バスの現行ルート、新規ルート。そして、この現行ルート図と新規ルート図と両方同じような地区を、ここそうすると全部で6コースになるから、2,122万円の予算になるということなのか、この増便のほうだけで2,122万9,000円になるのか、その辺の考え方、よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 資料番号9番48ページにございます総合交通体系整備事業2,122万9,000円でございますが、これは現在運行しております3コースの運行経費、及び平成28年度に社会実験として取り組みます新たな3コースの運行経費、合わせた経費ということでございます。よろしくお願申し上げます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。そうすると、今まで似通ったところもあるコースになるから、こっちへ行くつもりがこっちというところが出ないとも限らないので、その辺のところかぶっているところのコース、新ルートだと同じようなところを通って別なところに行くというところがあるので、そういうところ「こっち行きですよ」というところがわかるようなバスの案内つくらないといけないかなというふうに思って見ていましたので、その辺のところの検討よろしくお願ひしたいと思います。100円バスの件は以上で、入れていただくということなので大いに賛成なので。

次に、資料No.9の125ページで道路維持費が出ています。それで、比較として前年度対比で2,000万円ほど、当初予算からふやしていただきました。昨年の予算特別委員会もその前のときも、途中の質問のときも道路維持費「相当傷んでいるのでいっぱい追加してください」ということで、毎年毎年ふやしていただきまして、ことしも大いにふやしていただいた金額になっております。しかし9月の台風来ると、やっぱり使い切るといふ状況がいつも出ていますので、その辺のところいっぱい出していただいたのはいいんですけども、実際にまだまだ進んでいないところがあるので、あと3年間くらいは大型予算にしてもらわないとなかなか、それ終わればあと普通の事業費に戻してもらおうということ、ちょっと3年くらい特別な維持予算が当初さら必要なんではないかと、私は思っています。でないと、市民からの要望になかなか応えられない状況が続いておりますので。

それで、念のためお聞きしますが、資料No.9、125ページ、それから新設道路改良費というのがあるし、維持補修費、維持費、それから市道整備費と、道路関係でいろいろありますね。それから、実施計画の39ページ見たほうが早いんでしょうかね、黄色いやつの。そうするとわかるかもしれませんが、39ページね。そうすると市道整備計画、平成26年、平成27年、平成28年度と書いてあります。それから、市道整備でも側溝の整備事業ということで800万円。だから、ここには具体的に書かれているんだけど、それ以外のところにも使っていっぱいやってもらいたいと思うんですけども、その辺予算の使い道、維持費と維持補修費と市道整備費、それから側溝の整備事業、どういうことで考えたらいいか。その辺のところ、考え方を教えてください。

○鎌田委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 道路の維持、あるいは整備についてのご質問でございます。今資料のほ

うでいうと資料No.9の126ページちょっと見ていただきたいんですが、この中の事業内訳欄のほうには道路維持費、道路維持補修工事費ということがございます。それで、基本的に我々のところに要望とかいろいろとお話いただく中の案件を見ますと、まず本当に緊急に我々のほうの直営班がすぐ対応しなくちゃない、例えば道路にすごい穴があいていたというようなケースがあります。あるいは、日常的に道路のパトロールをしていただきながら、道路維持業者が道路のメンテナンスを行うとか清掃を行うといったような業務がございます。それにつきましては、この道路維持費のほうで対応させていただいております、それに係る非常勤職員の人件費でありますとか、車に係る経費でありますとか、部材でありますとか、あるいは大きいところで言いますと委託費の中の路面補修等委託費3,200万円というところが業者のほうにお願いをして、日常的に道路を見てもらうというような経費になっているところでございます。

次に、道路の維持補修工事費の方でございますが、委員のほうからもご質問ありましたけれども、こちらのほうにつきましては道路のいわゆる直営班とかメンテナンスでは対応できないような工事分を担当します。例えばですけれども、ますが壊れているとか、よくある話なんですけれども、そういったものは修繕という形で300万円ほど計上しておりますが、それですとかの工事は市内の業者のほうにお願いをして直していただくと。あと、そのほか工事費といったしましてはやはりちょっと面的にといいますか、規模が少し大きくなりましてなかなか修繕ではたい負うできないというような部分につきましては、維持補修工事費ということで予算を取ってやらさせていただいております。

その下の市道整備事業費、これは実施計画の中でも委員からお話いただいたところがございますが、こちらはどちらかと言えば特定の財源、例えば交付金でありますとかあるいは起債を充てたりとか、そういった事業でございます。今年度でいいますと藤倉庚塚線、ちょうど藤倉の酒店から庚塚交差点に向かう道路沿い、あるいは後楽町藤田線といたしまして後楽公園から利府側に向かう道路、あそこもかなり傷んでいますので、あの辺の面的といいますか道路の改良を含めた工事などをやらさせていただくということで、それぞれの事業費を振り分けながらやらさせていただいているという形になります。

以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。頑張って道路のほうも、復興を早くお願いしたいと思います。

時間ももうないので、これで終了いたします。ありがとうございます。

○鎌田委員長 暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時00分 再開

○菅原副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

小野幸男委員。

○小野委員 それでは私のほうからも、平成28年度一般会計予算について午後の部、初めに質問させていただきます。よろしく願いいたします。主に、今回資料たくさんありますけれども、資料No.9の平成28年度一般会計・特別会計予算説明書、あとは資料No.12の第1回市議会定例会議案資料その2、または資料No.7平成28年度施政方針及び予算案説明資料の主要事業などを使い手質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、初めに資料No.9の48ページでございますけれども、総務費の中で48ページの事業仕分けの中で総合交通体系整備事業2,122万9,000円ということで、その点についてお聞きをいたします。資料No.12の145ページにおきましても、NEWしおナビ100円バス新規ルート運行に係る社会実験ということで説明がされております。このNEWしおナビ100円バス、現在29人ほど乗るバスで運行されていると思いますけれども、以前は34人タイプのバスもあるけれども、34人にすると座る席が少なくて立ち席になってしまうということで、そういった検討もなされてきたところでありまして。今回、バスも増車になってコースも新しく出てくるわけですが、いずれにしても乗り残しということでそういったことが起きる可能性はあるということでございまして、その乗り残し対策として補助的な交通としてこういった対策を考えておられるのか。また、現段階でこういったそういった対策を講じておられるのか、この点まずお聞きをいたします。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 NEWしおナビ100円バスの乗り残し対策ということでございました。今現在運行しております既存の3コースにつきましては、北部コース、あと西部コースの

一部で乗り残しが発生している状況でございます。それについては、これまでなかなか対応が難しい部分ございましたけれども、今回新たな3ルートを設定する中でその乗り残しが発生しているところを回るようなルートを設定させていただきました。時間帯としては若干ずらしながら、同じ地区を回ることによって、今まで発生していた乗り残しの解消に結びつくのではないかなという考え方で整理をさせていただいてございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 それで以前、当初乗り残しが発生した場合には、真つすぐ別の車というかそういったもので乗っていただいて目的地に向かうというような、そう聞いた記憶があるんですけども、その点は違つたでしょうか。北部・西部地区で乗り残しということで、現段階であるということですけども、その乗り残しになった方は自分で何かの交通手段を使っていくのか、それともどういったその点は対策をしているのか、お聞きをしたいと思ひます。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 実際に満車の中で乗り残しが発生している中で、例えばでございますが次のバスをお待ちいただく等々、市民の皆様にご負担、ご迷惑をかけているような状況というふうに考えてございますので、今回この新しい3ルートを設定する中でそういった部分の解消に結びつけられればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。普通にいる方はいいんですけども、時間が決まつたところに向かう場合には、それは大変な迷惑というか、待っていらっしゃる方には大変苦勞がかかるということですので、この点何らかのやっぱり対策が必要ではないかなと思ひているところでございます。バスの混雑状況を、何かスマホとかネットで見れるというようなこともやっているとこも見た記憶もありますけれども、この点だけきちつと対策を練っていただきたいということで、お願ひをしておきます。

また、バス停の標示についてですけれども、現在は地名の標示がついているのが多いと思ひますけれども、利便性等の面を考えれば目標物などの名前の標示ができないものかと思ひているんですが、この点お考えをお聞きいたします。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回、新たに設定いたしますルートの中でバス停設置をするに当た

りましては、例えば公共施設、例えば体育館ですとかそういった名称を用いながら、目標としてわかるような名前を設定してまいりたいというふうに考えています。また、具体のバス停の設置につきましては、今後近隣住民の方の合意形成も必要となつてまいりますので、その際にネーミングも含めてご相談させていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。この点、普段乗りなれている方はいいと思うんですけども、ほかから塩竈に来て「ああ、このバスちょっと利用してみよう」とか、そういった場合やっぱり地域に根ざしているというか、そういったことがないとなかなか地域名を言ってもどこに行くのに「これどこのところに行くんだろう」という、そういったことにもなりかねないので、目標物等の名前をお願いしたいなど。いろいろその名前を使うにも、要するに許可とかそういった部分も出てくる分もあるのかなと思いますけれども、この点もお願いをしておきます。

以前も予算か決算で質問したときには、以前「バス停にネーミングライツの導入も検討しながら、今後対策していく」というような、そういったお話もあったわけですけども、その点どういう考えなのか。または、そういう考えもまた進行しているのか、全くないのか。その点、お考えについてお聞きをいたします。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 バス停のネーミングライツというお話でございます。まず今回の社会実験試験運行に当たりましては、まずは町名とか公共施設等の名称でやってまいりたいというふうに考えてございます。また、バス停に例えば近隣の商店であったり、あるいは医院の名称であったり、そういう取り組みをなされている事例もございます。そういったものを参考にさせていただきながら、収入にも結びつく内容かというふうに捉えておりますので、試験運行を実施する中で検討課題とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。やっぱりバス停の名前は何らかの形でもいいので、できるだけそういう目標物の標示ということで努力していただければ、皆さんも目的に向かってよくなっていくのかなということだと思います。この点も検討されて、よろしくお願いいたしますと思います。

また、市民の方が多いのは土日の運行ということでの声もたくさんございまして、やっぱり

塩竈でイベントがあるときに、イベントの内容等はいろいろな形で伝わってくるんだけど、なかなか足がないと。そこにイベントあるといっても、足がないという声もありますけれども。毎週土日、またはイベントがあるときの運行、いろいろ考えは出てくるとは思いますけれども、この点お考えをお聞かせ願えればと思います。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 NEWしおナビ100円バスの土日運行ということでございます。今回新たに3ルートを設定させていただく形で、まずは空白地帯、これまで100円バスの通っていなかった空白地帯を100円バスでカバーしていくこと、また災害公営住宅が立地する中でそういったニーズに応えていくことということで、まず優先的に取り組みをさせていただきたいというふうに考えてございます。またNEWしおナビバス、ご高齢者の方を含めて多くの皆さんにご利用いただいていますので、土日の運行というニーズも高いものというふうに捉えてございます。試験運行させていただく中で、またそういうニーズも把握させていただきながら、課題とさせていただければというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

今、高齢者の運転免許証を自主返納とする動きも広がっていることでありますので、高齢者の方のそういった移動手段をどう確保していくのかということが、バスだけではなくてそういった乗合タクシーなどを含めまして、必要になってきているということでもあります。各地でも、いろいろな工夫をしながら取り組みをしているところがございますので、そういったところもしっかりと研究をしていただいて、今後の本当により充実した交通体系整備となりますようにお願いをいたしまして、次の質問にいかせていただきます。

それでは、次に資料No.同じ9の58ページをお願いしたいと思います。58ページの事業内訳の中に、コンビニエンスストア証明書自動交付サービス事業ということで、2,995万円ということでございます。この点は、資料No.12の146ページでも説明をされているところがございますけれども、この点どういう流れというシステムとなっているのか、具体的にお聞かせ願えればと思っております。コンビニの設置の端末がございまして、そういったものにカードをかざすだけのことで簡単に資格証明書を手入れされていくのか等、その点も踏まえてお聞かせ願えればと思います。

○菅原副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 ただいまのコンビニ交付の流れということでのご質問だったか
と思います。コンビニ全国4万8,000店くらいあるんですが、そこに設置してあります端末に
マイナンバーカードをご持参いただきまして、それをかざしていただくと。なおかつ暗唱番号
を設定してございますので、その暗唱番号を入力することによって、コンビニのコピー機のよ
うな端末を皆さん見たことあるかと思うんですが、そういったところから発行されると。あく
まで、コンビニの店員を通すわけではなくて、全部本人で自主完結するというふうな交付内容
になっております。以上でございます。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。本人自己完結ということで行われるというお話をいただきました。

それで、これですけれども県内・県外、全国のコンビニエンスストアで入手できるのか、そ
の点も確認をいたします。

○菅原副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今申しあげました4万8,000店舗、今コンビニがあるというふう
に伺っておりますが、その店舗全部で使えることになりまして、市内はもちろんなんですが
市外にお勤めの方、また通学されている方も自由に取れますし、あと例えば遠方に出張してい
る方も取れるというふうなシステムになっております。

以上です。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それでは、必要なときに必要なところでそういった、これは住民票、
印鑑証明書、戸籍謄・抄本、課税・非課税証明書ということですね。この4つの証明書が取れ
るということでありまして、力を発揮できるのかなと思っております。マイナンバー、個人
番号カードも今後いろいろな部分で必要となってきますので、今まで住基カードとかやってい
ましたけれども、それが廃止になって個人カードに切りかえていただくということでありま
すけれども、そういった個人カードへの推進の取り組みについて、交付増加に向けてどういった
取り組みを今年度はされていくのか。その点、違う点があればお話をいただきたいと思いま
す。

○菅原副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 交付増加のための今後の取り組みですね。本市では、市民安全
課のほうでマイナンバーカードを交付させていただいているという形になっております。その
際もいろいろメリット、やはりいろいろな方々からつくったほうがいいのか、つくらなくても

いいのかという問い合わせがある中で、「今後こういったことが使えますよ」と、今回のコンビニ交付もその1つなんですかそういった1つ1つですね、新たな今後マイナンバーの利点を生かしたサービスを展開しながらやっていきたいというふうな話をしながら、今も市民の方々にPRしているところでございます。今後とも広報とかそういったものを活用しながら、新たなサービス等については周知しながらマイナンバーの普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。セキュリティーも二重にも三重にもかかってきて、そういった対策も充実させてきていることから、こういう制度に国のほうでなっておりますので、きちっとその点は周知のほうよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次にいかせていただきます。資料No.9の116ページなんですけど、事業内訳の割増商品券事業ということで4,500万円ということで、この点お願いということで市民の方からの声もあるわけですけども。これ、販売方法をちょっと考えてほしいという、そういう声がたくさんございまして、結構この割増商品券購入するために数カ所を回っていくということで、最終的には最後に行ったところにあたり、あとは「もうここはないだろう」と思うようなところにあたり、いろいろな苦戦をいたしまして購入をされている方がいっぱいおりますので。あとは、世帯で幾らかでも買っているところもありますし、または1人でも全然買えない方もいるということで、この販売の仕方について販売方法、この点今回また予算化なっていますけれども、その点どう考えられているのかお聞きをしておきたいと思います。

○菅原副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 割増商品券のほうの販売方法ということで、今回実は私どものほうも他市町村のほうで大分割増商品券の取り組みがなされたということで、報道関係もいろいろされたというふうな状況がございました。そのために、商工会議所さんと協議して、販売の仕方について少し工夫したらどうかということで、ちょっと協議をした経過があったんですけども、委員今おっしゃるように販売のタイミング、その辺がずれたりとかそういった部分の反省点は今回あったかなというふうに思っております。

あと、また世帯の中で3組とか、そういったセット数を最大限買っていただけるというふうな方々もいらっしゃったわけなんですけれども、一方で買えない方々がいたかどうかというふ

うな部分については、苦情等何件かは私どものほうにも寄せられたんですけども、比較的要するに購入を希望した方々は買えたのかなというふうな評価ではおります。

いずれにしましても、今回の反省点を含めて、今各事業者からのいろいろなアンケートの結果なんかも取りまとめをしている段階ですので、次回に向けて今回の要するに反省点について直しながら、できれば購入を希望する1人でも多くの方々が買えるような環境をつくってきたいなというふうに思っております。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。これも早く完売するのはいいんですけども、やっぱり本当は欲しくてというか、本当に購入したくていろいろなところを回って、本当にだめだったという方も結構いらっしゃるという、そういう声も聞いておりますので、その点もちょっと考えていただいて、なるだけ欲しい方に満遍なくというか、それも難しい点ではありますけれども、そういったことも考えながらちょっと今後取り組みをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次にいかせていただきます。同じ資料No.9の121ページ、土木費ですけども、側溝関連はどれくらいなのかということで聞こうと思ったんですけども、実施計画を見ると側溝整備で800万円ということで載っておりまして、清水沢、大日向を予定をしているということで書いてありました。それで、今回りますと側溝のふたかけということで、今ふたのない側溝が昔ながらのがあるわけですけども、そこにふたをしてほしいというようなそういった声が多く聞かれます。清水沢・大日向は抱えておりましたけれども、もう母子沢の新玉川住宅の一带周辺、そういったところからも聞こえますし、少ないけれどもまたほかの地域でもこういった声はございます。

それで、そういった要望を聞くわけですけども、私たちも伝えるわけですけども、そのとっかかりというかその進行・進捗状況というか、そういったところが全然見えてこないという、そういったことで市民の方がイライラというか、そういった部分でお叱りを受けるときが多いということでありますので、全部全てをやり切るというのは一回にはできないと思っておりますけれども、そういったとっかかりまた計画を持ってやっている、そういった姿というか形が見えるようなそういった計画をしていただきたいと思いますけれども、この点きちっとした計画を持っておられるのかどうか、その点をお聞きいたします。

○菅原副委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 側溝整備については、委員さんおっしゃるとおり要望の多い箇所がございます。それで、震災前までは計画的にある程度古い団地を中心に、側溝の入れかえ作業ということを経続して行ってきたという経過がございます。ただ、震災以降やはりどうしても道路の路面のほうを中心に災害復旧のほうをやらさせていただいてきたというような経過の中で、やはりそういったところが少し取り残されてきた部分というところになってまいります。それで、道路の路面災につきましてはある程度来年度でめどがつくところまでやってきましたので、来年度平成28年度予算の中にはそういった生活道路部分の側溝整備、特に旧団地の今おっしゃられたようなふたがついていない、あるいはちょっと崩れてきているところなんかもある箇所もございますので、そういった団地を計画的に整備をしていきたいというふうな計画を持っております。

でも、1団地にお金を大量に投入するというのは、なかなか待っていただいている方のお気持ち考えると難しいと思いますので、委員さんから提案今ありましたが、我々のほうとしてはできるだけ多くの団地に少しずつでも手をかけていきながら、ちょっと時間かかるかもしれませんが、そのような対応をちょっと取らせていただきたいなというふうには考えているところです。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

それで、実施計画のページ数39ページを見ますと、概算事業費で平成29年度、あと平成30年度ということで2,000万円ということになってはいますが、この点は今回800万円ですから、大きくというか少し進められる部分もあるのかなと思うんですけども、これ多分側溝というのは昔のですので、小さい管になっているので、ふただけかけるというのではなくて多分入れかえという部分が必要になってくるのかなと思っているわけですが、この点お考えをお聞きいたします。

○菅原副委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 委員おっしゃるとおりで、単純に昔のやつというのは落としぶた式じゃなくて、ぴったりはまらないパターンの側溝が多いんです。もしそこにふたをかけるとなると、例えば鉄板みたいなものになってしまうということもあるんですが、やっぱりそうすると将来的には騒音の問題とかガタつきの問題というのが出てまいりまして、我々としての基本的な考え方といたしましてはできれば落としぶた式のような入れかえを基本に、整備を少しずつでも

やっていきたいというのが基本的な考え方でございます。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それでは、ひとつよろしく願いをいたします。

それで、同じ資料No.9で土木費になりますけれども、128ページの事業内訳の中の橋りょう整備事業費ということでちょっとお聞きをいたします。

それで、資料No.12のほうに一本松大橋大規模修繕工事ということで書かれておりますけれども、これもう少し早めの予定ではなかったのか。また、あと予定どおり平成30年の竣工ということで間違いのないのか、この点だけ確認をしておきます。

○菅原副委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 一本松大橋につきましては、平成27年度から3年間でやるというような計画でございます。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

それで、ちょっと塩釜陸橋についてちょっとお聞きをしたいと思うんですけれども、今伸縮部とかの修繕とかで騒音対策等の改修も行われていると思いますけれども、結構下の住民の方とかかなりひどいという声が聞かれるわけですが、道路のつけかえというか、もう伸縮部分を修繕したもう1つ道路をつくるみたいな、そういった対策なども考えていらっしゃる方もいるとお話を聞いておりますけれども、この点どういうふうな改修に今後取り組む考えを持たれているのか、この点お聞きをしたいと思います。

○菅原副委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 塩釜駅周辺につきましては、交通渋滞がかなり激しい地区になっておりますので、現在県のほうとも多賀城、利府と県と塩竈市が入りまして、都市計画道路の問題点とかを出し合って共通認識を持って、そして今後道路の見直し等を検討していくという形で今作業を進めております。その中で、この塩釜陸橋の部分につきましても将来新たな道路のつけかえができるかどうか、その辺今後の課題として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それで、早くしてほしいという声がよく私の耳にも入ってきますの

で、本当にできるだけ早めに、幾らかでも騒音等が軽減というか、そういったことができるように取り組んでいただきたいということで、お願いをしておきます。

それで、同じく資料No.9の134ページにちょっといかせていただきます。それで、ここで説明の中に樹木の剪定とか伐採委託料とか草刈り作業委託料ということで、樹木剪定等150万円、草刈りが350万円ということで載ってきておりますけれども、こういったところは計画があって、そういったものにきちっと値できるような予算となっているのかお聞きをしておきます。

○菅原副委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 まず草刈りにつきましてはシルバー人材センター等に委託する部分で、年間我々のほうの公園のほうの直営班と、あとはそういったシルバー人材センター等の民間の方をお願いする分のすみ分けをしております、その辺につきましては年間計画に基づいて行われているというものになります。その上の樹木剪定・伐採につきまして、樹木の種別ではないですけれども、我々としてはまず一番最初に取り組むべきものは危険木、やはり特に危険なもの、よく災害の後なんかにも発生してきたりとかいろいろ出てくるんですけれども、そういった危険木へ対応するための一定程度の予算、これは危険木はもう常に切っているのどこということではないですけれども、そういったものに対する予算。あとは、次に支障木といいまして、やはり道路とかあるいは民地に少し迷惑をおかけしているような樹木、そういったものがある場合は優先して切らせていただくと。

そのほかに、緑地とかという名前で管理しているいわゆるのり面とか、そういったところがあるんですけれども、そういったところはやっぱり落ち葉がととてもひどいということでの対応ということで、その3種目を切っているという予算になります。ただ、それがこの150万円に間に合うかという、とてもではないですが「山1つ切ってけろ」という人もいらっしゃいますので、なかなか間に合わないというのが実情でございまして、特に支障木・危険木につきましては対応できるような形では考えておりますが、万が一不足するような場合は議会のほうにお願いをして、検討していただきたいというふうに思っています。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。私が思っているのは、基本的なところですよ。公園の草刈りだったり、基本的な住宅地の市民の方が「ちょっと、これは」って思うようなところとか、そういった基本的なところというのはある程度毎年市民の方からの声で決まっているところなんですね。だから、行くたんび「また伸びたよ、切ってけさいん」みたいなことになるわけですので、

そういった基本的な本当にはここはやっぱり期間を決めて、草刈りでも何でもですけれども、しなければいけないというようなところは、きちっと予算化というかきちっとしていただいて、そういったところは満遍なくというか、やり方もあると思いますけれども計画をきちっと取って、いちいち「この場所」と言わなくても行政のほうできちっとときを見て、きちっとできるようなそういった計画体制というのが必要ではないかと思えますけれども、考えはいかがでしょうか。

○菅原副委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 公園に関しましては、今たしか市内に130近くの公園があります。大きいものから身近な街区の公園まで含めて、130くらいあるんです。それで、大きい公園につきましては委託という形で樹木剪定とかそういうところを行っていますが、小さい公園につきましては直営で切ることが基本です。直営班につきましては1回だけではなくて、やはり1回では草伸びてしまいますので、年に2度、3度という形で足を運んで、草あるいは低木の剪定くらいまではやらせていただいておりますが、ちょっと問題になるのが公園にある高木がやっぱりひとつ問題になってまいります。それは、先ほど言ったとおり支障になっているものについて、何か迷惑をかけているものに関してはやはり優先的に切らせていただきますが、それ以外のものについては120もある公園なので、やはり順番といいますか、なかなか毎年必ず切るということはできませんので、その辺はローテーションを組みながら切っていければなというふうには考えています。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。当局の皆様の努力も見えるところでありますので、その辺はしっかりとローテーションを組みながら、言われたところはこちらからも要望させていただきますので、この点もよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次にかせていただきます。続きまして、資料No.7の38ページから主要事業ということで書かれておりますので、ここからちょっとお聞きをいたします。

それで、39ページの上から2番目に防災ラジオ整備事業ということで、今回226万8,000円ということで予算がつけられております。これで、地震などの緊急時に避難指示を正しく伝えるための防災ラジオということで、防災計画の中では要支援者の充実ということで今取り組まれていることは理解をしているところでございます。

それで、ここで防災ラジオは有償配付ですね。この点も必要と考えているわけですがけれども、

回ったり何なりしているところでは有償でも欲しいという、そういう声も結構あるところであり、ますけれども、今後こういったところとを考えていかれる、または今考えていることがあれば、お考えをお聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 防災ラジオの有償配付ということでのご質問かと思えます。今委員おっしゃったように、一昨年平成26年の3月に見直しました地域防災計画の中では、避難行動要支援者に対する情報伝達手段の充実策ということで、その計画に入れさせていただきました。今現在で避難行動要支援者台帳に登録されている方と、その方を支援する民生委員の方に対して、今年度まで配付させていただいていると。なおかつ、新たに避難行動要支援者台帳に登録された方についても、随時配付しているという状況になっております。

今おっしゃった一般の方への有償配付というふうな部分については、石巻市とか名取市のほうでやっている状況というのを伺っておりますが、ちょっとその効果とかについてはこれからお伺いしたいということもありまして、そういった部分も含めて今度検証が必要かなというふうに思っています。当面は、今防災計画にある避難行動要支援者に対する配付というものを進めていながら、今後そういった部分についても検討材料にさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。まず、この防災ラジオにつきましては、やっぱりいつ災害が起きるかわからないということで、万が一防災行政無線の故障であったり、または今防音性の高い室内と悪天候などの状況によってもいろいろ聞こえにくい等、いろいろな状況で変わってくるというのがこの防災行政の無線だということもございしますので。また、防災無線を整備されて今大体のところは聞こえてくるという状況もあるとは思いますが、片やまだ聞き取りにくいところもあるのは確かでございますので、そういった点を考えればやっぱりこの防災ラジオを全世帯というか、その配付実現となれば、そういったところもまた充実されていくのかなということもございしますので、この点も十分検討されながら今後考えて取り組まれることをお願いをしたいと思います。

では、次にいかせていただきます。同じく資料No.7の39ページに、自主防災組織の育成事業ということで、100万円ということで予算化されております。それで、この自主防災組織育成

事業というのは平成24年、平成25年、平成26年でしょうか、3カ年ということで防災助成金ということで16万円ということで助成になったと思うんですけども、ただ防災組織を運営していく、また活発に動いているというそういう町内会などでは、やっぱり予算的に維持をしているのが負担が重いとか予算的に厳しいという、そういう声があるわけですけども。この点どう今後考えられていくのか、その点お考えをお聞きいたします。

○菅原副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今回、このページにあります事業につきましては、あくまで自主防災組織を新たに立ち上げるための防災マップの作成ですとか必要な備品の購入というふうな部分での100万円ということで、これは平成17年ころから制度化して助成しているものです。今小野委員がおっしゃるのは、平成24年から平成26年度に行った自主防災組織、既に立ち上がったところに助成ということかと思うんですが、これについては平成24年から平成26年まで79組織のうち68組織の自主防災組織、延べにしますと158組織に約1,600万円ほど助成させていただきました。平成26年で一旦終了しておりますが、これは先ほど申したように約86%の自主防災組織が利用されたということと、その組織のほとんどがある程度この震災を踏まえた備品購入をし終えたというともありまして、また最終年度にはまだ利用していない団体に対して「使ってください」とお願いしたんですが、なかなかちょっと利用率が上がらなかったということもありまして、そういった部分から一旦支援事業のあり方というのを検討する必要があるんじゃないかということの中で平成26年度終えております。

ただ、今おっしゃったように、今後そういった自主防災組織のほうでの資金繰りとかが大変になるということも重々理解しておりますので、今後はちょっとまた本年度自主防災組織に対してアンケートも実施しておりますことから、こういった部分を踏まえて今後の支援のあり方というのを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。実施計画の32ページには、自主防災育成事業として新規に設立する町内会に対してということで、プラス防災マップの助成ということでございました。

ただ、備蓄品の入れかえなども考えて、賞味期限5年くらいだと思いますけれども、そういったところが出てくるとまたさらに町内会等には負担が大変になってくるということもありますので、やっぱりここは大きい金額とは言わないですけども幾らかでも、2万円でも3万円

でも1万円でも5万円でもということですが、だんだん大きくなるということありますけれども、そういったことで助成をしていただければ非常に助かるという、そういう自主防災組織の運営委員会等に参加しながらお話を聞いているとそういったお話も聞かれましたので、今後検討していただいて考えていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次にいかせていただきます。資料No.9の90ページにちょっと戻らせていただきます。

90ページ衛生費の中で特定不妊治療費助成事業ということで、市政方針に対する質問でうちの菅原議員のほうからもお話もありましたけれども、これ特定不妊治療費助成事業ということでありまして、うちでは6回まで10万円ということで300万円ということがございますけれども、国のほうでは今まで15万円だったのを倍増の30万円に拡充して、さらに男性が治療を受ける際には15万円の加算をしていくということで、そういったところで加重になってきていますので、今後こういったところを踏まえまして本市の予算等もございますけれども、本市でも男性が受診というか治療を受ける際にやっぱり男性にも幾らかでもそういった助成をされていけば、またさらに充実されるのかなという考えがございますが、今後の課題としてお願いしたいんですが、どう考えたらいいかお聞きをしたいと思っております。

○菅原副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 特定不妊治療の助成事業についてお答えしたいと思います。

今小野委員が言われましたとおり、国のほうでは1回目の助成について倍増したと。あともう1点については男性の不妊治療、これはいわゆる特定不妊治療に係る部分の男性不妊治療を合わせてということがございますが、その分が15万円上乗せで助成されるといった内容でございます。今後の男性の不妊治療の助成についてということでございますが、まずは国の平成27年度の補正予算によりそういった方々に対する今回拡充措置がされたということもありますので、その内容については男性不妊治療を含めて拡充されたということがございますので、結果的にこれまで以上に治療を受けられる方のご夫婦の経済的な負担が軽減されるというふうに考えてございます。

本市といたしましては、まずは特定不妊治療である助成に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。また、そういった実績の中でこういった方々が、そういったニーズが塩竈の方でいらっしゃるのかということも踏まえながら、今後検討してまいりたいというふうに思

います。

以上でございます。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それでは、今後これを行っていった上での検討ということで、そういったところもひとつよろしくお聞きをしたいと思います。

それでは、次にいかせていただきますけれども、資料No.9の90ページ、同じところですが、90ページから92ページですね。説明の中にがん検診委託料ということで載っておりますけれども、国のほうでも平成7年から10年間でがん死亡率20%削減ということで取り組みを行って、それは無理だろうということでの話もあって、このコール・リコールというところでそういった強化をしていくことを今後打ち出すというような、そういったこともあるわけですが、本市の場合は、そういったコール・リコールの今年度は強力な推進と考えた上で、そういったところで新たな取り組み等の考えがあればお聞きをしたいと思います。

○菅原副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 がん検診の推進事業についてご質問いただきました。平成28年度の取り組みについてであります。平成27年度から実施しております本市独自に取り組みを拡充して子宮がん検診、それから乳がん検診について実施しておりますが、そういった取り組みを新年度につきましては大腸がん、それから胃がん、肺がん検診に拡充して、無料の取り組みをさせていただきたいと思います。

具体的には、大腸がん及び肺がん検診については40歳から60歳までの5歳刻みの年齢の方、胃がん検診については30歳から50歳までの5歳刻みの年齢の方、いずれも過去5年度市の検診を全く受けていらない方、リスクの高い方々を中心に無料のクーポン券を発行して、未受診者対策、それから受診率向上に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○菅原副委員長 小野委員。

○小野委員 それでは、最後に資料No.9の衛生費の部分で、98ページになりますけれどもリサイクル推進費の中で小型家電のリサイクル、今後本格的な推進になるということで、その点これまでの状況と、また今後についてのお話をお聞きいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○菅原副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 小型家電リサイクル、これは今年度昨年の9月1日から環境省の小型家電リサイクルシステム構築実証事業の採択を得まして、環境省が指定する再資源化事業者の協力を得まして今現在行っているところでございます。今現在で回収が約4トンほど、1年間で9トンの目安、目標ということにしておりますが、半年で五、六トンいくのかというようなところで今推移になっております。

次年度、平成28年度は環境省の事業を離れますので、今回実施計画の58ページにもありましており小型家電のリサイクルシステム事業ということで121万円を計上させていただきました。限りある有効資源の活用ということで、小型家電国内に流通しているのにかなりのレアメタル、有用金属が含まれているということで、都市の鉱山とまで言われております。また、本市的な視点からいけば埋立処分場が逼迫しておりますので、その延命化を図るために来年度も引き続き継続して適正に回収していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○菅原副委員長 よろしいですか。

土見大介委員。

○土見委員 では、私つなぐ会の土見です。私のほうからは、主に実施計画のこの黄色い冊子を中心に、あとは今回本日いただきました15番の資料ですね、この2つを中心に質問させていただきたいと考えております。

まず実施計画、この冊子が今回配られたということで非常に助かっております。これを見ると、各目的に対する事業が一覧表になっているので、非常にこっちとしても見やすかったのも、これを参考にさせていただくことにしました。

では、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず1点目は、実施計画の8ページになります。「だれもが安心して暮らせるまち」のところからなんですが、まず一番最初これが一般会計に対する質問かどうかはちょっと微妙なところになってきてしまうのですが、代表的な指標として2つ挙げられているんですが、それ以降のページをめくってみると実際に実施されている事業というものが、大体が例えば保育園数とか児童数とか、そういう実数に対して判断するようなものであるのに対し、指標の中に例えば保育園に通所する子供の数とかというものが入っていないのはなぜですか。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 実施計画の8ページでございます代表的な指標ということでございます。こちらにつきましては、長期総合計画を策定する段階におきましてこの第1章「安心し

て産み育てられるまちづくり」の大きな視点での指標となるものを、代表として掲げた内容になってございます。個別、個々に見ますと、それぞれの事業で例えば保育所入所人員であったり、そういうような数値目標も定めながら取り組みを進めさせていただいているという状況でございます。年少人口比率でいいますれば、例えばですが安心して産み育てられる環境づくりを進める中で、年少人口比率の減少の抑制に結びつけていくというような視点で整理をさせていただく内容というふうに考えてございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

塩竈の長期総合計画の中で、目標が5万5,000人というのか1つマイルストーンとしてあったと思いますが、実際は人口がどんどん減少していく中での計画だとお伺いしております。その場合、人口減少のときの年少人口の比率というよりは実数のほうをとったほうが、指標としては正しいんじゃないかというふうに私は考えております。かつ、保育所数の待機児童数ゼロというのは、今後人口が減っていく中で待機児童数ゼロというのを指標にするよりは、いかに子供をふやしてきて、その中で児童数をゼロにするかというところがポイントだと思いますので、待機児童数よりも先に保育所に通所する児童数のほうを指標として使っていただきたいなというふうに考えておりました。ちょっと、ここは内容から少し外れて申しわけないんですが。

引き続き待機児童についてお伺いしたいと思います。実際の事業ということで、10ページになります。待機児童ゼロ推進事業についてお伺いしたいと思います。

今回、保育士2名を追加でということで、事業の予算が前年度よりも40万円ほど高い数値になっておりますが、昨年、一昨年と児童数というのは減少しているように、今回いただいたNo.15の資料からは見受けられたのですが、主として今後の児童数、実数としてはどういう予測を立てられてこの数値を出されているのでしょうか。

○菅原副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 ただいまの質問、恐らく年少人口が減少していくということでよろしいですか。それとも、保育所の入所児童数ということですか。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 済みません。長期総合計画のほうでどのように予測されて、数字を出されているのかということに対して質問させていただいております。私が聞いたのは、今回のNo.15の資料の中で、ちょっとどちらの会派のほうから出た資料かはちょっと忘れてしまったのですが、3・

4ページですね、保育園の入所者数のところのページに、平成26年度・平成27年度の2年度しか書いていないんですけども、入所者数というのか今回、入所者数はふえているんですか、これは。今後もふえていくという形で予想されての予算組みなのではないかということをお伺いいたしました。

○菅原副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 大変失礼いたしました。

まず、公立保育所と私立保育園の資料No.15の3ページに記載してありますように、平成26年度の保育所入所児童数が711名、それから平成27年度が現在701名となっております。実際には、年少人口自体は今現在減少傾向にあるということはあるんですけども、最近の傾向としましてはやはり働く女性の方がふえてきているというようなこともありまして、入所児童数自体は横ばいか、あるいは若干増加傾向にあるのかなど。特に、低年齢児の部分では、やはり増加傾向にあるというような部分が見られますので、やはりその辺の部分を今後十分に注視していく必要があるのかなど、こちらでは考えております。

以上です。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。私のほうでちょっと資料を読み間違えてしまいまして、申しわけありません。

続きまして実施計画の116ページ、浦戸遊歩道整備についてお伺いいたします。

この浦戸遊歩道整備のほうで、実際に今回の平成27年度の事業としてはどこの部分に着手され、平成28年度としてはどこを整備しようとお考えなのか、お聞かせください。

○菅原副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 ただいま遊歩道整備の平成27年度事業と平成28年度事業についてのご質問だったと思います。

平成27年度で、この実施計画のほうに載っています3,697万8,000円、こちらについては実は設計の委託とあと実際現場のほうの工事ということで、ちょっと細かい数字で済みません、あれですけども、設計委託のほうに460万円くらいだったと思うんですが、残りの3,200万円くらいが工事という内訳でした。その場所については、桂島と寒風沢の遊歩道の中で、震災で崩れたところとか危ないところがございます。設計委託のほうは、特別名勝松島ということもあって国とか県の教育委員会、文化財の関係ですね、で協議を進めながら設計委託のほうも終わ

ったんですが、実際工事につきましては平成27年度中に入札を2回行おうと思ったんですが、ちょっと不調に終わりました、だったので実際この平成27年度は3,600万円ほど予算を上げていますけれども、設計の委託だけで終わってしまっています。なので、一旦平成27年度で落とさせていただいて平成28年度で、場所は変わらないんですけどもその分上げさせていただいたという経過になっております。

以上です。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。どこやったんだろうなというのが、非常に実際場所として見えてこなかったものですから、ちょっと心配になってお聞きいたしました。

続きまして同じく実施計画の、ちょっと前後して申しわけないんですが22ページですね。22ページの介護支援ボランティア事業についてお伺いいたします。ほかにもさまざま高齢者福祉関係の事業というのはなされているのですが、ちょっと代表して介護ボランティア事業についてお伺いいたします。

今回、新年度平成28年度予算として230万円と額を計上しているのですが、今後も高齢者の方々というのは比率として多くなっていくというふうに考えておりますので、予算というのも徐々に増加していくとは考えられるのですが、ほかの事業についても全般的に予算というのは増加してくるんじゃないかというふうに懸念されるのですけれども、この点についてまず今後見通しをどうお考えなのかということと、あとはこのボランティア事業の目的の中に「地域活動の促進をするため」というふうにあるのですが、それだけでは市のお金というのがどんどん消費されていってしまうということになりますので、見返りという形の表現がいいのかわかりませんが、例えば医療費の低下ですとかそういう別の狙いというものもあってしかるべきだとは思いますが、この2点についてご回答のほうをお願いいたします。

○菅原副委員長 特別会計になりますけれども。

○土見委員 これ特別会計でしたっけ、済みません。

○菅原副委員長 ご回答いただきますか。

○土見委員 いや、大丈夫です。

済みません、特別会計だったんですね。ちょっと僕がミスをしました。間違うかもしれないので、済みません。じゃあ1つ要望で、実施計画、次回から一般か特別かってひとつ入れておいていただけると助かります。済みません、よろしくお伺いいたします。

続いて、33ページLED防犯灯整備事業、これは特別会計じゃないですね、大丈夫ですね。じゃあ、これについてお伺いしたいと思います。

こちらLED防犯灯ということで、次年度は250万円を計上しての予算として50灯整備予定というふうになっているんですが、平成29年度以降を見ると600万円、600万円というふうに、これ概算だと思うんですが書いてあるんですが、今回50灯と前年度と比べても少なくなっている理由としては何が挙げられるのでしょうか。

○菅原副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 防犯灯の数と金額の違いということでのご質問でございました。

この防犯灯については、現在みやぎ環境税を財源とする「みやぎ環境交付金」というものを財源として使わせていただいております。今年度は、一応うちのほうの防犯灯と学校の防犯灯といろいろございまして、その配分の中でことしは250万円というふうな数字でやらせていただきまして、来年度以降はその環境交付金をこの防犯灯に充当させていただきたいということで、こういった額に次年度からなっているということになります。ですからことしは50灯なんですが、来年はもしこの600万円が丸々使えるとなれば100灯以上整備できるかなというふうに、ちょっと考えております。

以上でございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。このLED防犯灯という、交付金の事業ということだったので話が少し変わってくるのかもしれないのですが、例えば町内会のほうでこの防犯灯の電気代というのもどなたか施政方針に対する質問の中でもされたと思うんですが、電気代が大変だということのお話もお聞きしております。その中で、例えば電気代というところを検討するのであれば、この防犯灯のソーラー化というのもひとつ手法としてはあるのかと思うんですが、その点も検討されているとは思いますが、ソーラーではなく通常のLED防犯灯にしている理由というのは何かあるのでしょうか。

○菅原副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 LEDということで取り組ませていただいたのは、ソーラーシステムも同じような形になるかと思いますが、あくまで防犯灯のいわゆる部分であって、二酸化炭素の減少ということでございます。ですから、LEDは変わらないんですが、その電源となるものについては今は確かに電気を使っているんですが、今土見委員おっしゃるようにソー

ラーシステムとかそういった部分についても今後当然検討していきたいというふうに思っていましたので、よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

続きまして、実施計画41ページをお願いいたします。緑化推進事業についてお伺いいたします。

この緑化推進事業と、あとこの項目の第4章の目的のところと、2つを一緒に考えてみていきたいのですが、今回緑化計画ということで予算が118万円ほど出ておりますが、この公園緑地の目的、公園緑地の維持というか緑化の目的というところで1つ疑問に思ったのですが、管理団体をふやすというのも1つ指標としてあったと思いますが、この点についての取り組みというのはどのようなものがあるのか。あとはもう1つ加えまして、緑化だけでいいのかというところも検討されているのかなというふうに考えております。

というのは、公園の利用というのも昔は小っちゃな子供たちというのがメインだったのかもしれませんが、今は高齢者の方々も多く利用されて、ウォーキングなどにも利用されているのが見受けられます。私の近所のほうでも小っちゃな公園なんですけれども、雲梯とかブランコというのが配置されているものの、実は「ここ、もうちょっと高齢者が使いやすいようにしてくれないか」というお話も住民の方からいただいております。それなので、この公園の整備とっていいのかわかりませんが、ここにほかの公園を使う用途の変更などを目的とした事業をされる計画というものはあるのでしょうかというところをお伺いします。

○菅原副委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 委員のほうから2点、大きくは管理団体の面と、あともう1点は今後の公園利用のあり方というところのご質問だと思います。

まず管理団体につきましては、これは先ほどちょっと130くらいの公園があるというご説明いたしましたが、そのうちの15くらいがいわゆる大きい大規模な公園で、残りの部分についてはほとんどが街区公園、100近い街区公園がございます。そのうちの、今この46と書いてある数字でございますが、主に町内会の皆様に管理をお願いしているという制度がございまして、実際は30団体46公園くらいを管理していただいている。大体、3分の1くらいは地元の方々に公園の清掃でありますとか、そういったものをお願いしているというような形でございます。少ないですけども報酬のほうを出させていただく中で、管理をお願いしていただきつつ、何か

あった場合には報告をいただきながら、我々のほうで対応するという形で身近な公園の維持を図っているというような状況でございます。

あと公園利用につきまして、委員おっしゃられるとおりの普通の小さい公園というのは、当時住宅開発行為とかでつくられた公園を市のほうに帰属をいただくような公園が多いんですが、遊具につきましてそこに住んでおられる方につきましてもやっぱり変わってきております。ですから、その点につきましてはやはり大きい伊保石公園なんかの利用も含めてになるとは思いますが、少し地域全体の公園の維持の仕方・あり方みたいなものも、大きい課題として取り組むべき時期だというふうには認識をしておるところでございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。管理というのは町内会というところがメインということでした。ありがとうございます。

先ほど伊保石公園のお話も出たのですが、伊保石公園、これは前回の定例会のときにお話が出ていたと思いますが、遊具がどんどん壊れて今撤去されているということで、子供を持ったお母さんたちからも「遊ばせたいんだけど、遊具って復活しないの」というようなお話を聞きます。また、伊保石公園のことを例えば考えてみますと、当初の目的としてはやはりああいう遊ぶ遊具系が多いのと、散策ルートとしても比較的ハイキングコースみたいな形で体力が必要なものが多かったと思うんですが、やはり高齢の方が使うには厳しい部分もちょっとあるのかなというふうに考えて、現状遊具がどんどんなくなっていくということは、どちらのユーザーに対しても余り優しくないような状況になってきているのかなというふうに考えています。

このような状況も踏まえた上で、この管理というところを町内会の皆様とかもしくはこういう有志の団体なども含めて、大きな部類の公園に関しても市ではなくてそっちの管理団体というところに管理してもらおうという計画というのは、現在あるのでしょうか。

○菅原副委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 伊保石公園は確かに、まず遊具のお話させていただきますが、平成3年に伊保石公園の一番最初の管理棟付近の「市民の森区」というところがオープンいたしましてから、25年くらいもうたちます。その過程いろいろな区、「ピクニック区」でありますとか「子供の森区」といったようなさまざまな拡張をしながら、今に至っているということでございます。当初、ダイナミックな遊び場と言っちゃおかしいですけども、やっぱり大型木製遊具を配置をして、子供たちに自然豊かな中で遊んでいただくという中で当初設立されております

が、やはり木製遊具というのは耐用年数がかなり短いということもありまして、遊具の傷みがかなり激しくて、皆様からもご指摘ありますとおり危険遊具として使用禁止という措置を結構とらせていただいております。ただそれもやっぱり大型で、結構大きいものばかりなんで、撤去にも実はかなりの経費を要しまして、年度ごとに撤去させていただいているんですが、その撤去も来年度、平成29年度には全ての危険遊具は撤去させていただくということで、今手続を進めさせていただいております。

そういう中で、遊具がなくなった後の活用ということに今度なってきますが、やはり委員おっしゃるとおりあそこは広く遊べる場所というのが極めて少ない公園でございまして、どちらかと言えば自然の散策でありますとか、植物とか、今で言えばウォーキングとか、そういったものを楽しんでいただく健康増進的な利用をするべき公園という位置づけかなというふうには、私どもは考えております。ただ、市内の中にじゃあ広く遊べる公園はないのかということになります。今後北浜地区にも県のほうで北浜の緑地とか、そういういろいろなまた違う意味で町なかに緑地等も出てまいりますので、そのような中で少し利用者のすみ分けをちょっと考える必要もあるのかなというふうに考えております。

あと、なお管理の面について、例えば町内会の方とかということになります。ただ我々も維持管理で一番困っているのが園路の草刈り作業がかなりの広い園路がございまして、そこをやっぱり1回だけではなく、同じ場所を5回くらい草刈りしないといい状態に保てません。それを今直営班が中心になってやっておりますが、なかなか町内会の方をお願いしても地元の公園を今維持していただけても高齢化が激しくて、実際は厳しいということもございまして、今おっしゃられたNPOとかそういった違う団体の維持管理につきましては伊保石公園のみならず市の、先ほど公園のあり方を検討する中で全体的な議論の中で、もうちょっと管理団体も含めたあり方については検討を深めたいなというふうに考えております。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうですね、私の先日の施政方針に対する質問の中でも、市長のほうからこどもゆめ議会の中で「遊び場が欲しい」という要望がありましたよというお話もいただいておりますので、その北浜のほうの公園のほうでは、ぜひボールが使えるような場所というのも設けていただけたら、子供たち喜ぶんじゃないかなというふうに考えています。

あとは今遊具、伊保石公園に代表されるようなアスレチックのできる遊具がある公園という

のが、やはり少なくなっているというふうに考えています。小さなお子様を持つお母さんたち、結構そういう遊具のある公園に行きたがる方が多くて、「塩竈にないんだよね」なんていう話はよく耳にしますので、ぜひ経費のかかるものかもしれませんが、そういう遊具のほうも復活させるということもご検討いただければというふうに考えております。

続きまして、実施計画49ページのほうに進んでいきたいと思えます。商店活性化促進事業、シャッターオープンと「商人塾」ですか、この事業についてお伺いしたいと思えます。

今回、資料No.15の中の60ページのほうに、実際の事業実施の結果というのが載せていただけていました。その中で、たしか会派さんのほうからの要望としては「実績はどうだったの」という話だったんですが、今回のを見ると講座の実施回数とかコンサル回数しか載っていなかったように見受けられます。実施回数・実績回数、実際やったよという結果にはなるのですが、じゃあそれをもとにどれだけコンサルしてもらった企業のほうで売り上げが上がったのかとか、シャッターオープン・プラス事業をやった企業がじゃあその後どうなったのかというところが、実際の実績というのになってくるんじゃないかというふうに考えているというところがあります。

それを踏まえた上で質問をさせていただきたいのですが、まずシャッターオープン・プラス事業、3年間の補助だと考えていますが、実際そのシャッターオープン・プラス事業で支援を受けられた事業者さんたちの5年後の事業を実際の継続されているのか、もしくはやめられてしまったのかというような数字というのをお聞きしたいと思えます。あとは、「商人塾」を受講された方、もしくはコンサル受けられた方からのアンケートというのは、実際にとっていらっしゃるのでしょうか。この2点について、まずお伺いしたいと思えます。

○菅原副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 まず、シャッターオープン・プラス事業のほうの実際新規採択の件数のほう、こちらのほうに記載をしておりますけれども、基本的には要するにこれまで新規採択でオープンしたところについては、閉店したところというのはちょっと今年度1店舗出てきたような状況がありますけれども、1店舗ないし2店舗くらいにとどまっております。比較的安定して継続いただいているというような状況がございます。

それから、「商人塾」のほうの実践講座を開いた際には、常にアンケートはとらせていただいております。ちょっと集計まで今年度はまだ至ってはいないんですけれども、アンケートはとらせていただいております。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。シャッターオープン・プラス事業のほう、皆さん事業を継続されていることでよかったなと思っているんですが、「商人塾」のほうとかもしくはコンサル、その場での実際に受けた直後の感想というようなアンケートというよりは、例えば1年後、2年後、その教えていただいたことを実際に実践してどうだったのかというところでアンケートというのはとられているのでしょうかというのが1つの質問。または、あともう1つとしては、実際にじゃあその1年後、2年後、成果が出たかどうかというアンケートに対して、その結果というものを例えばコンサル、「商人塾」でうまくいったものをじゃあ次の「商人塾」とかでほかのメンバーさんに広めていくとか、もしくは1つこういうものをお知らせをするような会員メンバーさんたちみたいなものを囲っておいて、その中に「こういうふうに変化がありました」というような情報共有というのを進めているのかと、このことについてお伺いしたいと思います。

○菅原副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 「商人塾」のほうのアンケートについては、基本的には単年度ごとに実践した講座のほうのアンケートをとらせていただいているというふうな内容に、ちょっととどまっております。それから「商人塾」の狙いとしましては、委員おっしゃるとおり実際新規開店とかをした方々の情報共有をすると、そういった狙いもありますので、その辺を情報共有をできる形というか、例えばウェブ上のほうの共有化を図るとかそういった取り組みもあわせて実施はしております。その辺がどういった形でネットワークをつくっていくかというのはこれから課題ですし、それから今おっしゃるように取り組んだ実績を次年度以降どう評価するかといったところを少し考えながら、改善等をしていくというのは必要かなというふうに思っております。

ちなみに、個別コンサルティングそのものについては、単年度ごとに1件ないし2件というふうな形でとどまっています、やっぱりこういった個別コンサルティングをしていただくと例えば1つは芦畔地区あたりでオープンしたところについては3割程度売り上げが伸びたというふうな報告を受けていますし、例えばもう1つの事業者さんについては経済産業省のほうのコンテストのほうで最終のほうに残ったような事業者さん、そういった方でこういった取り組みをすることが結果としてこういったいろいろなものにはつながっているという状況はありますので、もう少し個別コンサルティングを受けていただいて、個店の魅力を高めるといっ

たところを伸ばす取り組みをしていきたいなど。そのためには、今おっしゃるように少し評価をしながら、改善をしていくといった取り組みをしていければなというふうに思っています。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今ご回答いただいたように、この事業をどうやって評価したらいいんだろうというところに悩んでおまして、やっぱり特にこういう事業というのは結果というのがわかりづらいというか、1件こっきりでその後の経過を追わないで離してしまうとか、その事業というのを継続していいのかどうかもわからなくなってしまう。事業者さんたちに対して、「やってみて助かりました。ありがとう」という言葉だけでは、この事業が本当に有効性があるかというのは正直わからないというものなので、引き続きその受けた事業者さんたちの後を追って、この事業自体に有効性があるのかという評価というのはしっかり行っていただければなというふうに考えております。

続きまして、同じく実施計画79ページWeb博物館「文化の港シオーモ」についてです。ここについてはちょっと軽くなんですが、「シオーモ」の現在のコンテンツは私もさらっと見させていただいているので把握しているのですが、今後としてはどのようなコンテンツをふやしていく予定となっているのか、お答えください。

○菅原副委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 お答えいたします。

Web博物館推進事業についてのご質問かと思えます。コンテンツとしましては、今年度既に更新作業に入っております。子供さんでも児童生徒さんでもわかるようなページをこころしは更新してまいります。次年度につきましても、さまざまに情報を新しくしながらそういったお子さん向け、あるいは子供からお年寄りの方まで幅広い世代に見ていただけるようなコンテンツを広げていきたいというふうに考えてございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。私が見たときは、すごいセンスがよくて面白い、引かれるページだなというふうに感じておりましたが、これをじゃあ実際に小さなお子様からお年寄りの方まで幅広く見ていただく、もしくはだんだんコンテンツがそろってきたときに1つの観光の資源としても1つ使えるというふうに私は考えているのですが、見ていただくためのPR方法としてはどのようなことを実際実施されているのでしょうか。

○菅原副委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 これまでもさまざま広報ですとか、それからあとそれぞれのホームページなども通じてPRをしておりましたけれども、なお今後、今回子供向けのコンテンツを整備するということですので、さまざまな媒体を使って情報を発信していきたいというふうに思っています。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ、例えば学校における地域教育の中の資料の1つとして利用していただいたりとか、エスプなどのパソコンですぐに見れるようにしていただくとか、身近なところで触れられるような資料にしていただけたら、あれだけすばらしいものがありますので有効に活用できるんじゃないかなと思いました。

それに関連して実施計画54ページ、ちょっと戻ってしまうのですが54ページのほうをお開きください。観光物産協会助成事業についてお伺いしたいと思います。加えて観光のまちづくり推進事業、この2つについてお伺いしたいのですが。

この章の目的の1つとして人々の回遊数をふやす、もしくは観光客をふやすというものがあるのですが、この回遊数や観光数というのはどのように把握されているのか。実際カウントしているようなことは前のページには書かれているのですが、実際にどのようなカウントの仕方をされているのかをお聞かせください。よろしくお願いします。

○菅原副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 ただいまご質問いただきました、観光客の数字の押さえ方とかのご質問だったと思います。

まず、この実施計画のほうの53ページに載っています観光客入り込み数、ここには基準値として平成21年の219万人と載っていますけれども、この観光客の入り込み数につきましては毎年9月に宮城県のほうでも県内の観光統計というのを出しております。そちらのほうに塩竈の分として掲載される数字です。具体的には6カ所、6ポイントあります。1つは鹽竈神社、マリゲート、仲卸市場、あと今工事で休止になっておりますけれども魚市場、あとはイベントということでみなと祭と海水浴場、この全部で6つでございます。この6つの施設であったりあとはイベントでございますので、例えばイベントでしたら主催者側の発表とか、あと施設に関しては施設側でカウントをお願いしていますので、そちらのほうの数字を単純に積み上げ、6つのポイントについて積み上げた数字ということでこの観光客の入り込み数となっております。

あともう1つ、町なかの歩行者数だと思うんですが、こちらはたしか5年に一度都市計画サイドのほうで回遊性を高めるということで調査員を置いてはかっているというような数字になっております。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうですね、その調査員のところを詳しくお伺いしたかったのですが、実際にじゃあ塩竈にいらっしゃった観光客の皆様、特にバスとかのツアーでしたら把握はしやすいんだと思うんですが、電車などを利用して来られた方々や自家用車を利用された方というのは把握がなかなか難しい問題になってくると思います。その中で調査員を置いて把握するとしても、やはり断片的な情報となってしまいます。今県の情報ですとか、もしくは「RESAS」なんていうものがあるって、大きな統計情報というものは安くなっているんですが、塩竈の中でじゃあ人々がどう歩いているのというのは、やっぱりひとつまだまだ検討の余地があるんじゃないかと。

その1つの解決策として、先ほどのシオーモのページを活用するというのが、僕はひとつあるんじゃないかなというふうに思っています。シオーモのコンテンツがどんどんふえていったときに、じゃあこの神社の説明はシオーモのところを見ると出てくるよというのを、そうすることで誘導すると。今どこにいるかというのは、GPS情報でシオーモのサイトのほうで全部計測することができるというようなことが、ひとつ挙げられると思うのですが、そうすると端末のIDとかも全部取れるので、同じIDの人が「じゃあ何時何分にどこへ行って、次どこに行った」なんていうことも全部把握できるようなシステムというのは簡単に構築できると思うのですが、そのような形で人々がどういうところに興味を持って歩いているのかということ把握する取り組みというのは、現在されているのでしょうか。

○菅原副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 今ご質問いただきました、例えばWebサイトを見てのそちらのデータからの人の動きとか、そちらのことです。今現在、正確な数字を押さえたりとかということで、今委員のおっしゃったようなことは残念ながらちょっとそこまでは手はつけられている状況ではありません。ただ、観光物産協会のホームページのアクセス数とか、それは月によってこう変化があるとか、例えばハイシーズン・オフシーズン、いろいろありますので、その辺なんかの本当にもっと大きなくくりでの把握や、あとは最近やはり「RESAS」出てきていますので、その辺でどこから来た人、例えば東京から来た人、東北のどこから

来た人という数字は押さえるようにはしております。

ただ、その数字を押さえただけで、そこから先その数字をどう使って、次の観光客を呼び込むかというところが大事なところだと思いますので、その辺につきましては「RESAS」の情報もやっと整い始めたところでございますので、宮城県なんかとも情報をちょっとやりとりさせてもらっているんですが、その辺の「RESAS」なんかのデータの使い方も含めて、今考えるところに入っていますので、これからということになります。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。その人の流れというのがわかってくると、どこにどういう例えば掲示板、サインを置けばいいのか、どんな内容のサインを置けばいいのかというのもわかりやすくなってきますし、あとは海外からの観光客の方々に対する対応のときも、もちろん生の人が対応するというのが一番かもしれませんが、言語能力というのもありますしなかなか難しいというのもあるので、そういうサイトとかをうまく利用していくと他言語化というの也是比较的容易にはできてくるんじゃないかなというふうに考えています。

同じく、ちょっと物産協会助成事業についてなんですけれども、中の内容を見させていただくとクーポン事業というのがひとつ見られたのですが、実際どのような事業をされているのかと、あとはその効果というのはどのように検証されているのかについてお伺いいたします。

○菅原副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 観光物産協会助成事業の中のクーポン事業のご質問だったと思います。

こちらにつきましては、観光物産協会の会員さん、いろいろさまざまあります。飲食店だったり、あとはお土産を売っているところとかありますが、そちらの会員さんを中心としまして具体的には「しおがま5%OFF!GO!(ゴー!ゴー!)クーポン」といまして「5%のお得なお買い物ができますよ」というような内容でやっております。そちらの成果についてなんですけど、なかなか実際事業はやっているんですが、使われた数というのがとても大きい数ということではなく、ちょっと今細かい数字手持ちありませんが、利用者数で数百人だったと思うんですけども、そちらの数でございますので、実際の効果というのはやった事業に対して100万円、200万円というような大きな数字までにはなっていない状況です。

これは、数年間ちょっとやってきていますので、来年以降平成28年度以降についてはちょっと参加していただいた会員さん、店舗なんかといろいろ意見交換をしながら、よりよいクーポ

ン事業のあり方とか、もしくは抜本的に改善したほうがいいのかとか、その辺を詰めて次に生かしていきたいなと思っております。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。クーポン、最終的にはそれを参加事業者さんたちのお金に還元するんだと思うんですけども、そうするといつ、どこでクーポンが使われたというのはわかると思うので、クーポンを使いやすい店舗といいますか、業種というのも限られてくるとは思うので、そこら辺も含めて今後のクーポン券の使い方というのを把握していただけたらなというふうに思います。あとは、いろいろなリーフレット、チラシ、塩竈にもたくさんございますけれども、それぞれにクーポンつけることによってじゃあどんなものを見に来た人が、どういうところに使うのかというのもわかってくると思いますので、そこら辺もうまくクーポンというのを使って人の動向を把握するというのも手として考えていただけたらなというふうに思っています。

続きまして、済みませんどんどん飛んでいってしまうんですが、61ページ。地域おこし協力隊による浦戸産業担い手確保事業、と同時にその下の浦戸地区集落再生促進施設運営事業、この2つについてお伺いいたします。

まず初めに、今回平成28年度予算として協力隊6名、1人当たり400万円ということで、2,400万円なんですけれども、予算としては2,600万円あるということで、この200万円というのは何なんだろうというものが、1つ目の質問です。

続きまして、下の施設運営事業のほうなんですけれども、ここで1,490万円というのを計上していますが、これの主な用途としては何が挙げられるのかということをお答えください。そのときに、実は復興支援員というのも今年度の事業で計上されていると思いますが、この中で実際3,200万円というお金を使って8人の支援員を雇っているということで、この支援員たちも浦戸ステイ・ステーションの運営などに当たるというのが1つ目的として入っていたと思うんですが、そこの使い分けといいますかすみ分け、ここにちょっと気をつけた上でご回答をお願いいたします。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 まずは、地域おこし協力隊の関係で2,600万円の事業費でございますが、このうち隊員分として400万円掛ける6人分で2,400万円、残りの200万円でございますが、こちらは地域おこし協力隊の募集にかかわります経費等、国のほうから交付税措置がある

分として交付されてくる内容でございますので、例えば民間の求人サイトですとかそういうところに地域おこし協力隊の募集を掲載したりとか、そういうものに使わせていただく予算となっております。

もう1点でございます。浦戸地区集落再生促進施設運営事業、浦戸ステイ・ステーション、桂島・寒風沢2カ所の管理運営経費ということでございます。こちらは、まず市の直営の施設ということでございますので、非常勤職員を1名配置をさせていただきたいというふうに新年度考えてございます。その人件費といたしまして約460万円ほど、2カ所分です。そのほかに事業費、当然施設運営してまいります光熱水費等々かかってまいります。その金額といたしまして約530万円、あと人件費に係ります共済経費も出てまいります。120万円ほど見込んでいるところでございます。その他通信費関係で100万円ほどの金額、また清掃業務ですとか電気工作物・消防設備でございますので、そういった設備点検等の委託料といたしまして約250万円というような大まかな金額になってございます。

復興応援隊との関係でございますが、復興応援隊はあくまでも運営支援という形でかかわりを持っていただきまして、例えば島民の方との連携ですとか、あるいは地域おこし協力隊として入っていただく方のお世話役等々、またその他の活動としては地域の活性化に結びつくような活動をやっていただく方というような形で、予算化をさせていただいております。

以上でございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この地域おこし協力隊、非常に僕も注目していて期待しているところですので、ぜひ塩竈の浦戸の起爆剤となるように、うまく活用していただけたらと思います。

最後に1つだけ質問させていただきます。83ページ、またちょっとこれ予算の質問なのかということで疑問に思うんですが、ホームページアクセス数増加ということで、平成21年度5,900件、1日と上げていますが、アクセス数というのはふえているのですかというのが1つ目の質問。そして2つ目として、ホームページに来てくださっている方々というのは何を目的に見ているのか、そこを把握していらっしゃるでしょうかというのが2つ目の質問です。

以上、よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 ホームページのアクセス件数でございます。平成26年度の状況でござ

報告させていただきますと、年間で249万件くらいのアクセス件数、これはこの5,900件に相当する部分の集計数字ということになりますけれども、こちらを1日当たりの平均にいたしますと6,800件ほどになるというような状況でございます。増加しているような状況になっているということでございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうですね、2つ目の質問としては、例えばこのコンテンツを見に来ているのかということをお伺いしたかったのですが、それというのもその目的というのはじゃあ実際誰がホームページを利用しているのと。市内の人が市の助成制度とか制度を見に来ているのか、もしくは外の人が見に来ているのかということ把握していただきたかったというのがありました。その方法としては、どのファイルを見たかというログが残っていたりとか、検索ボックスを使っているか使っていないか、何を検索したか、そんなところからも簡単にわかると思いますので、ぜひ活用していただければと思います。

あと、ここの章で質問させていただいたのが、代表的な指標として挙げられるものの指標5つありますが、それと実際に行われている事業の内容というのはちょっとかけ離れている部分が多いのかなというふうに考えておりますが、この点に関してはどうお考えですか。最後に1つだけ質問させていただきます。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 第3章「協働で創るまち」という観点からですね、代表的な指標といたしましては市民活動団体数ということで、地域の中での市民活動の活性化も含めた中での指標を設定させていただいたことというふうに認識してございます。また、そういった市民活動団体の方々と連携しながらまちづくりを進めていくというような観点から、民間団体等との連携事業数等を入れさせていただきました。また、男女共同参画というのも地域づくりには必要な観点というふうに捉えてございますので、審議会などの委員会、これが直接男女共同をあらわす数字かということではございますが、社会参加も含めての状況というふうに捉えてございます。また、市のホームページのアクセス数につきましては、市政の情報発信あるいは魅力の発信ということで、どの程度の方々に興味をいただいて、塩竈のことを大好きになってもらえるかというような視点での設定かというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○菅原副委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、私のほうからも資料No.1の議案第25号についてお尋ねしたいと思います。
第25号の48ページですね。

先ほど小高委員のほうから、いじめ防止対策推進条例に関して質問がございました。そこで受けとめた感じでは、要するにいじめに関していえば「好意を持ったトラブル」、こういうことも含めてそういうこともあるんだと。具体例としては、例えばあだ名を言うとか、そういうものも含めて広くというか、いじめの関係でいうとそういうものもあると。2つ目は、いじめに関して言うと第7条の関係で「学校の生活に関するアンケートをしています」と。そこで4つの質問を学校内で行っておりますというのが、第7条にかかわってのお答えだったのかなと思います。第8条でいうと、本条例を踏まえながら授業参観の機会も含めて親等に意見交換会の参加を呼びかけていくと、こういう趣旨のご回答があったやに思います。

前段小高委員のほうから、大津のいじめ事件等々のご紹介がございました。それで、実は小高委員のところで紹介した滋賀県の大津の中学校の事件の関係でいいますと、この市内で唯一の道徳教育推進指定校ということになっていて、過般いじめが起きた事件のかかわりで市の第三者委員会が出された結論は道徳教育の限界を指摘して、むしろ学校現場で教員が一丸となつたさまざまな創造的な実践こそが必要だということで、言ってみればそういう教育現場並びに教員一丸の実践というところを、いわば大津の事件の関係でいうと第三者委員会はそういう指摘をされておるわけでございます。

それにかかわって、今回こういったいじめ防止対策推進条例という形になっているわけですが、先ほど述べたようなことも含めながら今回のいじめ防止対策推進条例というものが、大津の事件の経過も含めた1つは対応なのかどうかですね。深刻な事例でございますので、今回のそういった点での私どもの関係からいうと、条例をつくっていじめ防止をとということの意図は前段出されておりますが、そういう点で本来は教育現場でこの問題については対応すべきではないか。つまりは、学校の側のさまざまな取り組みを進めていく中で対応すべきではないかというちょっと考えがあるんですが、その辺をもう一度、再度確認させていただきます。

○菅原副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 条例そのものにつきましては、大津の事件以来設置条例という形で重大事態が起きたときにどういう体制でということ、文部科学省のほうから出したものについて参酌してという話がございました。それを受けて、先ほど学校教育課長のほうからご説明申し上げましたように、本市におきましては県内唯一のというお話をいたしました。総合的な

条例ということで子供たちのいじめ、そういったものをとにかくみんなでないような状態をつくりましょうということの基本に立てたものでございます。

それから、道徳云々という話がございましたが、公教育でございますので全ての教科、領域を通して子供たちを育てていくということで、これはトータルな意味で子供を育てていくというのは公教育でございますので、そういった方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、こういったところも含めて、この問題はやはり慎重に取り扱うべきではないかというふうに思うんですね。といいますのは、ここには罰則的なものは一切書かれておりませんので、そういうことは恐らくはないだろうというふうには思います。ただ、こういった条例をするということは、ある意味塩竈市でのこれまで教育現場の最先端であった学校側の対応でやってきたわけですが、これからの関係はいわば法制化するというか、そういう重いものを持つわけなんですね。

それで、その中でちょっと私が気にかかるところでいいますと、1つは基本理念というのが書かれております。基本理念第3条に、例えば「いじめの防止等のための対策は」ということで、ここに理念の関係が書かれています。ちょっと簡単に読みますと、「いじめは全ての子どもに関係する問題であることに鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする」と。それはそれで、趣旨はわかります。ただ、本来の教育の営みというのは教師、そして子供、並びにご父兄の皆さん、そしてそれを側面から支援をする行政という形になると思うんですね。本来は市民道徳の教育や、あるいは教員、子供、保護者が本来は自発的にこの問題に対処していくという側面が強い課題ではないかというふうに思うんですが、その辺はこの理念の関係でいうとどのように捉えていけばいいのでしょうか。

○菅原副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 これまでの教育活動といいますのが、いじめに限定したものではないというのは皆さんご承知のとおりだと思います。ただ、改めてこのいじめ防止対策推進法が制定されて、本市では条例化に至っているというような経緯についても先ほどお話ししたとおりなのですが、大津市のいじめ自殺事件に端を発して法律が公布された。そして、最近でもまたいじめ自殺の問題が報道され、いまだにこのいじめによる児童生徒の痛ましいこ

のような事件が続いている状況であると。

こういった状況と、そして国のほうではこれはサンプル調査だったようですが、国立教育政策研究所によるいじめの追跡調査の結果によりますと、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で被害経験を全く持たなかった児童生徒は、たった1割程度なんだそうです。また、加害経験を全く持たなかった、そういう児童生徒もたった1割程度なんだと。こういった調査を踏まえて、このいじめに関してだけは全ての教育活動を通じた中でも特段の配慮が必要であろうというようなことで、これだけは特化されて学校教育法の次の次くらいの順番で法令の中にも規定されていると。それだけ、文部科学省のほうでは重要視しているというようなところでございまして、決していじめだけを捉えて「いじめの学習をやりましょう」と言っているのではないんですね。ただ、いじめの取り組みについては各教科の中でも、そして全ての教育活動を通してよく先生方が目を光らせておいてくださいよと。

それから、子供たち自身の中にも、いじめという言葉を出す、出さないは別としても、友達との人間関係づくりについて再度見直していきましようというようなことが、実は学校にもいじめ基本方針というのが位置づけられておりまして、つくっております。そういったことに鑑みて、学校のほうでもいじめ防止については積極的に取り組んでほしいというようなことで、条例の中でもうたっておりますので、そんな取り組みが今後期待できるものというようなことで、今回法整備に至ったというわけでございます。

以上でございます。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員　そこで今回第8条並びに第9条、保護者の役割あるいは子供の役割というところで、それぞれこういうふうにある意味規範的な側面の強い条例の制定が行われようとしています。そこで、これは条例化されるわけですから、具体例を申せばさっき言ったように保護者の役割といえば、前段お話があったように学校のいろいろな集まる機会の際にこういうお話をすると、このものの見方になるのかなと。もう1つは子供さんの役割として、ここにあるとおり「お互いの人格を尊重し、ともに支え合い、いじめのない明るい学校生活を送るように努めるものとする」というふうに規定をしております。

そうすると、これは間違いなく学校教育現場の中でこれに基づくさまざまな教育的指導というか対応というか、そういうことになるのかなと判断する、私的に見るとそういうふうになるんですが、その辺の子供さんたちのいじめ、確かにおっしゃるとおりさまざま事案はあるとい

うのはわかります、こういう状況の中で。ただ、それを例えば条例化し、法制化して、それで子供さんたちの心身ともに、あるいは心理的にそのことについて十分教育現場の中でいじめの問題について子供たちが1年から2年、6年、中学校までありますけれども、さまざま子供さんの知的度合い、あるいは感覚、感性、それから到達度、そして小学校5年生・6年生から中学校にかけて、かなりいろいろな意味で自立心、あるいは自立心までいかないところの差が出てくる年代の方々への対象の呼びかけになるんだろうと思うんですね。そうすると、かなり難しいやはり対応といたしますか、子供さんたちの成長は千差万別ですから、ものをつくるのとはまた違って心の問題だというふうに私は考えておりますし、そういう点も含めてこの条例に基づくものとして保護者、あるいは子供の役割というのはどのような形で考えられていらっしゃるのか。さまざま前段でご回答はございましたが、その辺について再度確認させていただきます。

○菅原副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

いじめに関する教育的な位置づけといたしますか、教育活動の中で特に発達段階を踏まえれば、特別活動という領域がまずございます。小学校1年生から中学校3年生までの各段階の子供たちの発達課題、発達段階を踏まえまして、集団の中での個人の寄与についてとか、あるいは人間関係づくりについて学んだり、もっと平らに申し上げれば学級活動という学級担任が行う学級活動の時間なんですね。あるいは児童会活動・生徒会活動の中で集団として学んでいく場面、それからお互いにかかわり合って人間関係を学ぶ場面というのがございます。その中で、今現在児童会活動・生徒会活動の中で「アルカス塩釜」という、青少年の健全育成を狙った取り組みも実際行っておりますので、その中で平成25年度にはいじめ撲滅スローガンというものを代表者の子供たちに集まってもらって、子供たち自身の手で考え出してもらって、それを中学生が兄弟校の小学校に出向いて呼びかけたりとか、そういうような取り組みも実際やっているところがございますので、そういった特別活動の中で取り上げながら進めるという考えもございます。

また、道徳教育の限界という話も先ほどございましたが、道徳教育の中でも思いやりについて学ぶ場面もございます。そういった価値について学ぶところもございますので、そういったことについては今後も継続しながら進めていくように、学校のほうにはお願いしていこうかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 アルカス塩釜という、私もちょっと何かホームページに載っていたような気がします。アルカス塩釜って何なんだろうなということで、要するに小学校から中学校に行って、こういう事案についてもいろいろと特別活動の中でやっていくというのは、理解はするところでございます。

それも含めて、そうするとこの子供の役割なんかもこの9条の中に包含されるということで捉えてよろしいのでしょうか。

○菅原副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 そのように捉えていただければと思います。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。やはり子供さんたちの役割について、そういうことでの提案がこの中には含まれているということは、意味合いはよくつかめました。

もう1つ、この中で例えば被害者遺族の真相を知る権利というのは、どういう定義になっているのでしょうか。

○菅原副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 この条例の中では、重大事態への対処に関する事項ということで包含して、今お話しいただいたことをそういった中で取り上げていくということにとどまっておりますが、市の基本方針の中では若干具体的な重大事態への対処に関する事項の中では、その取り組みについては記載はしているところでございますが、加害者・被害者というような区分けで規定しているものではございませんので、その辺についてはちょっと委員さんのお手元には基本方針の資料がございませんので、機会を見てご説明申し上げたいというふうに思っております。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 包含して重大事態に至ったときにということで、今回前段の国のほうの法律化の中で、被害者の方々、遺族の方々の知る権利が法的にないということが、やっぱりいじめ防止対策推進法の中に欠落をしているというところも問題点としては指摘はされております。したがって、今回のこのいじめ防止対策推進条例について県内のやつを前段お聞きすると、要するに措置条例として出したということのようですが、今回塩竈市は総合的な条例ですということで、そういうものも検討したというのは前段お聞きをしました。したがって、今回改めてこれ

は非常にデリケートであり、いじめという厳しい現場であり、学校教育の中での教育というひとつの人間と人間の対応の中で求められる事象案件です。したがって、私どもはやはりこれは今回ある意味、私どもは「出ますよ」というのは総務教育常任委員会に過般2度ほど報告はされておりますが、非常に慎重に取り扱うべき中身を帯びておりますし、私どももこの1回の審議でこれを了とするというわけにはいかないのかなど。どういうふうに判断するかというのは、なかなか難しいところです。

例えば、第14条に「インターネットのいじめに対応する」ということ、ここに載っています。個人情報の取り扱い、これも最近ラインを通じてかなり情報が、お互いにそういう厳しい関係と申しますか、そういう部分含めて現場で起きていることもよく耳にいたしますので、それはそれで必要な対処方は求められるとは思いますが。いじめはもちろんだめなんですね。いじめはもちろんだめですが、かかってやはり教育の関係でいうと人権侵害であることはないけれども、やはり教育の自主性というところに重きを置いて、つまりは学校の関係での集団的な対応において本来はやるべき課題ではないのかというのが私どもの見方、考え方ですので。残された時間も限られているので、これはそういうことについて一応私どもの見解は述べさせていただきますということでおきたいと思えます。

次に、教育について新たなものが出ております。資料No.9の146ページのところに、今回初めて小中一貫教育の事業ということで470万4,000円の予算計上がされているわけでございます。そこで、資料の中でちょっと端的にお聞きをしたいと思えます。資料No.15、議会の側で求めた資料の中で、この小中一貫教育についてのかかわりが触れられております。ここでいうと、ページ数でいいますと資料No.15の61ページのところに第1回総合教育会議議事録というのが載っておりますし、それが2回くらいずっと載っているんですね。その中で、小中一貫教育について提案をし、そしてその中で議論されたものの意見と申しますか、それぞれ出されております。

例えば、この委員の方々の意見をよく読んでみますと、真ん中ころですかね、「長期的には小中一貫校というのも不登校対策の手だてになるのではないかと」と。市長のほうからも中1ギャップ、下のほうから七、八行目、下段のほうですか、小学校と中学校のギャップについて小中一貫教育システムをどういう形で導入するのかといった議論につながるのではないかと申すことで、大分5回行われた会議の中で、この点が最初冒頭から触れられておるようでございます。

そこで、今回の予算説明書の中では前段どなたかの委員のところにも触れられておりましたように、資料No.12のところでは今後の進め方について説明がございました。そうすると総合教育会議というのは、今後の進め方について小学校から中学校への乗り入れ方式という形をとるように、私的にはちょっと受けとめたんですが、もう一度どういう形で進めようとしているのか。先進地は先進地で、さっきどなたかの質問に答えましたので、イメージとしてどのような形で進めようとしているのか、その辺ははっきりさせていただければありがたいなと思います。

○菅原副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えいたします。

資料No.12の168ページをごらんいただきたいというふうに思います。ここでは、2に先進事例ということで、4点について記載しております。そして3番のところには、準備の年度である平成28年度に本市としましてはどのような取り組みを行っていくかというようなことで、(1)のところには先進事例の調査研究ということで5点について挙げております。なお、スケジュールとして4番のところにも、本市の小中一貫教育に向けた大まかなスケジュールということで、6点について書かせていただいております。基本的には、今想定しているのがその4のスケジュールのところにある1つ目の「中学校区推進委員会」ということで、中学校区の先生方の代表者を集めた会議を行いたいというふうに思っておりますが、これは平成28年度は準備でございますので、どういうメンバーを集めてやるかというようなその辺のところを少し詰めていきたいと考えております。

そして、次のところからが具体的な小中一貫教育に向けた実際の取り組みということになるわけですが、先ほど来申し上げていたカリキュラム、これを一般的には我々「教育課程」と呼んでいるんですが、9年間を見通したカリキュラムの編成作業ということで考えているところでございます。

それから3つ目としましては、中学校区ごとに小中学生合同で行える行事、交流活動について行っていくための計画を作成したいなというふうに考えております。

そして、その次が相互乗り入れ授業でございますので、施設分離型の小中一貫教育とはいっても、ここの乗り入れ授業というのは非常に大事になってこようかと思っております。

あわせて、一番下のところにある一部教科担任制というものもございますので、小学校はご存じだとは思いますが基本的には学級担任が教科指導を行っておりますので、小学校の5、6年生の授業の一部の教科で中学校の例えば数学の教員が行って専門的な指導を行ったり、そう

いったことをイメージとしては考えているところでございます。ただ、中学校区ごとにどの教科が可能なのかと。デメリットというか課題としましては、数学の免許を持っている教員は小学校に出向いていって、算数の授業しかできないところがございます。そういった教員の免許上の絡みもありますので、ですから小学校の教員が中学校に行っても中学校の社会科の免許を持っていなければ、社会科の教科書ではできないわけでございますので、そういった縛りがあったもしますので、そういったところで中学校区ごとに話し合いをしっかりと持っていけないといけないというようなことがございます。ですから、相互乗り入れ授業と一部教科担任制は、ちょっとワンセットで考えていかなければいけないだろうというようなことも考えているところでございます。

あとは、小中合同の情報交換会、それから研修会ということで、先ほども申し上げたところでございますが、これから取り組んでいこうとする教員の共通認識、共通理解を図るとともに、意識を高揚させていくという必要がございますので、こういった情報交換会と研修会は一、二回ではなくて、五、六回くらいは行っていかなければいけないだろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今聞いて、教育現場のほうでの状況と、それから資格を持っている小学校と中学校は全く違いますよということでのお話、担任、あるいは中学校はまた別ですと、当然そういうことになると思うんですね。そうすると、1つは相互乗り入れ事業というのはかなり教師にとってもある意味大変な教育カリキュラムを、小学生の担任であつてもかなり力を入れて、しかもかなり労力費やしてやると。それを今度は、資格の入れかわりがあるのでこれは一概にあれだこれだという個別事例は申しませんが、いずれにしてもかなり教師にとっても1つは多忙化の問題を私指摘しましたけれども、多忙化の側面が1つは色濃くなっていくのかなというのが私の率直な偽らざる感想です。業務の効率化というのは施政方針で述べられましたが、やはりそれは懸念としてはぬぐえないというのが1点ですね。

そうすると、先ほど教師の多忙化については、確かに教育長も「業務の効率化等々で云々」というふうには答えたような気はするんですが、これは教師にとっては本当に小中一貫の教育の流れをつくられていく中で、そうになってしまうのではないかという思いを強く抱くんですが、その辺はどうなんでしょうか。実際、やってみないとわからないといえ、それまでなんです

けれども。一応考え方、捉え方だけちょっと教えていただければと思います。

○菅原副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 この一貫教育の方針につきましては、今現在各現場におきまして小中連携という形で、相互乗り入れの授業等については行っております。特に西部三校、玉中学区においては非常に盛んに行われております。それは教育課題、不登校問題であるとか学力問題、こういったものを根本的なところからは正していくためには、やはりこういったことが大事だろうと。さらに「小・小連携」、つまり2つの小学校がありますので、小学校同士の連携もこれまた必要になるだろうというようなことで、今取り組んでおるところでございます。

そういったことを1つの例としながら、それから他県の例、そして浦戸小中学校の例なども見ながら進めていこうと。本市における大きな教育課題、毎回出ておりますけれどもそういったものの解決方法、これは唯一ではありませんけれども他県において大きな成果を上げている、こういったものをやはり取り入れることで解消していきたいというのが原点であります。確かに新たなことをするわけですので、新たな業務が生まれることは予想されるところでありますが、前回もお話したように平成29年度については人的な配置も検討していきたいということで、お話を申し上げました。その折にはよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、あわせて先ほども申し上げました中学校における時間外勤務というのは、小学校よりも多うございます。そういったところでの、一番といいますか多い内容では部活動ということがありますので、そういったことの解消に向けて本市においてはモデル地区として外部指導者の活用ということについて力を入れ、今進めておるところでありますし、県における部活動の審議会においてもそういった方針、そして今後そういった人たち外部指導者が顧問にかわって引率や、それから単独で部活動ができるような方向についても今検討に入っているところでございます。この辺は、県の「中体連」との話し合いもあるかと思っておりますが、そういったようなことであわせて考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 玉川中学校の小中一貫校を目指して、これは実は町内会のほうにそういうのが回ってきましたね。これは、言ってみればお互いに行き来して、中学校についてどういうふうになっているか、小学校についてどうなっているかという、それはそれで理解をいたします。問題は、先ほど言ったようにお話のとおり人的な配置をせざるを得ないという、当然予想されるということでのご回答でした。

あとは個別事例の中での議論になっちゃうんで、時間もさほどありませんが、例えば文部科学省の中教審の答申というのが出ているんですね、2011年から12年。その答申の中で、1つは「小中一貫校としての成果としての教育的効果は上げていない」というのを、文部科学省が実は述べているんですね。そういうふうな答申をしております。それからもう1つは、小中一貫校教育にかかわって「小中一貫教育の総合的研究」という研究団体があるんですね。

私どもも、この件が出ましたので、改めて和光大学の大学教授の方のいろいろな論文を読ませていただきました。和光大学教授の山本氏の。そうすると、その中での関係でいうとそういう分析や視点を持っていらっしゃる。もう1つは、教育学者の梅原氏が「小中一貫教育の総合的研究」というところで、例えば施設型というところ、それから既存型というんですか、小中一貫。それとの関係でいろいろ統計をとった中で、例えば子供の自信という点でも一貫校のほうがレベルが下がっている。非一貫校のほうがレベルが高い。やっぱり、子供の成長というのは非常に多岐ですし、複雑ですし、最高学年のリーダーという側面もだんだん5年・6年になるとかかってくるので。もう1つは、子供の自信という点でもやっぱり非一貫校のほうがレベルが高くて、一貫校のほうが低いと、こういうこと。友人関係も、やはり非一貫校のほうが高くて、一貫校のほうが低いと。こういう研究事例なんかもされているわけなんですね。

ですから、一貫教育そのものについて、県内の中でも幾つかやっているところもございしますが、塩竈市は施設分離型ですのでそこまではいっておりません。ただ指摘しておきたいのは、例えば私ども先ほど言った山本氏の小中一貫校教育を検証するという本の中で示していただいた中で、これは県内でいうと金成地区でしょうかね。具体事例で、金成地区の小中一貫校教育で学級数と教員数がどうなったかという、統計をとっていらっしゃいます。そうすると、375人の児童に対して学級数が31ですね。教員が54人でしたが、小中一貫校の新設では351人、さほど子供の人数変わりません。しかし、学級数が14になって、教員が15、そして管理職が4人で19人。

つまり、もう1つは敷地面積が狭まると、学校ですね。細くなっちゃいますからこれ以上触れませんが、いずれにしても、教えていく上での教育のさまざまな教師の面で、一貫校教育になった場合一方での側面でそういうことが出てくることも指摘をされています。これは、教育学者のほうの方々の見解や研究ですので、これらも含めてしっかり塩竈市内での小中一貫教育としての方向や予算づけはされておりますが、いずれにしてもそういうものをしっかり研修していただいて、やはり一貫教育について全て物事がオールマイティーで解決するというふ

うには私どもも捉えておりません。やはり必要な、小高委員がおっしゃったように30人少人数学級が一番私はベストなのかなと思います。それはそれで予算上かかりますので、一概にこれでじゃあというふうには言いませんけれども、やはりこれは今後の学校教育のある意味大きな変化になってまいりますので、今後の課題としてそういうこともあるんだよということは、一言指摘をしておきたいと思います。これは、これで終わらせていただきます。

○菅原副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 文部科学省が小中一貫校についてマイナスの発言をしたという件でございますが、平成28年来年度の4月1日から義務教育学校の設置ができるようになりました。これは、先ほどちょっとお話ししました呉市で小中一貫教育のモデル校指定、そこが文部科学省の指定ということで研究した成果などをもとに、来年度から実施をするということになったわけでございますが、決して文部科学省で小中一貫教育についての成果がないということではないというふうに考えております。

それから、先ほどご紹介いただきました登米小中学校、これは一体式の小中一貫校ということでありまして、もともと広大な土地に小学校と中学校が一緒に入ってきて、校庭も別々でつくっているところでありまして、県内における小中一貫校のモデルとして推進をされたところでありまして、私たちも見学もしてきましたし、ご指導もいただいております。

それから最後にですが、小中一貫校が全ての課題を解決できるものだというふうには考えておりません。実施したところでも、さまざまな課題・問題が残っているところもあるように聞いております。ただ、やり方によっては、今抱えている問題・課題を解決できるだろうということで、それに向けて先生方の共通理解、共通行動で進めてまいりたいというところがございます。

以上であります。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつ十分検証を含めて、精査していただきながらというところでのお話にとどめさせていただきます。

次に、資料No.でいいますと15のところでございます。15番の資料ですね。その中で17ページから18ページ、20ページというふうになっております。予算では資料No.9の150から154ページのところで、学校図書の予算が増額をされているように見受けられます。大変ありがたい話ですけれども、そういう点からも子供さんたちの教育のこういった学校図書での支援ができること

というのは、喜ばしい話でございます。

そこで、ちょっと比較だけさせていただきます。ふえたことについて、私どもやはり大事だとは思っているのです。前年の予算、小中学校の予算との比較で今年度どのくらいふやしていただいたのか、予算上ですね。その辺についてお尋ねいたします。

○菅原副委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 図書整備予算の平成27年度と平成28年度の比較と
というような話でございました。

まず、平成27年度の当初予算でございますが、小学校126万3,000円、中学校90万3,000円で、合わせて216万円でございます。平成28年度の予算案では、小学校335万2,000円、中学校306万2,000円、641万4,000円、約3倍ほど増加していただいております。

以上でございます。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大変ありがとうございます。大分、これ9月議会の冒頭の教育行政の議論の中でも質疑させていただきましたので、これは本当に子供さんたちの学校図書整備についてはやはり大事な課題ですので、しっかりやっていただきたいと思っております。

そこで、予算がついた話は喜ばしいとして、一方で学校図書の残念ながら図書司書というのかな、そういうものの関係で十分配置されていないような関係の今回資料を出していただきました。ページ数でいうと17、18、19ページのところです。これは、司書教諭というのが小学校に15名、ないしは中学校で6名、学校司書で小学校ゼロ、中学校でゼロで、図書整備員ゼロ、小学校ですね、中学校が4ということで、総じて小中学校合わせて司書教諭21、学校図書ゼロ、図書整備員が4ということなんですが。そこで、せっかく予算を増額させていただいたわけですから、子供さんたちがしっかり学校図書を十分読むということも含めて、私は必要な学校司書というんですかね、専門のやっぱり担当を置くべではないのかなというふうに思いをいたすんですが、これは予算上は今回はないのかなと思うんですけれども、そこら辺の言ってみればこういった改善方というか、その辺の今後の取り扱い等についてどのように考えていけばいいのか、教育委員会としてどのように考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○菅原副委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 まず、学校図書館法で「司書教諭については置かなければならない」と、そして同じ法律で「学校司書については置くように努めなければいけ

ない」というようなことで、最近一応法が改正されておるところでございます。

それで、県内を見ましても学校司書を十分に配置しているところ、まだ数的には少ないような状況でございます。本市の体制としましては、19ページの表の中に一番右のほうに図書整備員という欄がございます。今年度につきましては中学校4名の配置で、小学校もカバーするというようなことでしたが、平成28年度につきましてはこれはほかの業務と兼務にはなりますが、小中学校各1名の配置を行いながら、図書環境の整備を図っていきたいというように考えております。

以上でございます。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、この表で改めて確認させていただきたいんですが、中学校では図書整備員4人、小学校関係でいうとゼロとなっていたものが1人ずつ配置と、兼務ではあるものですね。そうですか、わかりました。そういう状況が見受けられれば、やっぱりある程度条件が少しずつ整備されているのかなと思います。

そこで、その図書整備員の方々が学校図書を子供さんたちが利用する際、閉まっているか閉まっていないか、これで決めてかかると思うんですね。つまり、休み時間にその図書室に行ってこの本探して「借ります」と、あるいは昼休み時間なんでしょうね。そういうものの条件として、子供さんの関係でいうとそういうものが整うのかどうかだけ確認させてください。

○菅原副委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 開館時間、要するに図書整備員なりが配置されての開館時間という一応お話でございました。今のところは、全部の学校に開館されておるような、図書整備員が配置されておるような状況でございませぬので、昼間の時間なりあるいは限られた授業と授業の業間というんですか、そういったところでの開館時間になっておりますが、これは他の業務とのちょっと兼務の話をさせていただきましたが、そういったところの調整ができる範囲で、あと学校側等の要望もちょっと調整するような中で、できるだけ子供たちにそういった図書に触れるような時間を確保していきたいというように考えております。

以上でございます。

○菅原副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

質問の時間が3分くらいですかね、残されたね。災害公営住宅に関して、資料No.15のところ

の46ページのところでちょっと触れさせてもらいます。時間もさほどありませんので、簡単に済ませます。

そこで、戸数状況ですね。災害公営住宅の整備戸数と進捗状況、そして住宅再建の未定者と意向調査についてということでここに書かれております。特に問題は、300戸についての関係で「全部つくりますよ」というのは、過般議会の中でもございました。問題は、締め切りが3月4日という期日の中で、今もって未回答の方68世帯、未定の方17世帯、85世帯というのが今の現状ではないのかなというふうに思います。そうすると、前段戸別訪問ということやいろいろと対応していくということの回答がございましたが、1つは3月4日の締め切りというさほどない中で、果たしてこの85世帯ですか、未回答も含めてそういうようになっているようですけども、そこら辺も含めて大丈夫なのかなと。1人残さず災害公営住宅に入れるということも含めた対応方ができるのかなというのが1点。

それから、一括募集によって、今まで仮設あるいはみなしでの一括延長が特別延長になってしまうんですかね。そういうふうなことも含めて、みなしは後は時期の関係でいうと家賃が補助されない。そこら辺も含めて、ちょっと私どももやっぱりこの入居にかかわってそこら辺の対応方どうなのかなというのを、ちょっとかいつまんで質問させていただきます。

○菅原副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 伊勢委員の施政方針に対する質問の中で、現在応急仮設に入居されている432世帯のうち85世帯につきましては意向、再建方法未定。そしてまた、回答がない世帯ということで85世帯というような、そういったお答えをさせていただきます。その方々につきましては、1つが全ての再建の意向調査に回答がない世帯、そちらにつきましてはことしの6月までに再建の意向を確認してまいりたい。そしてまた未定の方、この方につきましては3月4日の一括募集締め切り後から戸別訪問等によりまして個々の事情を把握してまいりたいというように考えてございます。その85名の方、そういった方々について1つずつ丁寧に組みながら、最後の1人まで寄り添ってまいりたいというように、そして再建をしっかり支援してまいりたいというように考えてございます。

○菅原副委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明3月2日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅原副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議は、これで終了いたします。

午後3時33分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年3月1日

平成28年度予算特別委員会委員長 鎌 田 礼 二

平成28年度予算特別委員会副委員長 菅 原 善 幸

平成28年3月2日（水曜日）

平成28年度予算特別委員会

（第3日目）

平成28年度予算特別委員会第3日目

平成28年3月2日（水曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 神谷統君	市民総務部 政策調整監 佐藤修一君
健康福祉部長 桜井史裕君	産業環境部長 小山浩幸君
建設部長 阿部徳和君	震災復興推進局長 荒井敏明君
建設部技監 兼震災復興推進局技監 熊谷滋雄君	市民総務部次長 兼総務課長 佐藤俊幸君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長 佐藤達也君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長 鈴木康則君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長 鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長 高橋敏也君	市民総務部 政策課長 川村淳君

市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
市民総務部 市民安全課長	伊藤英史君	健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 健康推進課長	相澤和広君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
産業環境部 浦戸振興課長	草野弘一君	建設部 都市計画課長	阿部光浩君
建設部 定住促進課長	佐々木誠君	建設部土木課長	本多裕之君
建設部 下水道課長	佐藤寛之君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊東英二君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開議

○鎌田委員長 おはようございます。

ただいまから平成28年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、前回の会議に引き続き審査区分1、一般会計の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 皆様、おはようございます。

昨日に続きまして、平成28年度2月定例会予算特別委員会一般会計の部で質問をさせていただきます。

まず、平成28年度当初予算のポイントと申しますか、特徴ということで、3つの柱が示されております。その一つには、「人口減少対策とまちの活力再生の解決につながる取り組みに重点配分」という文言が出ております。2番目には、もちろん震災復興計画を大きく進捗させるための事業の予算化、そして3番目には、安心できる暮らしの実現と好循環を生み出す事業の進捗という、この中には膨大な事業計画が盛り込まれております。本当に28年度、しっかりと取り組んでまいりたいものです。

予算案の規模としましては、一般会計、392億9,000万円ということで、対前年比がマイナス15.7%。これは昨日のご説明をいただきましたマイナス分は、震災復興の事業計画が進捗している状況でマイナスが出てきているという部分がありました。

それで、予算特別委員会の資料といたしまして、資料No.15、いただきました。せっかく資料いただきましたので、見ていただきたいと思っております。

資料No.15のページ、85ページです。地方債残高と地方債償還額の推移をごらんください。

これは、なぜ資料請求しましたかといいますと、やはり財政の根底にある一番厳しいところではありますが、表を見ますと、大変な努力を重ねてまいりました結果、債務が確実に減ってきております。これは、本当に血の出るような思いをしてここまで来たという思いがあります。本当にこれからもどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それで質問させていただきます。この今の塩竈の人口、そして財政規模から申しますと、財政の防災の備えと申しますか、喫緊のときの基金とかいろいろありますけれども、どのぐらいの枠で財政調整基金があれば、この塩竈市が豊かに市民サービス、あるいは皆様のご要望に応

えながら行政運営ができるかということで、この額がどのぐらいというふうに見ていたらよろしいのか、教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

ただいまの質問は、通常の財政運営に当たっての備えがどのぐらいが適正なのかというようなご質問かと思えます。一般に言われていますのは、通常時の予算規模ですと最低5%程度の財政調整基金は持つべきであろうというふうには言われております。具体的に言いますと、もう通常時の予算規模ですと200億円程度でございますので、その5%というようなことで、10億円程度。今、財政調整基金に関しましては、復旧・復興事業の関係で、見かけ上非常に大きな数字で出ております。ただ、実際に平常時に戻りますと、やはりその程度ぐらいの額としてはきちんとキープしておかなければいけないだろうというふうに考えておりますので、当然通常時の予算の査定等におきましても、一般財源の確保、あとはなるべく歳出削減、そういったものについても継続して努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

実際に復興期間が終わりまして、もとの本当の200億円ぐらいの財政に戻ったときに、塩竈市として市民の皆さんに安心していただけるような財政状況に近づければということで、その辺をしっかりとこれから私たちもやっていかなければということで、よろしくどうぞお願いしたいと思えます。

次に行きますけれども、今この資料、No.15を取り上げております。

ページ、90ページ、一番最後のページになります。90、91ページです。

間もなく今年度も小中学校、卒業式、入学式、迎えることになります。市内の小中学校児童数とクラス数の推移ということで、表を求めました。なぜなら、毎年卒業式終わって入学式を迎えますと、児童数が減っているということが顕著に目に見えるわけです。何とかしなければということですが、クラスの平均的な人数というのは今市内ではどのぐらいになっておりますでしょうか。おわかりになれば教えていただきたいと思えます。

○鎌田委員長 高橋教育委員会学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 それでは、資料番号15の最後のページになりますが、90ページと91ページをもとに簡単にご説明申し上げたいというふうに思いますが、その90ページ

と91ページの表でございいますが、各学年ごとの人数を、平成23年度から27年度につきましては5月1日現在の人数でございいます。28年度につきましては2月1日現在の数でございいますので、これは入学、新しい年度になってからの数でございいます。ですから、そこに書いてある例えば90ページにある第一小学校の児童数のところ、1年のところが46人となっておりますが、その下のほうに、3つ下に学級数が2となっておりますので、単純にお考えいただければと思うんですが、1クラス23名ということになります。ですから、こちらのほうでは全ての学校の全ての学年の平均人数は計算はしていないのですが、こういった考え方でございいますので、1学年80人未満の場合には2クラスと、これが基本的な考えでございいますが、平均しますと、大体本市内の小学校においては30人から35人ぐらいが1クラスの平均の人数ではないかと見ているところでございいます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

本当に児童数が減っているということが顕著にあらわれているわけですがけれども、本当に私たちしっかりと子供たちを守りながら、この若い方たちがしっかりと塩竈に根をおろして子育てをしていただきたいという、そういった部分で目指してまいりたいというふうに思います。

人口減少対策の推進ということを挙げておりますけれども、そこでお尋ねをしたいと思えます。子育て支援の中で、リフレッシュクーポン券というのがございいます。これは大変お母さんたちにとっても喜ばれているようですが、ちょっと中身をご説明をいただければというふうに思います。(「資料は何でありますかね」の声あり)

済みません。これは資料の中ではなくて施策の中に入っておりますので、このクーポン券についてちょっとだけ教えていただければというふうに思います。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 ただいま委員のほうから子育てクーポン券ということでお話がありました。正確には子育てリフレッシュ事業のリフレッシュ事業利用券ということだと思われまます。内容的には、小学校就学前のお子さんを育てている保護者の方を対象に心身のリフレッシュを図っていただくために平成21年の4月から実施している事業になります。内容としましては、お子さん1人につき最大4回まで。それで、あと1歳4カ月から就学前までの期間に利用できる券となっております。それを無料で配付することによりまして、保育所の一時

保育、保育所を一時的に利用できる制度となっております。そのような形でリフレッシュを図っていただくというような事業となっております。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。このリフレッシュクーポン券、大変喜ばれております。

それで、実施計画、済みません、皆さんお持ちだと思います。実施計画のページ、13ページ、お開きをいただきたいと思います。子育て支援の充実というところで、ひとり親家庭等日常生活支援事業というものがあります。これは、ひとり親家庭において病気やいろんな事情で家事が困難になったときにホームヘルパーを派遣するという、ひとり親家庭の子育て支援に値するもので、大変これはいい事業だというふうに思っております。

塩竈の子育て支援のさまざまな事業、本当に手厚くて、私もいろいろ気づいたことは議会等でお話をしてお願いをしたりいろいろなことをしておりますけれども、このたびある子育てをしている方から出されたことが、多子家庭、子供さんが5人いらっしゃる。2人は小学校に入っているんですけど、「このリフレッシュクーポン券をいただきました。とてもありがたいです。とてもいい制度だと思います。でも、私これを使えないんです」と言われたんです。それで、お話を伺いましたところ、子供さんが小学校へ2人行っていますけれども、あと3人小さい子供さんを持っていらっしゃるんです。自転車の後ろ前につけて小さいお子さんを背中にしょってという3人連れて行動しなければならない。車持っていらっしゃらないんです。それで、保育所まで行かれないんだそうです。考えますと、香津町もそうですが、藤倉もそうです。みんな坂道を上らなければならない状況の保育所が結構多いということがあります。

そこで、その方から言われたのは、「クーポン券使えません。お願いですから、週一度でいいです。本当はよその人に家の中に入られるのは恥ずかしい。片づけがなかなかできなくております。でも、せめて1時間でも、2時間でも、1週間のうちにヘルパーさんが来てほしい」。そういったお願いを出されました。私も、本当に子育て支援にかかわってきまして、さまざまな角度から支援ということを考えてまいりましたけれども、この言葉にはちょっと、本当に子育てのすき間なんだということ、制度のすき間にいらっしゃる方がいるということに思いをいたしました。こういったホームヘルパーさんの派遣をひとり親家庭だけでのみならず、この多子家庭、それはご要望に応じてですけれども、申請をしていただいてということで、こういったことに対してはどのようなお考えをお持ちか、ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○鎌田委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、ひとり親家庭等日常生活支援事業ということで、ただいま委員がおっしゃられました多子家庭の保護者の方の世帯に対しても、こういったホームヘルパーの派遣をすることができないかということですが、確かにひとり親家庭だけじゃなくて、市民の方々の中にはさまざまな子育て上いろいろな課題を抱えていらっしゃる世帯、本当にいろいろとあるかと思います。そういった中で、こういったホームヘルパーの派遣というものについても、こういった形でできるかという部分も考慮に入れながら、そういった子育て上で苦労されている世帯の方々に対しても、何らかの手だてができるような方向性があるかどうかという部分については、少々検討させていただきたいと思います。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

子供は育ちます。本当に大変な時期は何年かですので、もう本当に今手が欲しいんですというやっぱり切実なものがございました。ぜひこういったこともこれから検討していただいて、事業の中にちょっと拡大していただいて、手を差し伸べてあげられればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、同じく実施計画のページ、22ページ、お願いいたします。

高齢者福祉の充実というところで、高齢者等配食サービス事業というのが出ておりまして、おひとり暮らしの高齢者の方に対して栄養バランスのとれた食事を週に1回配達する費用の一部を助成するというので、これは安否確認ということが大事……、これ特別会計に入りますか。大変失礼しました。じゃ、これはちょっとよけておきます。済みません。そうですね、ごめんなさい。

それでは、そうすると、26ページ……、介護のほうに入りますか。認知症の件も特別……（「そうです」の声あり）そうですね。はい、失礼いたしました。

それでは、ページ、30ページ、お願いいたします。実施計画の30ページをお願いいたします。

木造住宅耐震対策事業というところで、今年度1,814万円の予算がついております。これは、震災から5年たっておりますけれども、耐震化ということで進めていらっしゃいます。耐震審査をして、そして耐震改修工事に係る費用の一部を助成するということなんですけど、これまでの経緯を少しお話をさせていただきたいのと、もう一つは、この改修工事がどの程度のものが当てはまるのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 木造住宅の耐震対策事業におきましては、宮城県のほうで県内の市町村が集まりまして「耐震促進改修協議会」というのを結成しております。そこで、県内で木造の住宅等について耐震化を高めていこうということで、具体的には今年度になりますけれども、今年度末で90%の割合を目標として耐震化を進めておるところでございます。塩竈市といたしましても、これらと足並みをそろえまして県内ほぼ同様の補助内容になりますけれども、耐震診断を行い、あと希望者には耐震改修工事の助成工事も行ってきておるところでございます。

耐震改修工事の費用の平均については、100万から150万円ほどかかると言われております。もちろん建物の規模とか改修すべき内容について数字としては動くんですけども、具体的には筋交いと言われます、斜めの材料を柱とはりの間に入れることによって横からの揺れに対して抵抗するような建物にしていこうというような内容になってございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

そうすると、やはり外壁とかそういう部分だけじゃなくて、もっと壁の中の構造もやっぱりそこに耐震化を入れるということになりますか。

○鎌田委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 効率がよいのは外壁周りを入れますと外から工事ができるんですけども、最近の建物は、最近といいますか住宅は、光をいっぱい入れようということで外壁周りに結構開口部が多くて、入れたくても入れられないことが結構ありますので、そのような場合は、内部の例えば階段周りの壁とか、押し入れの裏側の壁とか、内部であっても同様の改修を行います。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 そうしますと、内装の部分も一応範囲内に入っているということになりますか。

○鎌田委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 当然柱とはりの間にその斜めの材料を入れるためには、現在施されている仕上げといいますか、クロスが張ってあったり、壁材が張ってあったりいたしますの

で、それらの改修費用も対象となります。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございました。

それで、この工事というのは、どの程度、あと何年ぐらいの見通しがあるのでしょうか。

○鎌田委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 先ほど申しました協議会のほうでは、とりあえず5年間延長して、さらなる耐震化率の向上を目指していくということになってございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

同じく実施計画のページ、33ページ、お願いいたします。

生活安全の推進というところで、LED防犯灯整備事業。きのうもちょっとお話が出たように思いました。計画的に町内の防犯灯を早急にLEDにかえていくということで、大変本当にありがたい事業が、これはぜひ早目に進めていただければというふうに思っております。といいますのは、やはり各町内会のお話を伺いますと、町内会、負担している電気料というのは大分大きなものがあります。それで幾らかでも軽減できればということでは思っております。この予定なんですけれども、どのようなぐあいに町内というか事業計画を進められるか。もしお差し支えなければお話しいただきたいと思っております。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今後の事業計画ということでご説明申し上げたいと思っております。

このLED化については、毎年防犯協会、あと町内会の協力を得ながら、希望をとりながら設置しているというふうな形になっております。ことしについては250万円というふうな予算がついておりますので、ことしについては大体50灯ほどを予定しております、来年度以降、今のところ予算としては600万円というふうな形になっておりますので、大体100灯から150灯ぐらいを見込んでおりますが、ちょっと今後そういった部分については、また成立が必要かなというふうに思っております。以上です。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいということで、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、同じくページ、41番。今の事業計画のページ、41ページになります。

どうぞお静かに願います。

交通体系の形成です。循環バス補助事業、しおナビ100円バス。昨日も少しお話が出たと思いますが、予算特別委員会資料No.15の50ページ、同時にお開きをいただきたいと思います。NEWしおナビ100円バスの現行ルート、新規ルートということで出ております。1つお聞きしたいんですけども、新たに運行するコースと、それから廃止された部分がちょっとあるようにお見受けしているんですが、この東南部コース、時計回りということでありましたけれども、これはなくなる状況にあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 NEWしおナビ100円バスについてのお尋ねでございます。

資料、委員会資料No.15の50ページに左側のほうに現行ルートという3コース、示してございます。お尋ねの緑色の部分が東南部コースということになります。これについては、現行どおり、今までどおり運行させていただく中で、今回右側でございます新規ルート3コースを新たに運行していくという内容でございますので、今回に伴っての路線の廃止等はございません。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

拡大ということで、大変期待をしております。市民の皆さん、大変高齢化してきまして、車の返上をなさる方が随分出てきております。これからは、市民の大事な足としてこの100円バスが活用されるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

それでは、次に、同じく事業計画、実施計画の中のページ、65ページをお願いいたします。

大変新しい事業かと思いますが、みやぎ子どもの心のケアハウス事業というのが出てまいりました。本当に今さまざまな子供たちの心のケアが必要な時代に来ておりますけれども、これは不登校の子供たちもちろん入りますが、さまざまな悩みのある子供たちに対してのものかというふうに思いますが、けやき教室、けやきのほうのお教室もあるようですけれども、このけやき教室、もちろん二市三町の部分ではきちっとそこに据えておきますけれども、この辺の何といいますか、すみ分けといいますか、児童の対応としてはどのようなものなのでしょうか、お聞かせください。

○鎌田委員長 高橋教育委員会学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 ただいまみやぎ子どもの心のケアハウス事業を実施するに当たり、けやき教室とのすみ分けというか区分けというか、その辺についてのご質問をいただきました。

心のケアハウスの事業内容につきましては、別な資料のほうで概要については載せてはあるんですが、繰り返しになりますが、本塩釜駅前に1カ所、それから東塩釜駅周辺に1カ所設置し、けやき教室と似たように不登校及び不登校傾向の子供たちの学習支援、それから適応指導等について行ってまいりますと。それから、心サポートということで、相談業務なども行ってまいりますということでご説明申し上げたところでございますが、基本的にはけやき教室については二市一町と。多賀城市と利府、それから塩竈市内の子供たちの広域の適応指導教室ということで、これは継続して行っていきたいと思っております。

しかしながら、これまでの課題の一つに、1カ所でございますので、なかなかそこに通所したくても通所できない子供たちもいたというふうに聞いておるんです。必ずしも親御さんが送迎できないような子供もおりますので、そこで基本的にはケアハウスについては、これは広域ではございません。2カ所については、あくまでも塩竈市内の小中学生の学習支援と適応指導を行う場所ということで考えておりました、子供たちの住んでいる場所で区分けしたいというふうには思っておりますが、しかしながら子供たちでありますので、これまでけやき教室に通っていた子供たちに、あなたは住所が第二中学校のほうですからこちらに行きなさいというような感じには持っていきたくないと思っております、子供たちと保護者を含めて話し合いを進め、体験通所をしながら、希望の場所で、同じような取り組みは行いますので、希望のところ塩竈市内の子供たちには選んで行かせられるようぐあいを持っていきたいなというふうには考えているところでございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。ぜひ、施設の内容とか目的が一緒ですから同じようなものと捉えがちなんですけれども、子供たちにとっては通いやすい、気に入った雰囲気のところというふうな懐を深くしていただいて受け取っていただければというふうに思いますので、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

その次に、同じく事業計画の中の73ページ、お開きをいただきたいと思っております。

ここに地域社会と連携強化というところで、スクールガードリーダー配置事業ということがあります。私もスクールリーダーの方とよくお話をすることがあるんですけれども、大変熱心

で一生懸命地域の子供たちを見守ってくださっております。本当にありがたいと思います。

そこで、2名ということなのですが、この塩竈全域を見渡した部分では、この2名で十分なのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋教育委員会学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 ただいまスクールガードリーダー2名で塩竈市内全域がカバーし切れるのかというお話でございましたが、確かに警察官のOBの方2名で全ての地域をカバーというのは、それはそれはなかなか大変なものだというふうには感じているところがあります。予算の関係もありまして2名委嘱しているところがございますが、しかしながら、市内の各小学校には、スクールガードリーダーさんとは職務内容は若干違うのですが、子供安全サポーターさんということで登録いただいております、本当にボランティアということで、ご協力いただいております。この方々とともに、この方々は本当に各学校の通学路に朝とそれから下校時に立っていただいたりなどして子供たちの登下校を見守っていただいているわけなのですが、その方たちのサポートというかコーディネーター役をスクールガードリーダー2名の方にはお願いしてございますので、今何とかかんとか、人員が足りないというようなことでの、スクールガードリーダーさんに関してはそういう要望は出てきてはいないものですから、安心して今お願いしているところがございますので、そういう状況でございますので、ご理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

大変このガードリーダーの方たち一生懸命で、本当に子供たちを気にしていただいて、目を配ってくださっておる姿を私も拝見しております。本当に心丈夫だというふうに思います。スクールサポーターさん、たくさん各学校ともにやられているということで、子供たちの安全・安心、しっかりと地域で守っていく、下校した後の子供たちということで、見守ってまいればというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、いただきました資料No.15をお開きをいただきたいと思います。ページ、40ページをお開きいただきたいと思います。

重点分野雇用創造事業の比較というところで、ちょうど資料いただきました。この中のいろいろな予算が入っておりますけれども、1つだけお尋ねします。これは人件費のみなのでしょ

うか。それとも多少事業費なども含まれているかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 40ページから43ページまでが緊急雇用に係る事業というふうな形になります。この中で、人件費だけの部分というのは、例えばあと1番の総務課という担当課名で委託事業者名に直接雇用というふうに記載された部分ありますけれども、この部分については全てが人件費だけの金額になります。それ以外の委託事業者名というふうに事業者が入っているところについては、場合によっては事業者側の事業費も入っているというふうな形になります。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 そうしますと、人件費のほかに幾らかそういう事業を行う上での余裕が少しあるということですね。わかりました。ちょっと一見拝見したときに、これが人件費のみですと、何かどうも人件費が非常にばらつきがありまして、雇用される方が何か大分差があるかなという。もちろん事業の種目によってもいろいろなんですけれども、その辺がちょっと気にかかったものですからお尋ねをいたしました。ありがとうございます。

それで、同じく、これ役所のほうで、資料としてカラーの別冊カラーということでちょうどいただきました。皆さんお持ちになっているかと思えますけれども。これの13ページ……、これ使えないんですか。済みません。ごめんなさい。これは使えないそうなので、申しわけありません。

事業の中の定住促進枠の中に、復興支援員による浦戸諸島復興支援事業というのがあるかと思うんですが、恐れ入ります。ちょっとページを私がこれ探すのがちょっと大変なんです、この中で3,200万円の予算が入っておりますけれども、この財源の内訳をちょっと知りたいと思いました。（「何ページになりますか」の声あり）これが、ごめんなさい、どこに入っていますか、ちょっと私が資料、こちらのほうをいじったものですから、申しわけありません。お答えいただければありがたい。

○鎌田委員長 回答可能ですか。末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 済みません。財源の内訳のご質問かと思えます。

資料No.9の48ページ、お開き願います。資料No.9の48ページの事業内訳のところにあります復興支援員活用事業3,200万円、この事業でございます。財源でございますけれども、これは100%震災復興特別交付税のほうで措置されております。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

いろいろ資料、いろんな資料使っているものですから、大変失礼をいたしました。こういった非常にいろんな新しい取り組み、あるいはさらに拡大した取り組み等、今年度、復興創生の年としてしっかり私たちも心して取り組みたいというふうに思っておりますが、どうぞぜひよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鎌田委員長 じゃ、次に移ります。山本 進委員。

○山本委員 おはようございます。

まず、私のほうからは、平成28年度の一般会計の全体的なことについて1点だけ、まず確認させていただきます。

東日本大震災から5年が経過して、まさに新年度から復興・創生期間ということが始まるわけですが、その辺の具体的な施策につきましては、既に施政方針の中で明らかにされておりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、この中で具体的にどのような施策として反映されているか、お聞きいたします。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 まち・ひと・しごと創生にかかわります28年度の具体的な事業というお尋ねかと思えます。こちらにつきましては、平成27年度の国の補正予算を活用しながら現在申請を行ってございます「みなと塩竈“地域力”パワーアップ事業」、こちらが2月補正のほうでお認めをいただいた形でございますが、事業年度としては28年度実施ということになってまいりますので、それが28年度の具体的な事業というふうになるものと考えてございます。

また、新たに創設されました地方創生にかかわります交付金でございますが、こちらが28年度の中で地域再生計画をつくった上で、その認定を受けながら交付を受けるという段取りになってまいります。まだ具体的に国のスケジュール等が示されていない状況でございます。その地域再生法の改正も4月1日からということになってまいりますので、その辺の状況を見極めさせていただきながら、地域再生計画の策定並びに申請という段取りを踏んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 けさの新聞の村井知事の取材に対するコメントもありますように、まさにこれからはソフトの施策を考えていかなければいけないということを明言されております。そういう意

味におきましては、このまち・ひと・しごと創生総合戦略というものに対してやっぱり交付税措置がされるわけでありますので、やはり知恵を出せというのが今国の姿勢であります。したがって、やはりダイナミックな相当施策というものをこれから打ち出していかなければ、財源的な手当ても少なくなってくるということがありますので、十分その辺を見極めながらやっていただきたいということでもあります。

それに関連してですけれども、昨年2月に、やはり第5次の長期総合計画の進捗報告会を開催し、私も第5次長期総合計画に一市民として参加した者として、昨年出席したわけですけれども、ことし開催しましたか。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 第5次長期総合計画の進捗報告会、昨年は2月に26年度の内容についてご報告をさせていただいてございました。今年度、27年度につきましては、長期総合計画の折り返し、折り返しというか前期5カ年が終了する年、また震災復興計画も前期5カ年終了する年ということになってまいりますので、その2つをあわせながら早急に事業内容、報告できる内容を整理させていただきながら、市民の皆様等にご報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 私は、昨年、その席上で結構辛辣なことを言いましたので、それでことしはしないのかなというふうに思っていましたけれども、当然事業手法にはPDCAというものがあるのはご存じかと思えますけれども、常に実施した施策、それがどういったような効果があったのか、場合によってはさらに拡大しなきゃいけない。あるいは、場合によってはそれはちょっと縮小しなきゃいけない。そして、場合によっては勇気を持って1つ事業を廃止するというふうなことをしていかなければいけないのではないかなというふうに思うわけです。一昨日配付された実施計画を見させていただきましたけれども、具体的な目標値、目標というのが定まっていない。また、それが達成されたかどうかの進捗をはかるための成果指標というものも明確ではない。過去の数値を一つの目標値に設定してある。そして、単に前年度の事業をローリングし、予算査定の中でローリングして精査していくというようなコメント、これ全ての事業がそうです。これはやはりPDCAではありませんね。単なる予算執行率を定めたものであって、決してPDCA手法に基づいた事業の検証ではないと。したがって、CS、つまり市民の皆さんがこの施策でもって満足したかどうかということの調査も、しているのもありますけれ

ども、やっぱりそれは全ての事務事業にすべきだし、さらに経済的な効果がどうだったのかと。まず数値化していくことが必要かなと。その辺の指標が私はされていないのがちょっと残念だなということで、昨年も申し上げたし、ことしも申し述べさせていただきまして、ぜひ進捗報告会には私も携わった委員としてまた出席させていただきますので、そのときまたよろしくお願ひします。

次に、資料No.9、133ページから134ページ、それから資料No.15、83ページについてお聞きします。つまり海岸通地区震災復興市街地再開発事業についてであります。予算委員会の冒頭、市民クラブさんのほうから資料要求されまして、やっと具体的なそれぞれの事業の事業費内容が明らかにされてまいりました。ありがとうございます。再開発組合の皆様方とはいろいろ意見交換あったのかなというふうにしろ、当局に対しては敬意を表します。

それで、私、こういう問題を施政方針のときも取り上げましたけれども、やはり一市民として、また一議員として、やはり塩竈の顔の顔であると。まさに塩竈の歴史そのものがこの海岸通地区であると。皆さん、お若いですからご存じないかもしれませんが、あそこはもとの本塩釜駅があつて、そして入り江があつて、船も入っておりました。また、近くには市場もありました。そして、近郷、近在から「ガンガン」と言われる荷物を持って魚を買いに来られた。およそ雑踏地区ですね。まさにそれが塩竈の私は顔だったと。そこが不幸にして震災に遭つて、現在、今再開発組合が中心となって新たなまちということでもって再生をかけてやっているわけですが、そういう思いをやはり我々としても、ぜひぜひ成功してもらいたいし、成功しなければならぬという思いで質問させていただきます。

まず、現在の地権者数は何名ですか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 山本委員にお答えいたします。

マンションデベロッパーさんが加入しておりますので、60名が今地権者というふうになってございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

次に、この資料No.15、83ページであります。住居棟1階、それから商業施設及び業務棟1階、それから2階、4階、その事務所の今の時点での入居予定というか、どうなっていますか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 現時点で2階から4階事務所と3階とそうあるんですけれども、私どものほうでも歯科医師会さん、薬剤師会さんのほうにお邪魔いたしまして、私どもの立場で事業概要を説明して、市の立場をお話をして、今鋭意検討していただいている状況でございます。ただ、まだそのときは具体的な床の単価とかお示しできない状況ですので、まだ今返事はいただいなくて、決まりましたら組合のほうで再度お邪魔をしまして具体的な話を進めていくという段階になってございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 今折衝されている機関の方々には、ぜひぜひこの趣旨に賛同していただいて、塩竈のために入居していただくような努力をなおしていただきたいというように考えております。

それから、いろいろなテナントなどもあるわけですが、その辺の予定されている賃料というか、今の段階で平米単価幾らとか、出せますか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 賃料は今組合のほうで鋭意検討している段階でございまして、周辺の賃料等も勘案しながら、今それに近い形でということでご検討いただいているようでございます。ただ、この業務施設棟のほうが大体8,000円前後、店舗棟のほう7,000円弱ぐらいになるというような話を今聞いているところでございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

結局、私聞きたいのは、保留床の処分が結局は権利者の負担を軽減していく、それを保留床の処分で購入ということでもありますので、やはり計画どおりの処分ができないと大変な事態になると。本塩釜駅周辺のビルを見ましても、あいていますね、やっぱり。平米単価幾らで入居募集しているかわかりませんが、その辺も見極めながらやっていただきたいなど。ただ、やはりちょっと今非常に引き合いが悪いですね。そういう中で、やっぱりちょっと不安視されるということです。

それから、マンション分譲の今保留床の処分として13億5,000万円があるわけですが、その辺の算出根拠と、それから見通しというものをちょっと教えてもらいたいです。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 マンション業者のほうと組合のほうで協定結びまして、マンション業者、今いろいろ考えているようでございます。63戸、今販売戸数、検討して

いますけれども、3LDKの間取りが主でございまして、ファミリー層、家庭・家族層を対象にしたマンション分譲ということで考えているという状況でございますので、定住人口の増、子育て支援世帯の増に非常に寄与できるマンション棟ではないのかなというふうに考えてございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

その中で、例えば、例えばというか、結局クランス費用とか工事費用を基本的には補助金、それから保留床の処分金で賄うということになるわけですね。保留床の処分のやっぱりめどをつけることが当該再開発事業の成功の鍵と言ってもいいだろうし、万一設定した価格で売却できなければやっぱり赤字とならざるを得ないというようなことであります。そういう中で、今マンション分譲のコンセプトについては、ファミリー層を対象にした若者、それから子育て支援ということですが、それは、顧客セグメントはそういった若い子育て層ということでいいんですか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 マンションデベロッパーのほう、いろいろ市場調査なさっております、当初はもう少し年齢層の高いところをターゲットにしていたようでございます。それで、もうちょっと狭くてちょっと高くても買える層ということでターゲットにしていたんですけれども、またいろいろリサーチをする中で、塩竈市のマンション分譲の現状を鑑みますと、ファミリー層で若干低価格層の若者世代でも買やすいようなマンションということで、今最終、この63戸を計画しておるという状況でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 その場合、既に一昨年の議会で鎌田議員に対する市長答弁でも、市としても最大限の支援をしていくということを表明されて、それは具体的には子育て支援というようなことで、12月定例会の中でも復興の効果促進事業として支援していくというようなご回答あったんですけれども、具体的に子育て支援とは何なんですか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 山本委員のご質問にお答えをいたします。

今このまちづくりのコンセプトについてはそれぞれ担当のほうからご報告をさせていただきました。まさに本市の中心市街地の中心であります。そういった方々が今回の東日本大震災で

壊滅的な被害を受けられ、六十数店舗あった店舗が今や20店舗を切るような状況になってきていると。市民の方々からも、「塩竈、これでいいんですか」というようなお話を私も頂戴するたびに胸が痛んでおります。

そういった中で、今ご質問のまちづくりの基本コンセプトであります、1番地区については、今ご説明を申し上げさせていただいておりますマンションと、それから業務棟、4階建てぐらいを想定しております。それに駐車場を計画をいたしております。そういった配置の中で、業務棟の4階部分を、子育て支援ができるような施設整備ということ、今担当のほうでどういったことが考えられるかということについていろいろ検討させていただいております。まだ具体的にこういう形ということをお示しできるところまでは行っておりませんが、導入に当たっては、ぜひ効果促進事業を活用させていただきたい。その趣旨に合致するようなものということも当然制約となりますので、そういった法規制的なものも今調整をさせていただいているところでもあります。早急に詰めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。ぜひその辺を具体的に出していただいて、やっぱり魅力ある物件ということで、近隣の市町からも入居されれば人口増というかそういったこととなります。ぜひ期待しております。

それで、第1種市街地再開発事業として組合施行の事業であるわけですがけれども、市の支援策を具体化するために今のような施策が出ているわけですがけれども、私は支援ではなくて駐車場を持っている権利者として、当該再開発事業に当事者としてかかわっていくべきではないかと思うんです。支援じゃないんです。支援は、本来は責任はないんだと。ただ大変だから支援しましょう、お手伝いしましょうと。どっちなんですか、スタンスとしては。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今委員のほうからご質問いただきました。

このまちづくりについて、民間の方々、思いを込めさせていただきながら、早急に復旧・復興を進めなければならないというような話し合いの中で、事業者の方々から第1種というものを選択をされたところでもあります。私どもも、それは本来のまちづくりを民間事業者の力で進めていくということは、これはあるべき姿ではないのかということで、私どももそのようなことを一緒になって進めていくという視点でありました。

ただ、ご案内のとおり、資機材の高騰でありますとか、さまざまな悪条件が重なってきてお

ります。残念ながら、建設コストにつきましても、当初から3割ぐらい上昇してしまったという中で、それらのものを民間の方々だけの負担で埋めるといことは大変困難な状況になってきているという認識をいたしております。したがって、今回、大変恐縮ではありますが、5分の4と5分の1のその差額分について行政側として負担をさせていただけないかというようなご提案をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 やはり再開発事業で一番問題となるのは、地権者の皆さんのやっぱり保留床の処分ということでありまして。これを見ますと、組合の負担そのものが24億円と、20億円を超える巨額な負担額であります。ですから、全国の再開発事例を見ましても、やはり公共・公益施設に頼らざるを得ない、そういう実態があるわけです。ですから、支援ではなくてやはり行政として再開発組合の皆様方とともにつくっていくんだというやっぱり姿勢が私は一番大事なのではないかなと。もちろん議会も議会として、やはりこれに全面的にかかわっていくと。そうしていかなければ、私はこの事業というのは極めて難しいと思います。それで、あえてちょっと辛辣な質問をさせていただいています。

次に、ちょっと具体的な質問になりますけれども、前の施政方針に対する質問でも言ったように、塩竈市中高層建築物の建築に関する指導要綱第4条第2項、駐車場。これは、戸数以上を設置しなければならないという指導要綱ですけれども、それは大丈夫なんですか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 駐車場は都市施設として再建するものでございまして、今再開発事業の中で、ちょっと若干位置の変更等ございます。台数につきましても、前は118台、今回は120台ということで、若干増台になるものでございますので、その辺の手続等も含めまして県の都市計画課と協議いたしまして、今しかるべきに変更の手続をするように準備をしているというところでございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 私が聞いているのは、マンションとしての駐車場を確保されているんですかということですか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 マンションの駐車場につきましては、周辺に民間事業者が保有されております駐車場がございます。これらのものを最大限ご活用いただきながら、先ほど担当が申し上げました

本市が120台整備をさせていただくものについては、買い回りでありますとかさまざまな都市活動に駐車場を必要とされる方々にご提供させていただくということで、あわせて本市の公共駐車場も復興させていただきたいということでございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっとわけがわからないですね。私が聞いているのは、駐車場、マンションの駐車場として確保されている。確かに、ただし書きありましたね。市長の裁量行為で300メートルの中に確保されればそれでいいというような市長の裁量規定はありますけれど、でも近くに駐車場があるからそれ使えば、果たして入居される方が下までおりてきて今度歩いて近くにある民間の駐車場まで行ってだと、どうなのかなと。それがちょっと心配。まあ、いいです。

それから、集会所。これは同じ要綱の第4条第9項に集会所を設けることとあります。集会所は、マンションのです。マンションの集会所は設けられていますか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 先ほど駐車場のほうの話でございます。マンションデベロッパーさんのほうとは、その駐車場の考え方についていろいろやりとりさせていただいております。63戸あるんですけども、マンション業者の方はそこで駐車場を確保するか、近隣の別なところの敷地外でもっと確保するか、いろいろ考えてございまして、やはりこの駐車場の中でまとまった台数を確保したいというのがご意向でございます。それで、戸数は63なんですけれども、来客用を含めてもうちょっと多い台数いただけないかということも言われておりますけれども、考え方としましては、管理組合のほうと契約を結ぶと可能ではないかということで、マンションデベロッパーさんのほうと今やりとりをさせていただいておりますので、そういった形でちょっと他市の事例等もいろいろあるようでございますので、その辺を踏まえながら検討していきたいというふうに考えてございます。

それとあと、マンションのほうの集会所につきまして、ちょっと今手持ち確認できませんでしたので、またご確認いたしましてご報告させていただきたいと思っております。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 いや、4階5層ですかね、駐車場。その上に何か集会所とあったのかな。これはマンションお住まいの方の集会所なのかなと理解したものだから、それが果たして指導要綱上マンションの集会所と言えるかどうかということで今質問したんです。じゃ、これはあと別な機会に。

それから、今280台ですか、駐車場。前はたしか180台だったですね。昭和53年建築の駐車場ですけれども。今本塩釜駅なり、あるいは旧今野屋さん跡地に市の駐車場、ありますね。それから、民間のコインパーキング、結構ありますけれども、自走式の4階5層の駐車場が果たして必要なかどうかということも私懸念されるんです。そういうことで、必要なのかなど。また、現時点で収支計画も出ておりませんし、確かに1億弱の事業費で、補助金で賄えるから大丈夫だというこれまでの説明ですけれども、私は建てた後の維持管理の問題で収支はどうなんですかと。昭和53年当時の駐車場需給バランス、それから交通量、それから違法駐車の実態とは全く違いますよね。そういう中で、このような駐車場を再開発組合から引き取ることの是非というか、妥当性というか、将来的な考えだとちょっと私は疑問なんですけれども。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 まず、駐車場の台数でございます。5層6階建てでございます。それで、120台。従前が118台ございました。その中で、近隣、私どもちょっと調べさせていただきまして、コインパーキングの数をいろいろ調べてまいりました。それで、震災後にできたというのは、あそこの徳陽跡の市でつくった部分が1カ所あったということで、それ以外は従前からあったコインパーキングのようでございます。それですので、顧客といいますか、台数をそんなに取合うことはないのかなど。その後からできた徳陽跡の駐車場につきましても、壱番館の利用者の方のための駐車場ということで今考えておりましたので、あそこは何とかすみ分けができるかなというふうに考えておりました。

またあと、今、壱番館の駐車場、あそこの平地のところ大体25台分の空き地の中にとつてございます。また、今回マンション棟63戸と壱番館の駐車場の利用者を想定すると。また、新たにできたこの商業施設棟の台数等、いろいろ、詳細な台数の回転数とかはまだシミュレーションしていないんですけれども、あるいは収支シミュレーション、今後しなければならない状況ですけれども、何とか、何とかといいますか、今回この施設を買いますと大体1億5,000万円ぐらい起債でお借りする予定でございます。そうしますと、大体20年償還で年間700万円前後の償還になるかと思えます。そこがまず返せないと事業が成り立たないということになりますので、そうしますとマンションの方に63台、屋根つきのマンションであの辺ですと大体8,000円から1万円ぐらいしているようでございますので、その台数で仮に契約できたといえますと、その分のマンション棟の部分だけで大体この起債償還分は同じぐらいにはお支払いできるのかなというふうにちょっと見ておりましたけれども、それプラスアルファ、新しい部

分につきましては、賃貸の時間貸しの部分の商業床利用者等ので何とかなるのか。これは今後詳細なシミュレーションしなきゃないんですけども、基本的に駐車場、今まで公共駐車場は赤字だったんですけども、いろいろ民間の駐車場を調べますとかなり収益率がいい施設でございまして、何とか指定管理、このまちづくり、この会社管理も含めて、この組合でつくるまちづくり会社のほうに指定管理者でお渡しできて、それで収益を逆に上げていただけるような施設になればいいかなというふうに考えてございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 今次長おっしゃるように、そういうふうによく回ればいいんでしょうけれども、逆な意味からすれば、民業圧迫になるんじゃないですかというようなことと、いや、ここに以前市の公共駐車場があったから、また公共駐車場をつくるんですという発想ではなくて、やっぱり別な考え方ができなかったのかと。私は、これは将来的にはかなりもう、まちづくり会社に指定管理するにしても、やっぱり市にとっても、私は大きな負担となっていくのかなということを懸念するが余り、こういう質問をさせていただきます。

そういう中で、今月末には権利変換計画を提出するという予定なんですけれども、それは予定どおりですか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 スケジュールですけども、あした夕方、組合の権利変換の臨時総会を開きまして、組合の中で最終決定をする予定でございまして。それを受けまして縦覧を行いまして、3月末に県の認可というのが今のところのスケジュールでございまして、ここに向けて今、あしたの総会に向けて組合では準備をしているという状況でございまして。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 最後といたしますか、まちづくり会社についてお尋ねします。

今後、まちづくり会社が全体的な管理運営をやっていくということでもあります。その中で、具体的に資産規模、予算規模といたしますか、組織規模というか、そういったようなものはどういう内容になっているのか。また、市がそのまちづくり会社にどういったような立場でかわるのか、それをちょっとお尋ねします。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 まちづくり会社の考え方でございます。

大体この83ページの資料をごらんをいただきますと、保留床処分全体で24億円ございまして、

これはマンションデベロッパーさんのお支払いとを含めて市が駐車場、業務棟4階全部取得いたしますと、組合で処分しなきゃならない床というのは大体6億円前後になるのかなというふうに見ております。その床が組合で商業床、店舗棟で売れる、売れない、出てくるところでございます。業務棟も含めて売れ残った部分をまちづくり会社が取得をして、その部分を賃貸貸しにしていくというのが大きな流れでございますので、まず組合のほうで幾らでも床を処分をして売ってまちづくり会社の負担を少なくしていくのが基本かと思っております。その辺を、ちょっとまだどこまで売れる、売れないというのは、組合のほうでも今テナント誘致のスケジュール等を考えてございまして、正式なテナントの誘致というのはこれから始まるようでございますので、3月中には基本的なリストアップを行って、4月になって業者さんを訪問して営業活動をする。6月ごろには契約等を結んでいきたいというのが今のところの状況でございますので、そのまずテナントの誘致状況、床の処分状況を含めて残った部分をまちづくり会社のほうで幾らでやっていくかというのが決まってくるかと思っておりますので、その辺はもう少し時間がかかるのかなというふうに思っておりました。

あと、市のほうにつきましては、これはまちづくり会社、あくまでも民間会社でございますので、組合をサポートする立場は変わりませんが、直接の出資等のそういったことは考えていないという状況でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

私なぜ将来の懸念される点を今この場で述べているかということ、過去11回、12回の都市計画審議会での皆様方の説明の中で、終始復興予算だと。それから国の負担も3分の2から5分の4だと。それから、組合も3分の1から5分の1だと。こんないい制度ないということだけが先行してきたんです。内容じゃないんです。お金なんです。だから大丈夫だと。私心配しているのは、本当に保留床が予定された価格で処分できるんですかと。実際、もっと聞けば、じゃ地権者の方々の負担、個人それぞれの負担に対する金融機関との話はどうなんですかという、これはいいですけども、そういう問題にもなるわけです。結局、将来的な部分での負担というものも、やっぱり私はきちんと議論していかないと、将来に大きな禍根を残す。先ほど市長おっしゃいましたように、やはり町でああしていくと。どうなんだべねと。ここどうなんだべねと。寂しいよねと。みんな心配しています。そういう意味において、繰り返しますけれども、我々議会としても、この事業は必ずや成功するという願いを込めてこれからもかかわらせてい

ただきますが、最後に関連する予算として商業復興に係る調査計画策定業務委託費1,300万円、これは何を調査する、何を目的として、その期待する成果は何ですか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 これはまちなか再生計画という商業計画をつくるための委託でございまして、これは今回の震災で復興した中心市街地の商業床の再生のための計画をつくるというものでございます。これをつくりますと、つくったまちの市のところに入る、再開発事業に入りますまちづくり会社に補助金が入りまして、そこに入るテナント、誘致するテナントがもし仮に被災していた業者さんだと4分の3、通常の中小企業だと2分の1の補助金がまちづくり会社に入るという、間接的な意味でのまちづくり会社への支援でございまして、これを今処分すべき商業床に限ったところなんですけれども、大体3億円ぐらいになるかと思っておりますけれども、うまくいけば1億円からそのぐらいの補助金ですね、入ってくる、テナントによっては変わるんですけれども、それが国の補助金がまちづくり会社に入るという、そのための今計画をつくろうということの委託費でございまして、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 山本委員から今本当にこの事業が果たして軌道に乗れるのかということで、大変いろいろなお質問をいただいております。実は、私も役員会に、百数十回やっていますが、半分ぐらい足を運ばせていただいております。足を運んだ理由は、再開発事業というのは非常に厳しい、難しい。それをやるとすれば相当の覚悟が要りますよというようなお話をさせていただきながら、今ご指摘いただきましたどういったテナントを誘致するのかと。保留床分がどれぐらいになるのかと、そういった具体的なものを一つ一つ出しながら、例えば今ほかの店舗の方々に来てください。当然幾らですかということは聞かれますよと。どういう店舗にするんですか。そういったものまで明確にしながら新たな出店者を呼び込んでいかなかったら、これはとても絵に描いた餅になってしまいますという大変厳しいお話をずっとさせていただいております。残念ながら、当初予定していたスケジュールからはかなりおくれれてきております。それは、それらについては先ほど来申し上げておりますような、残念ながら資機材の高騰等で当初の計画を縮小せざるを得なかったというようなことも理由でありました。

もう一つ、この事業を進めていく上で、やはり金融機関のご支援というのは不可欠であります。先週も私市内の5行を回りまして、ぜひこういったことで組合の皆さん、頑張っておられますというようなお話を申し上げながら、ぜひ金融機関でもご支援をお願いしたいということ

をお話ししてまいりました。5行のうち3行ぐらいは金融団をつくってというようなことを今検討を初めておりますというようなことの大変うれしいお話もいただきましたが、全ての金融機関がということでは残念ながらないようでありますので、今後も、私どももそういった部分についてなお一層努力をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。これで再開発関係は終わりますけれども、ぜひ市長を先頭にトップセールスですね。マンション、あるいはこの業務床のテナント、場所によってトップセールスをやっていただくことをご期待して、この質問を終わります。

○鎌田委員長 いいですか。荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 マンション棟の集会所の件でということですが、1階の部分で集会所が設けられるというふうな計画の図面が先ほど確認とれましたので、そこは集会所はちゃんと確保されているというふうな状況であります。

あと、山本委員がおっしゃるように、市長の答弁にもありましたように、あそこの基本的なコンセプトはにぎわい創生と再生だということ。その中でも2番地区はおもてなしの心、そういったものを求めていく街区だということですので、私たちのほうもそういった組合の皆様の気持ちを十分に酌みながら、いろいろなさまざまな支援、いろいろなことをちゃんと調整していきたいというふうに思います。以上です。

○鎌田委員長 山本委員、もう一回ですね。どうぞ。

○山本委員 ありがとうございました。これで再開発関係は終わります。

次に、資料、同じく資料No.9の145ページから146ページ、いじめ基本条例について若干お尋ねします。

これは文部科学省がまずは組織づくりだということでの法律をつくり、そして全国自治体に条例化を進めたということでありまして、要するに形だけつくればいいというものじゃないと。やっぱりそれはきちんと魂を入れなきゃいけないということでやっていただきたいなと。

実は、私も中学2年のときいじめに遭いまして、1年間、やっぱりつらかったです。そのときの体験を申し述べますと、親にも言えない。もちろん先生にも言えないですよ。言うときは、自分の最終章を考えたときですよ。要するに自死ですよ。その間、誰にも言えない、悶々としているのが実態です。これはいじめです。そうした場合に、私の場合、担任から「どうしたん

だ」と言われた。成績落ちた、やっぱり。落ちたんです。でも、言えなかったです。いや、ちょっと山が外れたのでということであらう。それは言いましたけれども、勉強どころじゃない。それを現場の先生方がいかに見極めるか。それは、もともといじめというのは潜在化しているんです。顕在化したときは、それは犯罪行為なんです。川崎でのいわゆるあのいじめで殺人事件、あのよう。問題は、潜在化しているときにいかに現場を先生方がそれをきちっとキャッチして、そして対応するかということです。実際、現場の先生方がカリキュラムの履修、あるいはわからないですけども教育に対する報告とかで、やはり大変だと思うんです。そういう中で、その現場の先生方にそういったような潜在化している問題を見つけて、そして対話しろというのは、やはり極めて酷とは言いませんけれども、難しいと思うんですよね。そういった必要とされるスキルは何ですか。または、そういう現場の先生方がそれを持っていますか。持っていないとすれば、それは今後こういった形でなさっていくか、まずお尋ねします。

○鎌田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 まさにいじめというのは、今山本委員がご指摘のとおりでございます。現に本市の各学校においても、こういった事例はございます。こういう例がございました。ある数学の授業のときに、ある記号を先生が口にしたときにクスクスと笑ったと。その笑いが数学の授業とは何らかかわりのないところでの笑いであったということから、これはどうも誰かを意図的にばかにする、つまりいじめですね。ということが感じられたということで、周りの子供、そして本人というところで調べていったところが小学校時代からそういったことでいじめられていたということがわかり、その中学校では関係者並びに関係者の保護者の方に来ていただきながら、その解決に向けて取り組んだという事例がございました。私たち教育委員会といたしましては、学校だけでわかるわけではございませんが、いじめの具体的な場面というのはどうしても学校にあることが多いですので、先生方に気づきの当事者になってもらいたい。つまり自分が気づかなければ見過ごしてしまっていていつまでも子供は救われないんだという意識を持ってもらうために研修会を常に行っておりますし、それから各職員会議は毎月あるわけですけれども、その中で確認をしてもらっておるところであります。

また、このいじめの条例化に伴いまして、さらに多くの方々でいじめをなくしていこうというそういったことが方向として出てくる。そして、それが市として、そして学校として、子供たち自身として、そういう風土がつくられることで数が減っていくんだらうなど。そして発見する機会も多くなっていくんだらうなどということを期待して、この条例を定めたところであり

ます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

ぜひ現場の先生方が今教育長がおっしゃるように気づきというものを肌で感じるというかな、そういったものをやっぱりできるような形での教員づくりとか、人づくりとかやっていただきたいなということで、ご期待申し上げます。

なお、私をいじめたその人間は、45年後に還暦で同級会したんです。そうしたら、「ごめんな」と。45年後。つまりいじめられた私も覚えて忘れはしない。でも、いじめたほうもやっぱり覚えているんです。ですから、いじめられた被害者だけに目を向けるんじゃなくて、いじめた子供はなぜそうするのかということに対しても、きちんとやっぱりケアしていかないと、今度はターゲットが変わって次をやっちゃう。私はむしろ逆にいじめられたほうよりも、いじめたほうをやはりきちっとケアしていくことが大事かなというふうに考えています。今私をいじめた人間は私のふるさとのほうでひとり暮らしをしていますけれども、墓参りに行ったときには必ず寄って元気かと顔出しています。以上であります。

最後に、職員定数の問題ですけれども、国に対する塩竈市の技術者不足、塩竈市としては建設土木、縮めて15名いますけれども、やはり今後、非正規がどうなるのか、期限つき、再任用雇用、そういったような職員の採用計画というものをどう考えているか。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今現在、復興の事業の途上ということで、各自治体を初め、特に技術職を中心といたしまして応援を多数いただいております。復興から5年を過ぎたということで、6年目に入っていくという中では、一部やはり期限を満了したりそういったところが出てきているというのが現状でございます。こういったところも今現在ほかの自治体を含めて宮城県とかを經由して引き続きお願いをしているところでございます。ただ、こちらのほう、どうしても不足するような場合は、今後、業務の状況等を見定めまして任期つき等の対応も考えなければならないというふうに考えます。

また、長期的には復興が終わった段階ということになりますと、やはり今度はメンテナンスという部分になってまいりますので、そういったところを見定めながら今後の採用計画を立てていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 よろしいですか。

じゃ、次に移ります。菊地 進委員。

○菊地委員 質問する前に、私は塩竈市の監査委員であります。地方自治法第198条の3第2項に抵触しないように質問しますので、よろしくお願いします。

それでは、今回、予算が392億9,000万円と提示されました。この392億9,000万円の予算を提出するに当たり、皆さん、それぞれ自信と確信を持って、私たちはこういう事業をするんだ、こういうふうにして市民のためにやるんだという意気込みの、そして自信と確信を持った予算だと私は考えていますが、それで間違いないでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 そのような思いで今回予算を提案をさせていただいたところであります。また、これまで議会の場で議員の皆様方からこういった部分が不足をしているのではないかというご指摘、ご指導等もいただいてまいりました。そういったものもこの中に盛り込ませていただいたところであります。全てということは予算の制約上できなかつた部分もございませう。ただ、思いは塩竈の未来のためにという思いで予算を提案をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。

我々は、この皆さんが自信と確信を持って塩竈の未来を思う予算を慎重に審議すべく今現在委員会が進行しておりますが、ちょっと気づいた面を質問させていただきたいと存じます。

今の山本委員さんのやりとりでも、我々議会に出てくる資料がちょっと物足りないのかなど。我々市民クラブのほうで今回海岸通地区の震災復興市街地再開発事業の資料を要求しました。でも、これがなければ資料No.12の160ページのこの表と裏のこういうふうに工事箇所ですと、これだけなんですよね。内容を一切言わない。それで8億2,664万円の審議をしてくださいという。余りにも乱暴でないかなと私は思うんですよ。本当に塩竈の未来を思うんだったら、こういうふうな事業をしてこういうふうになりますよ、というような資料をなぜ出せないのか。そして、今山本委員さんとのやりとりで、今後決まり次第なんていうのを、ある程度事業を計画してこういうんだよというふうにするのは、これからやっていきますと言われるものにどうして大切な大切な税金を「はい」と言えるのかなど。塩竈市の残された唯一の海岸通の開発だからいいよと言えばそれでいいかもしれませんが、でも先ほど議論のやりとりの中で

言っていたように、やっぱりせっかく税金を使うのであれば、市民にとって、そこで事業をなされる方にとっても、みんなにとって、行政にとっても、いい事業をしてほしいから私はあえてこういうことを言っているんですが、何か物足りないというのが第一印象でございます。議会には392億9,000万円提示したんだから全体で見てくださと言われてるかもわからないんですが、やっぱり先ほど市長も市民の方から心配の声が聞こえるという。そういう大切な事業であれば、ちゃんとした資料を言われなくても出して、こうやって塩竈がよくなりますので議員さん、見てくださというふうなそういった自信と確信はなかったんですか。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいまは菊地委員のほうから資料の不足、物足りない部分があるのではないかなというふうなことでご指摘賜りました。今議論されておる海岸通の部分につきましては、委員もご承知のとおり、2月8日に全員協議会を開催させていただきまして、それから一般会議に移行したわけですけれども、その際、この今指摘されております8億何がしの数字等につきましては、全て全体事業を説明した上で塩竈市としてはこの額で支援していきたいというふうな部分で資料を既に各委員にもうお配りして、それで報告をしたというふうなことで我々思いでおりましたので、あえてこの資料等について重ねての資料は提出しませんでしたので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 新年度予算関係でちょっと聞きたいんですけども、考え方として、だから前にも私こういう席でお話ししたと思うんですが、協議会で説明したからそれが全部納得している、行政にオーケーを与えたわけでないですよ。ただのお知らせで、それを受けるだけです。審議は審議で別だと私は思うんですが、もし協議会で説明したんだから、あんたたちが理解しないのが悪いんだと言うのであれば、それは甘んじて受けますけれども、でも審議すると報告では全然違いますので、ですから行政側がする議会に対する協議会というのは、お知らせなんです。そして、我々議会側だって、市からのお知らせだからそれをただ聞いて疑義があったことだけ確認するのが協議会ですよ。そして、委員会というのはそれを審議するところなので、協議会でお知らせしたからいいんだというのであれば、わかりました。

その協議会でやっていた中で、先ほど山本委員が言った駐車場関係の採算ベースが本当に大丈夫なのかとか、あと地権者がこれで言うと10億円の自分たちの組合の負担金があるとか、そういうものの心配も我々しているわけなんです。それが本当に大丈夫なのか。あと、確認、

じゃしていきますが、先ほど地権者数は60名だと。組合の中で、実際に組合としてやっているのが60名でいいんですか。ちょっとその辺、確認をお願いします。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 59名で地権者さん、出発しておりまして、それにマンションデベロッパーさん、この方も組合員になっておりますので、60名という形で今組合は動いてございます。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 60名でいいんですが、組合の中に入っているかわからないけれども、この事業に参画しないんだと、組合だけでも事業に参画しないで土地を買ってもらってそれで終わりなんだという方も私のところに相談に来ておりました。本当はこの土地の分を1番地区か2番地区に同じ坪数をいただければ私はそれでいいんだというふうな市民の方もおられました。そして、それはそれでその人の考えで決断をしてやったわけなんです、その土地を買ってもらう方からすれば、この10億何がしの組合負担というのにはかかわりはないということの理解でよろしいんですか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 組合のほうで権利変換にかかわる部分で、理事者の方、コンサルの方も含めまして地権者に当たりまして、どうしますかというご相談をずっとやっておりますので、その中で地区外に出る、残る、いろいろなやり方をやっているかと思えます。残る方については、権利床ということでここに残りますし、出ていく方につきましては、補償費という形でお支払いする形になります。ですので、補償費については、ここの中ではこの補償、4番目の83ページの補償費の中に予算が入っているという状況でございまして、権利床として残る方につきましては、この権利床の床としてここに入ってくるという状況でございまして。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 権利床を持っている方は、じゃその60名の組合員の中で何人になるんですか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 今最終的にあした総会の中でご報告あるかと思えますけれども、そんなに多くないようございまして、実際権利床として残る方というのは1桁台なのかなというふうに今お聞きしております。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 だから、説明するのもしづらいかどうかわからないんだけど、さっき山本委員さんがどうなんですかと聞いたとき、その辺まで説明されると、ああこうなんだなというのがわかるんです。これは今私が質問してようやくほら1桁台だなんていうのが出るわけですよ。そうすると、この中でこの10億円というのを背負っていくのかなと。それは大変な事業なんだなと、先ほど市長さん、「覚悟が必要なんですよ」と言ったという意味がわかります。まちづくりのために、地域のために、未来の塩竈のために、本当にこの人たち、昔から、先祖からつないだ財産を市民のために使う覚悟なんだなと私はそういった意味で理解をしています。だからこそちゃんと成功してもらわなくちゃ困るんだという思いで質問しているんです。ですから、できる情報は出していただきたい。なぜこういうことを言うかという、やっぱり行政は計画行政でしょう。ちゃんと計画があつて、それがあつた程度議会から質問されたからこういうんですよと言われたんだつたら、我々が何をもって判断して議決を与えたり、どうなるかというのを考えさせる、やっぱりそういう情報を議会に出すべきだと私は思うんです。だから、こういうことを聞いていろいろやっているんですけども、何かちょっと無理があるのかななんて私は思っております。そんな意味で、まず1点だけ、駐車場、マンションの方がどうのこうのなっていますが、本当に将来にわたってその駐車場の管理運営というのがスムーズに行くのか、採算ベースがあつて、ちゃんと採算がとれてうまくいくのかどうか、その辺の見通しというか計画がちゃんとあるのかどうかお知らせください。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 現時点では、ちょっと詳細な計画はまだございません。先ほど私申し上げましたのは、現在の時点での情報の中での私独自のシミュレーションというのは変ですけども、最低ラインを今ちょっと想像して、考えているところでございまして、これだつたら何とか採算に乗るのかなと考えていた部分をお話したものでございまして、正式なシミュレーション、今後台数等、賃料幾らにするとかの設定も、あちらで使用料、入場料といいますか、かかわってきますので、そういつて張りつく店舗の回転数とかを含めて今後詳細にシミュレーションしていきたいというふうに考えております。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 計画をいっぱい立てて、そしてもくろみがあるんだつたら、そういうもくろみを持っていただければいいと思います。市民に負担をこうむるんですから、やっぱり市民にと

ってプラスになるような事業をぜひお願いしたいと思っています。昔そういう開発だ何だというふうな時代があったとき、本町の4・5番地区とか、昔も海岸通ありました。そんな中で、たしか経営コンサルか土地開発かどうかかわからないですが、そういった感じでコンサルタントがおられまして、特に商店関係のコンサル関係だったんですが、その方は、建物とかそういうものを立派にしたからといって経営する感覚とかそういうものを持たなければ従来以前どおり廃れますよというふうな、私はそういうふうなのがうんと非常に印象に残っていました。ですから、新たな建物とかそういうのができても、やっぱり経営する方が同じであれば、同じ考えであれば、建物だけが立派になっても、あのにぎわいとかそういうのがなかなか難しいんじゃないかなと、それも心配しています。それは多分市民の方、海岸通どうなってんのっしやと言う方もおられると思うんですけども、本当にちゃんとしてほしいというのと、やっぱりそういうでき上がってもちゃんとにぎわうようにと、そういう心配もあるということを伝えておきたいと思います。

あとは、この海岸地区のはちょっと終わりますけれども、次にどういうふうになるのかなというのがありますので、1つあと肝心なのが実施計画について、いろいろすばらしく金額だの次年度、29年度だ、30年度だと書いてあるんですが、基本的に本当に自信と確信を持ってこういう計画をつくってもらうのはうれしいんですが、なぜ代表的な指数というのは平成21年なんですか。喫緊の。いや、全体的、ページ数言いますか。全部、ほとんどですよ。8ページから始まって、8ページ、29ページ、指数が全部20年とか21年ですよ。せめて言いたいのは、長期総合計画、23年度から実施ですよ。そのあたりから、そのときは震災あったから前の年にしても、22年からの指数とか26年あたりの指数をもってこういうものをしてもらえばいいんですが、何で7年前の指数をもって我々議会がこうです、ああですとやらなくちゃだめなんですか。その辺の考え、ちょっと教えてください。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回、実施計画のほうに載せさせていただきました代表的な指標でございます。これは、平成23年策定いたしました長期総合計画に10年間まちづくりを進める中で、そのときに基準といたしました基準値をもとに今後の方向性ということで、10年後にはこうしていきたいというような数値目標をあらわした内容でございます。策定が23年からということでございますが、実際に策定した中で把握できた基準値等が21年だったり22年だったりという形になってございますので、基準としては5年前、6年前ということになっている状況に

ございます。また、この基準値を10年後に変えていくというところを方向性として10カ年計画ということでお示した内容でございます。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろんな事情、あるかもわからないんですが、例えばこれは特別会計になるかわからないんですが、ただこの考え方として、特別会計に入るわけじゃないんですが、43ページにおいては、当局で、魚市場関係の金額だけ言うと年間100億円の維持とやっている。この間は120億円が数値ですよ。だから、こういうものを見させてもらおうと合わないし、あと27年度終了するやつ、もうこれ28年度からの計画なのに27年からの数値を目標にしてやっていますなんて言われても、28年度から30年度の実施計画なんです。27年の書いてあっても何もならないんじゃないかなと思うので、内容的にはほらいろいろな事業をこういうふうに今年度と前年度と、あと向こう2年間の予算をこういうふうにつけますよというのを書いてもらって本当に見やすいところはあるんですけども、ただそういった指標とかそういうものを見ると、何か観光客、市営汽船の入り込み数だって17万人になっていますが、皆さん、商工会議所の統計、どこで出しているかはわかりませんが、たしか12月は三十何万人になっていたはずですよ、年間。そうすると、十何万人もおくれた感じでこういうものをやりますというのは、やっぱり正しい議論にならないんじゃないかなと思うんです。行政の考えがこの中に全部凝縮して入っているものと思って、これを皆さんが自信と確信を持ってつくったものを我々が受けて、これで議論して塩竈の本当に未来をよくしようというふうな議論をしたいのに、こういうふうになってくるのではちょっと心配だなと思って、これはもし次年度も29年度から31年度の実施計画をつくるのであれば、その辺も精査して記入してもらえばなと思いますが、いかがでしょうか。私が言っているのが無理難題だったらそれでいいですよ、できません。言ってください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 いろいろご指摘をいただきましてありがとうございます。

まず、なぜ21年にしたかということについては、先ほどの担当の説明と重複するかもしれませんが、この計画、22年度に最終的に取りまとめをして、議員の皆様方にもお諮りをさせていただきました。したがって、そのときの最新の資料が21年度の実績でありましたので、それぞれの第1編、第2編、第3編の代表的な指標として21年度の数字を掲載をさせていただいたところであります。なお、決算特別委員会のときには、また今委員のほうからお話いただきました。それぞれの年度ごとにどういう成果が上がったかということについては逐次記載をさ

せていただいております。なお、今回は予算の資料でありましたのでこのような形にまとめさせていただきましたが、附属資料等でそういった部分が配慮できないかどうか今後検討させていただきますと思います。ありがとうございました。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。

この基準値の隣に今後の方向性というのを書いてあるので、やっぱりそういうものが、だから21年の考え方がそのままだったらやっぱり進展しないんでないのと思いますので、今後お願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

では、資料No.9の衛生費、96ページからなんですけど、いろいろな予算規模が載っております。そして、この中で斎場の建設投下、そういうものがどうなっているのか。あと、清掃工場の宮城東部関係に入っていくような考え方とか、28年度、動きがあるのであれば、その辺の計画があればお示してください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 環境衛生費に関連いたしまして、今斎場のご質問をいただきました。

ご案内のとおり、斎場建設につきましては、塩釜地区消防事務組合のほうで今担当いたさせていまして、消防事務組合の議会のほうには一定程度ご報告をさせていただきながら、一定程度内容が進んだものにつきましては、その都度私も議会等でご説明をさせていただいているところであります。基本的に利府町の赤沼地区に建設をするということについては、利府町の議会並びに行政の理解をいただいたところであります。この土地に関連する地区名が3カ所ございます。浜田地区、須賀地区、赤沼地区という3地区がございまして、それぞれ地権者の方々が入り組んでおられまして、順次回しまして斎場建設の内容等についてご説明をさせていただきました。その際に、ばらばらでは困るので3地区と協議会を設置をさせてもらいたいというようなお話をいただき、早速協議会の設立にこぎつけさせていただいたところであります。

協議会からは、ありていに申し上げれば、迷惑施設じゃないんですかと。そういったものを建設することについて、地域振興といったようなものについて、どのような考え方をお持ちですかというようなご質問等々もいただきました。最大の地権者の方々の関心事は、果たしてどのような規模のどういった施設をどういう配置で進めるのかという部分であります。この部分については、今現在、用地の立ち入り測量をお認めいただきまして、大まかな建設区域を確定

しつつあります。ただ、このことにつきましても、該当地が特別名勝松島の第1種保護地区のBであります。ということもございまして、逐一県のほうの文化財保護課と調整が必要であります。今そういった調整作業を行わせていただいております、詳細の設計についてはまだ着手をいたしておりません。ただ、県のほうにお示しした概略の外観図的なものはまとまりつつあるという状況でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 清掃工場関係、組合に加入関係とか、そういった、というのは平成19年あたりに前の三升市長のときは、清掃工場の建てかえ云々というような話ありました。そこから延命策をとって現在に来ているわけなので、その辺のやっぱり市民生活上、清掃工場が壊れたりなんざしたら本当に大変なことになるのかなとも思いますし、ごみとはいえ、やっぱり市民生活に重大な施設だと思いますので、その辺の清掃工場の考え方が28年度にはどうなっていくのか。いや、あと修理だけで従来どおりしていくのかどうか、その辺のことだけで結構ですのでお答え願えれば。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大変答弁漏れがございまして恐縮でございました。

東部衛生処理組合で今一市三町で環境事業を実施をいただいております。議会でもご報告をさせていただいておりますが、私も平成15年に市長になりました際に、早速当時の多賀城市長のところに足を運ばせていただいて、今後の広域的なごみ処理についていろいろ東部衛生処理組合でもご賢察をいただけないかというようなお話をさせていただいたことがございました。

その後の経過につきましては、その都度議会のほうにもご報告をさせていただいておりますが、将来は東部衛生処理組合と一体となった、例えば環境ごみでありますとか、それから不燃物等の処理等については一体として取り組むものというようなことについては、議会の皆様方にもご報告をさせていただいたという記憶がございます。

現状であります、実は東部衛生処理組合の焼却場も大分老朽化いたしているようでもあります。近々中に建てかえというようなことについて、組合の中でも議論が始まっているようでもあります。塩竈におきましても、今独自で焼却場、保有をいたしております。例えば東部衛生処理組合の工場のごみ工場の補修のときなんかは塩竈のほうで一部受け入れさせていただく、逆に塩竈がそういったときには東部衛生処理組合にと、相互にそういった補完をさせていただ

ているところであります。

もう一つであります。安定型の処分場の問題であります。塩竈市でも、今安定型の処分場は保有いたしておりますが、あと五、六年というような寿命ではないのかなと思っております。かねてから東部衛生処理組合のほうにぜひ加入をさせていただきたいというお話をさせていただいてまいりました。1つは、東部衛生処理組合も、あと数年、五、六年たちますと現有の施設がもう満杯状況になるということで、既に土地については手当てをされているようであります。新たにそちらに建設をするときに恐らくは塩竈市が加入をさせていただくという機会になるものと思っております。と申し上げますのは、既に既存の安定型の処理場が動き出しております。塩竈がそこに入っていくにしても、負担をどうするかという非常に難しい問題がありまして、今の多賀城市長にもそのようなことについてるるお願いをさせていただきながら、次期計画が始まる際にはぜひ塩竈も参加をさせていただきたいという思いであります。そのことについては議会の皆様方にも逐一状況についてはご報告をさせていただいておりますというようなお話をさせていただきました。27年度中には、実は東部衛生処理組合と塩竈の環境課で今後に向けた話し合いの場というものを用意をさせていただいております。まだ具体的な話というところには至っておりませんが、28年度は統合に向けた具体的な条件整備をさせていただきたいと思っておりますし、そのような内容につきましては、全て議会のほうにもご報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ広域的なつながりとかそういうのはありますので、ぜひとも住民のために、塩竈の住民のためだけでなく、二市三町の住民のために協議ができるのであればしていただければなと思います。そのとき特別会計になるけれども、病院の経営関係にも一言言ってもらえればいいのかと思っております。

あと、最後の質問にさせていただきます。

資料No.15の補助金、ページ、77ページ。補助金で、いろいろ事務局が実施、部局名があるんですが、この中においてどれだけ当局がこの団体やら業界にかかわっているのかなと。ずっと毎年同じでないかなと思っております。それで、今回は、観光物産協会関係で380万円ほど出ていますけれども、この運営について、交流人口をふやすために観光物産協会、大変な努力をしているのか、行政が主体となってやっていくのか、ちょっと目に見えないところがあります。

いろいろパンフレット配布やらそういうのがあるかもわからないんですが、基本的にやっぱり観光物産協会の会員の総力というのは何なのかなというのを時々考えるんですね。観光物産協会が何か企画をして、その各会員にお願いをしてやるからいいんだというのか、観光物産協会、業界の方がどういうふうにして、こういうふうにするんだから行政何とかならないのというふうなやり方なのか、行政主導で吉岡さんがもうすばらしい英知を持っているからそういうのを指導しているのか、その辺、どうなんですか。やっぱりその業界を育て上げるのも補助金、助成金の役割じゃないかなと思うのですが、その辺の認識をちょっと教えていただきたいと思っています。

○鎌田委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 ただいま観光物産協会のあり方とか役割とかそういったことについてのご質問をいただきました。

私どもといたしましても、今の委員のおっしゃったとおり、確かに会員さんの自発的な考えでもって運営する部分、あとは行政としても、例えば観光案内所の運営も含めまして市の観光PRを民間の皆様アイデア等もいただきながら行うということもありますので、その辺、会員の皆様からも当然アイデアを出していただくこともありますし、あとは行政のほうとして、例えば宮城県とかそういった広域との連携とかも当然ありますので、その辺のお互いの考えとかを組み合わせまして、観光物産協会の事業、いろいろさまざまな事業をやっております。

例えば、先ほど申し上げました観光案内所の運営であつたりとか、あとは復興の支援をいただいているところにうちのほうで地域間交流ということで伺って、PRもしながら塩竈の物産品の販売、PRもするんですけども、そのとき当然市役所としてだけでは無理なところもありますので、観光物産協会の会員さんも募りまして一緒に訪問させてもらって、当然自分たちのつくっている商品でございますので、その辺は塩竈の復興につながるよということ、自分たちでPRもしていただいていますし、そういった形で常に連携してさまざまな事業に取り組ませていただいております。

あとは、実際今のところ会員が140名ぐらいなんですけれども、そこには観光に携わる例えば宿泊業だったり、あとは観光船だったりもありますけれども、そのほかに飲食店、あとは水産加工品の事業所さんとか、そのほかに会議所さんも入っていますし、あとは金融機関も入っています。なので、塩竈市内のそういったいろんな産業、業種の方、そういった方からさまざまなアイデアをもらいながら、今後も観光と塩竈の物産品のPRのために努めていくというこ

とで進めていきたいと考えております。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。

一生懸命頑張っているのは理解しておりますので、いわゆる定住人口に絡めて交流人口の増大を考えていくし、じゃその交流人口の中で皆さんが幾ら塩竈にお金を置いていってもらえるのかなど、買い物と。そういうのがありますので、ぜひ業界の方のアイデアを募って、そして行政がお手伝いをして交流人口がふえますように期待したいと思っています。

それで、1つだけ。市民の方というか観光客の方から、たしかあそこ4時で店じまいというかですよね。なぜ閉まっているのですかと聞かれたことあるんですが、4時で閉める理由というのは何なんですか。

○鎌田委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 駅前の観光案内所の4時で閉めるということでございますよね。観光案内所の今オープン時間につきましては、10時から4時までということでやらせていただいております。それにつきましては、1年中、正月も、365日あけるという形でやらせていただいております。観光客が塩竈に駅を中心として訪れる時間というのがやはり10時過ぎから遊覧船の出る最終とかを考えると3時、4時ということが中心でございましたので、そちらの時間帯でオープンさせていただいております。以上でございます。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 私的に思うと、そういった理由がわからなければ、やっぱり観光協会の方がもっと塩竈と、オール観光協会でないのかなと思ったのね。だから、この助成金の380万円の中の人件費分で終わっているのかななんてそういううがった見方をしますので、さっき言った自助努力というか協会自体の自助努力というのもやっぱりしてもらって、5時15分までだったら5時15分までやるんだよ、とかそういった意気込みを持ってもらえば、もっともっと塩竈というのはよくなるんじゃないかなと思いますので、ぜひともみんなでこの塩竈を盛り上げるためには、従来のやり方でなく、やっぱり思いやりを持った事業を展開できますよう、お願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○鎌田委員長 暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○菅原副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 では、私からも一般会計について質問させていただきます。

資料No.12の150ページの特定不妊治療助成事業についてからお伺いいたします。

この特定不妊の治療につきましては、昨日小野幸男委員からもる質問がございましたが、国は平成27年度の補正予算で7億円、当初予算は130.3億円とありますので膨大な金額ですが、またさらに28年度の予算では157億円という金額を増額して助成しております。

その中で、今回、初回の治療の場合、これまで最大15万円助成していた金額を2倍の30万円にすると。また、不妊の原因が男性にある場合、「T E S E」という手術ですね、そういうのを実施した場合は15万円を上限にして助成するということになりました。その手術の費用は大体30万から50万円なので、約半分は助成されるということでありました。きのうも小野幸男委員、このことについて市のほうの助成はないのかというようなご質問をいたしましたけれども、このことについて国のほうの今回初めて男性の治療にも助成するというので、市のほうはその流れは当然受けて治療を受けることができる、男性もこの15万円は措置されるということで考えてよろしいのでしょうか。まずその辺で。

○菅原副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 特定不妊治療の男性不妊治療の助成についてですが、この事業については、国が今回拡充したということでございますが、あくまで助成の主体、いわゆる補助の対象は宮城県、都道府県というふうになっておりますので、塩竈市の制度はその都道府県の助成を受けた方に助成をするということになりますので、当然この制度の中で男性不妊治療をされた方については国の助成が行われるということでございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。それを聞いて安心いたしました。

それで、この不妊治療というのには保険が適用するものと、このように保険が適用しないものと2種類あると聞いていますけれども、タイミング指導とか排卵障がいに対する薬物療法などというのは保険が適用するけれども、今回のように特定不妊治療という形、例えば顕微鏡と

かまた子宮、体外というかそういった部分においては保険が適用しない。そのために大体30万から50万円、1回の治療に要する費用を国と県と、今回初めて市のほうでも10万円を助成するという大変ありがたい今回の事業になると思いますが、今回塩竈市のほうでも一応この事業費、県のほうの支援、交付金も受けまして300万円の事業費となっておりますけれども、この300万円を年間、初回、それから2回というふうに助成を受けていくと思うんですが、大体どのぐらいの人数を想定していらっしゃるのかお伺いいたします。

○菅原副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 28年度の予算で特定不妊治療ということで300万円ほど計上させていただいておりますが、これは平成26年度において宮城県の助成を受けました本市にお住まいの市民の方々の実績の件数が29件ということでございましたので、そのお一人の方が1回から最大では4回くらい受けているケースがあるということですので、人数ということではなくて助成件数として29件ということでしたので、およそその程度初年度として計上させていただきました。以上でございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今回は、かなりそういった意味でお金の面で助成していただくというか支援していただくこととなりますけれども、こういったなかなかお子さんができなくて、また年齢的にも年齢が高くなって子供をなかなか産むことができないと悩んでいるご夫婦というのも結構いらっしゃると思うんですけれども、そういった方々がこういった制度にたどり着いたり、またそういった悩みを直接、産婦人科にすぐに行かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、特にこの不妊治療というのは県内でも5カ所とか大変少ないところで特定不妊治療をしている病院がありますので、そういった方たちがこういったところにたどり着くまで相当お悩みもあると思いますが、市のほうではどのような相談を受けているのか、またアプローチしているのか、その辺わかりましたらお聞かせください。

○菅原副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 資料No.12番の150ページに周知の方法ということで記載をさせていただいておりますが、まずは市の広報、それからホームページ等で随時継続的にまずは周知をさせていただきたいというふうに考えております。

また、委員が最初に言われましたいろいろな悩みがあるというふうな相談先としては、宮城県

のほうで不妊治療のセンターを開設しておりますので、随時必要に応じましてそういった相談のところをご紹介申し上げまして、支援、助成につなげてまいりたいなというふうに考えてございます。以上です。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 市内でも、今産科さんとか産婦人科さんとかというのは、ちょっと出産するところの医療機関もだんだん少なくなってきましたし、市立病院におきましても、今産科がなくて婦人科だけですので、ぜひそういったところのアプローチ的なものを保健センターのみならず、またそういった各医療機関とそれから市立病院のほうでも適宜そういったものが目につくようなパンフレットなり紹介なりがこちらから求めなくても自然に得られるというか、今それこそホームページとかいろんなインターネットを使ってご心配な方はいろんなこういう自分で探していらっしゃると思いますけれども、ぜひそういったところも行政側としてアプローチできるようなそういった方法を考えていただければと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 今委員が言われましたとおり、当然市内の、塩釜管内の産婦人科さんの協力なども得ながら、パンフレットの配置、もしくは市の公共施設については当然そういったものも配置していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひよろしく願いいたします。

それでは、同じ資料の152ページ、浦戸地区漁業集落防災機能強化事業についてお聞きいたします。

このページの4番目にスケジュールとございますけれども、野々島以外は4月から道路、集落工事などに入るようですけれども、ほかの寒風沢、桂島のほうでは防潮堤の高さ等の問題は既に解決したというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○菅原副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 浅野委員にお答えいたします。

浦戸地区のほうはなかなか復興が進まない状況でございまして、私どものほうもいろいろ危惧しているところでございます。防潮堤につきましても、野々島のほうがいろいろ住民の方との折り合いがついていないということでなかなか進んでいない状況でございますけれども、桂

島、寒風沢につきましては、当初の予定どおりに進む状況でございます、このスケジュールどおりに集落道整備等を桂島、寒風沢については早急に進めていきたいというふうに考えております。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

このスケジュールにもありますように、協議をして、野々島の場合、それで7月頭ぐらいに契約をしてというような段階でなっています。今の野々島の状況はどのような状況なのかお聞かせください。

○菅原副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 野々島につきましては、27年度予算でも3億円を超える予算を計上しておりました。防潮堤の折り合いがつかせません、2月補正でまたおろさせていただいたということで、これをまた新年度の28年度予算につけかえているという状況でございます。私どもとしましても、県の防潮堤の関係が決まりまして早急にかさ上げ工事にかかっていきたいんですけれども、なかなかそこが決まりませんと出戻りになりますので、そのまます推移を見守りながら、速やかに行きたいというふうに考えております。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 島の方々との話し合い、今後も粘り強く続けて相互の理解を深めていっていただきたいと思います。

そこでもう一点お聞きしたいんですが、野々島の場合、盛り土の造成ということをお前からお話を聞いていまして、そのことも協議の中に含まれているのかどうかわかりませんが、このスケジュールの中ではとりあえずほかのほうでは道路とか避難路という形で、桂島とか寒風沢の方に関しては今お住まいの現状のまま道路のほうの整備のほうだけ進めるようなんですけれども、野々島のほうはこれからまた盛り土造成となってくると、今現在お住まいになっている方々の家を一度撤去されて、さらに盛り土をしてまた建て直すというふうな計画かと思うんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○菅原副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 野々島につきましては、現地再建との原則ですので、今あるお宅を1回立ち退いていただいて、そこを盛り土造成をしてまたそこに再建をするという考えでおります。対象家屋が11軒ありますので、なかなか1回では終わらないということで、

3つのローテーションぐらいに考えておまして、もし進みますれば大体移転していただいて盛り土をしてまた戻るといことですので、全部終わりますのに大体3年半ぐらいのスパンがかかるのではないかと私ども試算しております。ですので、復興期間の終わりまでにそこを終わらせるとなると、何とか28年度の下半期あたりにかからないと、なかなか工事の進捗状況で復興期間内に終わらないという状況も見えてまいりますので、ぜひ県とのその防潮堤の協議が進みまして早急にこの工事にかかれるように、私どもも非常に県とすり合わせをしまして地元との調整に入っていきたいというふうに考えております。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変な大事業だと思えます。島の方たちは、本当に一度仮設に入られたり、今復興住宅にお住まいの方はもうそれで安定した生活が送られていると思うんですが、自宅が残られて補修したりしてそこに今お住まいの方が、逆にこれから自宅を撤去して、また仮住まいをしてもとに戻るといふうな、震災から5年たっていますので、相当精神的にも身体的にもご苦労が重なっているかと思うんですが、その辺のスケジュールの中で今3回に分けてといふうなお話だったんですけれども、その移転先とかいふのを一応考えていられるのでしょうか。

○菅原副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 3つのローテーションの中で、1回のローテーションのもとには4軒から5軒を移転しなければならないと考えております。災害公営住宅、今3軒あいておまして、1軒入居が決まったということで、2軒今あきがあるという状況です。それでは足りませんので、仮設住宅のようなものを建てまして、そこにお移りいただいて工事を進めていくといふようなことを今考えております。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 またそれも大変な事業だなと思えます。特に高齢者の方がほとんどですので、私一番心配しますのは、何度も引っ越しされるということがどれだけ精神的なものとか、また経済的なものにも及ぶし、また気力も伴わない部分もあるかと思えますので、その辺のカバーといひますか、どのようなことをお考えになっていますでしょうか。

○菅原副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 なかなか島、高齢化が進んでおまして、高齢者の方、非常に多くなっております。野々島には包括センターがございますので、一つそういった拠点として地域の皆様の交流の場といふものをつくっていければなと思っております。

また、浦戸地区の災害公営住宅はUR都市機構さんがおつくりになったんですけれども、URさん、いろいろ全国で団地展開をする中で、いわゆる郊外の団地が高齢化をしていくという実例が非常に多いということを目の当たりにしてございまして、今お話があるところでは、野々島の集会所を舞台にして地元の方との交流会みたいなものを考えていって、お茶飲み会ではないんですけれども、それを包括センターのほうと連携しながら、URさんのほうで音頭を取りながら、地元の高齢者の方々と交流を深めていくと。そういうものを新年度から行ってきたいというような話も聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひそういった方たちのお話をよく聞いてあげることが何よりも大事だと思います。愚痴が多かったり、文句が多かったりするかもしれませんが、そういったものをやっぱり聞いてあげないと、こちらからだけのスケジュールだけではなかなか物事もスムーズにいかないのではないかなと思ひますので、ぜひその辺、丁寧な対応方お願ひしたいと思ひております。

それでは、160ページの海岸通地区の震災復興市街地再開発事業について、私からもお尋ねしたいと思ひます。

このことにつきましては、資料の7番と申しますか市長の施政方針の中で8ページの上から5行目なんですけれども、「さらに中心市街地において駅前という利便性を活かした新たな子育て支援施設の整備に向けた検討を着手し、多様化する保育ニーズに対応してまいります」と市長の施政方針の中にございます。それで、午前中にも山本委員からもさまざまご質問がありましたので、私も駅前ということの利便性と、それから子育ての施設ということで、具体的なことはこれから考えていかれるというようなお話でありましたけれども、業務用の建物、4階のほうに施設を考えていらっしゃるようなことだと思ひますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○菅原副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 お答えいたします。

業務棟、4階建てでございまして、4階、その1フロア、市で買い取りまして、そこにそういった施設等をと考えてございます。大体面積が共用部分も含めて400平米ぐらいしかない面積でございますので、その中で展開できる子育て支援施設というものを今子育て支援課のほうと協議しながら、どういった形がここに一番ふさわしいかというものを今議論しております

ので、まとまりましたらご報告させていただきたいというふうに考えております。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 今400平米という、4階全てを使うという考えでよろしいのでしょうか。例えば、これからというのであれば1つご提案ではないんですが、保育所とか子育て支援だけではどうしても若い世代と子供だけというよりも、今複合施設を考えられないかということは、高齢者のデイサービスと、それから子育ての保育施設、本当に小さな小規模の保育施設でいいんですけれども、それを一体化すると。一緒のフロアというのではないですけれども、共有スペースがあって、そこでは常に子供と高齢者が触れ合うことができるというようなスペースを複合的に考えられたらどうかというのが一つございます。

というのは、今いろんなところで世代間の分離がふえておりまして、特に若い世代でも3世代で暮らしているところというのは少なくなっています。今マンションを考えているということで、前は高齢者の方がお住まいになることをコンセプトにというお考えが今ファミリーを考えている。このファミリーを考えていらっしゃる中には、当然若い夫婦と子供というのが一般のイメージですけれども、高齢者も中には、おばあちゃんが一緒に暮らしているというファミリーもあると思うんです。それであれば、隣のマンションから隣のデイサービスに通い、そこに子供たちの保育施設もあるとなってくると、本当にそれは町全体の中心的なところが、あらゆる世代の方がそこでにぎわいを創出すると。

今回の一つの狙いは、駅前のにぎわい。塩竈ならではの部分であれば、本当に家族的な、ファミリー的なものが大事かなと思います。向かい側の道路を隔ててそちらのほうは食を中心としたまちづくりということで、例えば高齢者の方がお昼に気楽に向かい側に渡っておすしなり、おうどんなり召し上がって、また自宅に戻るなり、それからその中で要支援で本当に軽い方がデイサービスに行って子供さんたちと週1回か2回触れ合うと、そういったような温かみのある駅前のまちづくりが創設されてくれば、その400平米で何ができるのかと言われれば私も具体的にはわかりませんが、例えば4階だけではなくて3階、4階をお使いになるとか、そういった部分でほかの事業所さんにも今お声をかけているということでしたので、全て決まってしまってここしか残っていませんよというなら別ですけれども、まだ何もない設計のままであれば、そういったことも考えられながら、特に高齢者の方にデイサービスをするときには一般の方の入れるような、これは例えばですけれども、お風呂です。

塩竈市の中心部にお風呂がないという声がよく聞かれていました。皆さん、疲れてどこに行

きたいと。温泉に行きたいとか。隣に行けば松島がすぐそばにはありますけれども、中心市街地の中にそういうふう一般の方も高齢者の方も気楽に楽しめるようなそういった、広くなくてもいいんですけれども、そういったものがあって、高齢者の方もそこに集う、また病院に行った帰りにでも何でも、まちの中心街に来たらちょっとお風呂に友達と楽しんで100円バスで帰るとか、とにかくそういうふうまちの中心に郊外の人を寄せるようなそういった目玉もあれば、子供もいて、お年寄りもいて、若い人も通勤の帰りに気楽に寄れるというようなそういった拠点もあってはいいのではないかなということをおもって、ちょっと考えましたので、もし差し支えなかったらお考えをお聞きいたします。

○菅原副委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 今ちょっと私たちもいろいろ考えた中でもちょっと想定なかったお話でもありましたし、非常に大切なお話だということで今受けとめさせていただきました。子供と高齢者、非常にいいお話だと思います。当然、私たちのほうの施設ということの位置づけですから、健康福祉部もその辺の今ニーズとかいろいろございますし、それから子育て支援室も今お話を受けましたようにたくさんいろんな機能を有しているところもございますので、どういった子育て支援室がいいか、それと連携したデイサービスなり高齢者福祉がどうあったらいいか、もう少しその辺は検討を深めさせていただきたいと思います。

あともう一つございましたけれども、3階・4階というお話もございました。いろいろ考え方がございますけれども、やはり再開発事業という大きな目的というのが、それぞれの皆さんの力を結集してまちのにぎわいを取り戻すということでございます。そういった中で、いろいろな企業が参画していただくということも非常に大事なお話でもあるのかなというふうな思いもございますので、この辺、当然組合さんのほうの、テナントのほうの、あるいは保留床を買い取りたいというご希望の企業さんがどれだけあるかというようなところとちょっと調整をしながらという部分があるかな、というふうに受けとめておりましたので、その辺は今後いろいろと調整の中で検討させていただければというふうに思います。以上です。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。とにかく皆さんが楽しんで集ってこられるような、そして塩竈の新しい拠点になるようなそういった再開発を私も心から願っております。

次に、166ページの指定避難所としまして塩釜ガス体育館のトイレの整備についてお尋ねいたします。

確かに塩釜ガス体育館、避難所にはなっておりましたけれども、これも資料No.12ですけれども、私もちょっと大きなホールの脇から入るところ、廊下も狭いですし、中に入ってからかなりトイレが狭くて、車椅子対応とか、また例えばつえをついた方とかというのは使いづらいなという感じはいたしました。今回、バリアフリー化としてトイレの入り口の段差の解消とかありますし、この中には多目的トイレの整備ということで、多目的トイレとして整備するということは、ここは恐らく車椅子対応も可能であろうと思っておりますし、もしかしてここには「赤ちゃんの駅」も設置を考えているのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○菅原副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 ガス体育館、指定避難所の改修ということで、市民安全課のほうで対応させていただいています。多目的トイレでございますが、これについては主にそういった車椅子で入るといった部分があるんですが、あとオストメイト用、いわゆる人工肛門とか人口膀胱の方々が使えるような、そういった形の多機能トイレというふうな形で整理しております。赤ちゃんの駅、赤ちゃんのその部分に変える部分については、今後またちょっと具体的な設計の中でまた検討させていただきたいというふうに思っていました。よろしくをお願いします。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今私が聞こうと思ったことを先に課長答えていただきましてありがとうございます。オストメイトの整備はありますかと聞こうと思ったんですが、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

あと、赤ちゃんの駅の設置のほうも、どのような形になるかわかりませんが、ぜひその辺のこともきめの細かい対応をお願いしたいと思います。

次に、隣のページの167ページ、みやぎ子どもの心のケアハウス運営事業についてお聞きいたします。午前中も阿部委員のほうからこのことについてはご質問がありましたけれども、今回、宮城県において東日本大震災などで心に深い傷を負ったり、また学習の継続が困難な児童生徒に対して複合的な支援拠点を整備するというので、市町村のほうに支援をすることになった。このことについては、宮城県のほうからの提案があり、各市町村の中から18でしたかね、何カ所かの市、塩竈市もその中の一つだとは思いますが、手を挙げたというお話を聞いてまして、その説明会等々に各自治体の教育長さんが参加されているというふうなお話でしたが、そのときの様子をちょっとお聞かせください。

○菅原副委員長 高橋教育委員会学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 みやぎ子どもの心のケアハウス運営事業に当たっての県の説明会というお話でございましたが、この事業単独の説明会ということで、教育長を集めた説明会はなかったかと記憶しております。しかしながら、直接の担当者を集めた説明会はございまして、その中ではこちら、最初は文書で公募といいますか、県内の各市町村教育委員会に対して希望するところは出してくださいという内容の通知文書が来ましたので、もうすぐはこちらのほうではプランをまとめまして出したところでもございました。その後には月は大体1月と記憶しておりますが、1月に担当者を集めた会議がございまして、その中で希望のあった市町村は県内で9市町村であるというふう聞いておりました。大きな市では、気仙沼市と石巻市と塩竈市と。ほかは町であるというふう聞いておりました。あとは、一番最初に示した事業内容と変わったところはここですか、あとは県で示された実施要綱の最初はポンチ絵みたいな感じで示されたりしたんですが、それをさらに詰めた内容の事業概要等についての説明がございまして、そして今後の申請のスケジュールについての説明があり、再度こちらからプランをまとめた申請文書を出して現在に至ったというところでもございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。9市町村ですね。ありがとうございます。

その中で、複合的な支援拠点ということで、さまざま今本塩釜と東塩釜の周辺ということで考えているようですが、この建物自体はもう決まっているのでしょうか。

○菅原副委員長 高橋教育委員会学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 決定というよりは、現在のところは内定なのかなというように、といたしますのが、いずれにしても契約も貸事務所のほうをこちらでは下見もしているんですが、どうしても契約が4月1日以降となっているものですから、4月1日前にリフォームができないというところが1カ所ございまして、ただ本塩釜駅前につきましては、大家さんと不動産屋さんのほうに入っていただいて私が直接下見に行きまして、大家さんのほうでそういう事業内容であれば3月中にリフォームいたしますと。大家さんの持ちでリフォームいたしますのでというところまで話は進んでいるところでもございまして、場所は2カ所ともほぼ決めている状況でもございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それで、今回の中で、複合的な支援拠点ということで、これまでの子供たちがそこに集まって勉強してという中身と、それからその支援をする、そこを拠点としてアドバイザー、スーパーアドバイザー、専任補助員ということで、またその適応サポーターというような方々の役割は、例えば家から出られない、学校に行けない、そういった拠点にもまだ来られないという子供さんも内在的にはいると思うんです。その方たちに対するアプローチ的なものもここでいうことでしょうか。

○菅原副委員長 高橋教育委員会学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 そういう質問をしていただきましてありがとうございます。実は、施政方針等の答弁の中で、さらっと、ざくっとしたところでうちの教育長のほうで答弁したところではございますが、具体的なお話をちょっとさせていただきたいと思いますが、基本的には本塩釜駅前のその貸事務所の中には相談業務が行える場所も、要するにほかから見られないような感じで密室になっているような感じのスペースもございます。その相談業務も行い、そしてまた学習するスペースもございますので、学習支援も行いますので、そこも分離してはあります。ちょうど事務室ももちろんございますので、事務室とも分離されておりますので、各種スペースと、相談のスペースと。

なお、学び・適応サポートという横文字が入っているんですが、いわゆるひきこもりがちでなかなか家庭の中から外に出られないような子供たちが現におります。そういう子供にスーパーバイザー、それから専任補助員ともに直接家庭訪問して、最初はなかなか初めから会えないかとは思いますが、直接訪問して在宅における学習支援もできるような機能を今回は加えておりますので、毎日とはなかなか難しいでしょうが、人間関係ができていけば30分ないし1時間ぐらいの学習支援も可能かなと。やはりそこら辺のところ为学校復帰やこういった施設にまず来る手がかりとなり、徐々に学校復帰を目指せるものではないかというふうな期待を持っているところでございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変すばらしいと思います。この間、私ひとり親家庭の方と、また今子供の貧困ということで、問題があつて、NPOの方たちの勉強会にちょっと仙台のほうに行ってきたんですが、似たようなと言ったら語弊がありますが、石巻のほうでも学生を中心として、そういうふうに家から出られない、また人とも会わない、教師なんか何だというような感じの子供たちに対するアプローチを学生のNPOの人たちがそれこそゲームの話とか、テレビの話と

か、好きな歌手とか何かそういった話から友達関係をつくって行って、ようよう学習支援まで持っていくという動きを結構熱心に山形大学だったり、いろんな大学の生徒さんたちがそういった活動を宮城県の中でも活発に展開されていらっしゃいます。塩竈市にもいろんな形でその団体の方たちがアプローチをしてきて交流を求めてきているようなんですが、ぜひ行政だけではなく、またアドバイザーという専門の方だけでなく、そういった若い世代の方たちで熱心に子供たちのことに取り組んでいるという方たちもいらっしゃいますので、ぜひその辺の情報もお聞きしながら、何が今一番この子供たちにとって大事なのかというところに視点を置かれて、県のほうのたしかに予算もあって、またこれが何年間か続く計画かと思いますが、大体にして3年とか5年でもう一回見直しというような時期も来ると思います。そのときにぽつんと終わってしまって事業を途中で投げ出してしまうということのないように、この子供たちが今後どのように成長して、この塩竈市をしっかりと担っていく人材になっていくか、すばらしいきっかけになると思いますので、そういった意味でさまざまな行動をしている団体の方たちもたくさんいらっしゃいますので、ぜひそういったところとも連携をおとりになってみてはいかがでしょうかと思いますので、いかがでしょうか。

○菅原副委員長 高橋教育委員会学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 ご助言いただきましてありがとうございます。

このような取り組みをNPO団体でやっているということにつきましては、こちらでも承知はしていたところではございますが、その時点でなかなかこういったプランを詰めることができなかつたわけでありまして、今後はそういったところとの連携、県内でそういったNPO団体があるかないかについても情報収集しながら、あればぜひ情報交換しながら連携を図ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 よろしくお願いたします。ぜひ子供たちを、求めていますので、心の中では求めています。表には出てきませんが、本当にそういった子供たちを大切に育てていただきたいと思っています。

次に、実施計画書の8ページから16ページまでということで、ちょっと雑駁な質問になってしまいますけれども、この8ページから16ページまでは全て妊娠から子育てという部分で、安心して産み育てられるまちづくりのさまざまな施策、事業が展開されております。本当に出産の育児の環境の整備から、それから今回不妊治療の部分もありますけれども、風疹ワクチンと

か、待機児童ゼロ作戦とか、本当にさまざまな個々の政策をたくさんやっていただいております。私は今回何を聞きたいのかといいますと、これまでは確かに行政のほうからピンポイントごとにたくさんの子育て支援をしていただいております。赤ちゃんの駅も設置してもらいました。ファミリーサポート事業もやっていただいております。その中でお聞きしたいのは、今国はこの現状の中で、さまざまな機関が行っている拠点、この妊娠期から子育て期までの支援をワンストップで行おうというのが今国の流れなんです、そのことについて国・県のほうからどのような提案というか案内が来ているか、まずお聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 今浅野委員が言われましたのは、国が進めております子育て世代包括支援センターの内容のことかなというふうにご推察いたします。この子育て世代包括支援センターについては、今言われましたとおり、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を提供するワンストップの拠点として、国においては平成27年度に全国で150カ所の整備を目指してございまして、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していくものだというふうな形で通知等をいただいております。以上でございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今課長からお話があったように、平成27年度では全国で150カ所、28年度では251カ所、おおむね平成32年度末までは全国展開していきましょうという流れです。本当に包括支援センターといいますと高齢者の包括支援センターというのは割とイメージが湧くんですが、子育ての包括支援センターということで、初めて耳にする方もいらっしゃると思いますけれども、これはヨーロッパのほうの、北欧のほうで「ネウボラ事業」といいますか、運動といいますか、とにかく妊娠期から赤ちゃんを育てて、そして子供になるまでずっと切れ間のない支援をしていこうという。それもワンストップで行っていこうという流れです。

これは、何を言いたいのかといいますと、これまではさまざまなハイリスクのある家庭、例えばこんにちは赤ちゃん事業で全戸訪問はしています。そこでリスクの高い例えば産後鬱のお母さんと出会いました。そのことについてはどうしましょうかということにすぐ結びついていくけれども、赤ちゃんも健康、お母さんにもこやか、何の問題もないねというところは意外とそのままスルーとなってしまうんです。でも、どこかでこの方が育児に困難であるというところ

ろに直面しても、なかなかそれが見つけられない。発見しにくい。そういったものが、例えば子育て支援センターのこころんに遊びに来ているお母さんが1週間来ない、2週間来ない、風邪引いたんだねと思っけていても、結局それが子育ての鬱で育児放棄になっているかもしれない。そういったことがなかなか今見つけにくくなってきている。そういうことで問題が大きくなって事件に発展してしまっけて、これは大変だということになっていくのが今の状況の中で、大変難しい事業ではありますけれども、この部分をどのようにして今後考えていったらいいかということ、ちょっと市内のほうでまだ考えていらっしてないかと思っけても、方向性についてはどのように思っけていらっしてか、まずその辺お聞きします。

○菅原副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 まず現在本市で取り組んでおりますそういった切れ目のない、就学時まで保健センターで取り組んでいる内容についてちょっとご紹介させていただきますと、本市におきましては、母子健康手帳、ほかの他市町村では事務的にただ配付するというふうな取り組みをしている市町村もあるようですが、塩竈市においては妊娠された背景、それとその妊婦さんの周囲に相談者がおられるかといったようなことを面接調査を行っけて、聞き取りをして、その内容に応じまして支援が必要であれば訪問指導等を行っけて、その後4カ月健診、先ほどご紹介いただいた新生児訪問から4カ月健診、その後の健診等であつないでいっけてながら、必要に応じまして支援をしているというふうなことでございっけてます。ですので、全ての妊婦の方の面接の状況というのを把握してございっけてます。

今委員言われまっけてたとおり、ハイリスクの方についてはこれまで優先的に指導をさせていっけてきておりました、今後、そういった方でない方に必要な支援を必要な時期にどうお伝えするかというふうなのが非常に課題だというふうに思っけておりますので、まずできるところから取り組んでいければというふうに思っけてます。国の制度については、そういった支援をする方の支援プランとかという策定をするというふうな内容も示されておりました、そういった詳細についてはまだ未定ということで、こちらには示されておりませんので、そういった準備をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございっけてます。以上でございっけてます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変私もやっぱり母子健康のその母子手帳を交付すると、そこがまずスタートだと思っけております。先ほど言っけてように、不妊治療の部分でもいろいろ相談する窓口とかあります。子供を妊娠した、母子手帳をもらう。そこからもう子育てが始まっけていると思っけてますの

で、ぜひそのときに一つの基本的なことで、ハイリスクのある方は恐らく記録もいろいろ残っていると思うんです。でも、そうでない方の記録も、基本台帳的なもので、ぜひこれからおつくりになっていただきたいと思っています。結局塩竈市で毎年生まれる子供さんの数というのは今200から300人くらいでしょうかね。もっと少ないかしら。大体大きなところでも400人くらいの、子供さんしか今なかなか生まれていないというのが現状であります。ぜひその子供さんたちのそこからのスタートをずっと切れ間のない支援をするための基本的な台帳を管理をしていただきたいなと思っています。

あと、うちのほうでは保健センターと子育て支援のほうの部分、建物が確かに距離はありますけれども、こころんのほうとまた保育所のほうと、さまざまな子供さんに対する問題点とかそういった情報をぜひどこかの時点で共有していただきたいと思っています。個人情報云々かんぬんいろいろありまして、これは知らせることはできませんとかという話も聞いてはおりますが、大きな意味で福祉の、桜井部長のほうがトップでございますので、ここを中心にすれば全ての情報が1カ所に集まると思っています。ぜひそういった意味で、見過ごさないでほしい。小さなシグナルを見過ごすことのないように、そういったところでは早くキャッチしてもらいたい。そのためのまず第一歩のことをやっていただきたいと思っています。

例えば、母子手帳交付のときに、アンケート用紙の中に妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援のために必要な情報を提供することに同意するという一言にサインをしてもらうなりすると、そのことは個人情報ではなくなるというそういったことも考えていましたので、ぜひ当事者の目線を大事にして、気楽に相談できるというそういった包括支援センターを構築していただきたいと思っておりますので、最後にもう一度ご決意をお聞きいたします。

○菅原副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 これまでどおり支援はしてまいります。また、ハイリスク者以外の、それから子育ての時期時期に応じた支援をその利用者に届けられるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 時間もありませんので、最後の質問になります。

資料No.9の160ページ。教育費のところ、事業の内訳のところ、市民図書館管理費とございます。この市民図書館の中で、これまでも何回か視覚障がい者の方のための図書、図書というか、整理をお願いしていたところがございますけれども、今回、中途視覚障がい者の方もた

くさんふえていらっしゃる。また、高齢のためにだんだん目が見えなくなっていたり、病気のためにということもありますけれども、ぜひ「拡大読書器」というのをご存じだと思うんですけども、またスキャナーというものを使って文字を拡大してパソコンを通じて活字を読み取って音声で聞き取ると、そういった機器が視覚障がい者の方々为本に親しむために必要な機材だと思いますので、そのことについてどのようにお考えになっているのか、また取り組むご予定があるのかどうか、その辺、お聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 伊東市民交流センター館長。

○伊東教育委員会教育部市民交流センター館長 お答えいたします。今の現状でまずお答えしたいと思いますが、障がい者サービスといたしましては、ただいま点字本や大活字本といったものをご用意しております。そしてあと、拡大図書器、こちらのほう、今委員おっしゃったパソコンとは連動はしておりませんが、拡大器は2台ほど用意してございます。ですので、申し出があればお貸しすることはできていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひその拡大読書器、それがあつたのを知らない方もたくさんいらっしゃいます。こういったことを声の広報か何かでもぜひお知らせ願ひたいと思います。せつかくあつても宝の持ち腐れになってしまいますので、あるものはどんどん使つていただきたいと思います。あと、徐々にどんどん機材がよくなつて、それこそ音声でとか、大きなパソコンの画面で、というふうな機材も日進月歩で進んでおりますので、ぜひそういったところを見つていただきながら、適宜採用していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○菅原副委員長 引き続きまして、西村勝男委員。

○西村委員 では、平成28年度一般会計予算について質問させていただきます。

資料は実施計画だけを使わせていただきましてお聞きしたいと思います。

午前中の質問の中で、山本委員、菊地委員のほうから基準値の件が出ましたので、私もこれを中心にお聞きしようかなと思つたのですが、大体お話わかりましたので、それでもちょっと抜粋しながら聞かせていただきたいと思います。

8ページ。安心して産み育てられるまちづくりの中で、年少人口比率が11.6%。この時点で目標値を設定しまして9.8%を目指しますと。ですから、5年がたちました。平成23年から平

成28年、来年です。それで指標としましては平成21年から5年後の平成26年度の指標、出てい
ると思うのですが、この基準値についてどうなっているのかお知らせいただければ幸いです。

年少人口比率。今の平成26年度でどの程度の割合かお知らせください。

○菅原副委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 実施計画、8ページの代表的な資料のうち、年少人口比率、ゼロ歳から14
歳までの人口の割合ということで、平成21年度、11.6%、今どのくらいかというご質問でござ
いました。手元にことしの1月末現在の人口の内訳がございますけれども、それによりますと人
数が5,865人でして、構成比としては10.57%ということでございます。9.8%には達しており
ませんけれども、現在10.57%という状況でございます。以上です。

○菅原副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

どうしても人口減少社会の中で、年少人口比率が下がってくるということが一番危惧する部
分だったものですから、これからもそのペースを守っていただきまして、平成32年の9.3%と
いう予測可能な数が出ているということは、その辺、一年一年精査していただきまして、それ
を割らないようにどうぞよろしくをお願いします。

次に、12ページ。子ども医療費助成事業ということで、来年度より中学生まで医療費の無料
化が入院、通院も始まるということになりました。ただ、この施策も残念ながら、やって正解
なんですけれども、どこの自治体も横並びという状態にあります。前回も出ていましたが、高
校生まで、例えば通院、入院も含めてなった場合に、例えばどのくらい。現在は2,000万円ほ
ど平成27年度より多く予算が出されておりますが、もし高校生までやった場合にはどの程度予
算措置ができるのか、お知らせください。

○菅原副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ただいまのご質問につきましては、子ども医療費助成につつま
して仮に高校生まで拡大した場合どれくらいの助成費用がかかるかということでございます。
まずちょっと資料といたしまして、国民健康保険の被保険者に限っての話なんですけれども、
国保データヘルス計画におきまして5歳刻みでの年齢階層ごとの1人当たりの医療費というデ
ータがございます。これは平成26年度、9月補正でお認めいただきました事業によります結果
でございます。こちらの情報によりますと、中学生までが1人当たり6万7,000円程度という
金額が出ております。ただ、高校生程度になりますと、これが該当年度につきまして1年間だ

けの結果でございますが、8万5,000円ということで、およそ2割、3割ほど増しております。これは高校生になりまして、この年に限った話ですが、どうも外傷性のいわゆるけがとかが多かったのではないかと。ただ、その後の年齢階層、20歳から25歳はまた元に戻るという構造がありますので、この年に限って言えば中学生よりはふえるのではないかというふうに捉えております。ただ、それ以降の年齢はまた中学生とほぼ同じ医療費水準ですので、仮にこの中学生と同じと推計した場合ですけれども、高校生の年齢階層は人口を見ますと約7%ほど多いので、推計だと1,600万円程度ではないかと思っております。ただ、この国保データヘルス計画に基づきましてのデータを踏まえると、およそ2,000万円程度の医療費がかかるのではないかと、医療費助成金がかかるのではないかというふうに捉えております。よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、医療費扶助、中学生までということでやられるわけですけれども、どうしても目立たないと言ったら失礼ですけれども、同じ同一歩調をとりながら各自治体が進んでいると。やはり定住人口をふやすために思い切って本当に高校生まで塩竈市はやるんだということを見せていただくと、これから移住する方もふえてくるだろうし、ここで子育てしたいという方もふえてくるような気がします。市長、こういうご英断はできませんでしょうか。

○菅原副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 総括質疑の際にも同様のご質問出たかと思えます。ようやく平成28年度から私も塩竈市、中学校3年生まで拡大をさせていただきましたので、まずはそういった制度が定着できますようにというご答弁を申し上げました。これから先であります。実は今所得制限かけております。塩竈市においても、子育て支援について全てこういった形で対応しているかという、大変恐縮であります。所得制限かけております。そういった方々を全ての方々に拡大をしていくのが先なのか、あるいは高校生までという形を整えるのがいいのかどうかというようなことについては、さまざまな角度から議論をしていかなきゃいけないのかなと思っております。今2,000万円という話をさせていただきましたが、所得制限を外すという場合には実はもっと費用がかさむわけでありまして、義務教育の期間の子育て支援をどうするかということについては、これからもさまざまな意見があるかと思っております。そういったことを

つぶさに市民の方々と議論をさせていただきたいと思っています。今この場でやりますという
ような話ではないということをご理解をいただければと思います。

○菅原副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

ただ、行う事業として高校生までとなった場合に、どうしても一律、つまりどこの自治体でも
同じような形で取り組まれたときにやるような結果になってしまうのかなという危惧があり
ましたものですから、できれば思い切ってやっていただくことが塩竈市の定住に対する力の入
れぐあいとかPRにもなるのではないかと考えてお話しさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、次に、活力のある産業のまちづくり、49ページ。商店活性化促進事業、シャッター
オープン事業と割増商品券事業についてお伺いします。

私も議員になりましてすぐ質問したこともあったと思いますが、シャッターオープン事業並
びに商人事業、本当に毎年大体変わらず事業されているんですが、実績として、例えば過去5
年間、店舗の開設並びに今の現状についてお話いただければ幸いです。よろしくお願いま
す。

○菅原副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 シャッターオープン事業につきましては、資料No.15のほ
うの60ページに震災後ちょっと5カ年ほどのデータをまとめて記しております。60ページのほ
うの表の下段がシャッターオープン・プラス事業になりますけれども、震災後5カ年間で、単
年度、多いところで5件ないしことしの6件というふうな形で新規採択が多くなっている状況
であります。それ以外については、大体2件ないし3件というふうな形で、平均しますと3件
ないし4件程度の新規採択というふうな形になっています。

ちなみに、シャッターオープン・プラス事業につきましては、もともと平成19年にシャッター
オープン事業としてスタートしております。この際には、平成19年から震災前の4カ年につ
いては合計で6件というふうな状況だったので、震災前はどちらかという年間1件ないし2
件というふうな形で、なかなか取り組みが進まなかったという状況があります。

一方、震災後については、やっぱり建物が要するに壊れて別な場所に移らなきゃないという
ふうな方々もいらっしゃるというふうな状況がある中で、件数的には多くなっているというふ
うな部分ありますけれども、いずれにしても、そんなに大きな件数にはなっていないというの

が実態になります。

○菅原副委員長 西村委員。

○西村委員 その項目の43ページに事業所数、平成21年度、3,196事業所という数字が出ております。平成26年度、その事業所数としてはどのような変化があったかちょっと教えてください。

○菅原副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 43ページのほうの事業所数3,196のデータになりますけれども、同じ……、資料のほうで、15番のほうでちょっと確認しますので、少々お待ちください。

○菅原副委員長 西村委員。

○西村委員 現在、商店街活性化のための事業をやられているのは十分にわかりますが、外的要因としまして大分内部も変わってきております。北浜地区におきましても、大型店が食料品を中心にやられる。大体年間18億円ぐらいの売り上げを目標にしているというお話を聞きました。あと、既存の大型店、今中心市街地でやるのがわかっているのも、この対応策としてもう手ぐすね引いて待っていると。北浜地区の場合は7月8日に開店ということになっておりますので、そのための事前の販売合戦も始まろうとしております。

また、多賀城市の駅前にあります図書館を中心としたまちづくり、これも年間120万人、そして1人2,000円としても24億円の売り上げを目標にしていると。あとは、利府のショッピングセンターには、あと2年後には大型ショッピングセンターが出ます。今現在の利府の店で100億円ぐらいと言われておりますから、恐らく150億円を目標にするということで、1人4,000円にしても、350万人ぐらいの集客力を持った、外的な、内部的にもそういう経済環境が変わろうとしています。人口減少の中で、どうしても商店街の空洞化、空き店舗、また空洞化、あと消費力の低下が見込まれます。塩竈市の場合は消費額が大体430億円と出ております。1人当たり70万円。多賀城、仙台、利府の住民1人当たりの消費額が大体100万円と見ていますので、外に出ていく金が1人30万円ぐらいあるのかなという数字も出ております。ですから、商店街活性化、地場にいる商店の方々はどう力をつけていただいてどう活躍していただくかということの中で、これだけでいいのかどうかというのも危惧されますので、それを聞かさせていただきました。

また、商品券事業、次のページ、50ページに割増商品券事業があります。4,500万円。昨年と同じようにやるということでの予算が提示されております。ただ、今まででは、なった場合

には総売り上げといたしますか、その波及効果は少ないように思われます。前回も私もちょっとお話ししたことがあったんですが、やはり商店街として戦略を練っていただいて、商品券を使ったらこれだけのメリットがありますよと。例えば業界、何処さんの業界でまとまっていたら、例えば商品券を使った場合にはちゃんとサービスしますよとか、そういう戦略を各業界なり商店街に与えていただいて、そのPR、広告代は市のほうで持っていただく。その財源は、この4,500万円に2億4,000万円の商品券が使われる中で、零点何%でしたか、ロス率があるはずですよ。恐らく50万から七、八十万のロス率が出るとすれば、それを使わせていただいて、地域塩竈のために使ってみる。それとあと戦略を練っていただくということを地域の商店街なり個店に問いかけしまして、それを大きな、市の広報紙と一緒に配布してもいいですからチラシを出していただいて、購買力の増強につながるような施策を打ってもらえないかということで提案したいんですが、その辺もどうぞお答えください。

○菅原副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 商品券の部分につきましては、先日協議会のほうでご報告をさせていただいたんですけれども、今年度のほうの換金率が99.6%ぐらいのパーセンテージになっていまして、やっぱり委員おっしゃるように100万以内の部分で残金が生じております。こうした残金の取り扱いについては、会議所さん、あるいはあと要するに事業と一緒に取り組んでいただいている塩釜市商業協同組合さんのほうで次年度以降、いろんな形で商業振興のためにこういった部分については有効に活用してほしいというふうな部分で申し上げていきます。実際のところ、どういった形でこれまで使われてきたかというふうになると、これまでの部分については次年度、例えばあと要するに昨年度のほうの換金で余った分については、今年度のほうの販促のほうの費用としてキャンペーンを組んでいただいて、例えば粗品を提供するとかそういった分に使っていただいたという部分はありますけれども、委員おっしゃるように何らかの形の商業振興策のほうに活用していただくということで有効になるかなというふうに思っております。

それから、先ほどあと事業所数のほうの部分あったんですけれども、43ページの3,196については、これ多分事業所、センサスとかそういった部分の統計数値になっております。ちょっと私のほうの手元には実は商工会議所のほうの会員数の推移というふうな形でしか把握していない部分がありまして、ちなみにそれですと、震災前の平成22年の会員数が1,737というものが今現在ですと1,671というふうな、いずれにしても減っているという状況がありますので、

多分センサスの数値についても、かなりの数値として減っている可能性があるかなというふう
に思っております。

○菅原副委員長 西村委員。

○西村委員 会議所の数字は私もわかっていたんですけども、ただ遅々として、平成31年、26
年からあと5年後、やっぱり店舗数をここまで何とか頑張りたいので、シャッターオープン事
業も、また別な事業も頑張っていっていただきたいという部分もありまして一応質問させてい
ただきました。なかなか周りの環境がこのとおりですから、大変な思いがあります。また海岸
通の開発についても大変な思いををすると思います。それも含めてやはり事業として私一般小売
業に対しては手厚くはない。ごめんなさい。もっともっと何か考えていただければなという思
いで質問させていただきました。以上でそれは終わります。

次に、53ページ、市民とともに目指す目標ということで、まちなか歩行者数、昨日も出たと
思いますが、21年度7,783人、5年後には統計をとってあるというお話だったんですが、現在
26年度ではまちなか歩行者数はどのくらいになっているのかお話しください。

○菅原副委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 答えします。

平成26年に調査したんですけども、その際のまちなか歩行者数につきましては6,912人と
なっております。以上です。

○菅原副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

この数字が出て、どう対処しますか。つまりこの部署だけではどうしようもない。これは商
店街なり、あと観光の分野、全ての部分で一緒になって考えていかなければまちなかにぎわいは
創造できないと。ですから、平成26年、6,912名。じゃ、平成31年度には7,300名を目指しまし
ようと。そのために何をすべきかと。目標値を設定されて、その目標に向かって進んでいく方
向を定めていかなければ、国のほうも「K P I」、本当重要業績評価指標というものをつくり
ながら、確実に目的数値を持って、担当部署、責任を明確にし、P D C Aサイクルの中で改め
ていくと。今までお話しした部分でも、シャッターオープン事業にしても、割増商品券事業に
しても同じことなんですけど、必ず数字目標をきちっとしていただいて、「あ、こうでした」だ
けでなくて、そのために何をすべきか、そのためにどうするのかを考えていただければ。

私もちょっと調べてみました。定住促進課。定住のために頑張っているんだな。今回は5万

4,190数人に減った。定住促進課の責任なのかと。いや、違うと。市全体、市長以下全ての方々がいろいろな事業をしながら、最終的にはこの数字には及ばなかったと。そのためにどうすべきなのか。そのために数字目標をどうするのか。いや、5万5,000人は割ってしまったけれども、今度は平成31年までには5万人を割らないようにしようと。残念ながら、今年間で460人ぐらいずつ減少していますと、5年で2,000人ぐらいは減ります。そうすると割る可能性もあります。そのために何をすべきか。一年一年ローリングしていただきながら見直していただければ幸いですので、どうぞよろしくお願ひします。

これ聞きたいこと1つだったんですけれども、潤いと魅力ある島づくりということで、地域おこし協力隊による、61ページです。と、124ページ、浦戸諸島復興支援事業。単価が400万円と同じ歩調になっております。この数字といたしますか、例えば124ページ、復興支援……、これです。全部これでやります。124ページの復興支援、4人掛ける2団体。4人の団体が2つあって、それに400万円ということで、四八、3,200万円ということなのか、その内容についてちょっとお知らせください。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 124ページの復興支援員による事業でございます。こちらは、現在地域おこし協力隊ということで、例えば桂島のノリ養殖漁業ですとか、寒風沢では今後刺し網、カキ養殖に携わる実際に漁業を志す方を受け入れをしてまいります。そのサポートを行う団体ということで、寒風沢、桂島、それぞれ1団体ずつ、そこに支援員ということで4人を見込んで、その地域おこし協力隊として島に入っていただく方のサポートですとか、地域住民との連携を図っていただく事業、また独自の事業といたしましては、いろいろな島の資源を活用した体験ツアーですとか、6次産業化というようなところに取り組んでいただく団体に対して支払いを行う内容となっております。以上でございます。

○菅原副委員長 西村委員。

○西村委員 私、商業に携わっている人間としては、1人当たり400万円というお金が妥当なのかどうか、ちょっと判断つきにくい部分があったものですから、これが全て人件費なのか、それともそれ以外なのか、ちょっとお聞かせください。

○菅原副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 1人当たり400万円という金額でございますが、内訳としましては200万円が人件費相当分、残り200万円がその活動に係る経費ということで、特別交付税のほう

で見られるような制度となつてございます。以上でございます。

○菅原副委員長 西村委員。

○西村委員 結局は400万円かかると。その方々に入るといふことでよろしいんですか。そうでもないんですか。いや、いいです。わかりました。

どうしても一般民間の普通のご商売されている方にとって400万円という形になってきますと普通の中小企業の社長ぐらいの給料と言つてもいいのかな、だと思ふんですが、やはりそれが妥当なのかちょっと私も理解できなかったもので、ちょっと聞かせていただきました。

それでは、次に、63ページ、子供の夢を育むまちづくりの中で、代表的な指標の中で、中学生の不登校の割合、5.1%、平成21年度というふうになっておりますが、5年を経過して平成26年度はどうなのか。また、平成31年度に向けてどういう数字を考えて、ゼロに近いのは一番いいわけですがけれども、それでもやっぱり努力目標としてどの辺のところをお考えなのかお知らせください。

○菅原副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 取り組みをしてきた結果、さまざまな取り組みについては前にお話をしたとおりでございますが、その結果、5.1%を切るような状態がありました。実は昨年、小学校20名、中学校80名ということで、中学校においては5.7%まではね上がったところがあります。そういった現状を鑑みて、ご提案を申し上げました学校の中1ギャップについての対応ということでの小中一貫教育であるとか、それから先ほどもご説明申し上げました心のケアハウスと。これを二本柱として何とか対応していきたいというふうにご検討いただいておりますし、最終目標はと、5年後はということですが、今西村委員おっしゃったとおり、限りなくゼロに近くなればいいということではあります。まずはこの5.1%を切っていくということを目下の目標としながら進めてまいりたいと思つております。

○菅原副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。5.1%を下回るのではなくて、4.8とかある程度数字目標をやつていかないと、結果、今までの事業、さまざまな今お話あつた事業が果たしてそれでよかったのかという精査ができなくなると思ふので、その辺も含めてどうぞご検討いただければ幸いです。これは基準値をつくつた以上は、5年後にはそれを上回る、下回る、いろいろな形でやつていただいて、本当に目標値を設定して、その担当部署を決め、担当責任者を決めてP D C Aサイクルの中でどうすればいいのかをきちつと精査しないと、数値目標がないと、

「頑張ります」、「頑張っています」、「しています」、「予算配分をしました」だけでは評価ができない。先ほど山本委員、菊地委員もお話しになっていましたけれども、だと思しますので、その辺はよく精査して数値目標を上げていただいて、責任部署を決めていただいて、最終責任は市長にあると思うのですが、その前に担当部署のほうでどう考えていくかを精査していただければ幸いです。

最後に、安全な地域づくり、109ページ。109ページから110ページにわたってですが、ポンプ場が今整備されております。一個一個を管理するわけではないと思いますが、建設部の2階の一部に通信機器を使って、ITを使って全ての危機管理をされていらっしゃるのか。（「特別会計」の声あり）ごめんなさい。済みませんでした。申しわけありません。今の分でITということでのことを聞きたかったものですから、失礼しました。

では、最後になります。長期総合計画でさまざまな進捗状況の精査をされており、学識経験者の方、地域の代表の方、またさまざまな方が参加されて長総の審査をされており。そこに1つ入れてほしいんですが、いろいろアンケートをとられてやられると思います。ある町では年に1回3,000人に対してアンケートをとられ、本当に町の防災はなっているのか、そう思っている方は何%ですか。60%います。だったら、31年度までには70%にしようという努力目標、つまりつかむことのできない数字をアンケートによって出させていただいて、いろいろな部分でその目標を決めていくということもやられている地域もあります。

また、ある町では、効果的・効率的なまちづくりを進められていると思う職員の割合。内部的に本当にこれで、なかなか同じ屋根の下にいらっしゃればわからなきゃない部分をアンケートとしてとられて、その努力目標で、ある町では85%だったと。とれていると。ただ、平成31年度までには88%にしたいという目標を、つまり本当に目標値を決められないものも、アンケートなりなんなりを使っていただきまして、その事業見直し、PDCAです。PDCAサイクル、議会の報告会でも出ました。本当にやっているのかという部分ありますので、目に見えない「頑張っている」、「やっています」、「予算配分しました」だけではないそういう部分も含めて今後長期総合計画の進捗状況の判断の中でいろいろなアンケートをとっていただき、次の時代に向かったの政策になっていただければなと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

○菅原副委員長 続きまして、曾我ミヨ委員。

○曾我委員 市民から寄せられましたさまざまな要望や提案も含めながら質疑をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、議案第27号でございます。市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてお伺いします。

資料No.1の62ページには提案理由が載せられております。資料No.12の72ページには特別職給与の取り扱いについて人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に準じて平成28年度から市長、副市長、教育長、市議会議員及び市立病院事務管理者の期末手当の支給月数を年間0.2から0.25、それぞれ引き上げるための条例改正が提案されております。それで、これまで市職員の給料、人事院勧告に基づくそういった点の改正もございました。そういう点で人事院勧告であるということも踏まえれば一定理解はするものの、今回の期末手当の引き上げについて、どういう経過をたどって今回提案したのか。また、議会議員の期末手当は、私の知る限りはこういった提案は今までされてこなかったように思うのですが、今回の提案のされた経過について伺いたいと思います。

○菅原副委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えをさせていただきます。

まず今最後のほうの部分でご質問になりました、しばらくこういった提案というのはなかったんではないかということですが、率そのものというのが長い間、ちょっと市長を初め特別職はもとより議員の皆様も率の変更というのはずっとございませんでした。むしろずっと以前、平成の1桁台から比べますと下がってきているという状態にございました。現在の今回改正前の年合計の2.95月、こちらにつきましては、ここ10年ぐらいたったと思いますが、そのままの状態になっていたということです。

国のほうの取り扱いにつきましてもそのとおりで改正というのはなかったんですが、実は昨年度、国家公務員のほうの勤勉手当の改正というのが行われたということがございました。特別職の場合は勤勉手当がございませんでしたから、我々のほうとしましても、こちらの改正は昨年はいたしませんでした。ところが、ことし、再度同様の改正がなされたところで、他の自治体のほう等も確認したところ、ほかの自治体では昨年度、期末手当という部分での同様の改正がなされていたということがございました。これを鑑みまして、今年度、昨年分、ことし分とあわせて、0.20月分をあわせて引き上げをさせていただきたいという提案をさせていただいたという結果でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 昨年度からの値上げもされてこなかったのが今回提案をしたということであります。

非常に議員の報酬もしかりですが、ずっと上げてこなかったという点で、本当にうれしい反面、ただ今震災から5年たって市民の生活はどうかといいますと、先ほど西村委員もおっしゃいましたように、市内の商店街を初め、水産加工業、あるいは年金の引き下げも、毎年のように物価が上がっても引き下げられると。こういう中で、やっぱり市民感情的にはこういった値上げがどうなのかな、どういうふうに思われるのかな、映るのかなということも心配します。

それで、特に今回期末手当であります、やはり今上げなければならない状況なのかという点では、市長はどのように判断、提案者ですから、どのようにこういった点を踏まえて提案されているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○菅原副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 担当次長からご説明させていただいたとおりであります。均衡というものも非常に大切なのではないのかなというふうに考えております。塩竈市議会の皆様方には、そういった部分では私どもの行き届かない結果で大変申しわけなく思っておりましたので、今回そういったことを踏まえて提案をさせていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 まず、今のご回答、よく検討しまして対応のほうを考えたいというふうに思います。

続きまして、議案第29号、平成28年度一般会計予算について何点か伺います。

まず、災害公営住宅の入居の申し込みが始まっております。前段で伊勢委員も取り上げました。それで、この48ページのところに資料要求として、今後、身元引受人の承諾書とか自活状況の申立書などを求めていくことになるようであります。それで、現在、この受け付け終了後に第1次抽せん会はこの申し込み用紙では4月下旬、第2次抽せん会が5月中旬としております。それで、連帯保証人を立てるということでは市内の保証人になる人が必要だということですが、聞いて歩きましても、なかなか市内にはいないという人もおりますし、そういった点でやっぱりこの一律じゃない状況をしっかりと申込者の方にわかるようなお知らせをすることが必要ではないかというふうに思います。最近、私仙台市とか東松島の申し込みもこの手元に取り寄せたんですが、連帯保証人がない場合にはご相談くださいとか、生活保護の方は要りませんとか、60歳以上の方は要りませんとか、留学生である方は要りませんというふうに丁寧に書

いてございます。そういう点で、連帯保証人について塩竈市もきちんと立てられない方については相談を受けますというふうには書いてございますが、その辺について改めて対応方をお伺いしておきたいと思えます。

○菅原副委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 委員ご指摘のとおり、入居のしおりのほうにはご相談いただけるように案内を申しております。また、説明会を開催しております、そこでも明確に連帯保証人が難しい方は個別の事情によって相談に乗りますので、電話等、定住促進課までご相談いただけるように重ねて案内しておるところでございます。以上でございます。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願ひします。

それから、ここに身元引受人と自活状況の申立書というのがございますが、これは仙台も東松島も、この身元引受人となりますと、相当やっぱり引き受ける人にとっては重い問題であります、連帯保証人もそうですけれども。それで、仙台市や東松島は、あなたが何かあった場合に緊急に連絡できる人、その方を1人示してほしいということだけ述べております。やっぱり今後こういった身元引受人、あるいは自活状況の申立書となりますと、やっぱり被災者にとっては非常にハードルの高い手続になるかと思いますが、この点は仙台市や東松島の状況なども踏まえて改善していただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○菅原副委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 自活状況の申立書とあと身元引受人の件、2件ご質問いただきました。まず自活状況申立書のほうなんですけれども、これは市の住宅の条例に基づきまして身体上、精神上、著しい障がいがあるために常時介護を必要とする方はお一人では入居できませんよというふうになっておりますので、この点を、医師の判断とかそういうことじゃなくて、まず本人の申し立てによってお一人で公営住宅に住んでも大丈夫だよということを申し立てていただいておりますので、過度の負担を入居者にかけているというふうには判断してございません。

あと、身元引受人の件に関しましては、当然今回の大きな災害によって個別の事情、皆さんおありでしょうから、そこは市としても柔軟に相談に応じまして、例えば入居時点で身元引受人が立てられないといたしましても、入居をお断りするのではなくして、入居後もそのような方を探し続けていただく誓約をしていただいて入居していただくと考えております。ただ、こ

の身元引受人は、決して入居者の負担を強いるために考えているんじゃないなくて、お一人でお住まいの方に何かしらの支障があったときに、市としてもいろんな支援をしたり、場合によっては建物の中に進入して、進入じゃない、ごめんなさい。建物の中に入れていただきまして安否を確認させていただく等、その配慮するためにお伺いしている件もありますので、ご理解いただきたいと思います。申しわけございません。不適切な発言をいたしました。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 被災者ですので、そして高齢者でもあると、なかなかかたい言葉で言われると何なのかなというふうに思う節もあると思いますが、その辺はぜひ生活再建優先の立場で手続方も丁寧をお願いしたいと。

それから、もう一つ言われているのが引っ越し費用であります。この予算70ページには4,900万円計上されておりますが、塩竈市ではこの横にも書いてございますように、20万円を支給することになっております。それで、要するに他市との違いは何かといいますと、何日まで引っ越ししてくださいということは言うだけけれども、引っ越した後に20万円を支給するというのが塩竈です。ほかはその引っ越しする日にちも決まっておりますから、初めに引っ越し費用、決められた額についてお出しするということになっております。何年もずっと引っ越しのする期間はあるわけではないわけですから、その辺は柔軟に考えて、この引っ越し費用も出していいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅原副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま災害公営住宅等の入居支援事業についてのご質問がございました。この平たく言うと引っ越し費用なんですけれども、これの支出するタイミングというようなお話だと思います。私どものこの制度設計したときには、確実に引っ越しをしたというようなところでの引っ越し費用を支援しようというようなことで制度設計をいたしております。そういった中で、定住促進課において引っ越しの手続を終了した、そういった連絡を生活福祉課がこの事業を執行していますけれども、そちらで受け取った後に費用を出すというようなそういったことで、いろいろな憶測がないようなそういった中で、確実な事業執行というところを心がけての内容ということになります。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 その辺が非常にこの行政のかたいところというか、手続の、でも多賀城市でもどこでもそれを出しているんですから、だから塩竈だけすごくちゃんと手続をして、さっきも連帯

保証人だ、いろいろな書類出させて「はい」と押すわけでしょう、片方で。だから、引っ越し費用だけがかたくなにちょっと確認しなければということではなくて、もう少しその辺のすり合わせや柔軟な日程のところができるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○菅原副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 この制度、平成26年度の途中から平成29年度までということで、年度年度そういった形での対応をしております。そういった中では、年度事業予算ということでもありますので、いつでもいいというような形ではなくて、やはり会計年度に沿った形で確認した際に執行するというような、そういった形で今後も平成29年度まで事業を執行させていただきたいと思います。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 いつでもいいというニュアンスが、そういう意味でのいつでもいいことではなくて、定住促進課にちゃんと書類を出されて、「はい、曾我ミヨさん、どうぞ」というものがあれば、当然出していいのではないかというたとえの例ですが、そういったことを丁寧にやっていただければ被災者は非常に喜ぶのではないかと。実は1月にも仕事をなくされて、申し込んだけど、引っ越し費用もままならないという人ももう出てきました、そういう人も、私たちのところへ。だから、そういうことを考えますと、この引っ越し費用も予算を組んでいると。全部が300戸に引っ越し費用出るわけではないんですが、それでもその辺はちゃんとプレハブ仮設だったのかとか含めて精査できることですから、そういったことをぜひ丁寧に被災者に寄り添った対応をしていただきたいということだけ申し上げておきたいのですが、いかがでしょうか。もう一回。いつでもというのではなくて、そのいつでもという言い方はちょっと違うと思うんですが。

○菅原副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今曾我委員がお話になったように、引っ越しの期日が決まって実際に引っ越しなされたそういったときには、もう支払い手続に入るということでございます。ただ、まだ引っ越しが済んでいない中で、なかなか履行確認、かたいと言われればかたいんですけれども、そこができていない中での執行というようなことについては、先ほどからお話ししているとおりでございます。ご理解いただきたいと思います。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 今議場ですからね、今後ともぜひ柔軟な対応を求めておきたいと思います。定住促進課のほうとのやりとりもよろしくお話ししたいと思います。

続きまして、資料No.9の野々島地区の漁業集落防災機能強化事業です。

先ほどの浅野委員もお話しされました。本当にこれから、この計画では十何軒の引っ越しだとか移転だとかいうふうに言われましたけど、要するに、私はもう前々から言っておりますように、特に野々島の防災機能強化事業については、やっぱり島民が、野々島の方々は全部一致してこの計画はのめないとやっているんです。今当局の対応を言うと、何か県の方向を見守りながらという感じで受けとめるんだけど、要は塩竈市が島民の立場に立ってこの防潮堤、3.3は要らないよというふうに立場をそういうふうにするれば、私は計画は見直されるんだと思いますよ。そこが今問われているんだと。これ県のいろんな計画を天下みゆき県議を通じてもらいましたが、防潮堤の未合意箇所は漁港関係では桂島、建設海岸では野々島海岸の2カ所、港湾海岸では仙台塩釜の石浜、それから塩竈の野々島と5カ所だと。これは高さの関係です。

それで、朝に市長のところに2月9日の新聞に中央防災会議の専門調査の会の座長さんをされた河田恵昭さんがこの巨大な防潮堤がなぜ今、今日こういう問題を生んでいるのかということで書かれております。座長をした方です、河田さん。結局、現場の声を聞かずに中央防災会議でやったことがそのまま自治体が誤解か曲解をして、それをさもこういう高さの防潮堤がなければならぬように解釈されているということを述べています。

やっぱり今大事なのは、やっぱりそこに住む人たちの立場で取り組むことが大事なんだと言われてます。でないと、もう人が住まなくなって高い防潮堤だけが残っていくような島になってしまうということも懸念されますので、今大事なことは、この4月から進めようとしているこの予算、塩竈市長が島民の立場に立つかどうか、その立場に立って県に物を言うということが大変大事なんだと思います。その点で、いかがでしょうか。市長の見解を伺います。

○菅原副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど委員会が開始される前に曾我委員から巨大防潮堤についての中央防災会議の専門調査会の座長さんですかね、河田恵昭さんの資料は頂戴いたしました。市長はどういう立場で今こういった防潮堤整備をしているんだというご質問でありましたが、あくまでも塩竈市民を守るためにという視点であります。若干長い説明になるかもしれませんが、ご理解いただきたいんですが、我々防潮堤に限らずさまざまな復旧・復興の仕事を現場でやってきております。基本となるものが何かということが非常に大切なんだと思っております。例えば法律、条

例、あるいはさまざまな設置基準等々をまずはきちっと守った形でこういったものが整備されるというのが基本ではないのかなと思っております。

今ご質問いただきました防潮堤であります、昭和35年、チリ地震津波がかつて塩竈に來襲をいたしました。35年から40年ぐらいかけてチリ地震津波対応の防潮堤を整備してまいりました。この高さ、T.P.プラス2メートル70であります、これは既往最高潮位であります。湾内で高かった津波の高さの痕跡から2メートル70という高さを決定しまして、塩釜湾内についてはチリ地震津波対応については2メートル70ということで整備をしてまいりました。ただ、今回の東日本大震災では残念ながら2メートル70の防潮堤をはるかに超えるような津波が來襲いたしましたことは、地域住民の皆様方が等しく理解をいただいているところであります。

このような結果を踏まえまして、宮城県ないしは国におきましては、要はL1対応、L2対応、レベル1、レベル2というような概念を今回の東日本大震災で初めて導入をされております。L1については、おおむね百数十年に1回の津波については、防潮堤で生命も財産も守りますという考え方であり、今次のようなそれを超える津波が来た場合は、命を何としても守ると。具体的に申し上げれば、いかに高台に早く逃げていただけるかと。高台に逃げるまでの時間的な余裕のために第二線堤、第三線堤、例えば道路をかさ上げして津波の到達時点をおくらせるとか、そういったさまざまな計画が国あるいは県から出されております。

宮城県については二十何区分です。ちょっと細かい数字ご容赦いただきたいと思いますが、海岸線を二十何区分かいたしまして、松島湾海岸については4メートル30という防潮堤の高さが示されたところであります。4メートル30の高さはマリングート塩釜のところと北浜について4メートル30の高さ、それから余裕高をカットした3メートル30の高さ、そして今現在まで取り組んできた2メートル70という高さを現地で市民の方々にご理解いただけるような、そういう案内板を設置をさせていただいた後に市民の方々にアンケート調査をさせていただきました。前提といたしましては、私は塩竈についてはぜひ3メートル30、要するに余裕高の1メートルカットしていただきたいという思いで県のほうといろいろ交渉させていただきました。県におきましても、最後は地域住民の皆様方のご同意がどうか、というようなお話がありましたので、そのような形でアンケート調査をさせていただいた。結果としては、若干ではありましたが、3メートル30でいいですという方々の数値のほう上回ったということ踏まえまして、内湾については3メートル30とさせていただき、浦戸地区については基本的には4メートル30という考え方で取り組んでまいりました。

ただ、浦戸の地域住民の方々から、いわゆる「表浜」に対する「裏浜」についてはそんなに高い津波が来襲していないと。そういったところはぜひ引き下げを検討していただきたいというお話がありまして、県のほうに出向きまして県のほうにもいろいろのお話をさせていただきました。

その際に最終的に県からご同意いただきましたのは、内湾と同様に余裕高をカットするというのであれば、それは地域の皆様方がそういった環境を甘受されるということでありまして、県としても同意はいたしますというお話になりました。そういったことを浦戸島民の方々にご説明をさせていただいてまいりましたが、ある島の方々からは、「いや、3メートル30も要らない」と。「2メートル40でいいですよ」というようなお話をいただきました。地域感情としては重々わかりますが、じゃ2メートル40という高さを我々どういうふうに説明すればいいんでしょうかねという話をさせていただきましたが、当然のことながらこういった数字の根拠というのは大変難しい作業であります。恐らくは2メートル40でいいという根拠はなかなかつくりにくいかと思っております。それから先についても、3メートル30でそのかわり海を見えるような生活を引き続き継続いただけますように、背後の地盤高をかき上げさせていただき、総体的には今までの防潮堤の高さを変わらないような取り組みをぜひさせていただきたいということで、私も何度も足を運ばせていただいております。

ただ、残念ながら、最近ではその島に私がおりると地元の方々が押しかけて、「きょうは高さを変えるという返事を持ってきたのか」とまず船着き場で聞かれます。「いや、きょうは違います」。「では、来なくてもいいぞ」というような大変厳しいお話を頂戴し続けておりますが、前段申し上げましたとおり、我々はやはり地域の方々の生命、財産を守るという責務があるものと自覚をいたしております。そういった中で、今地元の方々の2メートル40という高さにはなかなか説明責任が果たせるような状況にはないというのが現状であります。

なお、今後とも、地域の皆様方と膝を交えてまた話をさせていただく覚悟でございます。よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 経過ずっと話されて時間食ったんですが、要するにこの計画で、この資料No.12の152ページでいきますと、建物補償9軒、そしてこのスケジュールでいきますと、4月なのか3月なのか5月なのかわかりませんが、契約をして建物補償をやっていくというふうなスケジュールですが、要するに住民の同意ができない限りはここは進まないと思うんです、私は。そ

ういう点で、考え方を変えて住民の立場で、この防災会議の座長さんも言うておりますように、要はそこで住んでいる人たちが営みができるようなことが最も大事なことであるというふうにも言うているわけですから、私どもはやっぱり住民の立場で引き続き頑張っていくということを決意を申し上げておきたいと思ひます。

続きまして、港町地区津波復興拠点整備事業についてです。これ補正のときにも質疑をしてまいりまして、共産党市議団の立場はもう表明してまいりました。平成27年度分を今度平成28年度に予算を計上してつくるということでありますが、平行線だけでもちょっとまずいかなとも思ひますが、要するにあの商業施設の借地の契約は何年間なんですか。あそこの建物を貸しているところの借地の契約は。商業施設の。

○菅原副委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 ちょっと確認させてください。商業施設、西側の商業施設の底地の借地権ということですか。かつて契約していると、平成17年でしたですかね。そこから数えて20年ということの定期借地権を今設定しているというお話は存じ上げていますが、その件でよろしゅうございますか。はい、以上です。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 20年ですよ。10年間、10年間で20年。先ほど西村委員も言ひましたように、この周辺の大型店舗の進出は相当変わってきます、これからも。そういう中で、商売の方はそれぞれだと思ひますが、やっぱりきちんとそういった見直しも含めて今回のデッキがつくられてきたのかどうか、その辺をまず第1点、聞いておきます。

それから、避難デッキということで国の税金を使った事業であります。当然それに通じる避難施設ということをは明確にしていかなきゃならないと思ひんですが、塩竈市の防災担当者も含めたきちんとした計画がされているのかどうか、非常に心配です。何回も赤い分厚い防災のあれをめぐっても、今度の避難デッキに通じた見直しの協議がさっぱりされていないんじゃないかと。市民というか議員からはそう見えるわけですが、そうであるならば、それなりにふさわしいちゃんと庁内の説明がつくような協議をして示すべきではないでしょうか。その2つを伺ひます。

○菅原副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 地域防災計画には避難ルートの一つにマリンゲートから大規模商業施設までの避難ルートとして一定程度避難ルートとして設けております。なお今年度、津

波避難計画を今立てておるところなんです、それにつきましては、来週から一応そういった沿岸部の地域に入りまして、そういった懇談を進めながら、避難ルート等の説明とかもしていく予定としておりますので、ご理解ください。以上でございます。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 その商業施設との契約の関係では、あと何年なんですか。もう一回結ぶんですか。そういう心構えでいるんですか。

○菅原副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 現在、土地のほう、公共用地先行取得事業特別会計のほうでの土地ということになるんですが、もともと公社が取得していた用地を、持っていたものを2号用地として再取得しまして、それで借地権、もって20年間の貸し付けという形にしております。手元の資料、平成22年度からかというふうに考えますが、それだと平成42年度までということになるかと思えます。なおちょっと確認をさせていただきますが、平成22年度からか。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 その辺も私たちもちゃんと確認しながら、この土地開発公社の関係だとかいろいろ変わってきていますので、使用料がどのように予算化されて、どこに収入に入っているかも私らもちょっと忙しさに紛れてちゃんと検証しておりませんが、いずれそういったものの中のデッキなのだとこのことをしっかり踏まえておく必要があるというふうに思いますので、よろしく今後ともお願いしたいと思えます。

それから、木造住宅耐震診断ですが、これも前段でどなたかも取り上げておりましたけれども、この26年度の決算のときには平成27年度まで90%以上達成して平成32年度まで95%に高めていくというふうに書いてございます。それで、実際今年度の予算で何件対象に考えているのかお伺いしたいと思います。

○菅原副委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。

まず、木造住宅の耐震診断のほうで30件、あと耐震改修工事のほうで20件、住環境整備事業のほうで14件予定してございます。以上でございます。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひこういったことも市民にわかるように広報などにも知らせていただきたいし、やっぱり私、中小企業の方々の仕事おこしにもなる問題ですから、ぜひ取り組んでいただきたい

いということと、最近わかったのですが、国の先行型の補助金を使ってほかの地方自治体で何をやっているかと見ましたら、一番多いのが住宅リフォーム事業がもう全国で繰り広げられております。先行型を使って。塩竈市は残念ながらそれは通常の住宅改修でやるということになっておりますが、やっぱりこれだけの復興事業、トータル出していただきました、時間ないから言いませんが、15の中に塩竈市の14回までの復興事業、出していただきましたが、市民的には税金でこれだけの復興事業がやられているんだけれども、地元の企業や地域経済にどれだけの波及効果をもたらしたんだろうかと。そういった試算をしたことがあるのでしょうか、お伺いします。

○菅原副委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 我々の今580億円もやっている事業の経済的地元への波及効果という試算の話ですか。正直、そういった詳しい試算というまではちょっと至ってございません。と申しますのが、実際に、正直その復興事業をできるだけ早く進めるということで、受注をしていただくことをまず我々としては念頭に置かせていただいていたと。それは当然地元の業者さんにとっていただければ一番ありがたいお話だったんですけども、そういう大きな工事も当然出てまいります。地元さんもとれないときもありますし、大手さんもとれないときもある。そういう中で、いろんなさまざまな工夫をさせていただいて、まずは発注、そして受注をしていただくということにまず力を注いでまいりましたものですから、それが地元さんのほうの企業にどれだけ波及効果が及ぶかというところまでの試算まではちょっと至ってございません。以上でございます。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 なかなか入札が不調に終わるといような状況もありましたから、それはそれで早く進めるという思いは私はわかるんですが、結局この復興事業が終わった後、何も市の事業者の仕事がふえたり、残りこれからの維持管理にかかるんでしょうけれども、そういったことの仕事にきちんとぴたっと合うようなこともやっぱりよく知恵をめぐらしてやっていかないと大変になるのではないかと。実は、ある業者さんから、大手の最近高速道路のいろんな問題が起きましたよね。起きましたね。あれの関係で、下請の下請の下請をやっていたところが全く仕事が今来なくなっていると。これがどういうふうになってくるかわからないんだけれども、本当に大海に浮かぶ小船のように、あしたどうなるかわからないという状態なんです、市内の業者の方々は。住宅リフォームもさっき言ったような取り組みだと。じゃ、何で仕事をして食べ

ていくかということになりますから、今後あと残り市長はあと3年間で何とかやり上げたいというふうに言っておりましたけれども、できれば、大型公共事業にはなりますけれども、その辺は少し目線を、じゃこのところは少し入れてもらえないかということの工夫も、地方自治体ですからぜひやっていただけないのかなという思いがあります。これだけの税金使っているんですから。電気屋さんもそうですし、本当に仕事がないと言っておりますので、道路も大分整備させてでこぼこも大分解消されましたから、しばらくもつんでしょうから、それだとますます仕事なくなると、こういう悪循環もありますので、その辺よく工夫されて引き続き業者の仕事ができるようお願いしたいと思いますが、もし何かあれば伺いたいと思います。

○菅原副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 曾我委員から地元の業界の活用についてというご質問でありましたが、残念ながら物件によってはいまだに不調というような状況が継続をいたしている状況にあります。できるだけ我々も、せつかくの塩竈の仕事でありますので塩竈の建設業界の方々にといい思いはありますが、現状はかなり我々のほうが厳しいと言わざるを得ない状況であります。したがって、二度、三度と不調が続けば、当然一定の物件をまとめて「ロッド」というんですかね、単位を大きくして大手の方々をお願いをせざるを得ないというような状況であります。ただ、我々も、地元の業界の方々も大切でありますので、今後ともそういったことについてはしっかりと心がけてまいりたいと思っております。以上でございます。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしく申し上げます。

土木費の関係で、道路維持管理費、公園費について、きのうもございました。草刈りがなかなか進まないとかいろいろ言われましたが、前年度の予算と比べますと今年度は若干ふえております。そういった点では努力されていると思いますが、まず年間予算が公園の例えば剪定だけで150万円だと。道路維持管理の関係での剪定は175万円ぐらいだというと、やっぱり少ないのかなと。ふやしてはいただけたけれども少ないのかなということの思いはあります。

同時に、私は問題にしたいのが、この技能労務職の問題です。平成28年2月の総務教育常任委員会の協議会に出された塩竈市の行財政改革推進計画、この7ページでずっとアウトソーシングという言葉、よく言われてまいりまして、改定後の職員の目標設定が、特に注目するのが技能労務職の民間委託などのアウトソーシングを活用して原則退職者を不補充するということが述べられております。それで、公園のこの予算、資料でもらいました資料No.15の16ページ、

技能職のところを出していただきましたが、公園の職員は1人です。きのう言われましたように、150カ所から130カ所以上の公園を、これは公園ですよ。だけれども、道路とかいろいろあると思いますが、公園の職員は1人です。どんどん電話かかってくるけれども、とても間に合わないと。現場で働いている職員に言われました。新年のご挨拶に「お世話さまです。ことしもよろしく」と言いましたら、年に草刈りは3回やらなきゃないと。5月、6月の草の伸びる時期、夏のとくに1回で、そして秋ごろにもう一回切っておくと、仕事をするほうもうんとやりやすいんだと。だから、全然予算が足りないというふうに言われました。それで、私も芦畔地域ののり面をお願いしました。もう課長さんに本当に汗だらだら、だからなかなか回らないと。今業者に頼んでいると。もう数カ月で、また電話したらシルバーセンターに頼んでいると。いや、今度直営で市がやってくなると。たった1つののり面がそういう状況ですよ。そして刈ったのがことしの1月。もう青々して、つるの葛という木がもう電線につながっているのももう枯れ果てて茶色くなったところを一生懸命刈って今きれいになっていますが、要するに皆さん市民から選ばれた議員さんたちもそうだと思うんですが、やっぱり道路予算もそうですけれども、こういった管理費もやっぱりそういう状態にあることをよく見据えて、そして職員の技能職なんかを減らしていくことは、やっぱりちゃんとそういう草刈りも、木を切るのも、技術が要るんですよ。事務職員だけではできないんです。そういったこともちゃんとやっていかないと私は大変なんではないかと思うんですが、もしあれば教えてください。

○菅原副委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 ただいまご質問いただきまして、予算委員会の附属資料番号15の16ページをごらんいただきながらご質問を頂戴しました。

こちらにつきましては、正職員の技能労務職の配置数ということで、学校用務職員、清掃工場、公園ということで記載されておりまして、公園につきましては記載のとおり1名という状況にはなってございます。ただ、実際に作業していただく方々につきましては、そのほかに非常勤の職員を一緒につけて作業を行っていただいているというような状況にございます。また、技能労務職の全体の人数といたしましては、さきに行財政改革の中でご説明をさせていただいたように、国からも原則不補充ということでなってございます。今後、こういったところの技能労務職の配置先、こういった部分の将来的な展開の仕方、こういったところは今の現在の職員構成等々も含めまして検討させていただいているところでございますので、よろしく願いをいたします。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひその辺もやっぱり細かく目を、光を当てながら取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

最後になります。資料No.9の同じ土木費の132ページ、都市再生整備計画事業759万円というのは、この復興交付金事業には載っていないのですが、これどういう事業なのかお伺いしたいと思います。7,590万円。ごめんなさい。

○菅原副委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 この7,590万円につきましては、都市再生整備事業として来年度、第3期都市再生整備計画の第2年次として取り組む内容で、主なものとしましては、市長からもご説明ありましたように、野外ステージとか、あと北浜沢乙線の沿線の再整備、植栽等の再整備、そういったものを行っていく予定となります。以上です。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ちょっと私、全然、今までのいろんな説明を受けた中で、多分よく聞き取っていなかったのかもしれませんが、皆さん、わかりますか。野外ステージとかという話ですが、全然私たちそういう計画なんか聞いていないんですが、伺います。もう一回、もう一度、わかるようにお願いします。

○菅原副委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 伊勢議員からもご質問あった中身なんですけれども、海と社を結ぶまちづくりということで施政方針に対する質問の中であった内容ですけれども、マリゲートと神社、門前町地区を結ぶということで、途中にあります千賀の浦緑地に野外ステージのほうを建設しまして、そこを交流拠点と位置づけまして人の交流を、まちづくりには人の回遊性を高めるというような中身で建設を予定しております。以上です。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 予算は復興事業ではないんですね、じゃ。一般会計で。あそこの緑地のところを、津波の来た石の建っているあたりのところにまた公園をまた掘っくり返してまたつくり返すということですか。つくるということですか。

○菅原副委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 済みません。実施計画、黄色い冊子の55ページをごらんください。

一番上の欄に第3期都市再生整備計画ということで、平成28年度7,590万円、掲載いたして

おります。その中に千賀の浦緑地野外ステージ整備等5,100万円、地域案内板整備816万円、あと鹽竈海道歩道環境整備1,530万円、こういうふうに記載しています。ですから、これはこれまで行ってきました例えば平成26年度ですと塩釜駅の整備ですとか、そういった復興事業とは違ったまちなかの回遊性を高める事業として取り組んでいる内容であります。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よくわかりませんが、要するに中の島のポンプ場のところの公園もそうですし、集会するところがないんですよ、塩竈で。集会と言ったら変だけれども、市民が集う場所がないんですよ。それなのにまたあそこへ物を建てて、ちょっと急ぎ過ぎなんじゃないですか、これは。やっぱりまちができて、その中で何をしようかということをしないと、その建物だけ建てればいいのかというのではないと私は思います。以上で終わります。

○菅原副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 申しわけございません。

先ほどの商業施設の契約等についてご報告させていただきます。

やはり20年間の賃借契約でございまして、平成19年の5月21日に当時まだありました塩竈市の土地開発公社と商業施設が契約を結びました。その後、平成21年の10月にそのまま契約は継承しまして、一般会計側のほうが契約をしているということになります。契約のスタートが平成19年ですので、そこからの20年間というような計算になります。以上でございます。

○菅原副委員長 それでは、暫時休憩いたします。

再開は3時30分といたします。

午後3時14分 休憩

午後3時30分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。志賀勝利委員。

○志賀委員 じゃ、私はまず最初に資料No.9のページ、40ページ。

一番下の需用費という……、違う、報償費ですね。8節の報償費の弁護士謝金というところが6万5,000円というようなものが出ているわけですが、塩竈市は顧問弁護士の契約を顧問契

約されているのか、いないのか。それで、この6万5,000円で例えば1年間の顧問契約が成り立つものかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えさせていただきます。

塩竈市では顧問弁護士との契約をまずしております。この顧問弁護士の委託料というのは、今ご指摘いただいたページの次のページ、42ページをごらんいただきたいんですが、ちょっと上のほうで13節委託料、こちらに顧問弁護士委託料ということで56万2,000円記載しております。これが1年分の委託料ということになります。報償費のほうにつきましては、こちらのほうが欄外にございます事業内訳のところ、訴訟及び行政不服審査請求事務のほうの67万3,000円、これが今申しました56万2,000円と6万5,000円の合計額ということになりますが、実は成功報酬等も含めました部分が報償費ということになってございます。これはちょっと想定ができませんものですから、一応予算上6万5,000円ということで計上させていただいているという状況でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 同じ弁護士費用で何でこんな分けなきやいけないのか、ちょっとお聞かせください。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えさせていただきます。

13節のほうは委託料ということですので、年間あるいは月幾らということで、年間通して我々が相談させていただく分というのが一つでございます。報償費のほうにつきましては、弁護士というのは弁護をしていただいた際には、もし勝訴ということになれば、これには成功報酬等伴ってまいります。この分はその賠償額とか、その勝った額の何%とかという決め方になるんですけども、こういったところが年度の当初で抱えていなければ想定できませんので、一応便宜上6万5,000円計上させていただいたところ費目が変わってくるというところがございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、勝つのを前提にこの6万5,000円を計上しているということですね。それで、一応訴訟としては56万2,000円計上していると。そうすると、今までこの訴訟費用は幾らぐらい全部でかかったのか、ちょっと教えていただけますか。前年度までというか、平成27年度までに。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 決算書に出てまいります、今ちょっと手持ちがございませんので、資料調べさせていただいてお答えさせていただきます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、結局これが負けた場合は、今度相手方の弁護士費用を全部負担しなきゃいけないわけですが、その辺はこの56万2,000円に入っているんですか、入っていないんですか。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 敗訴ということになりまして賠償とか損害賠償等が出てくれば、これはこれで改めて議決が必要になりますので、別の予算を計上させていただきまして議会に補正予算等でお諮りをさせていただくという流れになります。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

私も一応初めてこれちょっと見させてもらって、なかなか理解ができなかったもので、こういうものが自分で議決したと、ああそうなんだと今初めて感じたわけなんです、結局質問しないとわからない、なかなか。これだけの項目があつてこういうのはわからないということで、勝つ見込みはあるんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 勝つ見込みというご質問にどうお答えすればいいのかはあれですけれども、訴訟等になれば弁護士とも相談しながら、常に私どものほうの正当性というのを主張していくということになりますので、それ以上のことはないということだと思います。はい。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、結局負けた場合というのは何を意味するかというと、家屋解体に対する二重請求の返還請求で、その二重請求が二重請求であったということが認められるわけですよ。そうなった場合に、じゃその責任は誰がどうやってとるのかを教えてくださいませんか。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 今予算上の話ということであれば、ちょっとこの責任の所在というのを私の口から何か申し上げるといのはなかなか苦しいと思いますが、塩竈市として

の責任ということになるかと思えます。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、塩竈市というよりは市長が責任とられる形でいいわけですね。結局は市長がそういった発注、契約を結ばせて、そしてそれでそれのもとにこういった問題が起きているということですから、そういうふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 市長というよりも裁判の判断に基づく決定ということになりますので、塩竈市として受けとめさせていただくという形になるかと思えます。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 市としてと。塩竈市は責任ないわけですよ。それは誰かがやった人が責任とるわけですから、そののところがちゃんと言ってくださいよ。塩竈市が責任とれるんですか、このことに対して。違うでしょう。塩竈市長がとったり、それで担当部長が責任とったり、そういうことじゃないんですか。塩竈市という行政そのものが責任をとるべきものなのか、そののところがちょっと答えてください。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 裁判の結果を見ての責任の所在というようなご質問でございます。

我々もその裁判の結果を見た上で、そしてどこに反省点があるか、あるいはどこに責任があるのかという部分を判断をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、そういったたればの話で、結局全て場当たりので、これ今回の予算のあれでも、これから検討するとか、それで本当に危機管理できるんですかということなんです。こういうものを想定してこういう体制を整えておくとかなんとかということをやっぱりやっぺいくのが普通ではないかなと私は思うんです。私が言っていることはおかしいですかね。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 志賀委員のほうからただいま二重請求についてのたればの話で、その結果どこに責任があるんだというようなことで私はお答え申し上げました。通常、塩竈市が事務事業の執行をするのが最終的には市長の名のもとにおいてやるわけですので、これらについてはもう市長と。しかし、その結果を見た上で、どこに責任があったのかと。どこに瑕疵があったのか

という部分については、やはり副市長もあれば、担当部長もあれば、担当課長もある。あるいは、担当者とそういった部分を私は判断をしていかなくちやいけないということでご答弁を申し上げたところであります。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 たられば、たらればと言うんですけれども、予算案だ、全部たらればですね。その中で言っているわけですから、だからその中で行かなかったときどうするかということをやったり考えながら予算執行していくわけでしょう。今の海岸通の計画もそのとおりだと私は思います。ここはこの辺でやめておきます。

それと、先日の土見委員の質問の中で、協働推進室のことを取り上げていました。それで、じゃそうすると、この協働推進室なるものが平成19年から現在の場所にあるということをお聞きしたわけです、この前。そこで、この協働推進室にかかわる予算というのは、ここちょっと見たんですけれども、どこにも区別ついていないので、どこの部分に含まれているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 協働推進室の予算ということで申し上げたいと思います。

資料No.9の46ページをごらんいただきたいと思います。

まず、事業内訳の中にあります男女共同参画推進事業、50万円がこれでございます。あと、その2つ下、市民活動推進費といたしまして、協働推進室、マリンプラザ等の管理費が705万9,000円という形になっております。

あと、ページをおめくりいただきまして50ページをお開きいただきたいと思います。50ページの事業内訳の下のほう、12目諸費の集会所関係費222万4,000円、このものが協働推進室の予算の主なものとなっております。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちょっとわたわたわたと言われたので全部確認できなかったんですが、もう一回ちょっと確認させてもらえますか。46ページの男女共同参画室、参画推進事業の50万円、それから市民活動推進費の705万9,000円、それから50ページの集会所関係費224万円ということでよろしいですか。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 はい、こちらになります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 これは人件費も入っているんですか。人件費以外なんですか。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 職員の人件費は入っておりませんで、パートの人件費が入っております。1名の分の人件費が入っております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それは、その市民活動推進の中に、700万円の中にパート1名の人件費が入っているという理解でよろしいのでしょうか。高過ぎると思うんですけども。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 恐れ入ります。失礼しました。パートの人件費につきましては、この705万9,000円の中には市民協働推進室の賃借料、場所の借り料とかマリンプラザの管理運営費も入っておりまして、それを含めて705万9,000円となっております。協働推進室の非常勤職員の分については、122万7,000円が報酬としてこの1節の報酬に入っております。以上でございます。

○鎌田委員長 終わりですか。志賀委員。

○志賀委員 慌てないでゆっくりとしゃべってもらわないと、耳も遠くなっているし、聞き取れないんですよ。それで間違っただけを言われると混乱するんですよ。「間違いました」では済まないんですよ。間違うのが得意みたいですけどもね。

それで、例えばどのぐらいの家賃、借りているところは家賃、賃料払って何平米あるんですか。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 賃料につきましては、協働推進室84平米でございます。これにつきましては、年間155万5,200円の賃料として今回予算計上させてもらっています。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 平米数がちょっと聞き取れなかったのです。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 済みません。84平米。84平米でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 はい、わかりました。

それで、これは平成19年からここに置かれているということで、私がこちらで議員で当選してから壺番館に今度本庁から大分人が移ったわけですね。そうすると、このあえてそこにまたそのまま事務所を置いているということは、本庁にスペースはないんですか。とても壺番館にもスペースがなくてそこをずっと借り続けて活動しているわけですか。ここに置いておく理由というのは何なのかはちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 この協働推進室に移った経過というのが、本町になかなか人が集まらなくなってきたというふうな部分もありまして、ここを町内会またはNPO等の市民活動団体が利用することによって回遊性を高めようという一つの目標、目的がございました。また、駐車場につきましても、もともとあそこには近くに宮町分室、今ちょっと災害のほうで解体はしておるんですが、あその駐車場も使えというふうな部分の中で、あれからずっとこの場まで借りているというふうな状況でございます。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、そういったいろんな各種団体の方が出入りするからだと。じゃ、その出入りは、トータル人数というのはどのぐらい1年間であるものなんでしょうか。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 去年の場合、平成26年度の施策のほうにも出させていただいたんですが、平成26年度につきましては協働推進室は1,914人が利用していただいています。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

できるだけ市民の多くの方が利用していただければいいかと思うんですが、1,914人というと、1日何人だ。1日5.2人ですか。そうすると、まちのにぎわいとはちょっと言いがたいものもありますけれども、これを倍なり、2倍なり、3倍なり、やっぱりもうちょっとこの協働推進室というものをPRされたらどうなんですかね。だって多くの方がわからない。町内会長さんもわからないですよ。私も集会所云々かんぬんで相談受けることあるんですけども、結局どこだと私自身も端的に言えないものもあるものですから、ちょっと私自身が情けないかもしれませぬけれども、ただ各町内会長さんもそういうところを知っている人と知らない人がいるということなんで、その辺のPR活動も広報紙等で場所もちゃんと明確にできるようにやっ

ていただければというふうに思います。

それと、ちょっと予算書を見て、ふるさと納税というのはこの予算書の中には入ってこない項目なんですか。補正では何かちょこっと年間、前年度千二百何十万かというのが、ふるさと納税がありましたということで書いてあるんですが、結局予算書に載ってこないのか、載せない理由は何なのかちょっと教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 ふるさと納税、寄附金の扱いでございます。当初予算ではあくまで1,000円計上ということで、基本的には載せていないというような形になっております。以上でございます。（「ちょっと聞こえない」の声あり）予算上では1,000円の科目設定での数字ということで、要は載せていないということになります。（「科目設定。ちょっとわかるようにおっしゃってください。意味がわかるように。科目設定というのは何なのか」の声あり）

済みません。恐れ入りますが、資料No.9の25ページ、26ページをお開きください。

一番上、17款の寄附金ということで、前年度、本年度、1,000円という形になっております。つまりこの項目だけを残すという意味で1,000円計上ということになっています。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。この1円があれですね。（「1,000円」の声あり）1,000円か。1,000円が1,200万円になるということだと思います。

それで、これについて、ふるさと納税について私も多分2年か3年前にお話、これに関して質問させてもらいました。それで、そのときに鳥取県がもう2億円を超えていましたよ、3年間。そして、この割り戻し率が7割、8割、割り戻ししているんですよ。塩竈市でも取り組んだらどうですかというお話させていただきました。市長、覚えていただけますか。（「覚えています」の声あり）それで、先日2月10日に新聞報道でこのふるさと納税の各自治体の実績のようなものが記事に載っていました。これ見てびっくりしました。去年というか、平成14年度は全国トップは長崎県の平戸。魚介類を中心に13億円。それで、平成15年には宮崎県都城市が35億円、焼津市が35億円、そして平戸市は26億7,000万円と。もう一大市場ですよ。とんでもない勢いで伸びています。この間、塩竈市はどういう取り組みをされていたかわかりませんが、多分旧態依然のまま推移しているから今日のような状況になっているのかなと私はただ推測するわけですが、やっぱりこの辺早急に見直しをしていただいて、というのはなぜこういうことを言うのかといいますと、先日、たまたま市内のたらこ屋さんにお会いした

んです。そうしたら、その社長から「いや、石巻のたらこ屋はこのふるさと納税で何か取り扱ってもらって結構売っているんだ。塩竈でも何とかならないの」というお話もいただいた直後にこういう記事が出たものですから、やはりここは見過ごすことができない。もう何十億の単位ですからね。仲卸の半年分の売り上げですよ、今これが。ちょっと、たった2年の間に激変するわけです。そこのところを市長、いかがでしょう。早急に見直しされるお気持ちはありませんか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前に志賀委員から同様のご質問をいただきました。なかなか申し上げにくい話なんです、実は全国市長会で市長が集められます。その際に総務省のほうからいろいろ今年度の例えば制度的なものの説明とかというようなことで来られますが、その中で、このふるさと納税制度については度を過ぎた乱用がされていると。本来、例えば1万円を、あるいは5万円をふるさと納税いただきながら、品物として8割ぐらいを返しているという自治体が今志賀委員が取り上げられたところかと思いますが、これはふるさと納税の法律違反ですというお話をいただいております。総務省では、こういった自治体については課税を新たに考えるというようなことを最近言い始めているようであります。本来のふるさと納税の趣旨については、それぞれ出身者でありますとか、訪れていただいた方々がぜひ塩竈を応援したいというお気持ちが本来のあり方でありますが、昨今その返品品の品物の中身によって大きく揺れ動いていると。これは現にやめてもらいたいというような話を総務大臣からそれぞれの自治体、文書で頂戴いたしているところでありまして、本市におきましては、地場産品をできるだけ使おうと。今ご紹介いただきました生鮮食品でありますとか、そういったものを活用はさせていただいておりますが、ほかの大きな成果を上げ、成果と言ったらいいんでしょうか、大きな費用を上げている自治体というような扱いを果たしてしていいのかどうかということでちゅうちょいたしているというのが事実であります。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちゅうちょしている2年間の間にベストテンでも18億円ですよ。10位でも。だから、結局そういう法律が決まった時点で初めてそれで動けばいいことであって、その間、やったほうが得だと私は思うんです。そうでしょう。だって地元のためになるんですもん。誰のためでもないですもん。消費者がそれで喜ぶんですから、誰も損するわけじゃないですよ。アベノミクス、幾らたっても宮城県の経済効果、どうですか。何も感じられないですよ。大手企業だけで

すよ。そういう結局救われない一般庶民、一般中小零細企業者、こういった地方の事業者がこういった形で救えれば、それはそれでいいじゃないですか。それで国がそういうのはだめだと決めたときに、じゃ皆さん、こう決まったからだめですよとそれでいいと思うんですけども、何でもこういうことだけきっちり守らなきゃいけないのか、私は意味がわからないんですが、ぜひ、いやトライしてみてくださいよ。たとえそれが1年、2年でも、やっていく価値は私はあると思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

まず、今度は平成28年度当初予算の概要のほうから、ページ、11ページで産業・経済の復興というところで海岸通地区震災復興市街地再開発事業の……（「何の11ページになりますか。資料の……」「それは資料に使えないの」の声あり）これ使えないの。じゃ、いいですよ。この資料番号15番の83ページで。

それで、先ほどきょうは山本委員、それから菊地委員からもいろいろ質問が出たと思います。それで、先ほど副市長のほうから2月8日に全員協議会の中で説明があったからそれでわかるだろうというお話をされたような記憶がしているんですけども、じゃ例えばきょうこの座っている委員さん方、あの説明で概要がわかりましたか。理解できましたか。私は理解できなかったんです。それで、あのとき当日、その日に言った数字とここに書かれている数字が違って、残念なことに。細かいことかもしれませんが、違って、特に大きく違ったのは、私の勘違いか知らないですけども、商業施設のほう、これが床面積1,300平米、保留床ですか、権利床も含めて。そうしたら、いや権利床も1,300平米で、保留床が1,300平米で、トータルで2,600平米で、その1,300平米の保留床のうち残っているのが263平米だとかという質問を私は受けたと自分のメモの中で感じたんですが、これは間違いかもしれません。ただ、結局そのようにあの場で聞いても、間違っているわけです。メモも何もないんですから。中身がないんですから。それを説明したからいいんだと言われてしまったら、我々何をもとにして判断したらいいのかわからないです、正直申し上げて。賛成もできませんよ、そのままでは。それで、最後に私は、4億3,000万円という塩竈市民の税金を投入することに何か案が出てきました、突然。だから、これじゃその前の案で、国の補助金だけでしたら別に我々はそこまで細かく突っ込む必要は私はないと思います。しかし、突然4億3,000万円、市民の税金、塩竈市の税金を使うとなると、これは当然話が違って来るし、我々自身がなぜそのお金を使う、投入することを認めたのかということをも市民の方に説明する義務があるわけですから、この事業

の内容をきっちり精査していかないと、やはり私らは結局判断ができないと。それと、この事業の内容が本当に確実なものであるかということをお我々自身がやっぱりきちんとした数字をもとに判断していかなくちゃいけないわけですよ。その必要はないんでしょうか。副市長、先ほどの答弁を踏まえてお答えください。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 先ほど菊地委員のほうから当局が提出する資料、物足りない。もうちょっと吟味して出してくれということでご質問いただきました。私は、全員協議会で詳しい資料を出して説明しましたということでご答弁申し上げましたが、協議会は報告、この委員会は審議というような形でございますので、やはり審議しやすい資料づくりというのを当局として努力しなくてはいけないということで、先ほど菊地委員のところに休憩のときに行ってちょっと申しわけなかった、済みませんでしたということで陳謝したところであります。もう今後委員会審査で十分に審査でき得るような資料づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思いません。以上であります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、私が一応資料要求させてもらったわけですが、ただ残念ながら私の要求したとおりは出てきていないということをおまず申し上げます。というのは何かといいますと、確かに前1回仮の資料をいただきました。これも非常にわかりにくかったんですが、その後、それから比べると非常にわかりやすい。局長も「大丈夫です」と自信を持っておっしゃっていましたから、まあわかりやすい資料になっていましたけれども、残念ながら、いかんせんこの組合の方々が幾ら結局お金を負担して、何年間で返済して、それをその返済資金を結局保留床が売れなかった場合に全部が賃貸になっていくと。そうすると賃貸料からどうやって早く返せるんだと。保留床で売れば問題ないですよ。その分全部回収できるんですから。しかし、多分そんなに甘くないと思います。極端に言ったら、全部の面積が全部賃貸になるかもしれない。そのときに、じゃ賃貸料がどうなんだと。それで、返済計画、返済金がどうなんだと。そのバランスがとれなければ破綻するわけですよ。賃貸料収入より返済金が多かったら破綻するわけですよ、組合が。

それで、私も一応一つの小さな経営者としてこういう設備投資とかいろいろ計画しますので、私なりにちょっときのう数字はじいてみたんです。そうしたら、一応最初説明では、きょうは8,000円から7,000円というような説明ありましたね、保留床の。だけれども、この前の話では

9,000円と言っていたんですね、コンサルの方が。坪9,000円ですと。そのとき私が平米9,000円と言ったら、後で確認したら坪ですよということで、坪9,000円。そうすると、坪9,000円でやっていった場合、10年返済だとやっぱり年間で2,500万円資金ショートします。15年返済ですと485万円。これはざっくり計算していますから。ただ、要するに保留床部分の建設費を全て借りたと、借入金で賄うという前提ですね、話は。全て賄うと。その計算ですよ。売ればそれは減るわけですから。ただ、売れなかったときに全部賃貸にした場合にはそういうことになりますよと。ただ、まず10年返済というのは非常に難しい事業なのかなと。15年返済だと9,000円で何とか485万円ぐらいの、利息を2%として計算して、それより安いかもしれません。高いかもしれません。わかりません。ただ、一応今こういう金融公庫でも長期のは大体1.6%から1.7%、そんなところですよ。そんなところですから、2%を見ておけばそのぐらいでまずいいのかなということで、やった、計算したわけです。

ところが、これが7,000円になった場合、それだと10年返済だったら4,000万円超ショートします。ただ、15年返済だったら1,200万円ショートします。数字上ですよ、どこまでも。ただ、そういう、もしもの場合、結局事業というのもしもの場合を考えて、そこで資金が調達できなければ、継続できなければ破綻するわけですから、そういう幾つかのシミュレーションをして初めて、ああこの事業は大丈夫だねということに私は判断して今までずっとそういう形でやってきているわけです。

ところが、今回の場合、そういうシミュレーションが私は欲しくて、結局返済計画を出してくださいとお願いしたんだけど、それについては出てこなかったということで、やっぱりなかなかこれだけの資料で本当に計画が遂行できるのかどうか。そして、ましてやさっき言ったように4億3,000万円の市税をそこに投入すべきものなのかどうかもあわせて、やはりちょっと考えさせる問題だなと。

そして、もっと言えば、この市税を投入するということをもっと早く我々に、やっぱりこれは単独の議案でこういう状況なので市としてはこれだけのものを補助、援助したいんだと、その議案を提出していただいて、我々議会がもんで、そういったことで、そうすればテレビでも伝わるわけですし、市民の方々にこういう議案が出ている。これがみんなが反対したよ、賛成したよ、誰が賛成したよ、反対したよというのがわかっていただけるわけですから、今のこのままだと、何もわからないんです。この8億二千何がしかの予算がここに紛れ、紛れ込んでいると言ったら失礼ですけども、計上されている。その中で、何かどこから出てくるかわから

ない財源が2億1,400万円ですか、あると。結局これが市が支援する4億3,000万円のうちの一部分のかなと考えたときに、このまま1回この予算通しちゃったら、もう我々は4億3,000万円の出資を認めたということになっちゃうわけですね。そういう解釈で間違いないでしょうか。局長、ちょっと、荒井局長、お願いします。

○鎌田委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 今ちょっと別立ての議案でとお話の件ですと、こういう予算という形になっています。もちろんご承知のとおり、予算というのが議決事項でありますので、その中の手続として今回ご提案させていただいたというちょっと正規なやり方にさせていただいております。

あと、もう一つ今お話いただきました中身というのは、当然ながらこれはお認めいただくということは、この予算が議決としてお認めいただいたという結果には当然なります。そのとおりでございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 一応私の解釈としては間違いなかったということで、やはりこれだけの事業ですし、私も失敗してほしくないし、ぜひとも成功してほしいわけです。それで、私は、もっとさかのぼると多分23年、24年の中で、震災直後の議会で市長に、今の1番地区、これを市の観光バスのバスプールとして市で取得したらどうですかという提案をさせていただきました。そして今回面積を確認したら、約1,000坪。それで、今回の開発行為の中で大体坪16万円とか17万円とかそういった単価で取引されているのであれば、これは20万円でも、2億円であそこの土地が取得できたんだよなど。だったら4億3,000万円であそこの土地2億円で取得して観光バスプールにしたほうがよっぽど塩竈市の観光客誘致に私はつながったんじゃないのというふうに感じるわけですがけれども、ましてや建つ建物がマンション、マンションは売り先が決まったからいいようなものの、業務棟に関しては結局誰が入る宛てもまだない。そんな中で、聞くところによると海岸通の組合の方々はツーフロアを市で買って欲しくないかというような話があったとか。その中で、市のほうがじゃ1つのフロアだけにしましょうとかいう話が上がったということは、その時点で結局苦しくなっているという現実がある。それと、もともとの地権者が59人いらして、そしてそんな当初はたしか組合のあるまちづくり会社のほうにというか、一緒に連帯責任、保証を持ってやるという方が十二、三人たしかいたんですよね。その方が1つ欠け、2つ欠けで、聞くところによると今7人しかいないというふうになっちゃっているんで

すけれども、先ほど1桁ですという曖昧な返事だったんですが、そのところを明確にしてください。ただ、わけにはいかないんですか。

○鎌田委員長 鈴木復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 まちづくり会社はまだ設立はされていないんですけれども、まちづくり会社の発起人になっている方は今私どもが聞いている限り7名でまちづくり会社をつくろうということで、発起人で今動いているという状況でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それで、結局当初入る予定をしていた人が途中で離脱した。だけれども、その方々は市が4億3,000万円出すという事態を多分知らないわけですよ。そうすると、その方々に対する公平さを欠くことになってきてしまうのかなという思いもあります。その辺についてはどうお考えでしょうか。

○鎌田委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 まずちょっと質問の趣旨から外れて大変恐縮ですが、今回の離脱といえますか組合のほうに参加されないで、この事業に参加されない方のそれぞれのやっぱりご都合があるということをごまかし申し上げたいなと思っていました。

まず一つは、お店を開いて、またそこに権利床を持ってお店を開くということに対して、できないという方というのは、後継者がいらっしやらないと。あるいは、実はお体が調子が悪くてこのままちょっと継続ができないといったそういった本当にご事情があつておやめになる方というのが組合さんのほうから我々もお伺いしていました。そういった事情がかなりあったなというふうに思っておりました。ただ、今お話受けましたように、市が補助を出しますと。いかがですかというお話をこの時点でとなると、当時の皆様方のご意向に沿ったかということ、その当時とすればそれは沿っていなかったかもしれません。ただ、ご都合としてというのは、それぞれの皆さんのやっぱり個人的なご都合があつて組合のほうにご参加できなかったというふうな経過は我々のほうも存じております。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 当然後継者の問題で参加できないという方はいらしたと思います。ただ、結局59名のうちの方がそういう中において、当初は組合に参加するという意思を表明していた方が、じゃ何人いらしたんですか。組合の参加という問いかけが悪いんですか。じゃ、もう一回質問し直し

ます。（「途中経過を聞けばいいんじゃないですか」の声あり）はい。要するに、この事業を連帯保証をしてやるというふうに意思を表示した方が当初何人いらっしゃいましたか。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 さきの全員協議会のほうでご説明した中で、当初24年度、23年度ですか、震災の後に勉強会を開始をして、なされたときに、11店舗の参加者の中で協議会は立ち上げて進んでいったと。その中で、地権者、そのときはまだ57名で、47名の方が参加をして準備組合が設立されたという経過で伺っておりますので、それからいろいろ地権者の動きが若干ありまして、最終的には現時点で今59名の方が地権者ということで私ども伺っている状況でございます、その中で何人かちょっと、かなり1坪地権者といいますが、3坪地権者というのがあるんですが……

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 聞いたことに答えてください。私が聞いているのは、この事業で借金をして連帯保証を当初判こを押していいよと。57名の方全員そうじゃないわけですよ。私はあれだけでもそこまでやりたくないよと。だけれども、この7名だけは、最初から7名だけじゃなかったはずですよ。だから、その人数を聞いているわけです。判こを押してやりましょうと参加した方を聞いているわけ、何人いらしたのかと。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 ちょっと申しわけございません。その辺まではちょっと把握しておりませんので、確認させていただきまして後ほどご報告させていただきたいと思っております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それは、じゃまたお願いいたします。

それと、駐車場にしても、この駐車場の計画が出てきたときに、私は採算計画はどうなんですかと。前の駐車場つくったときも赤字だったでしょうと。また同じことを繰り返すんですかというお話をさせていただきました。そうしたら、「それについてはこれから精査するところです」というお話でした。それからもう1年以上多分たっていると思います。それで、建設の計画だけが先歩きして、先ほどのお答えだと、「まだそれができていません、これからです」という話なわけですよ。ちょっとこれってどうなんでしょうか。正しい計画なんでしょうか。皆さん、どう思われますか。委員の皆さん。このままで「あぁいいよ、やれ」と言えますか。

私は、ここのところをもっとちゃんと我々議会がもんでいって、それは確かにケツは決まっていますよね。ですから、そのケツが決まっているわけですから、この3月いっぱいだと聞いていますので、その間にちゃんともう一回ここの部分はもんで、議会がやっぱり全員が納得した上で、我々が市民にこうやるよと説明できるような体制をとってやっぱり進めるべきではないのかなというふうに思うんですが、そこのところを何とかご考慮いただけませんか。

○鎌田委員長 荒井井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 駐車場の経営、管理となりますと、一番やっぱり大事なところというのは、これまでの駐車場特別会計の赤字という経験の中では、地方債の償還をいかに確保するかというのが一番大きいところでした。その地方債の発行額の赤字、これの発行が償還できなかったということで、最大でたしか2億5,000万円ほどの赤字を有していたと。それが平成20年度で赤字を解消したというのがこれまでの駐車場会計でした。ですから、我々もその辺の教訓は十分に承知しております。今回、保留床処分額約2億100万円ほど。これを地方債の通常債の普通債を発行すると、大体1億5,000万円ほどになります。それを通常債として20年で我々償還するとすると、元利均等償還で行きますと大体年間780万円。つまりそれだけの黒字額を発生しないと償還できないということは、我々ちょっとシミュレートしています。問題は、その黒字額はじゃどうやって発生できるかということで、過去のちょっと決算額、ご紹介申し上げますと、平成20年、21年度、これは駐車場会計、黒字でございました。平成20年度の決算、560万円。平成21年度が480万円ほどです。ですから、結果まだそこに達していないというのが現状であります。したがって、じゃどういうことが次考えられるかという、我々も実は詳細なシミュレートはできませんが、対策・対応というものを今考えさせていただきまして、つまり地方債の発行額をどういうふうに見るかという見方、つまりそれは最終的に建設費用が固まった時点でどのぐらい削減効果があるかという見方と、収入をいかに確保するか。その当時、黒字が発生したというのはさまざまな特別サービスをアイデアとして出させていただいたという経過の中で、例えばですが、朝までとくとくサービスとかそういった新しいサービスをやって回転率を上げて黒字を生み出してきたというふうな経営努力もあつたりもしました。我々ちょっとそういったところを今どういうことまでできるかというのは現実的に項目立てをさせていただいて、上がってきました数字、これでもって正確な数字をシミュレートしていきたいと。で、売り上げの法則としてはどういうことが考えられるか、次の課題は何があるか、そういったものをちゃんと整理していこうということでは予定してございます。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、もう私が言ってから1年以上たつわけですから、そのところはもうできていなきやうそですよ。それで、前の駐車場が最終的には黒字になったところで外部にあその管理を委託して、それで一応かつて帳面づらは黒字にはなったんでしょうけれども、今回の駐車場にしても、結局5分の4の補助金が落ちて、確かに建てられますよ。だけれども、これをきちっと減価償却して、その分を蓄えておかないと、再建するとき、その原資はどこから出てくるんですかということになるわけです。そうすると、マンションの方は駐車場がなくなるわけですよ。マンションの方だけで駐車場、つくれると思いますか。つくれないですよ。そうすれば、そのマンション、住めなくなりますよ。そこまで考えなきやいけないと思うんです、私は。今国から金をもらえるからつくります。それはそれでいいですよ。だけれども、その次の手段として、30年後、40年後、50年度、じゃそのマンションは少なくとも50年は建っていると思いますよ。駐車場も建っているかもしれません。だけれども、その再構築のときにマンションはマンションで管理組合というのがあってそういうことをちゃんと年々積み立てをしてそういった計画を立てていく。だけれども、その行為が駐車場まで及ぶのかどうかというのは非常に難しいと思うんですよ。それまで駐車料金に反映させたら、えらい高い駐車料になってくるのかなと。本当はだからそこが採算をはじくというのは、1台幾らで貸して、年間どれだけの利用をしてこれだけの収入がありますよと。そこをはじかないと、出てこない。判断しようがないですよ。1時間幾らで貸すんですよとかそれなしで、「これからです、これからです、だけれども予算認めてください」と言っても、それはちょっと無責任。私は委員として賛成するのは無責任過ぎるなというふうに思うんです。これは何でこんなことを言うかと。別にいちゃもんつけているわけでも何でもなく、この計画がきちっと成功してほしいから言うんです。本当にちゃんと轍を踏んで、それでこれで大丈夫だと、それでここで支えるためには、塩竈市がここの部分だけ支えれば何とかできるんだというようなことを確信したいわけです。4億3,000万円が水の泡と消えるようなことがあってはいけないと思うからこう言っている。出さないんだったらこんなこと言いません。国の補助金でもらって、それで皆さん覚悟の上でやっているんだからどうぞやってくださいと、頑張ってくださいということですよ。反対しません。だけれども、今回のこの市の補助金については、やはり我々はそれはいいか悪いか、是非を判断するためにはそのところをきっちり判断できないと、なかなか私は賛同しかねます。残念ながら。何でもかんでも反対ではないです。やはり賛同できるようなもう一回計画を、

確かに200回以上やっているんだということはお聞きをしています。お聞きはしていますけれども、結局我々がこの前8日に役員の方がお見えになった。それで、私の問いかけに役員の方が答えられない。私としてはああいう光景というのはあり得ないです。自分が設備投資するならば、何が幾ら、何が幾らと頭に入っています。ましてや200回も会議をやったら入っているはずです。だけれども、そこが答えられないというのは、「え？」と私思ったんです。本当に大丈夫なんだろうか。これは私の感じです、単純な。自分の経験則からそういう判断をしています。だからこそこういうことをあえて申し上げております。賛成するのは簡単です。だけれども、何とか成功してほしいから、我々自体がもっとちゃんと精査をして、それで我々がバックアップできるような資料がほしいということであります。以上です。

あと質問は終わります。

それで、あと資料、出してもらえるかどうか。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 先ほど志賀委員から冒頭にご質問いただきました平成26年度の決算におけます弁護士の謝金の有無と、あと金額ということですが。平成26年度の決算では1件ございました。金額は21万6,000円でございます。こちらの内容としましては、土地の差し押さえ解除に関する和解、これの成功報酬ということでございました。なお、この内容につきましては、平成26年11月の臨時会におきまして専決処分の報告を議会にさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○鎌田委員長 発言を認めます。手短にお願いします。

○志賀委員 腑に落ちなかったのです。去年は係争の弁護士料発生していないんですね。返却請求の弁護士料は発生していないんですね。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 失礼いたしました。今お答えしたのは謝金の部分ということで、まずご理解いただきたいと思います。

それから、係争の部分ということになりますと、委託料のほうで支出ございました。恐縮でございます。この額につきましては、着手金ということで37万440円という金額になってございます。以上でございます。

○鎌田委員長 よろしいですか。じゃ、次に移ります。

阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

オール塩竈の会の阿部眞喜でございます。ちょっときょう質問項目を何個か考えてきたんですけれども、先ほどの志賀委員のお話でふるさと納税の話が出ていたので、私、ご意見ということで、ご提案ということでお話をさせていただきたいなと思います。

先ほど市長からもご答弁あったとおり、内容が今非常に問題になっているということで、自治体によっては全然名物でも何でもない手裏剣をプレゼントとか、そういう形で何でもありのような状況を今問いただされているというのは事実だと私も思います。ふるさと納税で一番大切なところは、やはりふるさとを離れた皆様にふるさとに恩返しをしたい、つまり郷土愛の醸成をしっかりと図っていくことが必要なのかなと私個人的には考えております。私も法人会青年部等を含めまして租税教育ということで、学校に税金というのは悪ではないよと、しっかりと節税しながら税金を納めることが正しい税金の納め方だということで子供たちに勉強を教えるにしております。そういうところも含めまして、ぜひとも教育委員会の皆様にもお願いなんですけれども、ふるさと納税というものをぜひとも中学校、小学校のときから、遠くに離れていても地元でこうやって貢献できるんだよということをやはり学ばせていくことが今後の納税率を高める工夫にもなってくると思いますので、そういうぜひともすぐすぐとは言いませんので、塩竈の新たなふるさと納税のスタイルを築いていくことが私は必要なのではないかなと思います。ご意見ということで述べさせていただきます。それでは質問に……（「回答はいいんですか」の声あり）回答は全然大丈夫です。（「回答がもしかするとあるかもしれませんよ」の声あり）そういうことも一つやっていきながら、例えば我々議員がお伺いしてお伝えしてもいいのかなと思いますし、お伝えすることも必要なのかなと思いますし、税務署さんに協力してもらってもいいのかなと思いますので、ぜひともご提案ということでよろしく願いいたします。回答は大丈夫ということです。（「いやいや、せっかくですから聞きましょう」の声あり）いいですか。じゃ、よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 ただいまありました税に関する教室、出前講座があります。二市三町の中で、全ての学校がその出前講座を受けているのが塩竈でありまして、毎回おいでいただいて、勉強させていただいております。ふるさと納税について触れることは今までありませんでしたが、今後税務署の方と協議をしながら、そういったことについても幅広く勉強できればいいなと思っております。以上であります。

○鎌田委員長 発言。阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。本来、我々青年部でもそういうところ資料をつくって新たにやっていくというのは自由なところではあるんですけども、ぜひとも市の協力もいただきながら進めていきたいなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、質問項目が、実施計画の41ページ、緑化推進事業についてなんですけれども、きのう土見委員のほうからもお話ありました。こちら、町内会等の皆様に公園の管理等をしていただくという部分だと思います。私もちょっとご質問なんですけれども、伊保石公園の維持費等は年間含めて幾らぐらいかかっているのかというのを教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 伊保石公園の維持費の部分、捉え方の一つですけれども、まずは例えば園路の修繕でありますとか、遊具の話もちょっとさせていただきましたけれども、遊具の撤去でありますとか修繕、そういったものが大体年間300万円程度でございます。そのほか、捉え方でございますが、草刈り業務というのは今うちのほうの先ほどの出た現業職員と非常勤職員4名の5名1班体制でやっていますが、その人件費の捉え方にはなるんですけれども、それは市内全域をやっていますので、日数で計算とかざっくりしますと、大体年間150万円ぐらいの人件費計算になります。それにいわゆる管理棟部分とかそういったものなんかの維持費がたしか400万円から500万円、あるいは警備とかそういったいろいろなものを含めまして500万円、何だかんだといひまして、800万円から900万円ぐらいが多分伊保石公園にかかる部分の経費というふうに理解しているところでございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

資料No.9の134ページ、きのう土見委員のほうからも話あったところで、伐採などに委託されているということで、これシルバー人材センターさん等に委託されている部分ですかね。134ページの説明の一番上と2番目のところの委託料のところなんですけれども、だと思えますが、実はこういうところで石巻市さんなんかですと、障がい者の皆様に伐採できるものだったり、管理できるもの、ごみ、落ち葉を拾ったりとかそういう部分というのは障がい者の皆様に大分お仕事が振られている状況にあります。塩竈市ではそのように福祉関係の部分で委託していくということの考えがあるかどうか教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 樹木の伐採に関しましては、倒木に関しましてちょっときのうお話ししましたが、低木に関しましては基本的に直営班がやっている形になりまして、ここで言う樹木伐採というのは、どちらかというと高木とかいわゆるのり面のやつということで、ちょっと場所にもよりますが、基本的には専門の業者さんをお願いするケースが多いというのが実態でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

ぜひ障がい者の皆様にもお仕事をアウトソーシングでどんどん振っていただきたいなと思ひましてこのような質問をさせていただきました。シルバー人材センターさんのほうが人件費が安かったりとかという話も他の地域では聞こえてくる部分もございしますが、先日私も1つ仙台のイベントに少し参加させてもらったときに、塩竈は非常に介護に関してすばらしいというご意見をいただきました。仙台市なんかですと、資料に障がいがあるかないか、イエス、ノーしかない。そんなのを聞いて何が、どの障がいを知りたいんだというようなものを直したいんだという方とちょっとお話をさせてもらって、塩竈市は障がいなのか、身体なのか、精神なのかとかすごく細かくて、何級なのかというところまで調査をして管理されているということで、非常にすばらしいというご意見をいただいて、私も本当にうれしいなと思ったところでございますので、せっかくであればこのように実施計画の28ページにもいろいろと障がい者の皆様に対しての厚い補助を送っている中で、ぜひとも住んでもらって、働く環境づくりもしてあげることで、また一つの人口減少を食いとめる方法になるのかなと私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 障がい者の雇用についてお尋ねいただきました。今塩釜管内なんですけれども、12月末現在で二市三町の塩釜管内での障がい者の就業状況といえますのが2.4%というようなそういった状況になっております。それで、我が塩竈市での状況というようなところをお伝えいたしますと、障がい者の事業所から直接購入している部分もございします。また、側面からのものといたしまして、壺番館の1階で「ソルティ壺番館」というようなものがございします。そこで毎日、週5日間あるんですけども、そちらで障がい者の事業所が弁当、パンを販売しております。そういったところを支援しているというところがございします。職員の方にも多く購入していただきますように毎日こういったメニュー

一が販売されていますということを皆さんで「支援しよう、障がい者事業所製品販売」というようなことで、毎日庁内メールできょうの販売メニューというものを上げまして販売促進に努めております。そういった中で側面からの応援をしているというところです。またあと、去年の7月9日なんですけれども、市長も答弁しましたけれども、市内11カ所の事業所を市長、議長、あとハローワークの所長、塩釜高校の校長先生、そういった方々と訪れまして、高校生の地元就職、そして障がい者の雇用促進ということを働きかけているということでございます。そういった中で、障がい者の雇用促進というものを支援しているというところでございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

お弁当の話は私も先日お伺いさせてもらったときにちょっとご説明いただきましたが、どんどん多分働きたいという意欲のある障がい者の皆様、塩竈市に多分いらっしゃるはずでございますので、今ある仕事をほかの団体から取り上げてそちらに回せということは私は申し上げませんが、例えば避難デッキの週に2回清掃活動をするような事業を新しくアウトソーシングでどんどん振るとか、例えばそれを年間、月に3万円とかという形で委託をどんどんできれば、そんなに低価格のものはないと思いますので、仕事をつくってあげるというのも大切なことではないかなということで、ぜひともご検討いただければと思います。

では、次に、実施計画の49ページ、商人塾事業支援についてちょっとお聞きしたいんですけども、この商人塾というものを今現在で何年目なのか、一旦教えていただいてもよろしいでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 ちょっと商人塾の事業のほうの経過のほう、若干説明させていただきますと思います。この事業は、もともとは仙台地域の復興会議というような形で本町地区を商店街の活性化のテーマ地区と、モデル地区に選定されて、平成13、14年と、県とかあるいはあと近隣の自治体と一緒にいろいろな調査をしたというのが始まりになります。その際に本町地区の有志の商業者、あるいは県、商工会議所、それから本市のそれぞれの要するに関係者が話し合いをしまして、コンサルタントを講師とした定例の勉強会、そういったものをやろうというような形で機運が高まったというふうな形になります。そうしたことになりますので、具体的には平成15年度から事業を始めたというふうなことになります。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

じゃ、もうこれで12年目から13年目になられているのかなと思いますが、実際、先ほど西村委員からもお話がありましたけれども、商工会議所に登録されている会員も、事業者さんも100件くらい減っているという状況下で、じゃ果たしてこれ成果出ているのかといたら、P D C Aですよね、考えた場合に、やはり成果、どうなのかなと。やはりずっとやってきているから継続してやっていこうというだけでは、必要性がないのではないかなと私個人的には考えますけれども、やはりここで例えば80万円あるのであれば、ほかのところにシャッターオープン事業でまた80万円を出して、より一層広告媒体を使って1店舗でも多くシャッターオープンしてもらったほうがより効果的だと思いますし、この商人塾ですけれども、もちろん13年という流れで、15年ですか、やはりすぐすぐ結果が出るものではないとは思いますが、もう15年やられていて、じゃ今先ほどお話あった商店街の活性化も含めてと言っています。震災もありましたけれども、じゃ商店街が活性化しているのかといたら、今見てわかるとおり、商店街、活性化というか衰退していく一方の中で、じゃこれ成功していないですよね。であれば、やはりここは思い切ってやめるということの決断も一つなのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 まず商人塾のほうの部分なんですけれども、当初は商店街の活性化というような視点で事業が始められました。個店力の向上、あるいは既存の商店経営の強化をメインに進められてきたというふうな状況があります。ただ、震災以降については、もう市街地の復興・再生というのが状況も変わってきて、もう商店街も空き店舗の対策というよりは空き地が多い状況になってしまっていますので、もう委員おっしゃるように大分環境が変わっているかなというふうに我々のほうも考えております。現状からすると、もう商店街そのものの要するに再生のために、地元だけというふうなことではもう足りなくて、新しくほかの地域から新規参入を期待する、そういった動きも生じております。こうしたことを踏まえて、ただ一方で、例えば商人塾、そういった部分の起業を支援するという取り組みは多分重要なかなというふうに思っております。

先日、阿部議員のほうの一般質問の中で、創業支援事業計画というふうなお話ありましたけれども、我々としても、例えばこの計画をつくって創業支援のプログラムをいろいろつくると。その際には、例えば創業の補助金であれば国のほうから3分の2の補助金として200万円、例

えば立ち上げ支援としてもらえると。例えば我々のほうでやっているシャッターオープンの事業については、実は3年間で3分の2で、最大で300万円払っているんですけども、例えばあと初年度の200万円分は国からもらって、じゃ2年目、3年目は今までやってきたシャッターオープンを継続することで今までやってきた事業を少し数をふやすとかというふうなことも含めて考えられるかなというふうに思っています。この辺はちょっと我々のほうで商工会議所さんとも相談して、いずれにしてもこの創業支援事業計画というものを立ち上げながら、少し全体的な事業を見直ししていきたいなというふうに思っております。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

ちょっと厳しい言い方をして大変申しわけなかったんですけども、やはり結果が出ていなければ何が悪いのかと。例えばコンサルの方が悪いのか、もしくは勉強内容が悪いのかと、そういうところをしっかりとやっぱり把握をした上で、よりよくしていく必要があるのかなと思いますし、私もいろいろイベント事業をする際にはしっかりと反省点を何十個も洗い出して、来年やる方には必ずもっとより一層よいイベント事業にさせていただけるようにしっかり引き継ぎもしておりますけれども、やはり直さなきゃいけない部分は直していくというところをしっかりとしていかないとなあなあになってしまうのかなと思いますので、例えば目標を決めてそこまで、例えば商人塾から学んだ方たちが10店舗、20店舗、その5年間、あと5年間でお店出さんと。どうかあと経営でここまで利益を上げさせるんだという目標をやっぱり達成できないのであれば、やはりこの事業も少し考えていかなければいけないのかなと思いますので、そういう目標数値も含めながら、今後商人塾に関してはやっていただければなと思います。

続きまして、83ページです。（「同じ資料……」の声あり）同じ資料でございます。きのう土見委員からもありましたホームページのアクセスについてなんですけれども、きのうのお話ですと、今現在1日で大体6,600件ほど塩竈市のホームページにアクセスされているということでございましたが、きのう多分土見委員お話ししたいこと途中までしか聞けなかったのかなということで、私は、ぜひともここ私も気になった部分だったので、随時、それ以降の話をちょっと聞かせていただきたいなと思いますが、例えばどういうところのページをどういう方が一番見られているのかというのをまず教えていただいてもよろしいですかね。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 ホームページのアクセスの中で、どういった部分でどういった方々

がというお尋ねでございます。今現在、システムの的にそれを確認できるような状況になってございました。それを統計的に拾っているということではなく、日々確認をさせていただく中で、例えばどういうページが一番アクセス数が多いとか、そういう状況が見えてくる部分がございますので、今後効果的なホームページの情報発信ということで、そういったものを分析させていただきながら取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 例えばですけれども、一番ヒット率にあるものに関してはトップページに持ってきたりとか、見やすいようにするとか、随時見やすい環境をつくってあげることと情報発信することは必要なのかなと思います。それに伴ってですけれども、今現在、いろいろな課で、皆様にフェイスブックなどを立ち上げていらっしゃると思いますけれども、更新状況、それに対して何人の方が観覧されているのかという分析はされているのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今現在、フェイスブックを立ち上げているのは5つの部署で立ち上げさせていただいております。大変恐縮でございます。全体ということでは集計はございませんが、政策課で立ち上げている部分のフェイスブック、昨年の7月末から取り組みを始めてございます。昨年の12月31日現在までで約3万1,500件のアクセス数があったという状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

5つの部署ということでしたが、3万人以上ということであれば、やはり町内会にお住まいのご年配の皆様に関しましては多分広報紙だったりとか、あとは回覧板での情報提供というのはもちろん大切なことだと思いますけれども、例えば若い世代、新聞をとっていない世代だったりとか、あと日中やはりいらっしゃらないという方たちには、こういうフェイスブックだったり、インスタグラム、ツイッターというやはりそういういつでも見られるよと、情報が入ってくるよというものをより活用することがいいのかなと思いますし、一つでも市民の皆様、先ほどの商人塾もですけれども、シャッターオープン事業も多くの皆様に観覧をしてもらえる環境をつくるのが、やはり今後の政策の中でもより活用されていくのではないかと私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 川村課長。

○川村市民総務部政策課長 効果的な情報発信ということでご提案いただきました内容を含めて、
どういう発信のあり方ができるのか検討させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

ぜひとも、例えば私はもう広報戦略課とかを立ち上げて、フェイスブックでも私でも今1,000人以上日本全国にご友人いさせてもらっていますけれども、やはり5,000人行くともう更新できないという方も塩竈市内に何人かいらっしゃるはずですし、そういう方たちに例えばお願いをして、随時例えば塩竈市の情報をシェアしてくれとか、そういうことをすることで多くの皆様にいろいろこの塩竈市の発展というか情報をお伝えすることになるんじゃないかなと思います。それはもう本当お金かからないことだと思うんですね。5つをやると5つでどんどどこから来たかわからないので、やはり1つにまとめて、こういう政策がありますだったり、こういうところを何時から何月何日まで工事しますなど、情報することで、ああそういう意味でここの道路工事しているんだとなればそこを通らないで違うところを通ろうとなるかもしれないし、いろんな細かい情報も発信をどんどんしていくことが必要だと思います。皆様いろんな作業、仕事をされている中でフェイスブックまで更新してくれとなるとやはり手間もかかる部分が私も重々わかっておりますけれども、やはりそういう担当の発信をするところというのは非常に塩竈市物足りないと思っておりますので、ぜひともそういうことも考えていただきたいなと思います。

なぜそんなに情報発信のことをお伝えしているかといいますと、先日、大手旅行会社の雑誌を見ました。東北6県の情報が書いてあるということで、塩竈市の「し」の字も載っていなかったんです。酒蔵といって大崎市と勝山館、勝山さん、あと白石のほうにあるところですかね。何でこんなに塩竈おいしいお酒もあるのに載っていないのと思いますし、鹽竈神社も飛び越えて松島の情報載っているということで、やはりこういう状況では塩竈市にじゃこれから観光客を呼んで足を運ばせようというところで、塩竈市を知ってもらっていないのにどうするのと私思うので、我々一人一人がそんなに難しくなく発信できるものを市民一人一人がやっぱり協力し合うことが本当のまちづくりでありますし、先ほども志賀委員おっしゃっていますけれども、やはり税金投入するのであれば我々しっかりと見ていくことはもちろんでございますけれども、

そういう形で市民の皆さんを巻き込んでどんどん参画しやすい環境をつくっていくのも我々の仕事だと私思いますので、ぜひとも情報をどんどん更新できるように、ホームページも含めていろいろと政策を考えていただきたいと思いますので、ぜひともそういう形の課を立ち上げて、例えばイベントも何月何日、これイベントあります、次の日にその当日にこれをやっていますよとどんどん何回も更新することで、じゃきょう時間あるから行ってみようかなとってそれで100人仙台市などからくれば、その分、100人分のまた利益が落ちるわけですから、どんどんあきらめず随時更新していくことが必要だと思いますし、それをもうシェアをしていくことというのが我々も大切だなと思いますので、ぜひともそういうことも含めてお訴えさせていただきました。ぜひともご検討よろしく願います。そういう形でどうかご意見いただければと思います。

○鎌田委員長 どなたか。川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 フェイスブック、あるいはツイッターという形でさまざまな情報発信をとというご提案でございます。真摯に受けとめさせていただいて、実行できるように取り組みを進めさせていただきたいと存じます。よろしく願います。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ぜひともよろしく願います。

塩竈市、本当に人口減少も5万5,000人を割り込んだということで、どんどん人口減少を食い止めることも必要なことではございますが、やはり明るい情報などを発信するためにも、市民一人一人が一丸となって今こそ塩竈市の活力を取り戻すために立ち向かっていくことが必要なのかなと思いますので、その足がかりとしてぜひともよろしく願います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 申しわけございません。先ほどの志賀委員からご質問ありました計画当初の同意数といいますか、判こを押してくれた数でございます。昨年3月30日、組合の宮城県に事業認可、組合設立認可申請を行いました。そのときに同意書をいただいている方が権利者59名のうち、45.5、持分割合ありますので、45.5名の方から同意書をいただいております。77%の同意率という状況でございますので、よろしく願いたいと思います。

○鎌田委員長 お諮りいたします。

これまで審査を行ってまいりました審査区分1一般会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、審査区分1一般会計についての質疑は一応終了いたしました。

さらに、お諮りいたします。本日は、これで会議を閉じ、明3月3日午前10時より再開し、審査区分2特別・企業会計についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、明3月3日の審査区分2特別・企業会計の審査については、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議は、これで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後4時49分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年3月2日

平成28年度予算特別委員会委員長 鎌田 礼 二

平成28年度予算特別委員会副委員長 菅原 善 幸

平成28年3月3日（木曜日）

平成28年度予算特別委員会

（第4日目）

平成28年度予算特別委員会第4日目

平成28年3月3日（木曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（0名）

なし

（特別会計・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	水道部長	赤間忠良君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君

水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君
市民総務部長 市政策課長	川村淳君	市民総務部長 財政課長	末永量太君
市民総務部長 税務課長	小林正人君	健康福祉部長 長寿社会課長	遠藤仁君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
産業環境部 浦戸振興課長	草野弘一君	建設部 下水道課長	佐藤寛之君
市立病院事務部 業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君	水道部 水業務課長	村上昭弘君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開議

○鎌田委員長 ただいまから平成28年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、審査区分2、特別会計、企業会計の審査を行います。

発言のお一人の持ち時間は、申し合わせにより、答弁を含めておおむね30分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。伊勢由典委員。

○伊勢委員 おはようございます。

私のほうから、特別会計等について質疑をさせていただきます。そこで、資料番号は主に資料No.9のところ、下水道の関係ですね、270ページあたりからさせていただきます。

そこで、今回の下水道事業について、特別会計については、270ページから書かれております。これまで、塩竈市の下水道料金の改定について何度か進められてきました。平成27年度から平成29年度までの下水道事業計画というものが出されていまして、これまで、直近では平均で改定率が2.1%ということで下水道料金の引き下げを行ってきたというのが、私ども議会に携わった者の認識であります。そこで、平成28年度、新年度に向けて、平成27年度から平成29年度までの下水道事業計画期間というものの中で、今回、来年までの計画ではあります。この下水道使用料金の関係で、使用料改定された額でいうと11億9,500万円ぐらいなんじゃないかな。今回は、予算措置としては下水道使用料金が12億5,600万円となっております。改定よりも若干伸びた上での予算増なのかなと思いますが、これの要因だけちょっと教えてください。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 改定値と比べまして、若干工業系の水量の伸びというものがございます。また、一般の世帯数、下水道のほうに、当然水道に加入するんですけども、その方々が若干増えているという状況でもって、今回そちらを見込んだ形で予算を計上してございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、工場等、あるいは一般家庭の分でふえている中での増の見込みということでもわかりました。そこで、この下水道料金の関係で、もう一つは272ページのところに市債というのがあります。かなり前の議会でも、資本費平準化債というものが大分議論さ

れました。改定計画を見ますと、資本費平準化債というものが5億1,200万円、今回は資本費平準化債が8億3,400万円ということで、ざっと約3億何がしふえております。もともと資本費平準化債は借り入れたものの起債を平均化するというような受けとめで、たしか返済を緩やかにしていくというものの起債だった気がするんですけども、それでよろしいんでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 そうでございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、今回、資本費平準化債が計画の上では5億1,000万円となっているわけですが、今回8億3,000万円の資本費平準化債を、起債を起こすことになったという主な理由は何でしょうか。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 こちらにつきましては、当然起債のほうの償還期間というものがございまして、そちらの中で、5年、10年の中でローリングしていくということに伴いまして発生するというものでございます。こちらの、先ほどの下水道の使用料改定の際の資本費平準化債と、今回の今おっしゃっている資本費平準化債と、使用料のもととなる資本費割合というのは意味合いが違うということでございまして、資本費の割合につきましては、汚水経費に係る使用料の負担割合、こちらのほうを資本費割合ということでございまして、そちらを改定時の目標としては71.7%というものを目標として設定をいたしまして、現在3年間、平成27年度から平成29年度までの現在の計画におきましては、この目標を若干下回る71.2%というものを目標と定めまして、今計画を進めているということでございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、資本費の割合の中で71.2%の計画を立てて、そこでいわば進めようとしていると。その中で、今回の資本費平準化債の起債の起こし方になりますよということと捉えてよろしいんでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 今現在、平成27年度見込みという数字の部分と、平成28年度の予算という部分を合わせまして、平成27年度から平成29年度までの資本費割合というものをシミュレーションしております。今現在、予算化の時点では71%がいいという資本費割合というも

のを見込んでおります。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、これともう一つ考えていく目安として、4番目の借換債が8億9,000万円出されていて、借りかえをして起債償還について軽減化を図るという予算措置ですが、これらのものも含めて、合計して71%と捉えてよろしいのでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 資料No.9の272ページでございますけれども、こちらに市債の借換債8億9,020万円という数字がございますけれども、こちらには污水事業だけではなくて、雨水の起債のほうの借りかえの費用も入っていますので、実際は使用料は污水だけということになりますので、こちらをさらに分割していくということになります。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、1つにまとめたような借りかえになっているようですけれども、污水に係る分での借りかえに伴う財源効果というものはどのぐらいで見たらよろしいのでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 こちらの借りかえ制につきましても、償還期間がありますので、そちらの償還期が過ぎたものをまた借りかえていくという、先ほどの資本費平準化債と同じような形でもって借りかえをしていくという形になります。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。トータルすると71%になりますよと、こういうことになるわけですね。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 今のシミュレーションでいきますと、平成27年度から平成29年度までのシミュレーションは71%という形で現在進めております。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そこで、1つは71%台に資本費の割合について71.2%。当時、過去の比較を見ますと、実績で平成24年度が68.5%、平成25年度が70.9%、平成26年度が74.9%、そして先ほど言ったように今回71.2%となっているようです。言ってみれば、推計費に係る分の関係で、これまで引き下げを図ってきたわけですが、この引き下げを図る上で、資本費

割合、汚水に係る分のところでの引き下げのかかる根拠がつけられていくと思うんですけども、今後、平成29年度以降になると思うんですけども、現計額をそのまま実行するという計画になっていますので、平成29年度以降、つまり平成30年度以降の使用料の引き下げというものは、考えられる、市民が望むところでの対応が可能なかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 まずは、下水道のほう、汚水につきましては、利用者負担の原則ということで進めております。先ほどの料金の改定をさらにということでございますけれども、まずは今、今回平成27年度から始まる3カ年につきましては、下水道会計が健全な経営がされるようにさらなる努力を進めてまいりたいと考えております。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、平成30年度以降は、ある意味政策的な関係で、例えば引き下げを図るとすると、そういうものの考え方ということでよろしいのでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 それ以降になりますと、消費税も10%に上がるということでございます。さらに仙塩流域の下水道ということで汚水処理の最終処理を行っておりますけれども、その11の処理場の処理単価も今年度見直しをされまして、34円から37.6円に引き上げになっています。汚水の最終処理をする値段と。そちらも今後どうなっていくかというものもありますので、今現在は、まだその辺までのシミュレーションまでは入っていないという状況でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。仙塩のやつの単価が引き上がったというのは私も初めて聞きましたので、いずれにしても、来年消費税10%ということも含めて、負担の分がふえてくることも考えられるということになるわけですね。

ちょっと質問の角度を変えます。そうすると、水道のほうの料金で引き下げられないのかと。下水道料金はたしか県内でも、市町村の中で水道料金は中間ぐらいだと捉えているんですけども、水道料金で市民の負担をいささかでも軽くはできないのか。こういうところも含めてのお考えをちょっと示していただければと思います。

○鎌田委員長 赤間水道部長。

○赤間水道部長 水道料金のご質問をいただきました。水道料金につきましては、県内で4番目に低いという形のもので現在やっております。それで、今後ですけれども、今年度の平成28年度以降につきましては、梅の宮浄水場の排水処理棟なり、計装設備、これは市内の17カ所の配水池等を含めた電気計装関係の事業を控えておりまして、これらが約24億円かかります。それらにつきましては、現在の保留の自己資金を活用しながら、逆に安定的な供給を長期的に見た中でやっていきたいと思っておりますので、その辺を加味しながら。あと、企業債の発行もなるべく抑えながら、そういう形で進めていきたいという考えを持っておりまして、まず現行の料金で安定した供給をしていきたいという考えでおります。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、総合してみると、なかなか水道料金にしても、市民の負担を軽くするとか、あるいは下水道の関係でいうと、今すぐ料金を引き下げるという捉え方というのはなかなか難しいのかなとは思いますが、しかし、私たちが市内を歩くと、両方セットで水道料金と下水道料金が全部計量されてくるので、どうしても高いなという話は聞きます。そうしますと、事務的な関係で大体お聞きしましたので、そこら辺は、あとは最終的に市長の判断ということになるんですけれども。そういった市民負担について、今後の捉え方、考え方、事務的にはお聞きしましたけれども、市長としてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 特別会計と企業会計の審査でありますので、その範囲の中でお答えさせていただければと思いますが、今、前段でご質問いただきました下水道事業会計については、担当からご説明をさせていただきました。仙塩の流域下水道の料金の引き上げ、あるいは消費税の10%引き上げ等のマイナス要因がありますので、そういったものを総合的に勘案した上で、今後対応させていただきたいと思っております。

また、企業会計の水道についても担当部長から説明をいたさせました。特に、梅の宮浄水場の更新だけを部長はお話しさせていただきましたが、実は新聞等でも老朽管の更新が計画どおり進んでいないのではないかと。あるいは鉛管の更新がなかなかはかばかしくないというようなさまざまな課題を提供いただいております。我々も、市民の皆様方の安心・安全ということを守ることは最優先課題でありますので、今申し上げましたような課題解決、どのような経費が必要かということも、改めて積算した上で、安定的な供給ができますよう対応いたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。全体としては、そういう考えといろいろな事情もということです。

しかし、そういうことも含めて、ぜひ水道、下水道料金の引き下げについては、市民的な要望なり意見ですので、ひとつ引き続きの検討をよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、もう一つ、最近直近のニュースでいいますと、下水道のマンホールからの汚水が噴出したということがニュース報道でことし1月ぐらいいあって、塩竈でもそういうこともあるんだというニュース報道がされました。仙南線広域水道、県も含めて協議機関をつくってきたという経過は分かるんですが、震災に伴う何らかの障がいということだと思んですけども、マンホールのふたでの汚水の噴出はどの地域なのか、また、なぜそういう件が起きてしまったのか、並びにそれらも含めてそういうことが起きない対処方について、都合3点についてお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 委員おっしゃるとおり、大雨が降ると下水管のほうに何らかの要因をもって雨水が浸入してくるということがございまして、塩竈市でも溢水という部分では、塩竈市は県のほうの仙塩流域の処理場にするために、中の島の中央ポンプ場の脇に宮城県の中継ポンプ場があります。そちらのほうで、まずはポンプでもって仙塩の流域の処理場に圧送していると。もう一つが玉川の方面なんですけれども、そちらが多賀城のほうに流れていくと。大きく2系統ございまして。塩竈市内で、まず溢水という部分で起きている箇所、藤倉地区の部分で道路面と勾配の関係から若干汚水が噴き出したという部分がありました。そちらは、公共の市の管理のまずではなくて、一般の家庭の最終ますのほうからあふれてきたという状況がございました。

あと、溢水の対策なんですけれども、宮城県で溢水対策連絡会議というものを設置しまして、1回目の会議が行われて、今後溢水対策に取り組んでいきますという県からの意思表示がございました。そちらの対策は、まだ会議を1回だけ開いただけですので、今後その会議の中で、仙塩流域の関係の溢水問題に取り組んでいくということでございまして。特にひどいのが仙塩の処理場なんですけれども、一番は、宮城大学のほうから七北田川沿いに汚水がやってくると。ほぼほぼ仙台市泉区の水が集まってくるという状況もございまして、その下流側の流域でもって、そこに流入してくる下流側の多賀城であるとか利府であるとかが特にひどいという状況で、鉄製のふたが飛ぶくらい勢いがある水が噴いてしまうという。多賀城敷地の

新幹線の車両基地付近ですと、相当ひどい状況があるという状況にあります。塩竈市はそこまでではないんですけれども、そういった状況でございますので、今後そういった対策に取り組んでいくという状況でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今のお話で全体像がわかりました。それで、そうしますと、ほかから流れてくる水があふれてしまうと。こっちから流す水が逆流する感じなのかなと思うんですが、そうすると、大雨が降ったときにたびたび起きることも含めると、抜本策というのはどういうふうにかえられていくんですか。今後の考え方。

○鎌田委員長 阿部建設部長。

○阿部建設部長 広域での汚水処理場での問題でございますので、まずは下水道管の災害復旧をきちんとそれぞれの市町村で取り組むということが、まず喫緊の課題だろうと思います。そのことによって、雨水のさまざまなところからの流入を防ぐということが、まずそれぞれの市町村で求められると。それから、今私どものほうで特に取り組んでおりますのが、管路の調査をいたしまして、煙とかを管の中を這わせていって、もし雨が浸潤する箇所があれば、そういったところをきちんと対策をしていく前段の調査に取り組んでおります。そういったことも、広域でそれぞれの市町村が取り組んでいくということだろうと思います。

それから、去年大雨が降ったときに、建設部のフェイスブックで呼びかけて、一番反応が強かったのが実はこのときの呼びかけでございまして、例えば上流部で不要不急な水を使わないでなるべく絞ってほしいと、下流側の方々にぜひ配慮をした取り組みをお願いしたいということで、そういった各住民の方のソフト的な協力をお願いするということで取り組んでいかざるを得ないのかなと考えております。まず、抜本的な取り組みとしてはそういうことでございまして、あとは県でどこの部分がどういう流入が多いのかということで、だんだん対策箇所が絞られてくるのがこれからなのかなと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつよろしく検討、足並みをそろえて各市町村の対応方もひとつよろしくお願いいたします。ニュースで流れて、どうなっているのかなということでちょっと心配したものですから。これはぜひ県もたびたび協議会等にも報告できるように、ひとつ対処方よろしくをお願いしたいと思います。

次に、資料No.15を使って主に質疑させていただきます。

No.15の資料のところではいいますと、13ページから15ページのところに国民健康保険の関係での資料を提出していただきました。そこで、1つは13ページのところに国民健康保険税の所得階層別分布というのがあって、ここに書かれております。次に、次のページのところは、短期証・資格証の発行ということでここに書かれております。平成27年度における3カ月間の短期証は604世帯、6カ月は288世帯。288世帯の6カ月の中で郵送していますというのはわかりました。そこで、3カ月の410というのは、結局これは、窓口でのとめ置きという形になっているのかなと思うんですが、その辺の取り扱い等について、やはり保険証がなしということでは市民の皆さんにとっては非常に心配というか、医療機関にかかれないことも含めてやはり丁寧な対応が求められると思うのですが、その辺についてどうなのかお尋ねします。

○鎌田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま、国民健康保険の短期証の取り扱いについてご質問がありました。本市では、国民健康保険の短期証につきましては要綱を定めていまして、その要綱に基づきまして、具体的には保険税を納期限から1年以上経過したものは未納のある方を対象に短期証を交付している状況でございます。そういった部分で、短期証を出す基本的な考え方ということですが、本市としては、国保の財政運営と被保険者間の公平性を確保するために、やはりこういった短期証、あるいは資格証などを発行しながら、そういった発行をすることによりまして、納税相談の機会をふやしまして、さらに納税相談をすることによって、被保険者、未納者の方の状況などを聞きまして、その中で、どのようにすれば納めやすいのかなど相談の機会をふやすために発行しているような状況です。以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、窓口の相談はわかりましたけれども、410世帯のところだとどめられているということで、今現在この410世帯の数字は変わらないんですか。

○鎌田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 今、手元にはデータはないんですけれども、ほぼ同じくらいの割合で推移しているという状況です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。直近で出された資料での関係ですので、ぜひこれは、とめ置きをされている方々にとっては不安、心配がかかる問題ですので、ひとつぜひ連絡をとっていただいて、もちろん納税をしていただくということは基本原則だと思いますが、分納なり分割な

り、そういうことも含めた対処方をしっかりしていただいて、保険証が発行できるような仕組みづくりを対応していただきたいと、これはひとつ要望といいますか、そういうことです。

次に、資格証明書が83世帯あります。資格証明書の関係でも結構な世帯数だと思いますが、例えば多賀城市で10世帯、あるいは松島町ではゼロ、七ヶ浜町7世帯、利府町4世帯ということで、格段に高いなという気がするんですね。資格証明書だと実質保険証なしということになりますので、この辺は今どうなっていますか。

○鎌田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 資格証につきましてご質問いただきました。資格証につきましては、先ほど短期証といった部分があったところですが、短期証が長く続いた方、あるいは納税相談に応じない方につきまして発行させていただいているところがございます。具体的に、これは件数がちょっとふえているような状況ですが、私たちとしても、やはりぜひ納税につなげてほしいといった部分も加味しまして、例えば12月の日曜日に出てきたときなんかは、その資格証のお宅に訪問して、ぜひ納めてほしいといった納税指導とか、そういった努力はしているところなんですけど、なかなか資格証から短期証に、窓口にきて納めていただけないというのが現状でございます。私たちとしては、なるべく一人でも多く納めていただいて、短期証、あるいは普通の保険証を交付できるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。最後のところが大事でして、やっぱり納めていただくことも含めて発行はしたいという旨での話だったのかなと思います。ひとつ対応方よろしくお願ひしたいと思ひます。一方で国民健康保険税が引き下げられて、一方でこういう短期証なり資格証明書の発行ということで、国保のかかわりでいうと、こういった課題を早く解決しなければならぬのかなという思ひをいたすところなんです。できるならば、ここの6カ月郵送という方法、従来から我が党市議団も訴えていましたけれども、ぜひそういう取り扱ひを進めていただいて、誰もが安心できる医療保険ということで、納税相談は納税相談として対応としてやっていくながら、ひとつ速やかにこういったことが解決できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。私からは以上です。

○鎌田委員長 次に移ります。菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、特別会計のほうで質問させていただきます。

資料No. 9 の249ページで質問させていただきます。魚市場の特別会計でございます。前段施政方針に対する質問の中で、魚市場の維持管理、運営についてお尋ねしましたが、ちょっと時間がございませんでしたので、引き続きちょっと質問させていただきます。

いろいろな魚種を扱う高度衛生管理型の衛生面についてであります。現在新しい魚市場については、ほとんどが高度衛生管理型になっていますが、今消費者のニーズでは、安心とか安全、高品質、それから志向が高まっております。水揚げ段階から、品質、衛生管理が求められているものもあります。全国的にも高度衛生管理型産地魚市場に移行していくものが多くみられておまして、水産物、それから取引日本一の築地市場が今年の11月に高度衛生管理機能を備えた豊洲市場に移転するような予定もあるそうでございます。今後、これに対抗するための動きがさらに加速すると世間では言われています。今や品質とか衛生管理はやって当たり前とありますが、やらないところは産地間競争でおくれをとるともいわれております。高品質な水産物の供給体制が整えば、その市場の信頼性や地域全体のブランド力の向上にもつながっていくと私は思っております。今、食品衛生管理といえばH A C C P（ハサップ）、違う言葉で言えばハセップともいうんですけれども、製品の安全を確保する衛生管理の指標がありますが、そこでちょっと聞きますが、本市の管理体制はどのような衛生管理型なのかお聞かせいただきたいと思っております。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 新しい魚市場の衛生管理のことでご質問いただきました。こちらのことは、252ページにあります魚市場使用料、こちらのほう、今後衛生管理をしっかりしていかなければ魚価がきちんと確保できないと。そうすると、市場の使用料についてもなかなか上がってこないということにもかかわってくるのかな、一番重要になってくるのかなと思っている問題でございます。

H A C C Pにつきましては、食品衛生、特に食品の製造加工工程についての各段階での食品の汚染というものを分析して、それぞれの工程で対策を講じる。その対策をきちんと管理、監督していくということで、特にこの規格、本来の規格は国連の食糧農業機関であるとか、世界保健機構などの合同機関の食品規格委員会から発表されたもので、ヨーロッパとか、これから輸出を考えた場合、H A C C Pというものが当然の規格という形で言われておるものでございます。翻りまして、塩竈市と産地魚市場に対してなんです。じつは、このH A C C Pというものの自体は、魚市場についても食品加工場の同レベルのものを要求しているとい

う状況にございまして、なかなか現在市場で取り組んでいる内容ではその内容をすべてクリアすることが難しい状況にあります。それで、第1段階といたしまして、塩竈市の新しい魚市場におきましては、水産庁が平成24年8月に策定いたしました高度衛生管理基本計画、この中で、水産庁が定めております水産物の漁港における衛生管理基準、レベル1から3まで3段階ございますが、このうちの一番上位に当たりますレベル3、こちらを目指してまずは取り組ませていただくということになります。こちらのレベル3というものにつきましては、水産物の取り扱いの際ですが、陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程における危害要因、汚染要因ですね、そういうものに対して、ハード、ソフト両方の面で対策して、衛生管理対策を講じ、その取り組みを持続的に確保するために定期的な調査・点検の実施と記録、それらの情報開示というものを求められているものでございます。衛生管理のその上にHACCPがあると私どもは考えておりますので、最終的にはそのHACCPということに関しても、魚市場として取り組んでいかななくてはならない課題だと考えております。以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 それでは、本市で、やはりレベル3の段階で進めるということでございます。先日、海洋博士である水産のスペシャリストで国会議員の横山信一という講演がありまして、そこに私も参加させていただきました。そのときに、HACCPのことをちょっとお話しされていたので、世界の今の衛生管理は、HACCP認証数が世界から見て、主要国の40カ国から見ても日本は32番目という、本当に低い管理体制だということをお聞きしました。ちなみに上位はどういうところかといいますと、アジアですと中国が3番目なんです。それは驚きました。あと、ベトナムですと4番目、インドが6番目、タイが7番目、韓国が18番目ということで、世界から見ると日本はまだ低いという、このHACCPの認識も含めてだと思えますけれども、そういうものがございました。やはり、最終的には世界に通用するようなHACCPを目指してほしいという物がありますけれども、どこにも負けないブランドを持つことによって、世界どこにでも輸出できるような品質管理を目指していただきたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ただいま菅原委員からお話がございましたとおり、やはり日本はどうしても国内の消費が多かったということで、輸出HACCPに対する対応というものが、どうもおくれているということは、私どもも聞いたことがございます。今回、先ほど課長が言った

ように、塩竈の新しい魚市場は、高度衛生管理型のレベル3ということで、ハード的にはHACCPの対応がいずれできるだろうということで、そういったものの整備はさせていただいておるところでございます。先ほど課長も言ったように、今のところEUのHACCPなんかですと、船からHACCP対応で、市場もHACCP対応で、加工場もHACCP対応ということで、一貫してHACCP対応しているような形でございます。アメリカについては、まだ加工場のみのHACCPということになってはいますけれども、いずれにしても、衛生管理については日本を挙げて考えていかざるを得ない課題だと思いますので、その辺は、いずれソフト的なレベル3というものも塩竈市として達成した後に、そういったものも、いずれ対応としてはにらんで進めていかなければならないという認識を持っているところでございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。では、次にさせていただきます。

それでは、資料No.9の257ページ、258ページから質問させていただきます。まき網船が、やはり平成27年度では平成26年度を上回る2倍にまで水揚げが上がりました。また、非常に多く入港しており、資料の説明では導入の概要として取り扱い魚種の拡大を見据え、冷凍カツオ水揚げの量の増加を図るとありましたが、具体的に大きさの選別なのか、その種類を選別してくれるのかお伺いしたいと思います。あと、今までの水揚げの状況と、機械導入後にどのように変わっていくのか、状況によるのかお尋ねしたいと思います。これは選別機の話でございます。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 ただいま、資料No.9の257ページ、258ページの3項の市場建設費の中に、工事請負費としまして1億2,000万円計上させていただいております。これが魚体選別機の導入のための予算ということになっております。

魚体選別機につきましては、資料番号12の172ページですね、こちらに資料をつけさせていただきました。それで、一番下段にはイメージ写真というか、これはほかの市場の漁港で導入している魚体選別機の写真、白黒でちょっと申しわけなかったんですが、魚体選別機と申しましても、ひとつの機械というのではなくて、それを構成する全てのライン一式ということで導入を図ろうとしているものです。今回の魚体選別機、我々が導入を考えているものにつきましては、まず、大きさ、重さの部分で3系統に分けることができるというものが導入

を目指しているものになります。重さでの分別ということになります。以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。重さですね、種類じゃなくて。説明書に種類ということで、魚種の拡大に備えるということで、魚種ということで書いてあったので、済みません。大きさだけで選別するという機械ということで。（「重さ」の声あり）

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 済みません。説明が不足に申しわけございません。こちらは重さの選別で、その重さで3系統に分けた中で、やはり魚種が、例えば冷凍カツオと一緒にビンチョウマグロが入っていたりということがございますので、最終的にその部分は3系統に分けた後に作業員が抜きとるという作業はやはり出てくる部分がございます。以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。それでは、質問ですけれども、この選別機を導入することによって今までの量とどのくらいの扱いになるのか、ふえていくのか。それで何パーセントぐらい増加するのか、大まかで結構ですのでお願いします。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 現在の取り扱い部分ですが、冷凍カツオの取り扱いが平成27年度ですと1,238トンの取り扱いでございました。これを新しい魚市場が完成して、魚体選別機も入った新しい魚市場が完成した後ということにはなるんですが、最終的には、この倍の2,500トン確保していきたいというふうには考えております。魚体選別機を導入することによって大きく変わる部分ですが、例えば今、水揚げで1回漁船が入ると、多いと300トンぐらいの水揚げを1回でいただいております。そうすると、その選別作業に今は3日ぐらいかかっている状態ですけれども、それが1日から1日半ぐらい、半分ぐらいの時間でできると。冷凍ものですので、やはり作業時間が早い、効率的だとなると、溶けるという心配も非常に少なくなって、品質的にも高いものを売っていくことができるということになります。あとは、選別の精度が上がることによって、今までなかなか価格がつけづらかった、買うほうの価格もつけづらかったということがありました。そういう部分についても安定した価格。漁船にも選別の精度が上がることで信頼度を勝ちとれるという部分もございますので、これはやはり漁船誘致の武器としても必要になってくるものと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。ということは、大体、例えば1そう冷凍カツオ船で行くと、1回の漁で300トンでございますね。ということは、金額にして1そう大体300万円ぐらいになるんですかね。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 そのときの金額は、水揚げ量によってもちよっと変わってくるんですが、今ちよっとお調べしてお答えいたします、済みません。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 その質問をさせていただいたのは、やはりこれだけの機械、1億2,000万円という機械のラインということで、魚体選別機ということがありますので、そういう形であれば、水揚げ量も多く船も入れられるということでもあると思いますので、それに対して、やはりこの選別機に対して漁船にどのようなアピールをされているのか、これからするのか、ちよっとお聞きしたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらは、やはり漁船の漁船主に対してきちんと、まずは、今水揚げいただいている漁船主の方に対しての、きちんとこういうものを整備しましたという部分でのアピールと、あとは冷凍カツオの漁船主が多く集まっているのは静岡県などになりますので、そういうところに漁船誘致活動ということでまいることもやはり念頭に置いてPR活動。やはり、じかにお会いしてPRしていくというのは重要なことになっていくかと存じます。以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 やはり、人もちよっとかかりますけれども水揚げも多く入れられるということで、本市では1台という形なんですけれども、近隣の魚市場では、例えば石巻とか気仙沼では、台数は何台ぐらい持っているかわかりますでしょうか。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 近隣で石巻、気仙沼、女川にございますが、やはりラインとしては1つずつと伺っております。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。本当に台数によって収益が変わるということもわかりまし

たので、ぜひとも収益アップになるようにこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に質問させていただきます。北浜地区の被災市街地の復興土地区画整理事業の中で、資料No.8の39ページで質問させていただきます。

今現在、北浜地区の市街区画が具体的に公営住宅のほうも少しずつ地ならしとかをやっていると思うんですけども、こういった形で、ここにも書いてありますけれども、道路の整備、それから公園の整備という形で、公園の絵が載ってないんですけども、具体的にこの公園は、多分県で行うと思うんですけども、わかる限りで構いませんので、具体的にどういったものになっていくのか、ちょっと教えていただきたいなと思ひますのでお願ひします。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 北浜の緑地、区画整理の前には緑地護岸の整備、こちらは宮城県のほうで整備が予定されております。工事そのものは、今現在護岸の整備を進めていまして、それが終わりましたら緑地の造成なり何なりの作業に入ってくるということになります。計画では平成28年度完成予定ということで進めておりますけれども、若干延びるのかなと思っております。整備そのものは、広場と、護岸の後ろに園路を整備するという内容になります。あと、トイレ棟とか駐車場、それからベンチ等、あるいはあずまや。そういったものの整備もあわせてする内容となります。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 まだ形が見えない部分があったので、ちょっと質問させていただきました。なぜかといいますと、マリゲートのほうから見ると、本当に避難デッキに今度つくられると思うんですけども、そこから見ても、あその北浜のところが真正面に映るような感じになりますので、本当に北浜の景観もよくなるようにぜひ計画を立てていただきたいなと思ひます。また、前回市長から、海から来ると夜景がきれいだということもあるので、多分あの辺の夜景が入ってくると思ひますので、ぜひこの景観をよくしていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

質問はここでやめますけれども、もう一つ最後に質問させていただきます。

市立病院のことですね。資料No.10の中から質問させていただきます。

1ページでございますけれども、その中で病床数というものがございますけれども、今現在病床数が161床という形でございますけれども、現在病床数はどのくらい埋まっているのか、何パーセントでも構いませんので教えてください。

○鎌田委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 今現在ということで、直近の数字ということをお答えさせていただきたいと思います。きのう現在で161床に対しまして156床まで埋まっております。95%を超えるような形で、今のところは病院の病床数が埋まっております。本日も151床ということでありますので、3月に入りまして90%を超えてくるような形で推移はしておりますが、大体85%か90%を超えるような形で2月、3月は推移しているという状況になってございます。以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 3番目の1日平均の患者数の中で、外来のほうなんですけれども、今現在平均でいくとどのぐらいになっていますでしょうか。約300人というのが多分目標だとは思いうんですけれども。

○鎌田委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。実は外来のほうは余り伸びておりませんで、外来につきましては、平均で大体250人ぐらいという今のところの推移となっております。以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。本当に外来が収益が上がらないということでございますので、それに匹敵して黒字を出すためには、やはり、今順調かわかりませんが、ドックとか健診という形だと思いうんですけれども、その辺の状況がありましたらお願いします。

○鎌田委員長 伊藤市立病事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 人間ドックということでございますが、ドックは非常に昨年よりも多いドック数になっておりまして、ことしは平均すると恐らく2,300人近くまでは行くんじゃないかと思っております。新たに今度平成28年度のドックの予定を見ておりますが、新規のいろんな企業からもドックの希望もありますので、ドックに関してはかなり通常よりは多い数が見込めるんじゃないかと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。2,300人ということで、大分プラスされてきたと思いうんですけれども、やはり外来が少なくなる分、ドック関係とか健診の量をふやすことも、ひとつの収益をプラスにしていく上で必要じゃないかなという部分がございます。そういった中で、

新しい企業を当たっていただくのも当然ながら、例えばこの役所の関係が約700人ぐらいですかね、全員が今行っていると思うんですけれども、行けばますます収益が上がってくると思いますので、ぜひともドック、健診に力を注いでいただきまして、お願いしたいと思えます。

あと、4番目の主要建設改良ということで、施設改良費ということで2億円ほどあります。この中身をちょっと説明していただきたいと思えます。

○鎌田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。こちらの数字につきましては、大きくはエレベーターの改修工事で本年度2億円ほど予算を計上させていただいております。1973年ということですので、エレベーターが実は既に四十数年ほど経過してございまして、今の保守点検をお願いしています業者から、もう部品がないということで、とまった場合には、今は即日対応してはいただいているんですが、今後とまった場合には、即日対応は難しいというお話を今頂戴しておりまして、そういったことで何とか、エレベーターがとまってしまいますと診療に多大なる影響を与えてしまいますことから、今年度、エレベーターを何とか改修していきたいということの予算を計上させていただいております。以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 このエレベーターは別のところにつくるんでしょうか。それとも今現在のところをまたやっていくのか、その辺をちょっとお聞きします。

○鎌田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。今エレベーターは既存のものが3基ございます。できればこちらの電気系統の部品をまず交換することで約4,000万円ほど改修の費用を見込んでございます。なお、改修工事中にどうしても1週間なり10日程度エレベーターがとまることがございますので、そういった場合には、病院を一旦閉鎖しなければならないということで、できれば1億6,000万円ほどで新たなエレベーターをどこかに1つできないかということの予算も含めまして、合わせて2億円ということで計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。私からの質問は終わらせていただきます。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 先ほど菅原議員からご質問いただきました冷凍カツオの水揚げでございます。昨年5隻の水揚げがございました。1隻当たり平均いたしますと、1回で250トン、金額にしますと7,200万円ぐらいの1回の水揚げでの金額が出ております。以上でございます。

○鎌田委員長 次に移ります。志子田吉晃委員。

○志子田委員 おはようございます。私からも何点かお尋ねします。きょうは審査区分2ということで特別会計ということでございます。いろんな項目を総括的に聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、議案第23号の塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例。資料は12番の51ページのところがいいかと思うんですけれども、あと資料番号1の44ページということで。

要するに、新しくなったので貸事務所とか会議室の料金、賃料を変更するという条例の一部改正だと思っておりますけれども。それで、ちょっと気になったのは、単価に相当な開きがあるということで、たしか今回の議会が始まる時に、このところは当局から説明をいただいております。説明はいただいているんですけれども、皆さんが納得して、入る人も納得する単価、それから高すぎるとか安すぎるとか後から言われぬように納得してやっていただきたいなと思うので、再確認したいと思っております。特に、51ページのところを見ると、市場関係者の貸事務所が、前の古い市場だったから安かったということがあるんでしょうけれども、坪当たり1,800円から2,480円に上がるというところがありますね。それから、逆に卸売業者の事務室のほうは1,800円から840円に。こちらは月額が2,772円ですね。そういうことで、その辺の単価は大丈夫なのか。それから、ほかのところの下のほうを見ると、410円とか200円とかとちょっと差があるんじゃないかということで、こっちは安すぎないかと言われぬかどうか。その辺のところの説明は聞きました。使っていただいて成り立つような単価になっていますと言われましたけれども、その辺のところをもう一度説明いただければ、納得して、これでこういう新しい料金でうまく進むんじゃないかというところを納得していきたいものですから、説明をまたお願いします。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 議案第23号の塩竈市地方卸売場条例の一部を改正する条例についてご質問をいただきました。説明の都合上、資料番号12の51ページをごらんいただきたい

と思います。51ページ、52ページでございます。

こちらに、料金の比較表を載せさせていただいております。実は、旧使用料のほうが平米当たりの月額単価ではなくて坪当たりで計算していたものですから、ちょっと見にくい表になってしまいましたことをまずはおわび申し上げます。卸売業者、例えば新料金で卸売事業者と市場関係者の月額で3倍ぐらいの開きが出ているということでのご指摘をいただいていたと思います。こちらのほうですが、魚市場の各部屋の使用料を考えるに当たりまして、まずはこの算定の基礎としたものが市場の建設にかかる費用、あとは減価償却にかかる費用というものを念頭に置いて考えさせていただいております。卸売業者の貸事務室がなぜ安のかということにつきましては、こちらは、実は国の補助金等、あとは震災の特別交付金等の助成がありましたので、市としてはほとんど財源を使っていないで建てている部分になります。それと、こちらA棟の中に荷さばき所の2階、3階部分になりますので、平米単価に直したときの整備費用としては、C棟の保管施設よりはぐっと値段的には下がっている部分もございます、その建設費がほとんどかかっていないということなので、減価償却費、施設に対しては50年の減価償却、設備・電気系に対しては20年ということで減価償却費を計算して、それを全体の減価償却費を全体の整備面積で割った上で専用面積を掛けてという形での料金設定になっております。割り返したときの単価が、1平米当たりの減価償却費をもとにした単価が840円ということで卸売機関の貸事務所の単価を定めております。市場関係者の貸事務室につきましては、C棟、補完施設の3階部分に整備するところでございますが、実はこちらの部分につきましては、建設費に国費等の補助は一切入ってございません。これは、これを整備するに当たりまして、整備する前の段階で、こちらの今までの古い市場で貸事務室を使っていた皆さんと話し合いをさせていただきました。それで、ご要望の中で、ぜひとも市場内に整備してほしいというご要望をいただいた上での整備をしております。そのときの説明会でも、家賃が一部屋当たり5万円ぐらいにはなるでしょうというお話はさせていただいておりましたが、そういった経緯の中で、全額市の財源、市債を発行したりということで対応しておりましたので、こちらにはその分の建設費の起債償還分というものも単価の中に入れていただいております。起債償還は50年で計算していたと思います。それと、同じように減価償却にかかる費用、整備費に対しては50年、設備・電機に関しては20年ということで減価償却費を計算した上での単価を求めたときに、平米当たりですと2,480円という金額になっております。これは単価ですので、整備する一部屋当たり幾らになるんだという部分もあ

るかと思えます。例えば卸売業者の場合ですと、こちらを平米に計算しますと、大体764平米ぐらいになりますので、月額ですと64万2,000円。千円未満のところはちょっと切り捨ててお話しさせていただきます。あとは、市場関係者、C棟のほうですと、一番大きく整備する部屋の平米数が21平米になっておりますので、こちらですと21平米で5万2,000円程度ということになっております。こちらの料金設定の関係のお話につきましては、昨年11月から卸売機関でありますとか買受人、問屋という形で、実際に料金設定にかかわってくる業界の皆さまに説明会をさせていただいております。その説明会の中で料金設定、金額についてはご納得いただいたのかなと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。単価に開きがあるけれども、使う方に納得してもらわないとだめなので、納得していただいてこれで決まったということでございますので、新しい市場をうまく運用していただいて、順調にいくようにお祈りしております。

次のことを聞きます。議案の第28号、資料は12番の73ページですね。議案を読むと長い議案なので、地域密着サービス事業でいいんでしょうかね、このことについて。それから、もう一つ絡めて、資料No.12の175ページ。これは、議案第36号のサービス事業でございます。事業者と利用するほうの2つの別々な事案だと思うんですけども、関係してくるので今回2つの議案が出たのかなと思うんですけども、最大どの辺のところか地域密着型サービスが導入されることによって、結局は第36号にかかわる利用される方が影響を受けてこういうふうになるということなのかどうか、第28号のほうは市と業者の関係なんだと、そういうことの理解でいいのか、その辺の中身の説明をお願いします。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。議案第28号については、今回、指定密着型サービスということで、従来のデイサービスセンターの利用定員18人以下、そちらが本年の4月1日から市の指定と監督になると。従来は県で行っていたところなんですけれども、それを4月1日から塩竈市で行って、今後は塩竈市の住民でないと使えなくなるという内容の条例になっております。なお、この条例については、平成25年2月のときに大きくなったんですけども、定期巡回型とか夜間対応型、訪問介護、こちらのほうは塩竈市はまだ始めていませんけれども、認知症対応とかグループホーム、あと小規模通所介護事業所、そちらのほうの関係で、それぞれ基本方針なり人員、設備、細々とした条例の改定を行って

いまして、今回も18人以下の通所介護ということで、そういった規定を加えるという内容でございます。なお、資料の175ページになります。こちらは介護予防でよろしかったですかね。こちらは、要介護認定を受けないでサービスを使えるということで、直接第28号のほうは要支援とか要介護認定を受けた方が使うサービスであると。第36号については、これまで要支援で認定を受けていた方が、4月から基本チェックリストという制度が始まりますので、こちらでもしよければ、総合事業として使っていただくというサービスの事業内容になってございます。以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。別々のものが別のサービス事業をする事業者の方向けの今度の変更点。それから、議案第36号のほうは、介護を受ける市民全員にかかわるサービス内容が変わると、そういうことで。

それで、175ページの介護予防のことについて、ことしから変わるからこうだよということの利用案内とか、事業者がなされるんでしょうけれども、その辺をことし変えなきゃいけないと思うんでね、その辺をどういうふうに宣伝してうまく利用していただけるか。今までよりも、チェックリストだけでよくなったということで、いろいろ利便性が増すという説明を受けていますので、その辺のところを第36号について説明をお願いします。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 遠藤長寿社会課長 介護予防・日常生活支援総合事業については、昨年12月に開始時期を1年前倒して平成29年4月1日でしたが、平成28年4月からということでスタートさせていただくということで議会のご了解をいただいています。昨年の10月あたりから事業所のほうに説明を行っています。ことしになってもずっと説明はしているんですけども、それと、認定のほうも若干関係してくる部分もありまして、今まで介護認定は通常であれば1年の期間だったわけですけども、それを最大で2年に延ばせるということで、こちらのほうも同様に、消防事務組合なりに説明しまして、正式に消防事務組合に総合事業を開始するというので、認定期間を延ばしてくださいといった申し入れも行ってあります。その後、この2月からですけども、基本チェックリスト、急に利用者が4月1日に全て変わるという問題ではなくて、認定期間が切れていくに当たって、少しずつですけども、今現在対象としては、今回日常生活総合事業というのは、通所とか訪問だけを使っている場合は基本チェックリストで速やかなサービス提供を受けられますという制度になっていますので、

そういった対象としては約330人ほどあるのかなと思います。月平均にすると約25名ほどなんですけれども、そういった方々に、どうでしょうかということで、こちらで一方的に基本チェックリストを使いなさいということでは決して行っていませんし、少しずつはそういった事業所のほうにもその旨ご連絡していますので、少しずつ総合事業のほうに移行されるのかなと思って、基本チェックリストのほうですね、行っていかれるのかなと思います。以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。説明を聞いて、認定期間が1年から2年にそういうことでことしから変わるんだということを皆さんにうまくお伝えしたいと思いました。

別なことをまた聞きます。議案第30号の平成28年度塩竈市交通事業特別会計予算なんですけれども、資料No.9の196ページから197ページですか。これも初日の説明を聞いたときに、標準単価の見直しのため、国庫支出金が今年度減っています。196ページのところに書いてあるんですけれども、国庫支出金が、前年度5,100万円ぐらいが今年度予算では3,700万円。これは、利用状況が予定としてはふえる人がいるからだという説明なんですけれども、その辺の見直しはこのとおりいきそうなのかどうか、その辺のところをよろしくお願いします。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは質問にお答えします。まず、196ページにございます国庫補助金が平成27年度と比べ減額となったという主な理由につきましては、交通事業に係ります国庫補助金の算定方法というものが非常に複雑になってございまして、単に欠損額の何パーセントを補填しますよというルールではなく、国が用います標準単価というものがございまして、これは、オールジャパンの全国の離島航路事業者の平均運航単価と申し上げたらよろしいのでしょうか、例えばお客様を1人当たり1キロメートル運ぶ場合の賃率というんですかね、お金。それを用いまして、私どもの決算を計算し直すんです、歳入側について。一方、費用側については、例えば重油の値段、こういったものについても国庫の標準単価を用いまして、私どもの決算を全て国のルールによって洗いがえすると、それに生じた欠損額を国庫補助対象としますという流れなんです、昨年度につきましては、その標準単価が軒並み改正されまして、私どもの実際の収益が、国に置きかえると高く見られてしまう。一方、費用側については、標準単価を鑑みますと下げられてしまうということで、収支差が縮まってしまうという現象が起きます。その影響額がこの1,400万円ということで、下がってきたと

いう内容になります。あと、後段、志子田委員からありました、多分今後の乗船数の見通しというお話だと思います。市営汽船は、今から10年ぐらいまでは20万人ぐらいの乗客がいらっしゃいました。震災前まで大体17万人ぐらいまで人口減少等を反映しまして落ち込んできて、震災のダメージによりまして平成23年は15万人ぐらいまで落ち込んだということになってございます。ただ、その後、海水浴場の一部オープンでありますとか、あるいは逆に震災需要で、震災の業務に携わる方が浦戸に渡るために市営汽船にお乗りになっているという形もありまして、現在は17万人ぐらいまでに復活してございます。特に去年は、桂島の海水浴場に8,000人以上のお客様がお見えになっていまして、平成27年度の決算見込みでは、18万人に近い数字になるのではないかなと思っています。ただこれも、県内に30近くありました海水浴場が、現在は3つぐらいの再開にとどまっていると。去年は特に、東松島の月浜海水浴場が防潮堤の工事の関係で休止していたということもございます。あと、ことしにつきましては、菖蒲田のほうで短期間ですがプレオープンしようという試みなんかもありますので、そういったものを加味しますと、やはり油断はできないというか、この17万人の乗客を、私どもは維持するために頑張っていきたいとは思っていますが、予断を許さない状況にあると捉えているところでございます。以上です。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。いろいろやられているんだということがわかりました。海水浴場の宣伝も早目にして、利用してもらって、この予算のとおりいくように期待します。

議案第31号の平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算のことについて聞きたいんですけれども、資料のNo.15の13ページ。先ほども伊勢委員も聞かれたんですけれども、私はこの表を見たときに、前々から私もそうだし鎌田委員もそうなんですけれども、同じことを聞くんですけれども、どうも滞納世帯数のところの構成割合を見ると、総計で24.2%なんですけれども、中間所得者層というんでしょうか、200万円以上500万円未満のところ、31.9%と41.8%と26.1%でしょう。だから、200万円未満の方の滞納構成割合にすると、500万円以上の本当の高額という方は滞納割合は少ないんですけども、「中間所得者層」の方がやはり納めにくい、そういう計算方式になっているんじゃないかなと。そのことをずっと私も言ってきたんですけれども、その辺のところ負担が集中しているから、実際所得が少ない人だけが苦しくて納められないじゃなくて、中間所得者のほうが実際は納税率が高くなって負

担になっているんじゃないかと。だからそういうものを是正してもらいたいということで、ずっと私は毎年質問していたつもりだったんですけれども、この辺のところを見て、その辺のところを改善できたと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 国民健康保険税の負担の割合についてのご指摘でございます。いわゆる「中間所得層」の方々に対し、過分の応分の負担以上の負担が生じているのではないかとご質問がありました。このことを踏まえまして、平成28年度からの国保税の改正につきましては、より各所得階層が均等に軽減されるように、今回所得割の部分につきまして、平成28年度税率改正につきましては、所得割の改正につきましても、7.7%の税率から7.2%と0.5%を軽減するという対応をとらせていただきました。この結果、ある程度の中間所得層の方々、いわゆる課税分の所得割のかかられている世帯の方々につきましての一定程度の課税の軽減が図られるのではないかと考えております。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。努力はしてもらったということでね。だけれども、0.5%でほとんど違わないんじゃないかという気がしますので、全体の会計が赤字になっては困るんですけれども、まだ基金がある状態だったならば、毎年毎年収納率も高まっていますし、予想以上に計算以上に基金残高がまた残りそうだというならば、もう少し率のほうをもっと大幅に減らしていただいてやっていただくと。要望でございますが、要望だけ言って国保のところはいいです。

それから、全体的に平成28年度の国保のことなんですけれども、資料No.9の210ページ。211ページ。全体の国保の特別会計の表が出ています。これを見て、本年度と前年度を比べて、特に気になったところは、比較表で211ページのところを見て、保険給付費と後期高齢者支援金のところは、ことしマイナスのところが多いのね。そうしたら、これは加入者全体が少なくなるからだという説明を聞きました。それで、今年度の国保の見通しで、加入者が少なくなった場合にどういう影響が出るのか、その辺のところの説明をお願いします。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ご質問の主旨は、被保険者数が減った場合どのような影響があるかということのご質問でございました。今、委員がご指摘いただきました資料の9番、211ページに、その傾向が顕著に今年度もあらわれているかと思えます。

まず、保険給付費なんですけれども、こちらも例年三、四%ずつ1人当たりの医療費は間違いなく伸びております。ただ、今委員ご指摘のとおり、被保険者数がそれを上回るスピードで減っております。大体年間でここ三、四年は4%程度ずつ被保険者数が減っておりますので、保険給付費は結果としてですけれども、前年度と比べまして8,600万円余りほど減っているという状況がございます。

後期高齢者支援金並びに介護納付金も全く同様の傾向でございまして、こちらの納付金の計算根拠も、1人当たりの単価を示された計算式を用いまして算出しまして、それに被保険者数をかけて支出するという中身になっておりますが、全くもって、先ほど説明させていただいたとおり、被保険者数が減っておりますので、乗じる数が減る以上、こういった納付金の数も減っているということになります。このような傾向から、国民健康保険事業特別会計につきましては、前年度より結果として4億7,440万円ほど減額している状況でございます。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうも、全体的な方向性を教えていただきましてありがとうございます。それは、今年度から来年度もその次もそういう傾向が続くということで理解しました。ありがとうございます。

時間がほとんどないので、議案第40号の平成28年度塩竈市立病院事業会計予算について何点かお聞きします。

資料No.10の3ページでございましてけれども、第7条に一時借入金限度額が10億円ということになっています。それで、これと、16ページに貸借対照表の資本の部が出ておりまして、16ページの下の方だけでも、当年度未処分利益剰余金がマイナス34億何がしと、こうなっていますね。合計で資本合計が18億。資産と負債を合わせないといけないから、数字的には当年度未処分利益剰余金として、剰余金だけでもマイナス34億円を入れないと表が合わない、ということだと思っておりますけれども。そういうことで、限度額10億円、これは大丈夫なのかその辺のところをよろしくお願いたします。

○鎌田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 3ページ、一時借入金の限度額についてお答えいたします。委員会で説明させていただきましたが、今年度は昨年度の12億円から2億円を減少させて10億円ということでやっております。こちらにつきましては、一般会計からの繰

入金を、例えば4月に繰り入れていただくということを踏まえまして、期限をきちんと行っていく中で10億円を超えない形で、こちらのほうは限度額の範囲で繰入金の一時借入金を運用していきたいと考えてございます。

それから、16ページの資本の部の当年度未処分の利益剰余金、こちらは累積欠損金ということで34億円ほど計上してございますが、こちらにつきましては、資産の資本の部ということで、資産を形成する過程の中で、何と申しまししょうか、資本を取り崩してきた中で、34億円ほど累積欠損金という形で残っておりますが、債務超過には至っていないという状況になってございます。以上でございます。

○鎌田委員長 次に移ります。志賀勝利委員。

○志賀委員 私からは、魚市場事業特別会計からちょっと質問させていただきます。

資料No.7の39ページですね。施政方針の資料を使わせていただいております。

まず、今回魚市場のほうで、水揚げ奨励補助金事業650万円、遠洋底曳き網漁船誘致促進事業400万円、魚体選別機整備事業については1億2,000万円、電動フォークリフト導入支援事業ということで1,500万円という、今までにない金額を配分していただきまして、水産業界に身を置く議員の一人として当局にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それで、ちょっと質問に移らせていただきますが、先ほど来、いろいろお話はお聞きしていますが、この魚体選別機というのは、これは1基の値段なんでしょうか。そのところを確認させていただきます。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 魚体選別機につきましては、選別機という機械が1つ、これが3系統に選別ができる機械が1つ。そして、それを使うためにそこに組み上げます、そこまで魚を流してくるラインですね。コンベアーであるとかホッパーであるとか、そういったいろいろなラインを全て作業ができる環境を構築するまでのラインを含めての予算の計上ということになります。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 私は全てそういうのはわかっているんです。それが1つのセットなのか2つセットなのかということを聞いているわけですよ。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 申しわけございませんでした。1つのセットです。一式でござ

います。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それで、この選別機は能力的には時間当たりどのぐらいの選別能力があるのでしょうか。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 時間当たりで計算しますと、20トン程度の選別作業をするというところで考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうしますと、例えば一本釣りの冷凍カツオですと、大体1日で終わらなくて1日半、2日かかるということになりますよね。「海まき」ですと300トン、400トンですから2日、3日かかるということになろうかと思えます。そこで、先ほど2,500トン、倍増を目指しているというお話でしたけれども、従来は一本釣り1社の釣り船だけでしたよね、入っているのは。それ以外の船も入っていますか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 今塩竈の漁港に入っているのは、今ご紹介いただきました一本釣りの船が1そうと静岡の焼津の漁港に所属している船が1そうの合わせて2そう入っております。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 その焼津の船は、今の塩竈にある会社の同系列の会社の船ですか。それとも全く別の船が来ているわけですか。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 会社所属というよりは、その漁協の所属ということで承っております。ただ、組んで操業しているというような、「友船」というのでしょうか、そういった形での操業というのもちょっと伺ったことがございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、今度倍増を目指しているというお話だったんですが、結局どういう形で、例えば一本釣りを狙うのか、「海まき」を狙うのか、その辺は具体的にはどういうお考えでしょうか。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 今ちょうど、実は昨年市長自ら焼津のほうに行っていたいてお話もしていただいている経緯もあります。まず、一本釣り、「海まき」というと水深の関係もちょっとあるかもしれませんので、まずは入港が確実な一本釣りというものをさらにふやしていくということを念頭に置いて考えているところです。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 焼津には焼津船籍の一本釣りのカツオ船というものは何隻あるんですか。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 済みません。そちらまでは私のほうではまだ把握しておりませんでした。申しわけありません。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 実際行かれるのであれば、そういうところまで確認して多分行かれているんだろうと思うんですけれどもね。そうしないと、船がなければ行っても意味がないわけですから。そういったことで、漁船誘致活動は結構なんですけど、やっぱりそういった一本釣りカツオが全国いろんなところに多分あると思います、冷凍は。それで、この機械というのは、冷凍カツオ以外、生のカツオの選別には流用はできないんですか。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 業者から聞いている話では、生には使えないという話で聞いております。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、生の釣りカツオの誘致には貢献できないということですよ。今、生の釣り船は限りなくゼロに近いわけですよ。私がこっちに帰ってきたころ、昭和55年ですけども、当時は塩竈の港で生の一本釣りが20億円は水揚げがあったわけですけども、今やそれが全くゼロに近いと。そういうことの誘致というのは、市としては頭の片隅にあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 冷凍ではない生のカツオの一本釣り船については、おっしゃられたとおり、以前は塩竈に水揚げされていた時期がございましたし、また最近では十数年連続気仙沼が日本一という水揚げを誇っているようでございます。私の知る範囲では、今から六、七年前になるかと思っておりますけれども、塩竈でも生のカツオの一本釣り船の誘致ということで、最もそ

のキーポイントになるところが餌ですね。生の餌をどういうふうに確保するかということで、業界の方々のご努力された経過ということで伺っておりますけれども、なかなかそういった生の生けすを塩竈の寒風沢沖あたりに設けてやることで、いろいろ試みたようでございますけれども、なかなか流れが強くてうまくいかなかったということがあって、そういったことで断念したという話を聞いてございます。そういった餌の確保の難しさがあって、なかなか今塩竈のほうでは生のカツオの一本釣り船の誘致ができていないという状況があります。そういったことで、今のところは冷凍カツオの一本釣り船に注力するべきじゃないかということで進めているような状況でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 その辺の捉え方の違いなんですけれども、見解の相違ですか。これは、餌があるないじゃないんですよ。昭和55年時代もここには餌はありません。全部高田湾、広田湾、あちらに行って船は餌を積んでいくわけです。塩竈というのは、結局は5時から競りにかけて早く終わると。そうするとその日に餌場に行って餌を詰めて出ていけるといって、そういった面での立地条件を生かしていたんですね。ところが、販売面で地の利がなくなってきたと。交通網の整備で、気仙沼からももう昼間に出れば翌日東京には間に合う、もちろん船からすれば、漁場から近い港にどんどん入っていくようになってしまっているということもあります。そういったところで船が入ってこなくなったわけですから、そういう原因をきちんと捉えて、それを打開するためにどうやったら入るんだということをやっぱり取り組んでいかないと、船は入ってこないと思うんですね。それで、船主から見ると、やはり気仙沼に行くと。朝から晩まで、朝入っても船が混んでいるので夕方まで待たされるという状況も多々あるようです。じゃあ、そういった船をどうやったら塩竈に向けられるのかというようなことも、やはり業界の方々と一緒に考えていかないと。ただ生カツオがない、手をこまねいていたんでは、永遠に復帰できないんだらうと思いますので、そのところをきちんとした原因を把握して、その原因を取り除く努力をしていって初めて船が入れるようになるわけで、やっぱりそういうところもひとつ業界の方々で協力していって知恵を絞っていただければなと思います。そういうものの一つ一つの積み上げが、水揚げの増につながると思います。今、サバは幸いにして震災復興の支援事業として、設備が今までなかった分はおかげさまでできたと。それによってサバが入るようになったと。これはこれで本当にいいことなんですけれども、青物というのはサバだけではなくて、じゃあ、サンマ、イワシが塩竈に何で入らないんですかと。

そこも、そういった入らない原因をきちんと精査していかないと誘致もできないわけですよ。やみくもに誘致したって来ないわけですよ。そこのところをしっかりと原因を追究していただいてやってもらおうと。今、サバが入っているのは、結局石巻がいっぱいになって水揚げできないから、じゃあ、損数も少ないから塩竈に来ようというようなところでの船が来ていただいていると。青物の場合は、これは一番根本的な問題なんですけれども、「買い人」から見ると、塩竈というのは「でかん」、要するに普通は「めいれ」と言いますけれども、その逆ですね、「でかん」。例えば1トン買ったものが1,100キログラムあるとか1,200キログラムあるとか、こういう問題なんです。石巻で買うと2割は出ると。塩竈では5分も出ないと。そういったところで、「買い人」は買い負けるという現実があるんです。これは青物全てです。そういう現実をじゃあどうやってクリアしたら船が来てもらえるんだろうかと。漁船にとっては塩竈のほうが有利なはずですよ、そこのところは。ただ、「買い人」からすると不利なんです。その兼ね合いをどう距離を詰めていくかということが、今後の漁船誘致、数量の倍増につながってくると思いますので、これはもうずっと長年続いている各港の風習なんです。だから、同じ土俵に立って同じ目方で値段を競争するならいいんですけれども、結局はそういったものがあつての価格競争なので、「買い人」にとっては非常に厳しい状況なんです。それを今のところ、設備投資した方々は頑張って買っていたいでいるわけですよ。そこのところを今後どうフォローしていくのかということを考えていかないと、なかなか長続きしていかないのかなというふうにも思いますので、ぜひその辺もひとつ今後の検討課題として少し頭の中に入れて、漁船誘致ということを考えていただければありがたいと思うんですが、その辺は検討の余地があるのかないかちょっとお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今志賀委員からいろいろアドバイスをいただきありがとうございます。新しい市場の運営はやはり120億円の水揚げがなければ難しいんじゃないかと我々自身も試算しておりまして、本当にある意味、どんな魚もチャンスがあればぜひ引っ張ってこなきゃならないという思いでおりますので、今いただいたようなカツオですね。昔の理由にとらわれずにとということも含めて、いろいろと勉強して進めていきたいと思っておりますので、またいろいろご指導いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 高度衛生管理の市場ができて船は来ないんです、残念ながら。何回も言いますが、これもね。結局、気仙沼も石巻も同じ状況なわけですから。昔の塩竈というのは、河川輸送のころは東京翌日出荷最北端だったんですよ。そこで商売ができたわけです。インフラ整備によって気仙沼からも間に合うようになった。そうするともう漁場から近い気仙沼が圧倒的な優勢を保ってくるようになったと。石巻が落ち込んでいるのは「でかん」の問題なんですよ。漁船から見ると余り値切れするということで、やっぱりかつてサンマは石巻に入っていました、今サンマは石巻に入っていない。それが原因なんです。そして女川に全部入っています。そういう一つ一つの原因をつかんでいかないと、漁船誘致というものは成り立たないわけですね。そここのところをひとつよろしく願います。

それと、今度市場が建ってくると、前にもお聞きしましたが、管理費とかが五、六千万円ふえるよと。業界の方もそここのところをうんと心配しているわけですよ。指定管理者制度にしますよと。指定管理者制度にしたときに、全く違うところが指定管理者になると。卸売がなるんですかというような基本的な考え方があろうかと思えますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今、指定管理者のお話をいただきました。市長の施政方針の答弁でも申し上げましたとおり、平成29年9月に一応完成しますので、平成30年からの新しい管理運営のあり方ということで、さまざま考えさせていただいている中の一つとして指定管理者というものがあるのかなと考えております。やはり指定管理者は水揚げの魚市場、地方卸売市場の管理運営ということでございますので、そういったことが基本的にきちんと運営できる方ということにどうしてもなってくると思っておりますので、やはり、まずそういったことを担っていただける適正な資格というか、いろんなノウハウをお持ちの方ということがまず軸になるかと思っております。そういったものを基本に、指定管理者ということであれば、そういったことを軸に考えていくのが妥当なのかなと現時点では考えているところでございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 軸にというのは、要するに卸売を軸にということですね。それとも、ほかの会社を軸にということなんですか。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今、私の主旨としては卸売機関かなと思ってお話でございました。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃあ、そういう卸売を軸に考えていきたいということですね。その辺も一応ははっきりしておかないと、指定管理者ということになって、ここにもあるんだよということになってくると、卸売の一本化ということがどうなんだという話にもなってこようかと思いますので、その辺も一つ一つ。デリケートな問題かもしれないけれども、これは避けて通れない問題ですし、はっきりさせなきゃいけない問題ですね、解決するためには。ふえた費用をだれが負担するんだということにもなってくるわけですね。今現在でも3,000万円、4,000万円繰り入れしているわけですから、それが5,000万円ふえたら今の水揚げで到底賄えるわけもない。そのところをじゃあどうするんですかという議論が何か先送りされているような気がしてならないんですが、それについては、基本的な考えはどのように考えているのかお聞かせください。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 昨年の7月ぐらいから、とりわけ両卸売機関の代表の方、役員の方等々と一元化のことについては断続的にお話をさせていただいております。それで、とりわけ今回は、定例会に使用料を提案するに先立ちまして、昨年の11月あたりに両卸売機関と新施設の運営のあり方ですとか、使用料の考え方というお話をさせていただいておりますので、そういったところで、より一段と、そういった意味では、一元化の必要性が感じられたのではないかなと私どもとしては思っておるところでございます。今、質問の主旨としてふさわしいかどうかわからないんですけども、我々は120億円の水揚げがあれば、新しい施設、平成30年度には運営できるのかなと考えておるところでございます。120億円ということは、今100億円だといたしますと、20億円の水揚げがふえれば、20億円掛ける1,000分の5ですので、1,000万円の水揚げの使用料がふえれば、ほかに新しい施設の使用料等もいただくこととなりますけれども、一定程度、収支償う形での運営ができるものと考えております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 今、ほかにも新しい収入がふえるというお話がありましたけれども、その新しい収入は結局「買い人」が負担するわけですね。そうすると、その「買い人」が今ぼつりぼつり、マグロ屋もやめ始めています、残念なことに。そういう現状を見たときに、その負担を「買い人」が吸収して商売を続けられる状況なのかどうかということも、やっぱり頭に入れておかないと、ただ費用が出たから押つけましたと言っていたら、「買い人」がいなくな

りますよ。前にも言いましたけれども、塩竈になぜマグロが入るのか。これは、「買い人」たちの長いのれん代なんです。ほかの市場よりキロ10円でも20円でも高く買ってもらえる。そこで船が来る。そういう人たちがだんだん欠けていったら、相当塩竈の市場はどうなるのかなと。それでなくても、他市場からの買い付けの方がだんだんふえていますよね。どこかでそれが逆転するときが来るのではないかと私は心配しております。そういうことも頭に入れて、長期的な見方で魚市場というものを考えていかないと、今入っているから絶対来るということはないんですよ。「買い人」がいなくなったら船は来ないんです、残念なことに。市場だけあったって船は来ません。そのところを真剣に考えていかないと、やっぱり魚市場の20年、30年先はなくなってしまうのかなと思いますので、ぜひその辺のフォローということも頭に入れて、市場というものを考えていただければと思います。私の考えというのは、基本的には、今の場所に市場があったのでは、回遊性魚種、青物は漁場から一番遠い港なので入ってこれないと。やっぱり外洋に面したところにもっていかないと、やっぱり市場の将来はないよなという思いはずっとしております。そのためには、やはり二市三町の合併というものが必須要件になってきますので、そういうことが長期ビジョンにも載ってこないんですけれども、そういうことをきちんと載せて、観光行政にしても塩竈市内だけで観光行政をやったって、私はどうにもこうにもならないと思うんですよ。やはり二市三町、奥松島まで含めた観光行政を一本化して、ここに滞在型の観光地をつくるぐらいの長期的なスパンで計画をぶち上げていかないと、ここでどうしますこうしますと言ったってたかが知れていますよ。そういうところも、ぜひ計画に盛り込んでいただければと思うんですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 まず、前段ですね、買受人の方々がなかなか厳しい状況だというお話をいただきました。私どもも、買受人の方々が1人でも2人でも多くいていただくことが塩竈の魚市場の強みだということで十分理解させていただいておるところでございます。ただし、従来のマグロの買い付けをして、産地市場で買い付けをして消費市場に流して、その手数料で商売をするというやり方が、やはりどうしても今の情報化社会の中で、なかなかむずかしくなっているという中で、やはりみずから新たに売り先を開拓する、あるいは自分のところで丸ごと出荷するのではなくて加工して出荷する。そういったいろいろなご努力をされて、何とか事業を継続されているという方々がいらっしゃいます。そういった中で、皆さん方も

大変努力して変革されているということに対して、我々としてもいろいろ何とかお手伝いをしていかなければならないなということで、産業環境部では融資なんかもございますので、そういったかわり合いはさせていただいている部分がございます。

あと、後段のほうでございますけれども、今回の場合は、昭和40年に建てられた魚市場、これが老朽化している中で、どういった感じで建てかえをすべきかということで、当時、震災前の平成21年あたりに計画をさせていただきました。その折に、当時やはり70億円ぐらいかかるんじゃないかということで、そういったものを今の水揚げが減っている中で、市税を余り投入しない中でできるのかということで、相当いろいろな検討をさせていただいた状況で、今回は震災を機にいろんな意味での財源支援をいただいて、建設させていただいているような状況でございました。長期的なビジョンで場所がどうだったのかということなんかは今お話しいただきましたけれども、今回の場合は、そういった現状の位置で、災害復旧的な中身で建てさせていただいておりますし、今回は新しい市場のコンセプトとしまして、稼げる市場ということのほかにも親しめる市場ということで、魚食普及ですとか、あるいは塩竈という産地の魅力を十分に皆様方に享受していただけるような、魅力ある市場というコンセプトで建てさせていただいておりますので、そういったものを大いに活用して産地市場として、あるいは観光の拠点として、今後も活用していければなと思っております。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それでは、次の交通事業特別会計に移らせていただきます。

資料No.9の194ページの関連で、現在、ウイークエンド特別便というものが週末に運営しているというお話をお聞きしていますが、このウイークエンド特別便の利用状況についてちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 ただいま、志賀委員よりウイークエンド特別便の実績のお問い合わせがございました。本件につきましては、平成25年10月から運航してございまして、先月1月末で2カ年半になりますが、112便運航してございまして、お乗りになったお客様が1,068人ですので、1便当たりの平均乗船は9.5人となっているところでございまして。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それで、例えばこのウイークエンド特別便を利用している方々にアンケート調査等を実施したことはありますか。例えば利用者の要望だとか評価ということで。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 ウイークエンド特別便に乗船いただいているお客様限定という形では、アンケート調査はいたしてございません。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 限定でないとおあるわけですか。要望か何か。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 失礼しました。今申し上げたのは、昨年度の健全化計画策定時に、浦戸の皆さんを対象にしたアンケートをしたという意味で捉えていただければと思います。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 この計画が出たときも私はいましたけれども、ウイークエンドだけやっただけで、島民の方の定住促進につながらないですよとお話ししましたよね。確かにないよりはあったほうがいいんですけども、それをまた最終便が7時半で終わって、そうすると部活もままならないよということで、やっぱりその辺の根本的なところを見直していかないと、浦戸の振興とうたいながらも、結局はどんどん人が減っていくだけのことなのかなと。それでお尋ねしたいんですが、去年は平成27年2月、ことしの2月末現在の1年間で、浦戸に実際に住んでいる方々の人口推移はどうなっていましたか。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 たしか、今般の特別委員会の資料に載っていたかと思うんですけども、資料No.15の39ページになります。こちらが、会派の皆様から要求された浦戸の人口ということで、一番下段、平成27年12月で384名。1年前ということになりますと、例えば平成26年12月ですと418名ということで、大体30名ぐらいの方が少なくなっていることが見てとれるかと思えます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、1,000万円かけてコンサルをやっているいろいろ相談して、10年後には二百何十人まで減ると、半数近く減ると。それを何とかしなきゃいけないんだということで、このコ

ンサルの診断が終わって、今年度はまず新しい予算では初めてですよね。そこで、それに向けての新しい予算組みというものはどういうものがあるのか教えてください。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 今志賀委員がお話しになったのは、健全化計画の中の取り組みをどう予算に反映したのかということだと思います。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 計画ではいろいろ出したけれども、結局これだけ人が減っていますよね。今年度は新年度なので、この人口の減をとめる政策、新しい政策は今年度何か盛り込んだんですかという話です。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 浦戸の人口減少対策ということでございます。今年度は、前年度から引き続きでございますが、浦戸ステイ・ステーションを活用した第一次産業従事者の育成等を行ってまいりますとともに、地域おこし協力隊の募集、また復興支援員の募集ということで定住促進の取り組みを強化してまいりたいと考えているところでございます。

○鎌田委員長 終わりでよろしいですか。

暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○菅原副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等お示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 午前に引き続きまして、質問をさせていただきます。

それでは、特別会計、資料No.12、175ページをお開きいただきたいと思います。

午前中にもいろいろ質問は出たようですけれども、議案第36号、介護予防・日常生活支援総合事業についてお尋ねをしたいと思います。

これは、要介護認定を受けていない人が使える部分というのが、今回新しい制度の大変地域としては不安を解消するという。今、高齢化社会を迎えまして、お元気な方もたくさんいらっしゃいます。私の周りにも87歳とか、年齢をお聞きするとびっくりするくらいお若くて地

域活動をしている方がいっぱいいらっしゃるんですが、その方たちの次におっしゃる言葉は、そう元気でいても、年齢的にいつ自分が動けなくなったり、あるいは転んで足をけがすれば動けなくなったりとか、そういったことがやはり不安で、介護認定の質問が大変多いんですね。それで、今回大変ありがたいことに、こういった一つの大枠での生活支援サービスといえますか、そういったことが出てまいりました。本当によかったと思います。現行の制度をきちんと守って申請をして、そして認定を受けて、「はい、いいですよ」と言われるまで約何週間かかかるという、非常に時間的な問題がございました。この場合は、チェックリストで即対応できますという状況ですので、本当にありがたい制度ができました。そこでお尋ねしたいんですが、これは訪問サービスと通所型のサービスとありますけれども、この2番目、3番目、4番目、5番目。それから、下の通所型サービスの2番目、3番目、4番目の住民主体による支援とか、あるいは短期集中予防サービスとか、移動支援というのはわかりますけれども、こういったところ、ちょっと内容的なことを教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

まず、訪問型サービスBというところで、住民主体による支援ということなんですけれども、1番目から説明しますと、訪問介護、これは現行のサービスということで、従来のサービス事業者がそのまま行うという事業になっています。次に、訪問型サービスAなんですけれども、こちらは、例えば介護事業所のほうで資格のない従業員がいらっしゃるんですけども、こちらは、例えば介護事業所のほうで資格のない従業員がいらっしゃるんですけども、そういった方を雇用して、というか、想定されるのが、地域の方々、賃金を事業者からいただいて、会社の職員としてそういった方々なら働けるといところが2番目のAになってございます。訪問型Bなんですけれども、こちらはボランティア。例えば町内会で、地域にチェックリストで相当引っかかった方がいらっしゃるということで、では町内会で何とか支えていきましょうという内容でございます。続きまして訪問型サービスCなんですけれども、短期集中予防サービスということで、これは看護師とか保健師、あとは理学療法士とか作業療法士という方々が、3カ月から6カ月くらいにかけてリハビリを行いますという事業になってございます。それと、5番目の訪問型サービスDなんですけれども、これは塩竈だと、まごごろサービスというNPOで、障がい者の方々が事前に登録されていて、その方々をタクシー料金の半分くらいで行っているところなんですけれども、病院とかに通う交通費ということでご理解いただければと思います。

続きまして、通所型Bなんですけれども、こちらはデイサービスセンターで行う事業ということで捉えて。デイサービスセンターというか町内会の集会所もそうなんですけれども。ちょっと、私、間違ったかもしれないですけれども、訪問型は家にいてやるということで、済みません、集会所のほうは通所型ということでご理解をいただければと思います。通所型サービスAについては、先ほど申し上げましたように、事業者で近くのお母さんなりを雇っていただいて、そういったところで近くのデイサービスセンターで働いていただいて、サービスを提供するという内容でございます。通所型サービスDは、先ほど申し上げましたように、集会所とかを使って介護ボランティアを使ってサービス提供を行うということで、あと、④の通所型サービスCは訪問型と同様で、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等で、3カ月から6カ月間くらいで予防を行っていくという事業になってございます。よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。大変手厚く、そして切れ間なく、どういう場合でも対応できるという、非常に拡大したこういったサービスが出てまいりました。本当に高齢者の方々にはほっとする、また私たちもよく理解して、聞かれたときにきちんとご説明をしてあげられるようなサービス内容というものを、私たちも勉強して把握しなければならないと痛感しております。

それで、その次に、同じようなあれですけれども、事業のほう、新しい実施計画についてお尋ねしたいと思います。

実施計画の22ページをお開きいただきたいと思います。

22ページ、高齢者等配食サービス事業というものがあまして、これまでは、宅配が週1回ですけれども、費用の一部を助成すると。そのことによって安否確認を行うということなんですけど、平成27年度から週2回に拡大して実施となっていて、この辺の事情をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 今後、生活支援体制が一番、2025年に向けて包括ケアシステムを見据えてというところで重要だったわけですので、これまで安否確認が主だったんですけれども、栄養の面でもやはり必要だということで、平成27年度からは2回行ってきたと。自己負担は、2回目については100円程度なんですけれども、上げていただいてご負担いただい

ているという、そういった事業でございます。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。それですね、利用見込みの人数が5,000件という数字が出ております。この5,000件というのは、私が思いますのは、高齢者の方のひとり暮らしとなっているんですが、これは別に条件としてはただこれだけなんですか。お聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 こちらとしては、対象者50人ぐらいの利用じゃないかということで、約50人ですから月4回だとすると、年間を通せば大体5,000件ぐらいにはなってくるのかなと。以上でございます。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 一番聞きたかったのは、おひとり暮らしの高齢者の人という条件なんですが、これは皆さん当てはまるんでしょうか。お聞きします。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 利用対象者なんですけれども、在宅で生活している方で、65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯でという。なおかつ、当然配食ですので、調理が困難な方という状況になります。なお、こちらについては、要介護認定を受けても受けなくてもサービスの利用ができるという内容でございます。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 わかりました。ひとり暮らしの高齢者の方は相当いらっしゃると思いますので、こういったサービスがわかったときに、いっぱい申し込みをされたらなかなか大変かなと心配もちょっといたしました。結局、調理をすることが非常に困難になってきているという方に対しての状況なんですね。そうしますと、その様子というのはどういうところから把握なさいますか。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

市役所の窓口にいらっしゃってもいいわけですが、包括支援センターが、市内、東西南北と浦戸に1カ所ございますので、そちらからの情報で、申し込みがあって、私どもは直接自宅まで行ってどういう状況なのか確認した上でサービス提供をできればなと思っており

ます。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。これから、実はこの辺のサービス事業というのはどんどんふえていくのではないかと見ておりますので、予算の関係といたしますか、そういったことも勘案していただければとおもいます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次のページなんですけど、24ページ、介護用ベッドの貸出事業といたしまして出てますけれども、利用見込み4件となっております。家庭での介護を支援するため、介護用ベッドの貸し出しということで、保管業務とかを委託して実施しているようなんですけれども、まず、現在保有しているベッド数、それから見込みが4件ということなんですけれども、その辺の事情をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 少しお待ちください。今現在、ベッド貸し出しとしては16台ほどございますけれども、今現在貸出している状況は10台ということでございます。以上です。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。実は、私も実際、昔ですけれども、母を介護いたしまして見送りました。そのとき、脳梗塞で倒れてベッドが必要になって退院して、起き上がりの電動のやつを買ってあげたんですが、1年半ぐらいで亡くなった場合、それでどうしてもそのベッドがもったいなくて、また家に置くにはとても置けないということで、市役所にお電話をしまして、何とかご寄附を、もし必要な方がいらっしゃればと言ったので、そのころはまだ介護保険も何にもございませんでしたので、置くところがないのでとお断りされました事情がありました。現在、やはり高齢者の方、長く使っていればいいんですけれども、やはり短期でどうしてもそういった事情があれば、市のほうでそれをリサイクルという形で受け取っていただいて、そして必要な方ということもとても大事なことなんじゃないのかなと思うんですが、その辺のお考えがもしあればお聞かせいただきたいと思います。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

市の事業としては16台ほど確保しているという状況だったんですけれども、以前、阿部委員がおっしゃるように、家庭で使わなくなったということで、市のほうに連絡が入りまして、やはりほしい方はいらっしゃって、わざわざそこまで市の公用車を使って行って、トラック

に運んで必要な方に配ったという状況もございますので、こちらで貸し出しだけではなくて、そういった本当に必要な方、こちらの介護ベッドについては、病院からの一時退院ということでの想定なんですけれども、そういった方々が実際いらっしゃるので、バンクではないですけれども、そういった必要な方がいらっしゃればこちらで手配するという事も考えられるんですけれども、なお市のほうの置き場所がないので、必要な方が現れたらそれまでご家族で保管していただきたいということだと思えます。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。本当に大きなものですので、なかなか保管しておくというのが大変かと思えますけれども、また有効活用という意味では、ぜひそういったサービスもひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次のページになります。26ページです。認知症高齢者見守り事業ということで出ております。最近では本当にいろんな新聞面でも拝見しますけれども、この認知症というものが非常に出てまいりまして、高齢化社会になりまして、避けて通れない現象かと思っております。こういった認知症に対する理解を深める、地域の中で理解を深めるのはとっても大切なことだろうと思えます。この見守り事業の中身なんですけれども、いろんな認知症のケアの相談とか理解とか普及とか、あるいは家族の交流とかをなさっているようですけれども、これを一般地域社会の方も対象とした講座といったものも必要ではないのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

認知症高齢者見守り事業ということで、認知症サポーター養成講座という講座がございまして、生涯学習の一環として出前講座を行わせていただいております。最近、今年度については、サポーター養成講座の受講者が相当多いと。やはり、2025年には5人に1人は認知症になると、700万人が認知症になるということでの新聞報道がありまして、やっぱり皆様方が関心を持っているのかなと思ってございます。なお、昨年12月なんですけれども、塩釜警察署の警察官が3日間にわたりまして、そういったサポーター養成講座を開催して、各交番でもしっかり対応していただいているという状況でございます。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。それと勘案しまして、下の段なんですけど、事業名が

徘徊高齢者位置探索システム機器貸与事業ということになっています。これは、認知症の方のご家族のところにお貸しするという形になりますか。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 そのとおりでございます。なお、こちらはご本人が発信器を使っています、それで電話でどこにいるかということで検索できるということで、そういった制度になっています。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 実は先日、他市の方から褒められたんですね。塩竈市さん大したものだと。

私はびっくりしたんですが、実は認知症の方が出かけてしまってわからなくなりました。それを探すのに、塩竈市は本当に短時間で見つけて、いやあ、すごいですねと。うちのほうは全然ですよ。市町村名は言えませんけれども。そういったことで、塩竈を褒めていただきまして、私も、あら、そうなんですかと。どういうシステムだったんだろうと、大変私も不勉強でした。この辺は、こういったシステムの機器をお貸ししているとは思っていませんでした。また、非常にその方が褒めてくださったのは、何か認知症の患者さんがタクシーに乗ったらいいんですが、タクシーの運転手とか地域のネットワークがとてもよかったというように、どういうところでお聞きしたのかわかりませんが、褒めていただいたんですね。ですから、私は、これは塩竈としては、大変うれしいことで、褒めていただきましたけれども、ご家族の方、それから地域住民の方、こういったこともお聞きしますと、本当にしっかりとそういった認知症対策に対する基盤ができていう部分では、大変うれしいお知らせをしていただきました。こういったことで、本当に今認知症見守り事業ということで私はお聞きしましたが、つまり、いろんな携わっている方が、決してその方だけじゃなくて、認知症の方がもし徘徊している場合ですと、地域の方みんなが様子を見て、あら、ちょっとこの方はわからなくて歩いているんじゃないかとか、いろんなそういったことで気づききっかけになると思うんですね。ですから、地域全体でこういったことを勉強し、理解し、そして見守っていくという体制がこれからさらに求められるのではないかと思いますけれども、その辺のお考え、本当に塩竈を褒めていただきましたので、お知らせしておきたいと思います。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 認知症ということで、最近では最高裁の判決がいろいろクロー

ズアップされていますけれども、私どもとしては、そういった認知症の方々が早期発見できるSOSという制度もございますので、登録していただいて、速やかな発見につながればなと思っております。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、介護のほうはこのぐらいいたしまして、次に、水道事業についてちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

資料は11番です。11番の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

4ページの営業費用のところの一番上、業務費として1億1,379万円ということが出ております。これは、料金の調定、収納及び計量事務に要する費用ということが出ております。そして次に、申しわけありません、引き続きです。19ページをお開きになってみてください。5目の業務費のところに出ております。調定やいろいろ出ています。その下に、細かく項目が出ておまして、本当にありがとうございます。資料がとてもわかりやすく、本当にありがたいと思ひます。この中に、委託料として、水道料金徴収等関連業務委託等ということで、7,379万2,000円という数字が出ておりますが、これは下水のほうから5,700万円ぐらいが徴収料の関連で入っていると思うんですが、これは、この数字には一緒になっていますか。水道料と一緒に徴収しているようですけれども、教えてください。

○菅原副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 お答えさせていただきます。水道料金の徴収は検針にあわせて、下水道のほうもあわせて行っているということではなくて、これは水道料金の検針業務を行っているということでございます。ただし、その使用水量に合わせて下水道の使用料も決まるということでございます。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 わかりました。ありがとうございます。それがちょっと疑問でしたので。

次に、21ページをお開きいただきたいと思ひます。

9目のところで、災害復旧事業費として出でているのが、水道水及び浄水汚泥放射能検査というのがあります。これは、検査は梅の宮浄水場で行われているものでしょうか、お聞きいたします。

○菅原副委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 今、災害復旧事業の関連でご質問いただきました。この部分については、放射能検査の手数料となっております。これは、浄水場の水を民間業者に委託している分と、東北大学に依頼をしてやっている手数料となります。放射能検査の手数料となります。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部 (か) 委員 ありがとうございます。しっかりとその辺をきちんとやっていただいているということは、私たちが安心して水道水を飲めるということになります。ありがとうございます。

それでは、次の22ページの老朽管更新事業費についてお尋ねいたします。この布設事業というのはどういう工事になりますか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○菅原副委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 お答えをいたします。

老朽管更新事業でございます。資料の25ページに一応その概要等記載しております。この事業は平成17年度から国庫補助4分の1を活用しまして、老朽管を布設している事業となります。ただ、国庫補助の該当要件がございまして、管の種類が決められております。それで、今老朽管で更新しているのは、普通铸铁管と言われている一番初期ごろに布設された「鉄管」と言われているもの。今は、ダクタイル铸铁管という管種が主なんですが、それ以前に布設された部分について更新をしているという状況になります。以上です。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部 (か) 委員 そうしますと、大分年数がたっているところの部分はやはり非常に取りかえないとという部分になりますでしょうか。現在はどの辺までいっていますでしょうか、お知らせください。

○菅原副委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 お答えをいたします。

今更新しているのは、昭和39年、昭和30年代の後半から昭和40年の初期の部分ぐらいを今更新しているというところになります。以上です。

○菅原副委員長 阿部かほる委員。

○阿部 (か) 委員 これは順次計画的にやっていくわけですね。わかりました。ぜひよろしくお願いたします。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅原副委員長 次に移ります。浅野委員。

○浅野委員 資料No.12の、先ほど志子田委員もご質問いたしましたけれども、塩竈市の指定地域密着型サービス事業の人員。かなり長い題名ですので、このことについてまずお聞きいたします。

先ほど、課長からもるご説明がありましたが、いよいよ地域包括ケアシステムが本格化してくる時期に当たりまして、さまざまな基準の改正の見直しなどもあると思いますけれども、このことにつきましての背景と経過、そしてまた、改正を行うことによって、これまで県が行っていた責任といいますか監督といいますか、それが市に移行することによって、大きくどういった点が変わるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

先ほども志子田委員に申し上げたんですけれども、この条例自体は平成25年2月に議会の議決を得たという条例になっています。内容的には、塩竈市の場合は、小規模の特別養護老人ホーム、グループホーム等がございまして条例化したと。今回は国から小規模なデイサービスについては、介護保険法の規則が今回改正されるということで、平成28年度4月からは、いよいよ従来宮城県で指定・監督を行っていたところが、小規模だということでの理由で市町村にということで、より地域に根差した、地域住民に限定された施設が望ましいということで、今回の条例改正になったわけでございます。定員は18人以下ということなんですけれども、内容的にはこれまでの平成25年2月の条例を行った内容と同等でして、通所型介護といっても、これまでの小規模の特養であったり、基準とか運営のほうもきちんと規定していきますと。それと、運営推進会議というものがございまして、これまでも地域密着型であれば、運営推進会議は2カ月に1回ほどずっと開催しております。通所型も、今回は地域密着型の通所介護になるということでも、やはり2カ月に1回ずつ。ただ、認知症の通所型については、6カ月に1回ということでの規定になってございますので、そういったことで、今回の条例改正に至ったという背景でございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今さまざまな施設で、事件とか事故とかが結構ニュースなんかでも取り沙汰されております。それまで施設内の状況なんかについても、これまでは県

がいろいろ検査とか情報を確認するという役目だったと思うんですけども、これからそう
なってきましたと、小規模に関しては、そういった意味で監督、責任の所在が市にあると思う
んですが、その点、今後どのような対応方を考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 指定期間は6年ぐらいになると思います。基準では2年に1度
とか3年に1度ですね。実際現場に行って、どういった状況なのか見るようになるんですけ
れども、その中で、運営推進会議のほうを2カ月に1回程度開催してしまして、そちらは事
業所主体で、主催で行うんですけども、参加者は地域からの代表者である民生委員とか町
内会、あとは包括支援センター職員、あと市のほうということで、そういった会議を定期的
に行って、それと利用者ですね。利用者の代表ということでもそちらの運営推進会議に参加
いただけてしまして、その中で、どういったサービスがされているのか、当然苦情とかも出
てくると思いますので、そういった内容を推進会議で諮って、より地域に根差した施設、開
かれた施設ということで、地域に愛される施設と言っていいかもわからないですけども、
そういった感じで、地域密着型は進んでいくということだと思います。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。どうしても、施設となってくるとちょっと閉鎖的な意味合
いもありまして、ご家族も施設にお預けすると、それでちょっと安心したという部分もあり、
また利用者が自分の意思を伝えられるのであれば大丈夫だと思うんですけども、それがな
かなか思うようにいかないという利用者もいます。そういう中の本当に見えない部分という
ものを、これからは本当に県となってきましたと、当然何か問題があるとか、定期的な監視と
か検査とかという部分ではありますけれども、地域密着型となると小規模であり、また地元
の方々ということであって、事業所主体の地元の関係者の方も多くいるかもしれません。そ
ういった意味では、余りにも地域が密着しすぎてというのも変ですけども、そういった意
味で、声を挙げられないという部分もこれから考えられるかもしれません。今課長が地域に
開かれた、社会に開かれた施設ということは、本当に私たちも望むところでありましてけれど
も、今そういったようなテレビの報道で悲惨な事件や事故がありますけれども、そういった
ことを我が市から出さないためにも、全くゼロというのは難しいかもしれませんが、特にそ
この事業所で働いている方々の働く環境がスムーズに認められてというのはおかしいですが、
なかなか厳しい環境だと思いますので、人数的にも、職員の方々のサービス向上も図られま

すし、またいろんな意味で、今回給与面なんかも国のほうからも考えられていると思いますけれども、結果的にはそれがどこにしわ寄せがあるかといったら利用者に全部しわ寄せになってしまうというのが、一番最大の悲劇ですので、ぜひその辺のことを市としてどのような対応を考えていかれるのか、今さまざまな会議というお話もありましたけれども、それだけで未然にカバーできるのか、その辺が心配でありますので、対応方お考えでしたらお聞かせください。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

例えば、グループホームを例にとると、そういった苦情処理のところについての掲示がございます。国民健康保険連合会にそういった苦情申し立てができますよということもありますけれども、塩竈市に直接そういった苦情を申し立ててもよろしいのかなと思っています。それで、その内容を踏まえて、こちらとしては施設側に直接お邪魔して状況を確認するということが十分考えられますので。あと、職員の処遇改善についても、やはり「国保連」とか、あと直接電話をいただければこちらとしては対応いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。とにかく働く方も利用者の方も家族も安心できるような地域包括ケアシステムを構築していかなければ、国のほうでも、施設にこれから利用者を送るというよりも、生まれた地域で、育った地域で、そして我が家で安心してお暮しできるという方向に国もなっておりますので、先ほど課長からもさまざまなこれからの流れの中でお聞きしましたけれども、175ページの介護予防の日常生活の支援総合事業、このことはまさにこれから包括ケアシステムが実行される上で、大変必要な事業になってくると思うんですね。これは、特に在宅の関係の部分で、かなりボランティアとか、先ほどおっしゃったように、町内会の中からの人々が参加ができるという、そういったシステムになってくると思うんですが、この実施計画の26ページ、こちらは認知症の総合推進事業でありますけれども、これも、これから深くかかわっていく事業という中身で、これから先進的なところをモデルとして勉強しながら進めていくと。この一般の高齢者に対する部分、そして認知症の方と、本当にたくさんの課題はありますけれども、このことについて、塩竈市でも第6期の介護保険事業計画の中で、どのように捉えられて進めようとされているのかお聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

認知症については、やはり地域での見守りが大事だということで、今回各包括支援センターに、認知症地域推進員といった方々を配置して、さまざまな認知症の対応に当たっていただきたいという趣旨であります。以上でございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 今、ざっくりと課長がお答えになりましたけれども、先ほど一旦は一般の高齢者をチェックリストで介護予防という意味で、まだまだ介護にならない前段のところボランティアの方たちとか、地域の方たちの応援をいただきながら見守っていくとか、お支えしていくという流れが1つあると。もう1点は、認知症に対しては、このように支援員を要請するという部分で、この2通りの大きな流れがあるわけですね。その中で、ボランティアの方に今回特化してお聞きしますが、今まで介護ボランティア制度を塩竈市は宮城県の中で唯一やっていたいて、施設に対しての65歳以上の方が行ってボランティアをやっていたと。これを今回地域の中でも広げていこうというお考えなんでしょうか。その辺をちょっとお聞きいたします。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 介護支援ボランティアのことのご質問でした。今現在、介護施設で行っているわけなんですけれども、昨年平成27年9月に市長答弁でもございましたように、やはりゴミ出しというところがあったわけです。市長からは、何とかゴミ出しについても地域とかかわっていただいて、ボランティアの方々ができないかということで検討していきたいということでございましたので、私どもとしても、その方向性で検討させていただきたいと思っております。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当にこれは大変大事な要素だと思っています。大阪のほの大きな団地で、やはりマンモス団地で、当時は若いご夫婦がどんどん入ってこられたけれども、結局子供たちが出ていって高齢者だけが残ってしまったという団地。部屋も大分あいてしまったというところでは、今学生をそこに入居させて、その学生たちが一緒にマンションに住んでいる高齢者の方々のゴミ出しとか、今言ったように、できれば話し相手になるとか、それから、そこで若い方たちがいろいろ中心になってイベントを行って、部屋に閉じ

こもりがちの高齢者の方を呼んで、餅つき大会をすとか、そういった若者と高齢者がさまざまなコラボをしていくというようなことを大阪のほうの大きなマンモス団地で行って、大分成功しているよというお話を聞いたことがあります。いきなりそういうモデルはすぐにはできないと思いますが、やはり地域の方々の力をお借りして、近くに住むひとり暮らしとか高齢者のご夫婦に、何とか近づいていただけてやっていただくと。これは、言うなれば、防災にもつながりますし、今災害弱者ということで、一生懸命町内会で、どこに誰が、どういった人が住んでいるかという、個人情報というようないろんな問題もありますけれども、このように介護を通じて、地域のボランティアを通じて高齢者を見守り、そしてお助けし、声をかけていくというこの制度が本当に定着していけば、それはいわゆる防災にもつながっていくのではないかと思います。それはやっぱり優しい町であり、安心して住んでいける町にもつながっていくかと思うんですが、その辺についての、市長の提案だったそうですので、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、浅野委員から、我々の地域社会が直面いたしております高齢化社会を今後どのような形で維持をしていくかというような大きな視点から、いろいろ見守り事業でありますとかその他の事業についてご質問をいただきました。

ボランティア活動についてのご質問でありました。これから先、いずれ我々も同じ道をたどるものと思っております。そのときに、自分の身近にどういった方々がいてほしいかということに尽きるのかなと思っております。常日頃から一緒に町内活動をした方々、あるいは会社の同僚、そういった方々が、例えば我々の身近にいていただければ、本当に安心という概念が広がっていくのではないのかなと思っております。今回の介護ボランティア制度創設につきましても、地域のみんなで助け合い、支え合いという地域社会が、塩竈から発信させていただきたいという思いでこのような制度を取り組みさせていただきました。今はもう100人を超える方々にご登録をいただいております。心から感謝を申し上げるところではありますが、やはり、まだまだ不足する部分が見え隠れしてきております。これが全てではなくて、この制度を今後さらに地域の皆様方から喜んで迎えていただく制度にするためには、まだまださまざまな手直しが必要かと思っております。こういったことこそが、我々行政に今求められていると思っておりますので、手直しといったようなことについても、しっかりと取り組みをさせていただき覚悟でございます。よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今市長から、介護支援ボランティアのことについても言及していただきました。そこでちょっと、介護支援ボランティアのことについて、私もお聞きしたいんですが、やはり、今106名以上の方が登録されていて、18事業所で活動していただいているというお話でした。この間、ある方にお聞きしたら、シルバー人材のこの担当をしている方にお話しを伺ったところ、106名は登録はしていますけれども、実働数はやはりこの半分ぐらいだと。しかも、事業所が市内にある事業所全てではないということと、それから、偏っている部分もあるので、結局、通いやすいところに、そういったように、活動したくても身近にないとか、近場にそういった施設がないんだという方も実際いらっしゃいます。ですから、今回ぜひ、この介護ボランティア制度も拡充していただいて、2万円というか、商品券になるか現金になるかわかりませんが、そういうふうに増額していただいて、呼びかけしていただいているのであれば、もっともっと、地域包括ケアセンターを利用してでも、また広報でも、さまざまなことで事業所にももっと声かけをしていただきたいし、それから、ボランティア活動できる方たち、元気な高齢者がたくさんいらっしゃいます。それこそ、「市老連」の皆さんを通じて、さまざまな行事があるたびに声かけしていただいて、いつも部長からはオレオレ詐欺のことでは声かけしていただいているものですが、ぜひ介護ボランティアのこともPRしていただきながら、元気な高齢者がもっともっと自分が役に立つんだという場を与えていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○菅原副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私も、つい最近テレビを拝見しておる中で、認知症高齢者の方々に、歌、特に童謡とか、自分たちがかつて歌った歌と一緒に歌うということが大変効果があるということが報道されておりました。実は、私も、あえて名前を挙げさせていただくとすれば、リリース・コールをはじめ、市内のそういった音楽活動をされている方々が、このような高齢者の福祉施設をご訪問いただきました。いつも終わりのときに、一緒に「ふるさと」とか童謡を歌います。そうすると、今まで黙って一言も話さなかった高齢者の方々が口を動かし始めました。それで、しっかりとした歌とはなかなか言いがたいのかもしれませんが、一緒に歌おうという気持ちを率直に出された姿を拝見いたしました。ちょっと飛躍しましたが、先ほどの介護ボランティアについても、やはり、我々は回顧趣味といえますか、昔のことを楽しく

語るというのが一番内よりなのかなと思っておりました。同じ年代で、できれば同じ町内で、先ほど申し上げたことと繰り返になります。あるいは同じ会社で働いた方がそばにつき添っていただいて、昔こうだったよなというようなお話をする機会等があれば、ご高齢者の方々の本当に安らぎになるのかなということは考えておまして、ぜひこの事業を、先ほど若干手直しという部分を申し上げましたのは、そういった形で、ただ単にボランティア活動からもう一步、ご高齢者の介護のみならず、例えば認知症予防でありますとか、そういったところまで、ぜひ塩竈市で踏み込んでいけないかということをお聞きしたいと思っております。以上でございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひそのように、塩竈市の高齢者の方が本当に、高齢って「幸齢」と書いてもいいかなと思うんですけども、そういう高齢者の方が年を重ねるごとに幸せな思いをしてご満足いただけるような生涯を送っていただければと思っています。

次に、市立病院のことでお聞きしたいと思います。

市立病院の、先ほど菅原委員からも、今回主な建設改良ということで、お聞きしました。エレベーターの電気の関係。それから、別の場所、もう1カ所場所をかえるということで、2億円ほどの大がかりな建設改良になるということをお聞きいたしました。そこで、実はこの間、入院している方からちょっとご相談というか、聞かれたんですが、トイレのほう、車椅子で入れるトイレというものも何カ所かあると思うんですが、全部でどれくらいあるのか。また、3階、4階の入院している方たちが、けがをして車椅子対応している方もいれば、点滴ポールを引っ張りながらトイレに入る方も、なかなかトイレに入りにくいという声があるそうなんです。それで、ちょっと私も1階の整形のところには、広い、車椅子でも入れるトイレがあるのは知っていますけれども、そのほかはどうなのかなと思おまして、お聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 車椅子用のトイレということで、お答えさせていただきます。まず、外来棟につきましては、今委員がおっしゃったとおり、1階の整形の前に1カ所ございます。それから、外来棟の2階になります。2階にも、男子トイレと女子トイレで洋式の大きなトイレが1カ所ずつございます。それから、病棟側になります。病棟側につきましては、3階と4階と5階に西病棟と東病棟がございますが、ちょうどその中央

のところ、どちらかという東側のほうになります、そちらに車椅子用のトイレが1カ所ずつということで、そのほかいろいろとトイレはあるんですが、実際に数は少ないというところが現状でございます。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。各階に1カ所ずつあるというお話でしたので、今後少し状況が落ち着いたら、その部分を改良していただければと思います。

あともう1点、実はきのう土見委員もさまざまなホームページとかフェイスブックのお話をしていましたけれども、実はタベホームページで市立病院を見ようとしたんですが、うちのほうの市立病院のホームページは、地図があって、どこに市立病院があるかということと、各科の科目がこうですよと簡単にしか出ていないんですよ。ほかの病院をちょっといろいろクリックしたら、公立病院も一般の病院もそうですけれども、結構な立派なホームページをつくってまして、中には何々科の医者顔も全部写っていたりとか、きょうはこういったことをしていますとか、さまざまな、それこそ先ほど人間ドックの話もありましたけれども、人間ドックの呼びかけとか、そういった意味で、かなり病院のPRをされているホームページが、今多分当たり前になってきているんじゃないかと思います。なかなかいろんな要因があって、先ほどもありましたように、外来の数とか人数とかということもあろうけれども、それも表に対するPR、市立病院が公立病院としてこの地域に必要なんだという思いは同じです。ただ、そうだというだけで患者が市立病院を利用するかとなると、やはりそこは、さまざまな方々の思いで病院を選ばれていると思いますので、ぜひ市立病院のよさ、やっぱり人々の口コミだけでは、いいことも伝われば逆に言えば批判的なことも伝わってしまいやすいのが人の口コミということで、ぜひ塩竈市の市立病院はこうですと、それこそ伊藤管理者の写真をぼんと上げていただいて、ほんとうに市立病院に対する信頼、そして安心感、また親しみを、そういった意味ではSNSを使ってでも発表していただければと思います、その辺についてお考えを伺います。

○菅原副委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 ホームページの件につきましては、実は市立病院でも今現在のホームページが大変見にくいということは重々認識はしてございます。それで、平成27年度で実は半年かけてホームページの全てのリニューアルを今のところ予定してございます。できれば3月か4月には全面リニューアルというふうに今準備を進めていると

ころでございます。おっしゃるとおり、ご高齢の方で利用される患者が多いということで、実際今のホームページは、例えば文字が見つらいですとか、どこをクリックしたら自分の必要な情報がというところが大変見づらくなっておりますので、まずは本当にほかの病院のホームページを拝見させていただきまして、わかりやすく文字も大きくということで、全面リニューアルを今考えてございます。それから、先生方のこういった診療をやっていますとか、こういった専門医の先生ですというところも、今先生方に最終的な原稿を確認していただいておりますので、そういったところが終わりましたら、先生方がこういった診療をやっていますというところも大々的にPRできるように全面リニューアルを今急いでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 浅野委員。

○浅野委員 今のお話を聞いて大変安心いたしました。ぜひ楽しみにしておりますので頑張ってください。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○菅原副委員長 次に移ります。小高 洋委員。

○小高委員 それでは、私からも何点か伺いをさせていただきます。

資料番号12の142ページですね。藤倉二丁目、あるいは一丁目にも絡むところではありますが、浸水・冠水被害が続く地域においての一連の事業において、そのあたりの進捗等を何点か伺いをしてみたいと思います。

それで、まず初めに、藤倉二丁目の区画整理事業の関係でありますけれども、私も何度かあそこを通らせていただくたびに、工事の進捗といいますか、日々景色が変わっていくなという思いがありまして、そういった中で、例えば土曜日、あるいは日曜日といったところでそこを通った際も、懸命に工事をなさっているような風景もあつたりして、あの地域は大変水害の多い地域でありますから、そういった点においては、非常に住民の方々も期待をしておりますし、私も期待をしております。その一方で、やはりことしも間もなく冬が終わり、そして梅雨の時期となってきたときに、また何か起きるのではないかとというところで不安があるというところも現状でございまして、そういったところで、これまでも伺いをしてみましたが、まず、この二丁目の区画整理の事業のところについて、142ページの下段にスケジュールが載っておりますが、その全体の進捗、あるいはもし今何かおくれですとかそういったトラブル等が発生しているのであれば、そのあたりも含めてお聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 小高委員にお答えしたいと思います。

143ページをご覧ください。143ページに、各整理事業の図面を載せております。上段でございます。

ご覧いただきますと、色を塗っているところが区画整理の範囲でございます。今真ん中の宅地造成している部分、これは東のほうから順序にやっております。左の公園と書いてあるところの半分ぐらいまで宅地造成が終わっております。あとは側溝等も含めまして、ほぼ終わっております。一番右手のほう、東側の区画につきまして、順次4月から宅地の引き渡しを予定しております。まず4月に7戸、9月に4戸という具合で、宅地の造成の引き渡しに向けての最終的な仕上げを行っているという状況でございます。現場をごらんいただくと、土を盛ってあるところの土留めがまだむき出しになっておりまして、前に住民の皆様説明会をしたときに、少しのり面を崩れないようにしてほしいということがございましたので、今、最後に急ピッチでそこにシートをかけるような形で土留め防止の策をしてからお渡しをしたいということで、今準備を進めている最中でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。あのあたりを歩いて住民の方々にお話をお聞きしますと、やはり期待と不安といったところでいろいろお話をいただくものですから、こういった点でお伺いをさせていただきました。

それで、住民の方々からいただいたお話という点で、1点ございましたのは、実際今工事が進められている場所のすぐ隣に隣接した区画にお住まいの住民の方からでございます。そういった方々からは、いわゆる実際工事に携わっていらっしゃる業者との間で、ちょっとしたトラブルといいますか、例えば、道路が若干狭い地域でもありますので、そういったところで、工事の資・機材といいますか、そういったものが道路の端に置かれているというところで、多少通行の関係で妨げになった部分だとか、そういったところで、多少のいざこざがあったようでございますので、そのあたりに関しては、ぜひともご配慮のほどをよろしくお願いいたします。ということで、次に移ってまいりたいと思います。

それで、この142ページの一番下のスケジュールの最下段のところ、関連事業ということで、藤倉二号雨水幹線整備のところ載っております。実際は173ページの公共下水道事業の

関係になってくるのでございましょうが、ここにも関連して全体の進捗をお聞きしたいと思います。ちょっと前まで、道路を大きく穴をあけて大きな工事をやっていたように思いますが、今現在、その進捗というところではどのようにになっているのか教えていただきたいと思ひます。

○菅原副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 143ページの図面の上の覧をごらんいただきたいと思ひます。区画整理事業の中の紫色で記している線です。次の下線のところにありますのが、藤倉二号幹線でございます。今この整備を沈埋工法で大きな管を通すという作業の準備をしておきまして、まずここが通りませんと、区画整理の背後地の雨水の入り先もございませんで、ここをまず急ピッチで6月ごろまでには仕上げていきたいという予定でございます。あと、下流のほうから下段をごらんいただきたいんですけども、新浜町杉の下線の街路の部分を含めまして、平成28年度中に、この藤倉二号幹線をなんとか完成していきたいということを目標にしまして、今進めているという状況でございます。

○菅原副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。先ほど伊勢委員からも、汚水の噴出の関係で、これは藤倉二丁目といいましても、児童館側のほうになるわけですが、あのあたりでもいつだったか汚水の噴出といったものがありまして、私も現地を歩いた際には、トイレトペーパーが一面に散乱しているような状況になったということもありまして、そのあたりを含めて、この一帯の治水対策というところで、よろしくお願ひをしましてまいりたいと思ひます。

それで、新浜町杉の下線に関してちょっとお伺ひをいたします。こちらも、まず、全体の進捗といったところで教えていただきたいんですけども、ちょっと工事というものに詳しくないものであれだったんですけども、掘ってみたら大分水が出てくるというような状況も聞こえてまいりまして、そのあたりで何かトラブルといいますか、そういったことがあったのかなということもございまして、まず進捗といったところをお聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 新浜町杉の下線の事業につきましては、一般会計なんですけれどもよろしいですか。

街路区画整理関連の部分の杉の下線につきましては、ここは当然地盤が低くて水が上がったところなので、そういった工法を踏まえて沈埋工法と、水に強い工法ということで作業を進

めておりますので、そういった形で、何とか水の対処をしながら工事を進めていきたいと考えております。

○菅原副委員長 小高委員。

○小高委員 大変失礼いたしました。ちょっと関連したことということでお聞きいたしました。

それで、最後の部分になるんですが、最後は少し離れまして、越の浦のポンプ場の関係のところでお聞きしたいと思います。173ページの⑦に書いてある事業でございますが、今現在個々の整備状況といいますか、そういったところ、以前協議会で拝見させていただきましたけれども、ここについて教えていただいてもよろしいでしょうか。

○菅原副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 越の浦ポンプ場ですけれども、以前全員協議会で現場を見ていただき、車で通って中のほうにぐるっと回っていったという状況ですけれども、まず、地盤改良工事が終わっております。さらに、既存のため池の一部を埋め立てたものですから、残った部分で堆積している土砂の部分なんですけれども、その部分の土砂の撤去という部分も終わっています。今現在は、それから掘削がようやく始まったところというところでございます。

○菅原副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。あちらのほうも大きな効果が期待されている事業ということで、今後も引き続きお伺いをしてまいりたいと思いますが、実は以前、何人か住民の方で、現場をごらんになりたいというお声もございましたので、ちょっと安全に十分配慮等しながら、少しあのあたりを歩かせていただきました。その際に、実際に工事の監督ですか、携わっておられる方から、お忙しい中少しお時間を割いていただいて、現場で多少説明も受けてきたわけでありまして、そういった点では地域の皆さんの理解というものもやはり必要な部分だと思いますので、そういった観点でしっかりと進めていただきたいと思います。

それで、最後1点だけお聞きしたかったんですが、あそのため池というんですかね、今大変水がたまっている部分。あそこを掘ったときに、大量の不法投棄されたのか何なのか、大量のごみが出てきたというお話もありまして、そのあたりはどういったことだったのかなということで、もしわかればお聞きしたいと思います。

○菅原副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 あその部分なんですけれども、震災のときに当然越の浦の漁港側のほうから津波が来まして、仙石線を乗り越えて水が来た。そのときに、ため池の部分のそ

ういったごみまでは、当然そのときは除去できなかったという部分がございます。今回しゅんせつしながら、そういったごみはきちんと土とごみを分けて適切な処分を行っております。

○菅原副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。実際説明を受けたときに、不法投棄という言葉が出てきたので、ちょっとどきとしたわけでありますけれども、そういった点では、そのあたりも適切に進めていただいて、やはり藤倉に関しましても、越の浦に関しましても、水害というところでは、私も実際に現場をつぶさに見てまいりましたが、大変に被害の多い場所であります。市内にはほかにも幾つかそういった場所がございますけれども、そういった点では、そのあたりをしっかりとこの事業の中でお進めになっていただいて、まずその安心の暮らしというものをいかに早く取り戻していくかというところで、大変難しい事業だとは思いますが、ご尽力のほどをお願いいたしまして、少し早いですが、私からの質問を終わりたいと思いません。ありがとうございます。

○菅原副委員長 次に移ります。土見大介委員。

○土見委員 では続きまして、私土見大介から質問させていただきます。

今回は、交通事業特別会計と介護保険事業特別会計と魚市場事業特別会計の3つについて質問させていただきたいと思えます。

まず初めに、資料No.9の94ページ、交通事業の市営汽船のところについて質問させていただきます。

まず、質問の前に先立ちまして、194ページ、この事業のそもそものところとして、この事業の目的を教えてください。

○菅原副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それではお答えいたします。

そもそもの目的というお話でしたが、私どもの市営汽船の目的は浦戸の皆様の生活を支えて信頼と評価を得るという形になってございまして、本年度の予算につきましては、浦戸諸島と本土間を結ぶ市営汽船の運行に係る所要経費をお願いするという内容でございます。ちなみに平成28年度につきましては、本土と浦戸間を市営汽船が2,300往復します。距離数にしますと5万キロメートルちょっと、地球を1周と3分の1ぐらい回るような形になりますけれども、それで約17万5,000人ぐらいのお客様を運ぶというのがこの会計の内容でございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。浦戸の方々の生活を支えるということで、お伺いいたしました。それを踏まえた上で、内容について質問させていただきたいと思います。

まず、一番最初に、歳入についてなんですけれども、非常に大きく、ざっくりと見ていきますと、事業収入として8,500万円程度に加えて、そのあと国の国庫支出金として3,700万円。一般からの繰入金として7,000万円程度。あと、諸収入ということがあって、全体で2億円弱の会計ということになっています。このうち、一般からの繰り入れというところには、県からの補助金というものも入ってまして、それも額が大体2,500万円程度だったと記憶しています。そうすると、実際市としての持ち出しというか、支出の部分としては、大体計算すると4,500万円程度になるのかなと考えておりますが、それで認識としては正しかったですでしょうか。

○菅原副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 お答えします。

基本的にはその認識で合っております。一般財源の投入が約4,500万円ぐらいということになりますが、実はその一般財源の中に、一般会計側で交付されます特別交付税というものが含まれてございます。その額が3,600万円ぐらいになります。したがって、純然たる市の繰り入れ、繰出金につきましては約860万円程度となります。以上でございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。860万円、800万円程度の支出ということになります。2億円にして800万円。なかなかすごい交付税とか助成金というものが厚い事業だなと思いました。先ほど、志賀委員が質問された際に、国庫支出金の算定方法についてもお話があったと思うんですけども、この市営汽船というところで実質黒字を出すというのは、完全に交付金も含めた上で、収益で賄わなきゃいけないと。要するに2億何がしを全部自分の事業費収入で賄わないと、どっちにしろ持ち出しが出てしまうということの認識でよかったですでしょうか。

○菅原副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 お答えします。

全くそのとおりでございます。国庫補助、県補助、交付税全て、その欠損額に対する何%ということになりますので、完全黒字化するには、今年度の総経費が約2億円弱になります。この2億円弱の収益を事業収入でもって充てるということになりますので、3倍までは行きませんが、2.3倍ぐらいの事業収入が必要になるか、あるいは逆の発想で、事業収入8,500万

円に見合う経費で運航を行うということになるかと思えます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。要するに、国庫支出金などの助成に頼らないか、全額を自分たちで売り上げとして出していくかということで、わかりました。前々回とかの定例会とかで、民営化したらどうかという話も出ていましたが、一つそこが課題になってしまうんじゃないかと。民営にした場合、持ち出しというものを民間の方が受けてくれるのならば、喜んでということかもしれませんが、そこが一つ鍵なのかなと思っていました。すぐにはできないと思いますが、それに向けたときの収益向上の取り組みとして、先ほど志賀委員とのお話の中にも、例えば震災関係の工事業者の方々がいたりとか、ボランティアで入ってきている方がいたりとか、そういうことで、ある程度利用者数がふえているのではないかとということがありますが、それは今後減る一方であると現状では考えられるのですが、そのことを見越した上で、今後収益を上げていく取り組みとしては、どのようなことをお考えですか。

○菅原副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 先に策定しました経営健全化計画の中での収益の考え方につきましては、1つは、浦戸航路のプロモーションと申しますか、PR活動を活発化しまして、なるべく多くのお客様に乗っていただくという、いわゆる増客をしようという考え方。これが1つ。あともう一つは、現在の料金水準が、全国の公営航路平均と比べると、若干塩竈市のほうが安いという状況もございます。これについては、先の消費税の値上げ分を転嫁していないとか、さまざまな理由がありますので、そういったものも踏まえて、今後10年の計画期間の中では、いずれ料金改定というものも視野に入れるということを考えてございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ進めていただけたらなと思います。それと同時に、増客を狙うということで、狙うにはやはり浦戸の魅力をどんどん知っていただかなきゃいけないということですので、そのPRという中で、例えば船内で浦戸諸島の各島のPRの放送を流したり、もしくはビラなどがあったり、そういうものをやっていくとか、もしくは、これが事業としてあるかどうか、いいかどうかはわからないんですが、浦戸で今こういう自然環境を維持するための活動をしていますのでということで、そういう基金を募ってみるとか、募金ですかね。そういう活動をやるとか、もしくはお金になるかは非常に心配なんですけれども、ネーミングライツなんていうものもあります。なので、細々としたお金になる

とは思いますが、そういうところを一つ一つ上げていけばいいのかなと。あと、平成27年度の補正予算の中で、浦戸の農地というものを復活するというお話がありました。そうすると、今のままだと多分すぐに耕作放棄地になってしまう可能性というのが否めません。私も、寒風沢には実家がありましたので、何とかしたいなというところがあるんですが、なかなかそこで収益を上げてという活動は思い浮かばないのが現状です。その中でも、再生した農地というものを維持するだけならば、何かアイデアはでてくるんじゃないかなということも考えていて、幾つかアイデアを考えさせていただきました。その中で、緑肥などを使った農地の維持というところをひとつ、いずれご提案させていただこうと思うんですけれども、そういうものに合わせて、例えば週末農業の定期券を発行するですとか、そのような取り組みも行っていただけたらなと考えています。

次に、ウイークエンド特別便ですね。実施計画の60ページになりますけれども、先ほど志賀委員からも毎日やってくれという話がありました、私としてもそれをぜひお願いしたいなと思います。ウイークエンド特別便は今ウイークエンドだけでやっているの、社会実験ということで、こちらの事業でやらなきゃいけないということになりましたが、普通の定期便とすれば、補助の対象にはなるんですよ。

○菅原副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは、ウイークエンド特別便の件についてお答えいたします。

本件につきましては平成25年10月から始めたということですが、私どもは、離島航路整備法及び海上運送に基づきます定期航路の事業者の認定というものを受けてございまして、ダイヤを変更する場合には、必ず東北運輸局の許可がいきます。当然このウイークエンド便も許可の対象になりますし、増便する際の協議経過の中で運輸局側から示されたのは、まず1つは、社会実験であるということ。つまり、定期便ではなくお試しとして行いますよというのが1つ。それと、国庫補助金の対象とはしませんという、この2点を条件に運航したということになります。ですので、土見委員が言われるように、週日か平日という選択肢がございしますが、それを運輸局に認めていただくためには、その協議がまず必要になるということになります。国庫対象になれば、当然国庫補助金。多分先ほど申し上げた国庫補助の算定からすると、ウイークエンド特別便を経費に入れたとしても、多分国庫補助はふえないと思うんですが、特別交付税の対象には間違いなくなります。ですので、私がざっくり試算した

段階では、国庫補助対象になれば現行の金曜日だけの運行水準で、ほぼ平日は賄えるんじゃないかないという感触を持っています。ですので、大きなハードルは、運輸局の許可がまずとれるかどうかという形になります。それで、その許可をとるためには、ウイークエンド便単体ではなく、市営汽船全体のダイヤ改正というものがまず前提になります。健全化計画でも、平成30年をめどにダイヤ改正、あと船舶の小型化、料金改定といったものをセットで組み込んで考えてございますので、ダイヤ全体の改正の中で、このウイークエンド便を定期便化できないかということについては、前向きに今後検討していくということにしてございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ前向きに、そして迅速にというか早目に、計画の中の進捗ではちょっとどうしても遅いかなと感じてしまう部分がございますので、そこは早目をお願いします。市営汽船の目的として、浦戸の人々の生活の支えというものがありますが、今、浦戸の人々の生活の支えと一言で言っても、じゃあ、おじいちゃん、おばあちゃんをターゲットにするのか、定住促進という観点から今後の人たちのことをターゲットにするのか、それによって便というのはだいぶ変わってくると思います。おじいちゃん、おばあちゃんのことを考えると、やっぱり昼間の1時から3時とか4時とかの便が多いほうが充実しているんだと思うんですが、市長も先日私の施政方針に対する質問の中でも答えていただいたんですけども、浦戸ではこの5年間で40人人口がふえます。そういうこともありますので、ぜひこれからの若い人たちのためにも定期便というものも考慮していただけたらと思います。なかなか、今ニーズが目に見えてきてはいないんですけども、そこが潜在的なニーズという部分で、ある意味投資になってしまうところはあると思うんですが、早目の検討というものをお願いします。また、夏の間だけでも、帰りの便が4時というのはちょっと早いというものもありますので、サマータイムなんていう形をとってでもいいので、利用のしやすい方法というものを検討していただければと思っております。サマータイムについて、もし何かコメントがありましたらお伺いしたいと思います。

○菅原副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 サマータイム、いわゆる季節によって便のダイヤをちょっと変えて、例えば夏の需要のある部分については便数をふやすというアイデアだと思います。ただ、こちらにつきましても、私どもはあくまでも定期航路事業者ということで、定期代を守

るというのが一義的な責任、つまり運輸局からの許可という形になりますので、なかなか難しいかと思いますが、一方で、現在浦戸諸島のほうで、例えば島にお住まいの方がみずから自主航路運営という小さな船の運航なんかも行っているようですので、そちらのほう、例えばエコツアーといったものの一環として、そういった体験プログラムと組み合わせたサマータイム便という形での実施を模索したほうが、なんとなくできるんじゃないかという感触は受けてございますが、なお市営汽船のほうについても、継続して検討はしてまいりたいと思います。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。交通事業については以上にしまして、続きまして、介護のほうです。実施計画22ページ、介護支援ボランティア活動事業についてお伺いしたいと思います。

先ほど、浅野委員からも広い目でしっかりと質問していただいたので、私から補足というか、少しその合間を狙う点の質問にさせていただきたいと思います。

まず初めに、この介護ボランティア事業、事業内容を見ますと、最初のほうに高齢者の地域活動を促進するためという目的が書かれてございます。さらに、そこで質問させていただきたいのですが、高齢者の地域活動を促進することにより何を狙っているのでしょうか。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 高齢者ということではないんですけれども、健康で生きがいがある暮らしが実現できるようにということで、地域貢献や社会活動に従事していただきたいということでございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。私がこういう質問をさせていただいた理由といたしましては、高齢者福祉の充実という項目の中に、さまざまな事業がございまして、加齢やけが、病気などによって生活弱者となってしまった方々のサポートをする事業もある一方で、いわゆる生活の質の向上、QOLの活動に寄与するような活動というものもたくさんございます。塩竈市の財政を考えたときに、どうしても厳しくなってくると、QOLの向上という部分に関しては、切らざるを得ない部分も出てくるのではないのかなと考えております。特に高齢者向けの事業というものは、今後、高齢者の人口はある一定期間まで増加する傾向にあることから、どうしても予算を捻出するのに苦労するんじゃないかなと考えての質問でした。特

に、先ほど健康の増進とか社会進出という話がありましたが、こういう活動をとおして、実際に2次的な、副次的な効果として、医療費などはどのくらい下がるという試算とかはされたことはあるのでしょうか。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 健康であればということでの試算なんですけれども、特に試算はしていませんけれども、東京都の稲城市では10円ぐらいだったですか、効果が出ているということでもあります。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。一つ一つの事業としては小さい予算なんですけれども、人数も集まれば大きな予算となってきますので、ぜひ、見返りという言い方がよろしくないかもしれないんですが、効果を狙って、むしろ支出の抑制を狙った効果を狙った事業というものを展開していただければと思っております。

その中で、特にこの介護支援ボランティアというところを選ばせていただいた理由として、ボランティアという名前がついているもので、かつ今回のこれですと、わずかではありますが無償であるというボランティアという形になります。震災後特になんですけれども、我々も活動している中で、ボランティアというと基本的に無償なものが多かったりします。社会活動というところで無償でやっている場合が多く、先ほど浅野委員がご紹介してくださった学生の活動についても、基本的には無償のものじゃないかと思っておりましたが、ひとつ有償というものもありだと思っておりますけれども、これからの活動の中で、有償にするか無償にするか、どちらでもいいとは思いますが、お金、対価という形で達成感を得るという方法か、また別の方法で達成感というものを得るのか。今後、高齢者のパイがふえていく中ではどうしても有償では、なるべくお金のかからない方法で意欲的に活動を行ってもらえるようなモチベーションの上げ方というものを今後検討していかなければいけないんじゃないのかなと、私としては考えております。そのため、塩竈市としては、先ほど市長のお話の中にもありましたけれども、今後のこういう福祉の活動の中で、実際に我々が将来どんなものを欲するかというものがひとつ起点となるという話がありましたが、そういうものというのは、決してお金で動くものではないと思っています。なので、地域というものに積極的に高齢者の方々がかかわって、その役割を担うことで充実感を得ていく。そういうような意識づけができるような方向に活動をぜひ導いていただければと考えておりますが、有償以外で

の達成感というものを与える形での地域貢献などについての活動としては、今後事業として行っていく予定はあるのでしょうか。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 今回、この介護支援ボランティア制度というのは、介護保険事業の中での一般介護予防の地域活動支援ということで行っていまして、今回200円に引き上げるということなんですけれども、実際としては、費用弁償的なものということで考えていただければと思っております。交通費、1回1日当たり、最大で2時間やれば200円なんですけれども、交通費程度ということで考えていただければと思います。なお、無償は、老人クラブ連合会で神社奉仕とかいろいろなさっていますので、そういったところと協議して、高齢者の生きがい対策として老人クラブ連合会がウォーキングとか神社清掃とか遊ホールで行っている高齢者祭りですね、民謡とか発表会。そういったところで、その発表をもとにして、さまざまな事業展開を行っていくということでございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっとわかりづらいというか、わかりづらい説明の仕方です。

次に、最後に軽くなんですが、魚市場についてお伺いしたいと思います。実施計画の46ページになります。

46ページで、水揚げ奨励補助金事業と遠洋底曳き網漁船誘致促進事業という2つの事業が挙げられております。これらそれぞれが650万円、400万円という予算になっていて、1,000分の1の補助と書かれております。そうすると、この2つを足していくと、大体105億円程度の水揚げに対する補助ということになると思いますが、この助成事業の対象というのは、もちろん塩竈に水揚げされる漁船の方々、もしくは陸送される貨物になると思うんですけれども、狙いとしては、現状の業者を維持するのか、それとも新しい業者をもっとたくさんふやしていくのか、どちらのほうに重点を置いた事業になるのでしょうか。

○菅原副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 水揚げ奨励補助金等についてご質問をいただきました。水揚げ奨励補助金につきましては、現在魚市場整備で水揚げをいただいている漁船の皆様には大変ご不便をおかけしているというものがございますので、おわびというわけではありませんが、そういう市場に水揚げをしてくださっている御礼という部分で1,000分の1を交付しておるも

のでございます。これにつきましては、もちろん現在水揚げしていただいている、従来から水揚げしていただいている船にたいしましても、これから誘致を進める新しい漁船、魚種に対しましても、こちらでのアピールのポイントの一つになるものと考えております。

もう一つの遠洋底びき網漁船の補助というものにつきましては、ちょっとこちらの部分は、遠洋底びき網の船が大きなもので、塩竈のマイナス7メートルの岸壁につけられないという制約がございます。それで、仙台港等につけて陸揚げをした貨物をトラックを使って運びますので、そのひと手間かかってしまっているというものがございますので、そこに対して何らかの補助をという形で1,000分の1の補助を続けさせていただいているというものでございます。以上でございます。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっと私、先ほどの志賀委員のお話をずっと聞いていて、勉強にさせていただいたんですけども、漁船の乗組員というか、船主の方々から考えた場合に、1,000分の1の補助というものは、ほかの地域でもさまざまいろいろな助成というものをやられている中で、どれほどのインパクトのあるものと考えられるのでしょうか。

○菅原副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 実は、漁船からの水揚げに対しましては、魚市場使用料として1,000分の5をいただいているという部分がございます。この1,000分の1といいますと、そのうちの20%をお返ししているという部分でございますので、我々としましては、かなりの額にはなるんですけども。ただ、1回1回の水揚げで申し上げますと、その船の大きさ等によりましても、例えば刺し網とかそういった1回の水揚げが少ない船ですと例えば何十円単位にしかないという場合もございますので。ただ、ほかの県内のところでは、こういった動きはまだなかったかなと思います。水揚げの手数料としましては、どこも県内は1,000分の5で統一している中での、塩竈だけちょっと今ご不便をおかけしているという部分での取り組みになっております。ただ、宮城県以外の漁港になると、また別な手数料の設定というものもございますので、ただ塩竈に水揚げをということに関しましては、多少なりとも武器になるかなと思っております。それ以外にも、塩竈市としては、新しい魚市場で整備した荷さばき場の中で、船員休憩室は無料でお風呂とかシャワーとか休憩室を使わせていただくということもしておりますので、そういった部分も含めまして漁船の誘致のほうでは塩竈の優位というところをお話ししていきたいと思っております。以上です。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、県内であれば、ほぼ全部が1,000分の5でやっている中で、塩竈のみが1,000分の4ぐらいになるというような認識でよかったですか。

最後に、1つだけ質問させていただきます。先日の施政方針に対する質問の中で、今後はカツオ2,500トンに加えて青物5,000トンぐらいをめどに水揚げを狙っていくというお話があったと思うんですけども、この5,000トンという数は、宮城県の中のほかの市場で水揚げされているものの中のシェアとしては、何パーセントぐらいになるんですか。

○菅原副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 ちょっと今、手元に正確な数字のものが、全体の数字しかもっていないんですけども、まだまだ石巻のほうはるかに多い量が揚がっていますので、それからいきますと、5,000トンでも、例えば20%とか、そういう部分でいくかどうかという部分になるのかなとは思っております。

○菅原副委員長 土見委員。

○土見委員 最終のベルって鳴ったんでしたっけ。まだですよ。ありがとうございます。

お聞きしたのは、さすがにシェアが大きくなってくると、ほかのところの市場も対策をしてくるだろうなということが考えられたので、対策をされた上にまた対策とやっていくと、本当に後を追いかけていくだけでなかなかメリットはもらえないと思いますので、ぜひ先駆けた政策というものを打って行っていただきたいなと思います。

最後にちょっと、質問といいますか、予算書を見た中で感じていたこととして、例えば予算説明書の各事業の最初のところに、その事業の目的とか狙いというものを載せてほしいなと感じました。なぜかという、それぞれ数字だけ追いかけていくと、数字を処理することだけに目が行ってしましがちなんですが、それぞれの事業はどのような目的があるのか、どういう狙いなのか、もしくは数値的な目標とはどんななのか。そこら辺がないと、なかなか表の中の数字を見ていくのは難しいなと思いました。特に、私は初めてということで、よくわけがわからないところがたくさんあります。事業計画のほうも、目標があるんですけども、数字は一切出てこないというのが現状としてあります。それは今回使わないですよ。ありがとうございます。ぜひ、こちらのほうにも載せていただければなと思っております。以上で私からの質問を終わりにさせていただきます。

○菅原副委員長 次に移ります。曾我ミヨ委員。

○曾我委員 ただいま、土見委員も触れました魚市場の特別会計について、ちょっと関連して質疑をしたいと思います。

志賀委員からの質疑もございました。私は今回の平成28年度の魚市場事業特別会計は了したいと思います。頑張っていくということですからね。同時に、やっぱり平成30年までには指定管理者に移行したいという旨もあったんですが、私は一元化の問題、今回の予算には何ら協議をするような項目は一切入っていないのですが、小山産業環境部長は、ちょっとこの間業界の方々と話をして感じとってもらえたかなという程度の話ではないんだろうと思うので、やっぱり2年ぐらいかけても、しっかりと今後水揚げを図る上では、もちろん買受人も大事です。だけれども、やっぱり核となることを本当に一本化についてのプロセス、それらをしっかりと立てているんだと思いますが、その辺のことがあれば聞かせていただきたいし、今後どう望むのか、ぜひお聞かせください。そのことをお願いします。

○菅原副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 一元化については、かねてより我々もいろいろな場面を設けながら、いろいろな機会を捉えて、一元化について進めていただくようなことでの話し合いなりを持たせていただいております。これは、何回も繰り返しということになるかもしれませんが、総論としては、両卸売機関とも一元化の必要性というものは痛感されておりますし、私どもとしましては、平成29年9月にA棟の2階に事務所ができます。その折には1つしかつくらないですよというお話をさせていただいておりますので、それを一つの起爆剤というか、タイムリミットに設定をさせていただいた上で、話し合いをさせていただいております。両者ともにやはり、株式会社ということと水協法に基づく組合ということでの形の違いですとか、あるいはそもそもの構成団体の顔ぶれが、問屋の集まりみたいな形のものや船主の集まりの違いということで、なかなか最後の合意に至るような調整の部分について、なかなか正直思うに任せない部分がございます。やはり、改めてそれぞれ自主独立の機関ではございますので、我々としては調整に入っているわけですが、最終的にはそういったあたりは自主的な最終的なご判断ということでの合意というところにまではまだ至っていないのが状況でございます。しかしながら、我々としては、引き続き、やはりこのタイミングこそが一元化に向けて大きな契機だと思っておりますので、粘り強くいろいろな形で、対応していきたいと考えておるところでございます。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員　そういうことは何度も聞いているし、わかっているんですよ。それで、市が開設者です。だから、もちろん関係者の意見は十分聞いていく必要があるんだけど、開設者としてどういうふうに持っていくかということが一番キーワードだと思うんです。その辺のプロセスをきちんと練っていかないと、組合だ会社だ、それはもうみんな聞かなくてもわかっていること。だから、難しいと。だから、開設者としてどういうプロセスを踏んで持っていくかということをきちんと示すべきだということなんですよ。ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、意見があればお伺ひします。

○菅原副委員長　佐藤市長。

○佐藤市長　今、曾我委員から、卸売機関の一元化というご質問をいただいておりますが、実は私も市長になりまして以来、十数年間この問題に取り組んでまいりました。ある時期にはかなり接近した時期もありますが、その後に離れてしまうという繰り返しを、都合三度ぐらい調停役をやらせていただきました。ただ、残念ながら形にならなかったということでもあります。それで、今回の特徴点であります、それぞれの卸売機関の主力銀行が間に入りまして、ひとつ金融機関として、一本化の持つ意味合いを話をさせていただきたいというお話をいただきました。我々は、ぜひ金融機関の皆様方からも、一元化に向けた課題、問題について共通認識をしていただきたいということで、ここ2年半、3年近く、そのような調整をやっております。委員から、一元化に向けたプロセスというお話であったかと思いますが、それについては何度も提案させていただいております。要は、2つを一緒にするというのではなくて、新たな卸売機関をつくらうと。これは、議会の皆様にも何度もお話をさせていただいているところであります。そちらに両方から入っていただくということでいかがでしょうかというお話をさせていただいてまいりました。ただ、1つの卸売機関については、水協法に基づく組合であります。水協法に基づく組合としての制約、あるいは利点といったようなものがいろいろあるようであります。そういったことも意見として出されているところは事実であります。でも、もうそういった問題を何とか乗り越えてぜひ平成29年度に完成いたします事務所は1つしかないんですよと。皆様方もぜひ決断をしていただきたい。我々はもう一元化しかないというお話を再三させていただいておりますので、そういった状況に今あるということをご理解いただければと思います。以上でございます。

○菅原副委員長　曾我委員。

○曾我委員　その、一元化しかないんだと、事務所は1つしかないんだと、それで進むんらい

いですよ。私は、いまだに進まないということは、やっぱりもう一つ突っ込んだ計画なりを持っていかないと、私は、なかなかそれは厳しい状況になるのではないかと。まあ、時が来たら何とかなるさとなれば、そうなのかもしれませんが、私はそうではないと。本当に核になる卸売機関をつくるという点では、本当に、市長の言わんとしていることもわからないわけではないんだけど、私はだから心配すると。だから、この1年半や2年かけてどういったところで進むのかというものを、私たちもみんなもそうですが、そういったことをしっかり取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。これだけの、よろしくをお願いします。

続きまして、介護保険事業についてお伺いしたいと思います。

資料No.15を出していただきまして、20ページです。

特に今年度から大きく変わろうとしている要支援1、2の関係でございます。要支援1が平成28年1月現在で501人、要支援2の方が320人、合わせて塩竈では要支援1、2の方が821人になっているという数字でございます。それで、介護保険事業の関係で一つ一つちょっとお伺いしたいと思います。1つは介護保険料でございます。介護保険料の今年度は前年度より7,243万9,000円の増になっておりますが、この内訳を伺いたい。もう一つは、国庫負担金が754万円。全体がふえている中で国庫支出金が減ったのはなぜなのかと。それから、総務管理費の、一般管理費のマイナス1,563万8,000円が減額しているのは、これはどういうことでこういうふうになっているのかお伺いします。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えします。

最初、保険料からご説明申し上げます。保険料については、高齢者、団塊の世代がもう65歳を迎えているということで、そういった高齢者の人口に伴いまして保険料が上がっているという状況になります。

続きまして、こちらの介護給付費負担金ということで、こちらの地域支援事業に、これまで要支援1、2の方が利用していた分がこの中から減少になるということで、国庫支出金が減っております。

それと、総務費。ちょっと待ちください。失礼いたしました。平成26年から平成27年に介護保険法が変わるということでのシステム改修費でございます。以上でございます。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 平成15年度から、利用料、これは保険料だからあれですが、現役世代の負担する保険料の値上げがあったと。これは総報酬割合の導入がされたと。こういう流れがあると文献で見ているわけですが、こういった保険料の値上げが一方であると。国庫負担金のほうは上がるかといえば、これは介護施設の部屋代、食事代に対する国の補足給付の減少、配偶者の住民課税の預貯金、資産1人1,000万円以上の方、あるいは2人で2,000万円以上の方は、ふやすから国庫補助金を減らすと、そういう理屈になっていると考えているんですが、先ほど、要支援の方が減っていくと。先ほど塩竈市の資料で見ましたら、要支援の方は減っていません。ふえています。にもかかわらず、ここで減っているというのは、私は国の施策、どんどん国の補助金を減らして、利用者に負担をさせていくという流れがあるんだと思うんですがいかがでしょうか。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 先ほどちょっと説明不足だったんですけれども、国庫負担金のほうで減額になっている部分は、今回の日常生活支援総合事業が開始するという事で、下のほうの地域支援事業で増になっているということでご理解いただければと思います。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 地域支援員のほうに振ったんだと。それはそうなのかもしれません。いずれ国はそういう方向に傾けていくという流れですからね。そういうときの平成28年度の予算なんだと。それで、324ページの介護給付費。これでいきますと、居宅介護サービス給付費、要支援1、あるいは2の方、これらも含まれると思うんですが、ここでも431万1,000円減額になっています。高額介護サービス費も247万8,000円減額です。これらの内容はどうしてこういうふうになっているのかお伺いします。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 まず初めに、居宅介護サービス費でございます。総合事業に移行分として、こちらは訪問と通所なんですけれども、減額になると。それ以外、金額的に申し上げますと、訪問型が約2,800万円ほどなのかなともくろんでおります。通所型は6,740万円ということで、こちらのほうが地域支援事業に移行するという事なんですけれども、あと、自然増する部分がございます、マイナス431万1,000円が減少になるという見込みであります。

それと、高額介護サービス費なんですけれども、こちらは、該当する人はそんなに多くない

んですけども、今回は実績に基づいてそういった予算組をしているという状況でございます。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 通所のところで減額していくという形で、実際今、要支援1、2の方で、デイサービスに車で送り迎えされて行っているところが、少しずつですけども、これを減額していくという流れが入っていると思います。高額介護サービス料金の上限額を引き上げて、そこまで届かない人たちが高額介護サービス費に届かなければこれは利用できませんから、こういう面での国の施策があるのではないかと心配します。

それから、330ページについて伺いますが、地域支援事業です。前年度よりここでは、先ほどの流れで1億4,000円ほどの増額になっておりますが、それで介護予防生活支援サービス事業、前段の方は非常にいいことだいいことだと褒めておりましたが、私は、これは基本チェックで利用できるよということで、とてもいいことです。私は、今でも元気老人が、例えば集会所とかそういうところに集まって、お茶飲み会をして交歓できた、そういう高齢者の居場所をつくりなさいよということは言ってきました。ですけども、今回の問題は別なんです。介護保険法で決められた法律に基づいて認定を受けて、要支援1、2に判定された人たちです。これが、今度市町村の事業に組み込んでいくという流れですから、一気にには行かないと。今の人たちは一気にには行かない。ですけども、どうしていくかということ、訪問は訪問で今まででいいですよ、あるいは通所に行きたいならそれでもいいですよと。ですけども、その他の支援もございます、このチェックリストでね。もうちょっとこの人たちは軽いんですから、こういう食事サービスはいかがですかということで、結局、認定されているにもかかわらず、別の事業に流していくんですよ。だから、4月に曾我さん、香取さんが認定を受けて、今度はデイサービスよと。6月になったら誰々さん、誰々さんですよとやっていくんだと思うけれども、結局は自宅で、あるいは地域のおじさん、お婆さん、町内会でそこは面倒を見合いなさいよと。ですけども、保険料はどうかということ、確実に保険料は上がっているし、現役の皆さんも上がっています。だから、この国は、どこにこの介護保険制度を持つていくのかということをよく見ていかないと、本当に市町村だけが大変になりますよ。今、遠藤長寿社会課長のところは大変だと思います。このチェックリストをもらって、これを誰が判定するの。「あら、私は同じようなのに、私はこのサービスで弁当だけだったよ」「私の家には掃除屋さんが来てくれたよ」って、そんなふうになってきますよ、このままだと。

だから、私はそんなに甘いものではないと。みんなで支え合うということは大事だよ、それは。だけれども、介護保険制度でやるという中身の中に、こういった切り崩しを持ち込まれては大変だと。実際に、いろいろインターネットで調べると、今いろんなことが起きています、この移行に当たって。私は、職員の皆さんは本当に大変なことだと思います。しかも、さっき言ったように、専門家ではないです。足の上げ下ろしから、こうしたほうが良いという専門家ではない人たちが加わるんですよ。そうすると、感情のもつれやら何やらいろんなことが出てきますよ、浅野委員が心配されたように。それが、どこでどうするかという問題になってきますからね。

それから、余り時間がないから、皆さんも休憩したいと思いますから。これがわからないんですよ。予算書の資料No.12の175ページ。この予算の仕方も。これは介護予防生活支援サービス事業の一番下の事業費の割合です。今まで、介護保険の財源というのはこういうふうを書いてあって、国が25%、県の負担が12.5%、市の負担が12.5%、その他が50%なんですが、この財源の割合を、私はパーセンテージで見ましたら、国のほうが本当は25%負担しなきゃならないのに23.75%、その他のところが50%でいいはずなのに51.3%の負担になっているんですよ、この中身が。これも、やっぱり今回の仕組みの中に組み込まれて、本来は塩竈市でこれを出しているわけでしょう。こういう負担割合ですと、介護保険事業。これは古いのかな。そうじゃないよね。平成27年度、平成29年度の事業ですから。これはどうしてこうなっているんですか、お伺いします。

○菅原副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 すみません。その他というところで51.3%だというお話ですね。通常ですと、曾我委員がおっしゃったように、国が25%、県・市が12.5%で、あと2号被保険者で1号が50%を占めているということであります。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ちょっと違うし、やっぱり皆さんが出すお金ですよ。やっぱりきちんとしていかないといけないと思うんです。何か理由があるんだと思います。私は、一番大もとには国の制度があるんだと思うんですが、何かに切りかえて国のほうが減らしてきて、現役世代の保険料だのそういうものを上げているのかもしれませんが、それは後でいいです。

時間がないので、後期高齢者のほうに入ります。私は、介護はそういう問題があるということだけ指摘しておきます。

後期高齢者のほうですが、まず一つ言いたいのは、広域連合になりまして、本当は今回の被災者の介護利用料の減免だとか、国保の利用料減免、佐藤市長を先頭に頑張ってくださいました。同時に、後期高齢は、被災者の浦戸を想像してもらっても、仮設、プレハブを想像しても高齢者が多いんです。だから、私は後期高齢者の医療費一部負担免除を何とかと思って広域連合でも頑張りましたが、残念ながら、広域連合の議会が終わった後に、仙台市長はもうやらないと決めてしまいました。広域連合の弊害というのはこういうことなんだとつくづく思いましたが、やはり今のルールだと、保険者がやらないと国から8割来ないというこのルールなんですね。保険者仙台市長がやらないとなったから、国は本当はルールがあってもらえるのにやらないことになってしまったんですが、ここが非常に残念だと思います。同時に、今度は後期高齢者の保険料を初めて下げることになりました。今回の予算はそのことが入っていますか。

○菅原副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今ご指摘の件につきましては、後期高齢者医療広域連合における保険料の引き下げ分が反映されているということです。具体的に申し上げますと、被保険者の均等割りが1人当たり4万2,960円から4万2,480円に480円の減額。それと、所得割が8.56%から8.54%に下がったということですけれども、こちらの内容を踏まえまして、納付金、これは本市で該当する方々に対する保険料をかけますけれども、これをかけさせていただいて徴収し、これを納めるという形になっておりますので、この内容については反映させていただいていると解釈しております。よろしく願いいたします。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしく申し上げます。何回も言うけれども、年金が下がって保険料が上がったんでは、本当に納められないという人が出てきますから。同時に一つ、市立病院の事業管理者にもお伺いいたしたんですが、後期高齢者のこれからの保険料は、今は国が大幅に上げないために、施策としてとって後期高齢者の保険料が安くなっていますが、これが、医療介護の制度が改正される中で、これが大幅に値上げする方向にあるのではないのでしょうか。その辺だけ聞いておきます。お願いします。

○菅原副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 介護保険のほうに関して、私はちょっとその辺をよく理解しておりませんが。（「後期高齢」の声あり）後期高齢者の保険料のことで負担が増すということで

すね。確かに今保険料に関しては、2割になってくるということもありますし、所得があると一般並みということになりますよね。やっぱり負担増は避けられないということはあると思います。それにつれて、やはり私たちが診療していますと、処方日数が多くなったり長くなって診療を控えるとか、やっぱりそういう傾向が出ていることは事実であります。以上です。

○菅原副委員長 曾我委員。

○曾我委員 終わります。

○菅原副委員長 暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時20分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等お示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。菊地 進委員。

○菊地委員 私は塩竈市の監査委員だということで、地方自治法第198条の3、第2項の規定に抵触しないように質問いたしますので、よろしくをお願いいたします。

質問に入ります前に、一言お話があります。というのは、ことし3月で無事退職される皆さん、本当に長い間、塩竈市政発展のためにご尽力を賜りましたことを、議員の一員として御礼を申し上げます。今後は各地域におかれまして、塩竈市で培った経験を生かしていただければなと思っています。ありがとうございました。また、今日は耳の日でございますので、3月3日、一家団らのひな祭りというものもあるかもわかりませんが、そういったことを念頭におきながら質問してまいりたいと思います。

それでは、資料No.15の75ページの繰出金。これは一般会計ではないかという思いもあるんですが、繰入金のほうの、繰り入れられるほうの特別会計の考え方をちょっと考えていきたいと思っています。

前段に、土見委員とか交通関係の繰出金、繰入金についての議論がありました。私は基本的に、基準内、基準外のことを申せば、どうなんですか、考え方として財政課にお伺いしたいのは、予算で基準内だけでの予算組みをしておく。そうして、どうしても事業をするのに足りない場合は、12月の決算に向けた補正で、こうですからというので補正を上げてく

ればすんなりすぐ。最初からもう足りない分を出しますよと言ったら、特別企業会計は独立採算制という基本理念はどこにあるんですか。

○菅原副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

公営企業もしくは特別会計の独立採算、これは基本理念でございます。御承知のとおり、基準外の数字というのは、言葉は悪いですけども赤字補填の要素が非常に強い部分になるかと思えます。予算の段階で、もしこの部分を組まないとなると、各会計で、例えば歳入を想定よりも余計に組むことになったり、もしくは本来出すべき歳出を当初で小さく組んだりとか、そういった工夫でもってそれぞれの会計の収支を均衡させないといけなくなってくるといふ弊害がございますので、なかなかそういった対応というのは難しいのが現状かなと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 企業会計、特別会計が本当に独立採算制のもとにやってもらえば、何ら各事業の細部にわたって質疑できるんですよ。最初から赤字補填らしきものの基準外なんて言われて出されてしまうと。だから、前にも12月の議会で言った経常収支比率だって、こういうことをすれば、計算していけば九十何%から90%台に計算できると思うんですよ、予算の配分。いや、決算してみないとできませんなんて言われるけれども。最初から赤字を補填するとなっているんじゃないの。だから、塩竈って元気ないよねなんて言われるのがこういうゆえんではないかなと私は思っているんですよ。市長は笑っているかもしれないけれども、私はそう思っていますし、そういう考え方で塩竈の活気、元気をちょっとでも取り戻して、みんながああ住んでいてよかったなという塩竈を目指したいから言っているんですが、そういう考え方も必要ではないかなと思いますが。予算392億9,000万円という予算は中身は一緒だと思いますよ。それに特別会計というものもいっぱいありますよ。だけれども、その予算の中のリフレームと見方を考えれば、そういった見方だってできるんじゃないですかということをお願いなんです。そうすれば、事務担当の方だって、ここまでやったんだけど、どうしようもないと。そして12月あたりに、ここまで努力したんだけどどうしても決算に向けてあれだから補正で何とか、というほうが、議会の人たちだってチェックするのにしやすいんじゃないかなと思うんですよ。そういった改革までしてもらえば、塩竈というのはよくなるのではないかなと思うんですが、もう一度聞きますが、今までの従来どおりのやり方をずっ

と継承していくつもりなのかどうか。変えるのか。

○菅原副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 予算の編成過程の中で、各特別会計、企業会計の担当と予算折衝というか、査定作業をヒアリングをしながらやっております。その中で、もちろん我々財政としましては、極力一般財源の確保というものを目指していますので、歳入をもっと見込めないのかとか、もしくは歳出をもっとこの辺は削れないのかとか、そういったやりとりは当然やっております。その上でも、どうしても限界というのは当然ございますし、そういったことから、最終的には各課とのやりとりの中で、なるべく縮めた上でも、かつどうしても出てしまう赤字相当分、それに対する繰出金の予算というものは、最終的には計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 考え方をちょっと変えてもらえれば、私は事務作業だってやりやすいし、我々だって、チェック機関としてチェックしやすいなと思うんですよ。最初の基準外を抜いたもので予算でどうですかとやられれば、はいってこれでやった。しかしながらどうしてもこう。何で赤字が出るのか、そういったチェックがしやすいんですよ。最初からもう赤字部分の補填をしていて、それでひっくるめて、はい審議してくださいって。私は何ぼ考えたっておかしなやり方でないかなと思います。それで、これを変えないというのであれば、変えないでいいと思いますが、では、交通事業とか1,000万円もかけてコンサルにして、また赤字ですよ。土見委員も心配して「どうするんですか、ウイークエンド特別便の増便はどうですか」「いろんな制度があってできません」では、どうやって交通事業をするんですかという根本的な議論ができないんですよ。はい、この予算です。はい、中身を見ると860万円の赤字部分がそこに入っていますと言ったら、最初からもうそれで終わっちゃうんですよ。その860万円を引いた分の中で、一生懸命やってもらって、議会の皆さんとここまで頑張ったんだけど、浦戸の観光整備がおくれて乗客が減ったので、このくらいの赤字なので補填の分予算を認めてくださいというほうがすっきりすると思いますよ。そのまま、このままの事業をやって、わからないで、はい、こういうふうな結論が出ましたというふうになるのは非常にもったいないし、皆さんの英知と勇気と努力によっての事業というのがなされないのではないかなと心配するものですから。やっぱり、満腹の人にビフテキを食べなさい、何しなさいと言ったって、腹いっぱいだよと言う。やっぱり、ああ、おなかすいた、どうしたらビフテキが食べ

るのか、サンマが食えるのかな、焼き肉が食えるのかなと、みんなそのために一生懸命頑張ると思うんですよ。私はそういった考え方の姿勢によって、やっぱり生きた事業にもなるのではないかなと思うから言っているわけなので、そういった考え方を皆さんに持っていただきたいと私はお願いしておきたいと思います。いろんな、志賀委員なり土見委員なんかも、交通事業に関していえば、アウトソーシング関係はどうなんですかと。やっぱり議会から何回も質問されているものを全然しないで、コンサル1,000万円使って頼んで、向こう10年間また交通事業をやりますって言われても、我々の声、意見はどう反映されていくのかなと。コンサルに1,000万円払って改善されて、赤字がなくて、繰出金、繰入金がなくて、運営できるようだったらそれでいいですよ。でも、それが改善されなくて、何十年となってくるのであれば、やっぱり考え方を変えなかったら、違うのではないかなというのが私の考えなんですけど、いや、あなたの考えが間違っているというのであれば、お答えもらって結構ですのでどうぞ言ってください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 いろいろ浦戸交通についてご心配をいただきましてありがとうございます。改革プランについては、かようご説明させていただきました。我々も当然のことながら、できる限り赤字の圧縮ということについては、今後も務めさせていただく覚悟であります。ただ、1点ぜひご理解をいただきたいんですが、議員の一部の方々が、浦戸架橋を命の橋という呼び方をされているようでありますが、我々も、この浦戸交通船は浦戸にお住まいになられる方々の生命線でありますよね。それを、もちろん採算制で議論していくということは、これはこれで大切なことです。でありますから、先ほど来我々もできる限りの努力はいたします。ただ、しからば、赤字ならとめていいのかという話とはまた違う性格が、私はこの路線の場合には持っていると思う。いやいや、違わないんじゃないんですか。今、なぜこういうことをやるのかというご質問でありましたから、我々は年間を通してかかる費用を今回提案させていただき、それで結果として、基準内、基準外というようなご説明をさせていただいております。浦戸交通船については、我々は今後とも維持をしていかなければならない責務があるという思いで、このようなご提案をさせていただいたということをご理解いただければと思います。

同様に、下水道事業であります。下水道事業につきましても、いいんですか、ご答弁申し上げます。よろしいんですか。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 議論として、浦戸の交通船をとめろとか、そういう視点ではなく、いかに効率よく、だから委託したりする選択肢がないんですかという、各議員が何年かにわたってそういった提案なり質問をしていたと思うので、それが別に浦戸をとめろとか何とかという視点ではないという受け方を今しましたので。そういうふうな言い方をされると。生命線、何の生命線なのか、浦戸交通という生命なのか、それとも浦戸の住民の誰も生命線を断つなんて言っていないよ。浦戸交通を生かして、だからやってくださいというの。何かちょっとニュアンスが違うように私は理解しましたので、そういうふうにすると。あと、最初から赤字ありきの浦戸交通じゃなく、やっぱり最大限努力してもらうために、赤字分を抜いて、それで計画をされて実施されて、それで、どうしてもこういうふうに浦戸のために交通事業をしたんだけど、こういう赤字が出てしまったので、12月あたりに補正をしたら、すっかり何ができなくてこういう赤字になったのかというのが理解しやすいんじゃないですかというお話をただけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、魚市場の件なんですけど、よく基幹産業は水産、と言われてるんですが、私はやっぱり魚市場の運営についても、本当にもっともっと拡充、拡大、発展をしてもらわないと困るんですよ。やはり、逆に言うと、魚市場関係に従事されている塩竈市民5万4,195人のうち、就労できる方、何人くらい水産関係に従事しているか調べたことがありますか。

○鎌田委員長 市長、先ほどの発言はいいですか。では、佐藤市長。

○佐藤市長 今、委員から、補正予算で計上したよというご質問でありました。我々は年間を通した経費がどれぐらいかかるかということをしてできる限り当初予算で議員の皆様方にご説明をさせていただき、こういう状況ではありますが、ぜひこの事業は必要でありますので、予算をお認めいただきたいというご説明をさせていただいているつもりでありますので、できましたら、今回もこのような形で提案をさせていただきました趣旨をご理解いただければ大変ありがたいと思っています。以上でございます。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 水産業界全体ということだと2,500人くらいの方が従事していると考えております。以上です。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。そうすると、2,500人くらいの方が従事なされてい

るとすると、わからないんですけども、塩竈の人の一般的な年収というものがおおよそわかるのであれば、2,500人にかけて、そういったお金が動くのかなと考えます。そうすると、基幹産業が2,500人ではなく、1割強の人が水産関係に働いているんだと、そういうふうな発展をしていってもらえば、定住人口だって。お父さん、お母さんが働いている、おじいちゃん、おばあちゃんが働いている。そうすると定住人口だってふえるのではないかなという思いがあります。ですから、基幹産業、基幹産業というのであれば、もっともっと、この水産関係の予算を増額するとか、漁船誘致ならば、本当に年に何回行かれるかわかりませんが、毎月行くくらいの予算を出して、本当にこの塩竈魚市場が活性化するようにぜひ考えてほしいと思うんですよ。仙台の衛星都市でいいんだというならば、それでいいですよ。だけれども、基幹産業だと胸を張って言うのであれば、やっぱり基幹産業の予算というものを、水産振興のお金だって少ないと思いますよ。そういった意味で、魚市場の運営、さっきも志賀委員なんかも言ったけれども、相手にただお願いに行くんじゃなく、船が何そうあって、こちらに来れるような何の魚種をとっているのか、そういうものを調べて、そういうものにお金を使って、そして漁船誘致に行くのであれば、私は成果が上がると思いますよ。前にツボダイがいっぱいとれたと。そして北海道に行きましたと。今その船は大西洋のほうに行っていますよ。そういう情報があって、では大西洋に行くんだったら塩竈市で知っている何かがあるから、そういう機関に言うておくから、そっちで安心して操業できるようにどうですかとか。私はそれが本当の基幹産業の推進役の行政の役割ではないかなと考えています。ただ、県内の漁港に行って、その漁船、漁業者の方に塩竈にどうぞと言っても、成果はあるかもしれないけれども、やっぱりどうせ予算を使うんだったならば、成果の上がるような予算組みをしていただきたいと思います。なぜこういうことを言うかということ、皆さんPDC Aだと。プラン、ドゥ、チェック、アクト、我々議会はチェックのほうが主かなとおもいますよ。あと、こうやって質問の機会、提案の機会を与えてもらっているプランを言う。あとはみんな、皆さん行政が実施してアクションを起こしてもらって、それを我々がチェックしてサイクルしていけば塩竈というのはいいいんじゃないかなという思いで質問をさせていただきました。そんな意味で、皆さんが一生懸命やっているのであれば、成果の出るようなお考えがあれば、どうぞ答弁願います。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今、菊地委員からいろいろとアドバイス等いただきました。ありがとうございます。

ございます。先ほど担当課長から言ったとおり、塩竈は水産業、あるいは水産加工業に従事している従業員の数はおよそ2,500人と我々は捉えておりますけれども、やはりそれに関連して、製氷ですとか運輸ですとか資材、燃料、そういったことをもろもろ入れるともっともっと多くて、多分市民所得の1割以上を占めてくるのかなと思っております。委員がおっしゃるとおり、やはり塩竈にとって、水産業、水産加工業というのは、他の地域からお金を稼ぐ力であるとか、雇用する力というものは、やはり塩竈の牽引となるような事業だなと考えておるところでございます。そういった中で、やはり私どもは、まずは魚市場のほうを124億円という事業費で整備を今順調に進めておりますし、そういった中で、器だけではだめだろうということだと思しますので、120億円の目標を立てた中で、何とか水揚げをふやそうという努力を業界の方々とともにしておりますし、またこれから先は、さらに「三陸塩竈ひがしもの」に限らず、もっともっとブランド化をするなり、あるいはとってきた魚をどういう形で売べきか、あるいはどこに魚の需要があるのかということ、卸売機関の方々を中心になってそういったマーケティングで需要を掘り起こすようなことも含めて行っていく中で、水揚げプラス付加価値を高める、あるいは流通量をふやすということで、120億円という目標を達成していくということを業界の方々とともに進めていきたいと思っておりますので、引き続きそういった成果が出るように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 どうも、前向きな目標に向かって頑張るといふ、そういう答弁はいいなと私は思っています。それで、部長は120億円が目標だといふけれども、実施計画では100億円となっているんだよね。ですから、それがこの塩竈の行政の中でも20億円の差があるんだよね。だから、そういったものを詰めて、やっぱり今から何年か前に1社当たり120億円でないといけないんだと、だから240億円だよと言っていたのね。それがいつの間にか、実施計画では100億円、そして直近の議会の中では120億円という数字が出ていますが、本当に基幹産業として、やっていくのであれば、やっぱり、私は質問で200億円くらいしないとだめだよという提案をしていますけれども、やっぱり高い目標を持って、それに業界を巻き込んで一丸となって発展してもらわないと困りますので、ぜひ今後ともご尽力を賜ればなと思っておりますので、もう一度覚悟の考え方をお願いしたいと思っております。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 先ほど、実施計画で100億円という数字でございました。これは、長期総

合計画を立てる段階での目標数値ということでございました。今わたくしが120億円と申し上げたのは、新しい市場を運営する上で必要と思われる水揚げを今回試算させていただいた数字でございます。改めまして、そういった収支均衡も含めて、あるいはそれ以上の数字を積み上げていくことによって、先ほど言った塩竈の基幹産業、あるいは塩竈市全体の経済に及ぼす好影響が出てくるかと思っておりますので、業界の方々ともどもいろいろと知恵を絞っていきたくと考えております。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 よろしくお願ひします。

あと、最後に1点だけ確認をさせていただきます。さっきの予算組みの関係なんだけれども、財政課長。市立病院は施政方針の中で、資料No.7、29ページで、経常収支の黒字を確保した予算ですとなっているのね。だからこういうふうには黒字にできるんでしようというの。ならば、何回も言うようですけれども、決算でなくたって何だって、目標を持って経常収支比率を85%に近づけるんだ、80%にするんだという、そういう目標を持った、今年度はもう予算組みがちゃんとされてきているけれども、来年あたりにはそういったプラスの計算、やりくりの計算だと思うけれども、できるならばそういったものを上げて議員の皆さんに審議してもらう考えはあるんですか。それとも、いや、たまたま病院の新しい改革プランが出たので、こういう文言にしたというところなのか、その辺は長期展望から見てどうなのかお答えください。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず予算のあり方というか、恐らく予算とはどういうものかという部分の考え方だと思います。私は2つあると思ひまして、1つは、予算はもちろんこれからのことなので、あくまで予想の範囲内のものであるんですけれども、きつとこういうふうになるであろう、推測をもとに、歳出・歳入ともに今後こういうふうになるだろう。そういった形で、なるべく正確に決算を見据えて最初からまず予算をつくるという方法と、あともう一つは、やはり委員がおっしゃるとおり、目標を持ちながら、なるべくここに近づけていこう、収入は今年度頑張っていこうと。そういった部分もやはり性格としては有しているのかなと思ひます。当然我々が当初予算を組む中で、この2つの性格の部分というのはどちらも加味しているつもりでございます。まず、前者のものですと、市税等については収納率はやはり頑張ってくれと財政

から税務課に話はしますけれども、その上でひとつ、課税客体の上限というものがあるので、それに対して、じゃあ、大体頑張ってもこのくらいだねという見方が1つある。あとは、今例に出されたように、病院では新プランにのっかって、何とかとにかく経営の安定化を図ってくれと。そういった目標に向かってひとつ経常収支黒字をベースとした予算組みをします。そういった性格としては2つの部分が組み合わさったものが一つの予算の形だというふうには考えております。頑張ってもらいますので、よろしくお願いします。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 今、財政課長が、黒字の方向性を持っていく予算も組めるということだったならば、そういった考え方で、柔軟な予算編成等をしていただきたいと思います。

最後になりますが、こここのところ、議員さん、議会をやっているんですかという話が聞かれます。今まさに皆さんのために392億9,000万円の一般会計の予算の審議をしているんだよという話をされました。そうしましたところ、このごろテレビに映ってないもんねと、そういわれました。その後が、私はショックを受けました。相変わらず寝ている議員だのはいるんですか。私は啞然として、びっくりしただけで答えが出ませんでした。そんな意味で、我々議員も、こういった予算審議だ、一般質問だという議会の活動の場が、テレビに映っているときも映っていないときも、やっぱり行政をチェックして、そして我々議会として提案して、この塩竈市がよくなりますよう、みんなで頑張っていきたいなと私は思いながら質問を終わります。ありがとうございました。

○鎌田委員長 次に移ります。西村勝男委員。

○西村委員 大変ご苦労さまです。あと2人となりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、特別会計について質問させていただきます。

資料No.12、173ページ、越の浦雨水ポンプ場についてちょっとお伺いします。

初めに、大分大きなポンプ場をつくられてまして、これから排水機能も充実され、雨水に対する対応は十分だ、できるということでは確認をしておりますが、それに流入する水路、つまり、あその水路に関連する（「下水道じゃないですか」の声あり）いいですか。下水道の部分で、その辺の充実した形で、流入雨水を確保できるということについては進んでいるのでしょうか。よろしくお願いします。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 今まずこちらのポンプ場は土木建築、並びに電気設備、機械設備の工

事の発注をして行っております。流入の部分につきましては、既存の水路、ダブル踏切のところからくる部分が1つと、あとはゴルフの練習場の中から通ってくる部分がもう一つ。2つが合わさりまして、最終的にはJRの東北本線の下をくぐって、ため池の北側から流入してくるという部分が大きなルートということでございます。それで、そのダブル踏切からJRのアンダー部分までは、既存の水路から流入してくる部分ということで、その分につきましては、復興交付金を活用して整備ができないかということで、今現在測量調査をかけております。その上で、必要な部分、必要な容量がどうなるのかと。部分であるとか、復興交付金を活用して整備ができないかという部分の検討に入っているという状況でございます。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。ただ、ゴルフ練習場から来る水路については、まだまだ整備がきちっとしていないようなので、ちょっと雨が降るとあの辺も随分水没すると。これから、越の浦ポンプ場がつくられましてからは、大分よくなるということは目に見えるんですが、その流入する部分の整備のほうもこれから進めていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします

また、越の浦ポンプ場を初め、多くのポンプ場ができます。その管理、集中管理といいますか、これから情報通信技術を使って、建設部の2階に一括管理システムを置かれて、これから管理するという事は考えていらっしゃるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 ポンプ場につきましては、今現在、震災後に壺番館のほうに移ってまいりました。そのときに、これまで中央ポンプ場の維持管理は分室のほうにそういったシステムを置いていたんですけれども、それとあわせまして、壺番館のほうにもそういった遠方監視といいますか、そういったシステムを導入しております。今現在、中央ポンプ場、藤倉の既設のポンプ場、あとは藤倉の第2ポンプ場と排水機場、あとは杉の入ポンプ場とこの前完成しました牛生ポンプ場、こちらの雨水ポンプ場を6カ所ありますけれども、今現在水位であるとか、ポンプの稼働状況、あとは自家発電の稼働状況がわかるようになっているということでございます。あわせまして、今増設しております藤倉のポンプ場につきましても、このシステムに加えていくという形でやっております。ただ、今現在このシステムは、平成9年に導入したシステムをその都度システム更新といいますか、OSの更新に合わせましてその都度やってはきているんですけれども、やはり、これからやっています越の浦ポンプ場

と中央第2ポンプ場につきましては、ちょっとこのシステムでいいのかという部分がありまして、今現在システムの工事のほうはまだ発注していないという状況でございます。あとは、電話回線なんですね。今現行のシステムのものは、アナログのNTT回線を使っております。これは専用回線ですので問題はないんですけれども、今検討しておりますのは、デジタルの専用回線であるとか、WEBで監視できるようなIP-VPN回線という特殊なものがあるんですけれども、そういった専用回線を使うこともあわせて検討しているという状況でございます。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。安心しました。せっかく大きなお金を使いまして市民の安心・安全のためにつくられた施設が全てやはり担当部署で集中管理をされて、災害時には対応できるというシステムになっていただければ、これからも安心・安全な住民の方のための施設ができるのだと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、これもずっと皆さんがご質問している中で、実施計画の26ページ。阿部委員初め多くの委員の方々から質問が出ていました、認知症高齢者見守り事業について質問させていただきます。認知症サポーター養成事業の内容と申しますか、講習の内容をちょっとお知らせいただければありがたいのですが。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 認知症サポーター養成講座の内容ということでのご質問でした。簡単に言えば、DVDがありまして、それを見ていただくと。通常のサポーター養成講座は、決して認知症の方をどうかしなさいということではなくて、見守ってくださいという内容で行っています。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。そうすると、認知症の方々への本当にサポートということではできかねる部分が出てくるのではないかと思います。ある町では、認知症予防サポーターという形で、認知症にならないため、なった方をどうサポートするかという講座を開いているところもあります。例えば、アンケートで、認知症の方々への対応方法を知っている市民の割合、つまり、先ほど前回は裁判になったと、公共交通機関に認知症の方がぶつかられて、今度それをどうのこうのという部分がありましたけれども、市民で見守る中で、認知症のサポーターになられる方々を、予防のサポーターをこれからPRしていくことも一つ大事

なことではないかなと思うんですが、その辺はやっぱり市民の方々に、多くの方々に知ってもらおう認知症という病気という。年をとってからじゃなくて、若年性認知所もありますし、いろいろ認知症でもあるんですが、その認知症という病気自体を市民の方々に多く知ってもらう工夫が必要になってくるのでは以下と思いますが、それについてはどう思われますか。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 先ほども出前講座というお話をさせていただきました。今年度は、これまで大体毎年200人とかだったわけなんですけれども、警察署の関係もございまして、一気に3月末では、年度で800人ぐらい受講されるのかなと思っております。まだまだ認知症を支援するようなどころまでは行っていませんので、そういったところを包括支援センターで地域支援推進の方々が4月から配置されますので、そういったところで地域に認知症の理解と支援の方法を少しずつ対応していきたいと思ってございます。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。先ほど、対応の方法を知っている市民の割合ということで言いましたが、ある自治体では、平成26年度960人、平成31年度までに3,200人にまで伸ばしたいと。つまり、市民みんなで見守る体制をつくるために、そういう認知症に対する認識を高めていきたいという目的意識を持ってその事業に当たっているということもありましたので、どうぞその辺をよろしくお願いします。また、先ほど介護ボランティア、22ページにも介護支援ボランティア活動がありましたけれども、その中でも認知症サポート養成の部分講座も開かれたと聞いております。実は、先ほど言いました介護支援ボランティア百何名のうち半分が活動されていると。活動されていない1人が私なんですけれども、そういうこともありまして、行きましたら2月8日全員協議会がありまして、その時間に間に合わなくて行かなかったんですけれども、やっぱり連携をとりながらその部分を深めていただければ幸いですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になります。資料No.9、210ページ。先ほど志子田委員からも質問されていましたが、国民健康保険事業の特別会計事業の中で、これから大変だというお話がありました。5万4,195人。これから10年過ぎますと、大体4,600人、平均だと460人が減るとすれば、20年後には9,000人ぐらい減りますので、4万5,000人になるだろうと。人口が減少した社会の中で、ただ人数が減るだけではなくて、老年人口がますますふえてくると。ただ、生産年齢人口は段々少なくなってくるという割合の中で、今後5年後、10年後、国民健康保険事業並びに介

護保険、後期高齢者保険のこれからの推移について、わかる範囲で結構ですので教えてください。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 国民健康保険事業を初めといたしまして、5年後、10年後どのようなことになっているかということでご質問がございました。国保につきまして、これまでの経緯並びに今後の見通し等についてご説明させていただきます。まず、国保の全体傾向といたしまして、先ほど志子田委員にもご回答させていただきましたけれども、若干重複いたしますが、現在の塩竈市の国保につきましては、後期高齢者、これは75歳以上の方々になりますが、こういった方々は当然年齢到達とともに離脱しておりますけれども、一方で、塩竈市の国保は、出生並びに社会保険の加入、離脱が均衡状態にあります。したがって、後期高齢者の離脱分がそのまま被保険者数の減少につながっておりまして、先ほど志子田委員にお話しさせていただきましたとおり、4%台の減少傾向が続いているということが常態化しております。しかしながら、医療費の高額化傾向は塩竈市も依然として続いておりますが、これは県内自治体でも2位から4位の間を行ったり来たりしておりますけれども、ジェネリック医薬品の使用割合の増大、それと国民健康保険税の収納率の向上という被保険者の努力によりまして、財政収支が現在好転し続けております。このことから、平成24年以来、平成28年まで、合計しますと4回ですけれども、国民健康保険税を引き下げということを実施しまして、被保険者の方々に対しまして、税負担の軽減を通しまして、還元をし続けているという状況でございます。なお、質問の核心でございます今後の見通しにつきましてですけれども、判明している範囲では、まず平成30年度に国保の財政運営は都道府県に統合いたします。しかしながら、国民健康保険税の徴収事務、付加事務並びに保険事業関係につきましては、引き続き市町村自治体で運営するという枠組みが今聞き及んでいるところでございます。加えまして、先ほど西村委員からご指摘がありましたとおり、高齢化社会が急速に進んでおります。塩竈市国保も例外ではございませんで、1月末現在の被保険者数は1万3,738名に対しまして、前期高齢者と称される方々、65歳以上74歳の方々は5,692人ということで、すでに3分の1以上の方々がこういった年齢層に達しております。10年後と申しますと、今申し上げた5,692名の方々は全て後期高齢者医療の制度の組に入りますので、引き続き塩竈市国保については減少傾向が続いていくと。加えまして高齢化も急速に進んでいくと思われまますので、本市の国保といたしましては、データヘルス計画という事業を実施させていただき

まして、これは平たく言うとビッグデータの活用と言ったほうがわかりやすいかと思えますけれども、被保険者の受診状況などのデータをすべて一元的に解析いたしまして、予防治療に役立てようということでございます。具体的な方針といたしましては、平成28年度には腎臓関係、特に糖尿病性腎症重症化予防事業、平たく言いますと、人工透析にしないようにしましょうと。どうしてもそういった60歳前後の方々から糖尿病が悪化して人工透析を受けざるを得ないという状況の方々が生じております。こうなりますと、生活水準を維持していく上で、どうしても人工透析は2日に1回程度、三、四時間ほど人工透析をしなければならない。加えて往復の交通関係を考えますと、生活水準にかなり支障が出てくるということもございまして、こういった面でも、被保険者の方々の健康維持になお努めさせていただきたいと考えております。なお、重複させていただきますが、平成30年度の都道府県統合につきましては、現在宮城県の市町村とも協議をしているところでございます。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。いろんな形でビッグデータ、レセプト電子化を初め、さまざまな通信技術を使いまして、過剰診療、頻回受診だけではなくて、病気の予防についても本当に真剣に取り組んでいただければ、これから少なくなってくるのかなと思っています。現在、塩竈市が1つ進んでいるものがありまして、全国では2人に1人を支えるという形で高齢者の方を支えるということになってはいますが、そもそも1.7人に1人を支えると。高齢化が大分進んでまいりまして、将来には1人が1人を支えるような社会になるのが現実にはあります。それを踏まえて、これから5年、10年、ましてや県のほうは2060年を最終的なビジョンの到達点として総合戦略を練っていますし、いろんな部分で、国も含めて、その辺も含めて、遠い将来も、5年、10年先も含めてこれから計画をきちんと練っていただいて、市政に当たっていただければ幸いですので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。

○鎌田委員長 次の方に移ります。山本 進委員。

○山本委員 2月29日から始まった予算特別委員会も最終日と。そして私が最後ということでございますので、与えられた時間を最大限有効に使わせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

まず、一般会計からの繰り出し基準、先ほど菊地委員と同じような質問になります。決して

菊地委員とは金脈を通じているわけではございませんけれども、いかなる基準でもって繰り出しているのかということをお尋ねします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 繰り出し基準、いわゆる基準内繰り出しとは何ぞやというような質問かと思えます。

毎年4月になりますと、総務省から通知文が来ます。繰り出し基準についてという通知が来ます。これは何かといいますと、国が毎年つくっております地方財政計画の中で、国が考えている地方全体の、要は繰り出しの額というものがあります。その額というのが、基本的には国が考えている数字なものですから、それをベースとして差額分の交付税というのが額として総額が決まってくると。つまり、国は、この地方財政計画の繰り出しの額を地方にきちんと決算ベースで守ってくれよというために基準をつくって、地方に対して通知を出しているというものでございます。各会計それぞれ、この費用については、一般会計が負担すべきだと、そういったものは列記している通知文でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 基準内繰り出しについては、理解しているところでありますが、いわゆる、問題は基準外繰り出しということでもあります。私が申すまでもなく、塩竈市の財政を見る場合、どうしても、他の都市にない交通事業、それから魚市場、そして市立病院という事業を抱えております。これは、これまで、どうしても財政運営を硬直化させてきた原因ではありますが、例えば交通事業にしましても、先ほど市長の答弁がありましたように、やはり浦戸の方々の大事な生命線ではあるし、また、私は市道の延長であるということを諸先輩から語り継がれてきましたし、今でもそう思っております、ただ、残念ながら人口が減少傾向にある中で、単なる足としての離島航路だけではなくて、やはり観光も視野に入れたような事業というものを展開していく必要があるだろうと。実際、残念ながら、浦戸に行って11時ごろに着いても食事をするところもない。その中で、やはり多くの方々に来ていただきたいというのであれば、その辺も、単に浦戸振興課だけに任せるのではなくて、やはり政策課が中心となって浦戸振興というものを考える必要があるのではないかと。一部では、生けすをつくって、そこに魚を放して、そしてフィッシングして食べていただくという構想もあるようです。また、カヌー教室というものも展開し、将来的には、桂島でやっていますけれども、マリンスポーツもやっているという地元の動きもございますので、それらをきちんと呼応していく必

要があると考えております。そうすることによって、観光を目的とした利用がふえる。また、浦戸で、例えば浅海養殖なんかで、働く人たちが本土から行く場合も、今最低賃金は幾らですか。750円ぐらいですか。8時間で6,000円、交通船往復で1,000円、駐車料金1,000円で2,000円と、4,000円程度しかなくなっちゃうんですね。そういった面で、浦戸で働く方のために、じゃあ特別割引するとか。私はこれは、政策的な予算として繰り出していく必要があると。ただし、市民が見て納得できるような政策的な繰り出し、基準外繰り出しというのは、私は必要だと考えております。決して、赤字だから補填するという発想ではなくて、政策的に繰り出していくという発想。そのためには、交通事業会計は健全化に向けて変動費がどこまで減るかわかりませんが、工程費もなかなか難しいんですよ。そういうところを、これだけの健全化に向けての努力をしているんだということをやっぱり見せる必要があるだろうということ。

それから、市立病院。私は個人的には1週間お世話になりました。本当に大変な事業でございます。特に、地域医療介護法ができて、地域包括ケアシステムが構築された。結局、高齢者の方々が結構多い。その中で、いろんなお世話をされているという実態を見まして、本当に大変だなと。市民にしてみれば、税金を払うということは、保険を払っていると同じですね。やっぱり市民の健康、そして命を守る市立病院であると私は考えていますので、単純に数字だけ見て赤字だからだめだということではなくて、もちろん病院としての改革、経営改革をしなきゃいけませんけれども、やっぱり、それを抱えている自治体としての責任、市民に対する責任というものもあるのかなと考えます。

○鎌田委員長 山本委員、質問はいいんですか。

○山本委員 ということであります。

次に行きます。具体的な質問に行きます。

下水道事業。昨年1月に公営企業会計の適用のための指針が出されて、今回予算が計上されております。資料No.9の275ページ。5,500万円。その内容についてお尋ねいたします。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 山本委員の質問にお答えします。

まず、こちらにつきましては、国のほうから、いわゆる骨太の方針というのは、まず2014年に出されまして、その中に、地方公会計の整備であるとか、下水道に関する公営企業会計の適用であるとか、さらに、地方公共団体における公共施設の総合管理計画の策定とか、そう

いったものが盛り込まれたという状況でございました。それを踏まえまして、平成27年1月に総務大臣から公共下水道につきまして、人口3万人以上の団体ですけれども、平成32年度までに公営企業会計へ移行するよということでの要請があったということに基づきまして、本市につきましても平成28年度から平成32年度の適用に向けて事業を振り込んでいこうということでの予算計上ということでございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 この場合は、これまでいろいろ議論されておりましたけれども、上水、水道事業会計との合体というか、そういったようなことはあるんですかね。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 そちらにつきましては、今現在、どのような形で公営企業会計に移行するのかという部分も、まだ定まっておられません。と申しますのは、最終的に、これから入ってはいくんですけれども、全部適用という分になりますけれども、市でやっています病院であるとか水道であるとかというような公営企業会計に移るのか、それとも財務の部分だけを適用するのか。全部適用しますと、当然職員の身分も含めて公営企業会計、管理者を置いた形になるという部分もございます。それも含めまして、この移行のまずは準備という中から始まっていくんですけれども、そういった中で検討してまいりたいと考えています。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 心配するのは、人口が減少する、分母が低くなる。一回インフラ自体が老朽化しているということで、係数が高くなるということで、結局料金が上がるのではないかなという問題が一番懸念されますので、これにつきましては、やっぱり検討の経過というものを常に議会等に報告していただきたいなということを要望しておきます。

次に、水道です。梅の宮浄水場の浄水作業を、アウトソーシングというか、委託しているようですけれども、予算的には七千幾らとありますけれども、その内容を簡単にだけ、どういった体制で、どういった作業をしているか。また、アウトソーシングした目的は何かということをお答えください。

○鎌田委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 今山本委員より、浄水場の委託の内容ということでご質問がありました。お答えいたします。

浄水場委託については、平成27年4月1日からアウトソーシングという形で、業者に委託を

してございます。委託内容でございますが、浄水作業の部分を、主に職員でやっていた部分を24時間体制で委託をしております。それに付随いたしまして、維持管理業務、水質の点検という形で行ってございます。なお、水質については、職員も常駐しておりますので、二重チェック体制で水質には万全を期しているという状況の内容になってございます。以上です。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 その際、例えば、働いているフロアをパーティションで区切るとかということで、一切水道部の職員と受託会社の担当との折衝はないようにしていますか。

○鎌田委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 お答えいたします。

この委託に当たって、事前に調査をしておりました。今山本委員から出されていた部分は、多分、受託者と職員が混合しないようにという意味合いだと思いますが、その部分につきましては、ちゃんとパーティションで鍵つきの部分で、完全に業者が出入りできない。あと、緊急の場合には、職員のほう側から業者のほうに行けるような態勢で、そういった部分は万全を期しております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 心配していたので、ありがとうございます。つまり、指揮命令下であれば、それは委託ではなくて、いわゆる偽装請負になりますからということで確認で聞いたんです。

次に、定数。資料No.15の1ページで、条例定数41名に対して現在32名ということですけども、ひとつ心配なのは、緊急時。導水管の破裂もあるんですけども、例えば末端の配水管等が破裂した場合の緊急時の対応については大丈夫なんですか。要するに、組織的なノウハウが、職員が減ることによってなくなりませんかということですよ。

○鎌田委員長 大友次長。

○大友水道部次長兼工務課長 山本委員から出された部分は、多分技術の継承関係というふうに認識しております。これは、塩竈市だけではなくて、全国的な問題となっております。今、緊急の漏水体制、あと職員の体制。確かに職員数は減ってございます。私どもは数十年水道のほうにおりますので、先輩方からいろいろ現場を教えていただいて、これまでいろいろな経験をさせていただいたという経過を踏まえまして、若手の職員には当然日本水道協会並びにもろもろ研修をさせておりますし、そのほかにも現場での対応というものを順次、ベテラン職員とまではいきませんが、熟知している職員から伝達する、そういった体制をとって、

何とかそういった部分の、職員数が少なくなった部分でカバーをできる体制に整えているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 期末の剰余金の合計が11億円あるわけで、今後どういったことに使うかわかりませんが、塩竈市の水道というのは、とにかく歴史があるし、そして安心・安全、そして、おいしい水を安く提供というのが塩竈の水道の歴史でございますので、それを今後とも後世に引き継いでいただきたいということでございます。

最後に、市長、平成28年度の市政運営に当たりまして、百折不撓の志をいただき、総力を挙げて挑戦していく覚悟でありますという施政方針の決意でございますので、どうかその決意のもとで、大変厳しい時代ではありますけれども、頑張ってくださいということをお話して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○鎌田委員長 先の曾我委員の質問にて、介護事業の国費割合について、答弁ができなかった点がありました。この件について、遠藤長寿社会課長より回答いたします。では、お願いします。

○遠藤健康福祉部長 先ほどは失礼いたしました。

資料No.12の175ページになります。介護予防・日常生活支援総合事業の財政比率ということですが、175ページの4番目、事業費及び財源内訳ということで、通常ならば国がそこに2,696万7,000円という記載があるんですけども、こちらは25%じゃないかということのご指摘でした。国の財政比率は本来やはり25%なんですけれども、うち20%と5%に分かれてございます。5%の部分が国の調整交付金になります。この調整交付金の算出ですけども、年、例えば1月から12月ということで、年度ではないということでもあります。そういった中で、5%に4分の3をかけると3.75になるということで、ここでの記載のほうは23.75%ということでございます。調整交付金が4分の3になったことによりまして、残りの4分の1については、そのほか、具体的には財政調整基金のほうで一時対応して、この分後年度で精算するという状況でございます。回答ができましたこと、失礼いたしました。

○鎌田委員長 ここで、暫時休憩いたします。

午後 4時20分 休憩

午後 5時49分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第19号ないし第26号、第28号、第30号ないし第35号、第38号ないし第42号についてお諮りいたします。

議案第19号ないし第26号、第28号、第30号ないし第35号、第38号ないし第42号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立全員であります。よって、議案第19号ないし第26号、第28号、第30号ないし第35号、第38号ないし第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について採決いたします。

議案第27号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について採決いたします。

議案第29号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について採決いたします。

議案第36号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について採決いたします。

議案第37号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました各号議案のうち、議案第25号及び第29号について、附帯決議の提案の申し出がありますので、これを許可いたします。

まず、議案第25号について、趣旨の説明を求めます。伊勢由典委員。

○伊勢委員 議案第25号に対する附帯決議について読み上げます。

市当局は、本条例の施行に当たり、次の事項について適切な対応を講ずべきものである。

一つ、子供は成長発展の中でいじめが起り得るものであり、教師、子供、保護者、市教育委員会、市長、一体の教育の中で解決し、国連決議「児童の権利条約」を遵守すること。

一つ、保護者、子供には、人間形成を前提に対応すること。

一つ、いじめ被害者の知る権利を保障し、医療、心のケア、教育環境の整備に努めること。

以上決議する。

以上であります。

○鎌田委員長 次に、議案第29号について趣旨の説明を求めます。志賀勝利委員。

○志賀委員 議案第29号、平成28年度一般会計予算で提案されております「海岸通地区震災復興市街地再開発事業8億2,664万円」について、あらゆる角度から審議・審査をいたしてまいりましたが、非常に重要な議案であり、ぜひ成功してほしい事業でもありますので、次のとおり附帯意見を提出する。

議案第29号に対する附帯決議（案）。

一つ、「海岸通地区震災復興市街地再開発事業」の事務事業を執行するに当たっては、ビジネスとして当該再開発事業を組み立て、事業後予測されるキャッシュフローを銀行団とともに調整し、開発可能な採算ラインを理解できるようにすべきである。さらに市当局は、公的支援及び保留床処分等に係る経過について、情報公開の基本監視の今日、常に問題を正確に

把握し問題を先送りせずに、速やかに市民及び議会に報告すること。

一つ、本町1番地の再開発においては、過去に大型テナントの撤退により、事業救済のため本市が行政床として活用するなど財政負担が拡大した反省を踏まえ、再開発組合によるリーシングにおいては同様なことを繰り返さないよう留意すること。

一つ、海岸通1番2番地区については、本市の今後の発展に中心的な役割を担う地区であることから、交流人口の拡大に向け公共交通機関のさらなる環境整備を図るため、関係機関との協議に努めること。

一つ、市当局は、経済的合理性、施設経営の持続可能性に基づいて本事業が進められ、中心市街地の活性化を推進するために責任を持って事業執行に努めること。

以上を決議する。

なにとぞ皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○鎌田委員長 以上で、議案第25号及び第29号に対する附帯決議の説明を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第25号に対する附帯決議を附することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立全員であります。よって、議案第25号に対する附帯決議については、附帯決議を附することに決しました。

次に、議案第29号に対する附帯決議を附することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立全員であります。よって、議案第29号に対する附帯決議に対しては、附帯決議を附することに決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審議に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局、参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成28年度予算特別委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後6時00分　　終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年3月3日

平成28年度予算特別委員会委員長　　鎌　田　礼　二

平成28年度予算特別委員会副委員長　菅　原　善　幸